

令和8年第2回（3月）大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 2日	月	午前10時	本会議	開会、提案理由説明	
3月 3日	火	午前10時	本会議	・議案第2号から議案第11号まで 質疑、討論、表決	
3月 4日	水	午前9時 午前10時	委員会	議会運営委員会 各常任委員会	
3月 5日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月 6日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月 7日	土		休会	議案等整理	
3月 8日	日		休会	議案等整理	
3月 9日	月	午前10時	委員会	各常任委員会 (付託議案審議)	
3月10日	火		休会	議案等整理	
3月11日	水		休会	議案等整理	
3月12日	木	午前10時	本会議	一般質問	
3月13日	金	午前10時	本会議	一般質問	
3月14日	土		休会	議案等整理	
3月15日	日		休会	議案等整理	
3月16日	月	午前10時	本会議	一般質問	
3月17日	火	午前10時	本会議	一般質問	
3月18日	水		休会	議案等整理	
3月19日	水	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				18 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町財政事情公表
-
-
-

令和 8 年第 2 回大津町議会定例会会議録

令和 8 年第 2 回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第 1 日) 令和 8 年 3 月 2 日 (月曜日)		
出席議員	1 番 岩 下 啓 史 2 番 中 山 直 之 3 番 清 原 さおり 4 番 大 塚 勝 二 5 番 村 山 龍 一 6 番 大 村 裕一郎 7 番 田 代 元 気 8 番 時 松 智 弘 9 番 西 川 秀 貢 10 番 大 塚 益 雄 11 番 三 宮 美 香 12 番 山 部 良 二 13 番 山 本 富二夫 14 番 豊 瀬 和 久 15 番 佐 藤 真 二 16 番 坂 本 典 光	
欠席議員		
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 総務部主幹兼行政係長 田 上 雄 一 兼 法 制 執 務 係 長 副 町 長 内 田 清 之 教 育 長 吉 良 智恵美 総 務 部 長 木 村 欣 也 教 育 部 長 村 山 博 徳 住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範 教 育 部 次 長 境 敬一郎 健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿美代 大津町農業委員会会長 津 田 恵 美 産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次 農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩 都 市 整 備 部 長 高 橋 和 秀 大津町選挙管理委員会 大久保 純 一 併任工業用水道課長 委 員 会 長 総務統括専門官 伊 藤 秀 馬 大津町選挙管理委員会 宮 崎 俊 也 書 記 会 長 総 務 部 長 山 部 美 保 財 政 課 長 会 計 管 理 者 郷 春 美 兼 会 計 課 長	

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて（令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第 3 号	令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 8 号）について
議案第 4 号	令和 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 5 号	令和 7 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 号	令和 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 7 号	令和 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 8 号	令和 7 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 9 号	令和 7 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 10 号	令和 7 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 11 号	令和 7 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 12 号	大津町振興総合計画基本構想の策定について
議案第 13 号	大津町振興総合計画基本計画の策定について
議案第 14 号	大津町犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 15 号	大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 16 号	大津町行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 18 号	大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 20 号	大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第 21 号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 22 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
議案第 23 号	辺地総合整備計画の策定について
議案第 24 号	町道の路線廃止について
議案第 25 号	町道の路線認定について
議案第 26 号	令和 8 年度大津町一般会計予算について
議案第 27 号	令和 8 年度大津町国民健康保険特別会計予算について

議案第 2 8 号	令和 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
議案第 2 9 号	令和 8 年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第 3 0 号	令和 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 3 1 号	令和 8 年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について
議案第 3 2 号	令和 8 年度大津町工業用水道事業会計予算について
議案第 3 3 号	令和 8 年度大津町公共下水道事業会計予算について
議案第 3 4 号	令和 8 年度大津町農業集落排水事業会計予算について

令和 8 年第 2 回大津町議会定例会請願・陳情・要望書委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	付 託 委員会
令 和 7 年 11 月 26 日 陳 情 第 号	臓器移植に関わる不正な臓器 取引や移植目的の渡航等を防 止し、国民が知らずに犯罪に 巻き込まれることを防ぐため の環境整備等を求める意見書 提出の陳情	東京都新宿区西新宿 3-3-13 西新宿水間ビル 6 階 一般社団法人 中国における 臓器移植を考える会 代表 丸山 治章	配付のみ
令 和 8 年 2 月 18 日 陳 情 第 号	法輪功迫害問題に関する意見 書提出を求める陳情	熊本県熊本市中央区島崎 1-31-1-605 法輪功 熊本 代表 林 龍鶴	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 議案第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
) について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 7 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託
特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3
号) について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 7 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第
4 号) について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 7 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 7 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 7 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 3 号)
) について
- 日程第 15 議案第 12 号 大津町振興総合計画基本構想の策定について
- 日程第 16 議案第 13 号 大津町振興総合計画基本計画の策定について
- 日程第 17 議案第 14 号 大津町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15 号 大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
る条例の制定について
- 日程第 19 議案第 16 号 大津町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 17 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 21 議案第 18 号 大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保

育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 2 議案第 1 9 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 2 0 号 大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 4 議案第 2 1 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 2 5 議案第 2 2 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更に
ついて

日程第 2 6 議案第 2 3 号 辺地総合整備計画の策定について

日程第 2 7 議案第 2 4 号 町道の路線廃止について

日程第 2 8 議案第 2 5 号 町道の路線認定について

日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 8 年度大津町一般会計予算について

日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 8 年度大津町国民健康保険特別会計予算について

日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 8 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について

日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 8 年度大津町介護保険特別会計予算について

日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 8 年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について

日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 8 年度大津町工業用水道事業会計予算について

日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 8 年度大津町公共下水道事業会計予算について

日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 8 年度大津町農業集落排水事業会計予算について

一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○副議長（三宮美香） ただいまから令和 8 年第 2 回大津町議会定例会を開会します。

坂本議長より欠席の届けが出ています。また、田邊総務部財政課財政係長より欠席の届けが出ていますので、報告します。

ただいまお伝えしたとおり、坂本議長から欠席の届けが提出されておりますので、地方自治法第 1 0 6 条第 1 項の規定により、私、三宮が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（三宮美香） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番、大村裕一郎議員、７番、田代元気議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

○副議長（三宮美香） 日程第２、会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

佐藤真二議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（佐藤真二） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告をいたします。

当委員会は、２月２０日午前１０時から役場４階委員会室４０１において、令和８年第２回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案の３４件について執行部から説明を求め、協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議を行いました。

なお、町長提出案件について、承認第１号は、先に議決すべき案件でありますので、本日の本会議において質疑討論の後、表決することとしました。

また、議案第２号から議案第１１号までの１０議案については、先に議決すべき案件でありますので、本日の執行部からの説明を受けた後、明日の本会議において質疑、討論の後、表決することとしました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、明日３日の正午までの提出といたします。

したがって、４日の午前９時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決めることになりました。

会期日程については、タブレットに配付のとおりです。本日から３月１９日までの１８日間といたしました。

また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、坂本議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の皆さんの御協力をお願いいたします。

○副議長（三宮美香） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席及びタブレットに配付いたしました会期日程案のとおり、本日から３月１９日までの１８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○副議長（三宮美香） 日程第3、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第4 承認第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて

（令和7年度大津町一般会計補正予算（第7号））

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○副議長（三宮美香） 日程第4、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和7年度大津町一般会計補正予算（第7号））についてを議題とします。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 異議なしと認めます。したがって承認第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。

承認第1号の提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号「専決処分を報告し承認を求めることについて、令和7年度大津町一般会計補正予算（第7号）」には、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,035万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を208億2,140万3,000円としたものです。

歳入で、国庫支出金2,035万3,000円を、歳出で総務費2,035万3,000円をそれぞれ追加するものです。

以上、承認第1号の事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、おはようございます。承認第1号「令和7年度大津町一般会計補正予算（第7号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算になります。急施を要したため、1月16日付で専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて、別紙補正予算の概要を御参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,035万3,000円を追加し、予算の総額を208億2,140万3,000円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款2、項4、目3衆議院議員総選挙費、節1報酬は、選挙管理委員会委員報酬や期日前投票の事務補助及び立会人等の報酬を計上しております。

節3職員手当等で、管理職の特別勤務手当及び職員の時間外勤務手当を、節7報償費で、選挙当日の投票箱の送致謝礼などを、節8旅費で、立会人や会計年度任用職員などの費用弁償を、節10需用費で、選挙事務や各投票所などで必要な消耗品や食料費などを計上しております。

12ページをお願いいたします。

節11役務費では、投票所入場券等の発送に係る通信運搬費や開票に係る自動読取分類機の点検手数料などを、節12委託料では、ポスター掲示場設置等委託及び投票所駐車場の交通誘導警備業務委託を、節13使用料及び賃借料で、選挙人受付用パソコンのリース料等を計上しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款15、項3、目1総務費委託金で、当該選挙に係る国からの委託金を計上しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和7年度大津町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

日程第5 議案第2号から日程第37 議案第34号まで一括上程・提案説明

○副議長（三宮美香） 日程第5 議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてから、日程第37 議案第34号、令和8年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの33件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 先ほど提案しました案件につきまして御承認をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、本定例会に提出しております議案の説明に先立ち、令和8年度の町政運営に臨む基本姿勢について、所信の一端を申し述べます。

本町は今、かつて経験したことのない規模と速度で環境が変化する大きな転換局面にあります。とりわけ、TSMCの進出とそれに伴う産業集積の進展、さらには、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画の具体化は、本町の都市構造と経済構造の双方に影響を及ぼす歴史的転換点となっております。企業立地や雇用機会の拡大、交流人口の増加など、地域経済にとって大きな好機である一方、交通渋滞や生活環境への影響、地価上昇に伴う住宅取得負担の増加、子育て世代の町外流出など、生活基盤に係る負荷も顕在化しつつあります。

あわせて、急速な産業集積に伴い、企業の人材確保や地域内雇用のミスマッチといった構造的課題も生じております。

令和3年の就任以来、こうした将来変化を見据え、産業基盤、都市拠点、子育て環境、防災力など、町の土台となる基盤整備を計画的に進めてまいりました。そして近年、工業団地整備、肥後大津駅周辺整備、子育て支援拠点施設整備、幹線道路拡張、防災基盤強化など、就任以来、準備を重ねてきた取組が実装段階へ移行しており、新駅設置と周辺開発についても、将来を見据えた検討を開始しております。事業の進捗段階はそれぞれ異なりますが、既に供用を開始したもの、事業化が進むもの、具体化検討を深めているものが並行して進んでおります。

一方で、個別事業の積み上げだけでは、交通、土地利用、居住のバランスを町全体として最適化することはできません。そのため、都市構造全体の方向性を先に整理し、全体の整合を図りながら

進める必要があるとの認識の下、都市構造の再設計を進めてまいりました。

本年4月を始期とする都市計画マスタープランについては、急速な環境変化に対応するため、計画期間を大幅に前倒して改定を行いました。あわせて、立地適正化計画を策定し、都市機能配置、居住誘導、交通結節の基本的方向性を明確にしております。これに先立ち、肥後大津駅周辺まちづくり基本計画の策定を完了しており、現在はその内容を都市計画マスタープランと整合させながら、交通結節機能の強化や阿蘇くまもと空港アクセス鉄道中間駅を見据えたまちづくりの検討、工業団地整備など、都市構造設計の具体化を進めております。

こうした都市構造設計と併せ、本町の将来像と政策体系を総合的に示す最上位計画として、第7次大津町振興総合計画を策定いたしました。本計画は、本町が目指す将来ビジョン、「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津」の実現に向け、都市基盤、産業振興、子育て・教育、福祉、防災、行政運営など、町政運営の各分野における施策の方向性と優先順位を体系的に整理した基本指針であります。急速な環境変化と発展局面にある本町においては、個別施策を単独で展開するのではなく、分野横断的に連動させながら、生活環境の維持と地域成長を同時に実現していく政策運営が不可欠であります。

令和8年度は、第7次大津町振興総合計画の初年度に当たります。これまで積み上げてきた基盤整備と都市構造設計を本計画の枠組みの下で体系的に位置づけ、限られた資源の中で優先順位を明確にししながら、着実に実行に移してまいります。

その実行を支えるものが本年度当初予算であります。予算総額は、一般会計で199億9,628万円を計上いたしました。基盤整備の着実な推進と子育て、福祉、防災といった生活施策の充実を両立させる実行予算として編成しております。発展の機会を着実に生かしながら、未来への投資を推し進めるとともに、将来負担と持続可能性を見据えた編成としております。

さらに、令和8年度は、大津町が町村合併70周年を迎えるとともに、熊本地震から10年を迎える本町にとって極めて重要な節目の年であり、本町の歩みを未来へ接続する年でもあります。記念式典をはじめとする各種記念事業を通じ、これまでの歩みを振り返り、感謝の思いを共有するとともに、絆を深めながら、その成果と経験を未来へ確実につないでまいります。

熊本地震からの復旧については、岩戸溪谷の遊歩道の復旧や真木簡易水道の公共水道への移管などの復旧事業が一区切りを迎えます。これらの成果を地域活性と安心の確保につなげるとともに、防災・減災の取組を改めて見つめ直し、次世代へ教訓を継承してまいります。

町政運営に当たっては、民間の知恵と活力の活用、先進技術と民間手法の導入、制度と仕組み化徹底、強力なトップセールスという4つの基本姿勢を堅持しつつ、選択と集中による行政運営を徹底してまいります。

このような認識の下、令和8年度は都市整備、産業振興に加え、子育て・教育、福祉、防災、行政運営改革までを相互に連動させ、町民生活の安心と将来への投資を両立させる施策を展開してまいります。

それでは、就任以来掲げている6つの方針について申し述べます。

まず1点目は、命を守る徹底した防災・防犯対策です。

町政運営の基本は、町民の命と財産、そして日々の暮らしの安全を守ることにあります。

急速な発展局面にある本町においては、人口集積や都市機能の高度化に伴い、災害リスクや安全対策の重要性も相対的に高まっており、防災・防犯体制の強化は、発展を持続可能なものとしていくための基盤であると認識をしております。

令和8年度は、熊本地震から10年の節目として、経験と教訓を踏まえ、防災・減災をさらに強化します。道路・河川・排水施設などの計画的な整備により被害の未然防止と軽減を図るとともに、総合体育館の空調整備が完了することから、暑熱・寒冷期でも安心できる避難環境と実災害で機能する運営体制を整えます。

あわせて、関係機関との連携、情報伝達、地域防災訓練を通じて地域防災力を高め、消防団についても活動支援と負担軽減を両立させながら持続可能な体制を確保します。

防犯面では、防犯カメラの計画的整備に加え、地域・関係団体と連携した見守りや啓発を強化し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。

さらに、本定例会に提案しております犯罪被害者支援条例により、被害者を包括的に支える取組を進め、安全・安心の社会的基盤を充実してまいります。

2点目は、子育て支援・教育環境日本一のまちづくりです。

将来にわたり活力ある町を維持していくためには、子育て支援と教育環境の充実を、発展局面と一体で進めていくことが不可欠であります。子育て環境の充実は、単なる福祉施策ではなく、定住構造の安定と地域活力を支える基盤政策であると位置づけております。

現在、昭和園敷地内において、町立認定こども園と子育て支援拠点施設の整備を進めており、相談・交流・情報提供機能を集約した拠点として、令和10年の開園を目指しております。令和8年度は、工事着手に向けた具体的工程へ移行するための予算を計上し、事業を確実に次の段階へ進めます。

あわせて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支える体制を強化するとともに、保育の受入れ体制確保や保育士確保支援など、質と量の双方から保育環境の充実を図ります。

教育分野では、学校施設の計画的な改修と設備更新を進め、令和8年度は大津中学校・大津北中学校体育館への空調整備を実施し、教育環境の向上と避難所機能の強化を図ります。さらに、大津南小学校の建て替えについても、令和12年度供用開始に向け着実に事業を推進してまいります。

このほか、ICT環境の充実、個別最適な学び、不登校支援、多様な背景を持つ児童生徒への支援、地域と学校の連携強化、部活動の地域展開など、子供たちの学びと成長を支える環境づくりを総合的に進めてまいります。

また、国補助金を活用した給食費の無償化に取り組み、保護者の経済的負担軽減を図りながら、子育て世帯への包括的支援を強化していきます。

3点目は、人生100年時代を見据えた福祉です。

人口構造の変化と地域の多様化が進む中、福祉施策は発展を持続可能な地域社会へとつなげる生

活基盤であります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を整えてまいります。

とりわけ、日常生活を支える移動手段の確保は重要です。乗合タクシーについては、令和8年度から運行エリアを全町へ拡大し、利便性と効率性を高めながら、免許返納後も安心して暮らせる環境を整え、移動弱者を生まない地域づくりを進めます。

また、第4期地域福祉計画に基づき、地域で支え合う仕組みを基盤に、予防から生活支援までを一体的に支える体制を構築してまいります。

まず、健診受診率の向上や生活習慣病予防、運動機会の充実を通じて健康寿命の延伸を図り、データに基づく予防施策を推進いたします。さらに、高齢者施策では、通いの場づくりや社会参加支援、介護予防を進めるとともに、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の連携を深め、地域包括ケアの充実を図ってまいります。

あわせて、ふくしの相談窓口を起点に、生活困窮、子育て、介護、障がいなど複合的な課題に対し、関係部局と支援機関が一体となって対応し、相談から支援までを切れ目なくつなぐ体制を継続してまいります。

外国籍住民や転入者の増加も踏まえ、必要な情報と支援が確実に届く体制を整え、多様な住民が共に安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

4点目は、活気とにぎわいを生む仕組みづくりです。

本町が迎えている発展の機会を、人口増加や来訪者増にとどめることなく、地域全体の経済活力へ持続的につなげるため、拠点整備、交通基盤の強化、交流促進を一体的に進め、人の流れと活動を生み出す仕組みを構築してまいります。

肥後大津駅周辺については、バス転回広場の供用開始、通勤バス運行などにより、交通結節機能の強化を図ってまいりました。また、令和7年度に策定したまちづくり基本計画に基づき、本町のまちの顔として都市拠点形成を進めながら、駅前広場や自由通路の整備、宿泊・商業・飲食機能の誘導により、交流機能と生活利便の向上を図ります。

令和8年度は、サウンディングや具体的条件の整理を行いながら、公有地活用や沿道のにぎわい創出に向けたガイドライン整備を含め、民間活力の導入と最大化を図り、駅周辺整備の具体化を進めます。

また、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の詳細ルート案を踏まえ、中間駅設置と周辺まちづくりについて都市計画マスタープラン等との整合を図りつつ、関係機関と協議・検討を進めます。

T SMC進出以降の課題である渋滞対策についても、町道三吉原北出口線の4車線化をはじめ、国・県と連携しながら、発展の効果を生活環境の向上へ結びつける視点で着実に前進させます。

にぎわいを町全体へ波及させるため、観光振興と情報発信を強化し、宿泊施設や飲食店への誘客と滞在促進を図ります。あわせて、観光施策を安定的に推進する財源確保策として、宿泊税の制度化に向けた検討を進めます。

さらに、総合体育館空調整備の完了を契機に、利用環境の向上を図り、スポーツ大会や合宿等の活用を促進するとともに、スポーツを通じた交流とにぎわいの創出を後押ししてまいります。

5点目は、町内産業支援と活性化です。

T SMC進出を契機に関連企業の立地や設備投資が広がり、本町は産業面において大きな発展の機会を迎えています。この流れを地域経済全体の成長と雇用拡大へ確実につなげるとともに、急速な産業集積が地域社会や生活環境へ与える影響にも配慮をしながら、調和ある持続可能な産業構造の形成を図ってまいります。

関連企業の受入れ環境整備を進めるとともに、町北部で整備を進めている新たな工業団地についても、令和9年度の方譲開始を目標に造成や周辺道路整備を着実に進めます。計画的な受皿整備により、企業立地の無秩序な拡散を防ぎ、土地利用や交通環境との整合を図りながら、持続的な雇用創出と地域経済成長を支えてまいります。

本年1月には、本田技研工業株式会社熊本製作所が創業50周年という節目を迎えられました。本町の産業基盤は、これまで地域経済と雇用を支えてこられた既存企業の長年の御尽力によって導かれてきたものであり、企業の皆様には深く敬意と感謝を表しているところです。今後も新規立地企業への対応と併せて既存企業の事業継続と成長支援に取り組み、特定分野への過度な依存を避けながら、産業構造の安定性と多様性の確保を図ってまいります。

農業分野では、担い手の確保と経営の安定化を図るとともに、今後新たに片俣圃場整備や県と連携した農業団地整備など、生産基盤の強化を着実に進めていきます。あわせて、スマート農業の導入支援を継続し、生産性向上と効率化を後押しします。こうした取組をはじめとする農業政策を総合的に推進することで、都市化が進む局面においても農地保全と営農環境の維持に努め、持続可能な農業の確立を図ってまいります。

商業分野では、地域事業者の経営支援や販売機会の拡大、にぎわい創出施策との連動により地域内消費の活性化を図ります。あわせて、創業支援や経営支援の充実、人手不足対策を進め、町内産業の持続的発展と活力創出につなげてまいります。

6点目は、町民に、より信頼され、愛される役場の実現です。

町政運営の基盤は町民の皆様との信頼関係にあります。急速な発展局面にある今、行政運営の透明性と説明責任、そして協働によるまちづくりの重要性は一層高まっております。対話を重ねながら町政を前に進めるため、毎年実施しているまちづくり町民懇談会を引き続き開催し、町民の皆様を直接伺い、施策へ着実に反映してまいります。

また、行政サービスについては、利便性の向上と業務の効率化を両立させるため、デジタル技術の活用を進めます。書かない窓口の推進に取り組むとともに、A I等のデジタル技術を活用した業務の効率化と品質向上を進め、そこで生み出された時間を、より質の高い政策立案や課題解決の検討に充てる体制づくりにつなげてまいります。あわせて、職員の人材育成と組織力の強化にも継続して取り組み、変化の速度に負けない行政運営を支える土台を固めてまいります。

持続可能な行財政運営の観点からは、事業の選択と集中を徹底するとともに、自主財源の確保にも努めます。その一環として、ふるさと納税についても引き続き推進し、地域資源の魅力発信と併せて財源確保につなげてまいります。

さらに、地域コミュニティの維持に向け、地域役員等の成り手不足という課題に対応するため、負担軽減につながる見直しを進めてまいります。その一環として、令和8年度から文書配布を月2回から月1回へ見直すとともに、広報おおづと生涯学習情報誌を合冊し、業務の効率化を図ります。あわせて、情報発信の在り方を整理し、必要な情報がより分かりやすく、確実に届く仕組みを構築してまいります。

加えて、外国人住民の増加も踏まえ、生活支援や情報提供の充実、人権尊重の取組を推進し、多様な背景を持つ方々が互いに尊重し合い、安心して暮らせる、町民みんなに優しいまちづくりを進めてまいります。

以上、令和8年度の町政運営に当たり、基本的な考え方と今後のまちづくりに対する所信の一端を申し述べさせていただきました。

今後も職員と一丸となり、これまで本町が大切に積み重ねてきた人権尊重の取組と理念の下、全ての人の尊厳が守られ、多様な人々が共に支え合い、安心して暮らし続けられる地域社会の形成を図ってまいります。

あわせて、第7次大津町振興総合計画に掲げる将来ビジョン「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津」の実現に向け、各施策を着実に推進し、発展の恩恵と負担を町全体で調和させながら、将来世代にも責任ある選択を行ってまいります。

議員各位並びに町民の皆様の、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、所信の表明といたします。

続きまして、令和8年度の当初予算編成につきまして述べさせていただきます。

令和8年度の当初予算におきましては、新たな第7次大津町振興総合計画基本計画に基づく事業を実現していくための第一歩として、社会情勢や大津町を取り巻く状況の変化を見据えながら、限られた財源を必要な取組に重点的に投資すべく、予算編成を行っております。

一般会計につきましては、前年の当初予算と比較しますと、前年が骨格予算であったこと、そして民生費や土木費の伸びが影響し、約41億6,200万円の増額となっております。基金につきましては、令和7年度末の残高見込みは、総額65億6,366万円となり、うち財政調整基金は34億1,973万円となる見込みであります。

なお、令和8年度の当初予算編成時において5億9,000万円の財政調整基金繰入れを予定していますので、繰入れ後の財政調整基金は約28億3,000万円となる見込みです。

令和7年度末の起債残高は、道路等の新設・改良事業や教育施設整備等に係る地方債の発行により、168億5,960万円となる見込みで、前年度比2億5,332万7,000円の増となっております。今後は、令和8年度から継続費で予算を計上している子育て拠点施設整備をはじめ、学校施設等公共施設の老朽化に係る更新費用の増加への対応を行っていく必要があります。

さらには、物価の高止まりや町を取り巻く様々な情勢の変化に対しても柔軟に対応できるよう、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号、令和7年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてから、議案第11号、令和7年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてまでの9議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしましては、三吉原北出口線多車線化事業や室小学校、美咲野小学校の改修事業のほか、各事業確定や執行見込みによる補正が主なものとなっております。

令和7年度の一般会計補正予算、各特別会計及び事業会計合わせて補正予算として、歳入歳出予算総額に2億3,722万4,000円を増額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第26号、令和8年度大津町一般会計補正予算についてから議案第34号、令和8年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの9議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております予算の総額は、一般会計、各特別会計及び各事業会計合わせて301億5,686万8,000円で、前年度が骨格予算ということもあり、前年度比約20.5%の増となっております。そのうち、一般会計は199億9,628万2,000円で、約25.8%の増となっております。

一般会計の主な財源の構成比は、町税33.2%、地方交付税10.1%、国県支出金29.8%、町債7.9%となっています。

歳出で主なものは、窓口DX導入業務委託4,837万5,000円、子育て支援拠点建設工事4億5,029万2,000円、岩戸溪谷遊歩道復旧工事4,392万1,000円、工業団地周辺道路及び排水整備工事10億9,658万8,000円、肥後大津駅周辺まちづくり推進事業6,700万円、新駅周辺市街地創出検討業務委託640万円、大津中学校及び大津北中学校内運動場空調施設整備工事1億5,700万円、大津北中学校校舎及び体育館外壁等改修工事設計業務委託1,507万3,000円などを計上しております。このほか、お手元に一般会計のほか、各特別会計予算等の概要を配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

令和8年度の一般会計予算案199億9,628万2,000円、各特別会計予算案及び事業会計予算案計101億6,058万6,000円について、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解については、事故に関する損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第12号、大津町振興総合計画基本構想の策定について及び議案第13号、大津町振興総合計画基本計画の策定については、町政の基本となるべく計画として令和8年度から令和15年度までの8年間の基本構想（案）、令和8年度から令和11年度までの前期4年間の基本計画

(案)を、大津町振興総合計画特定審議会に諮問し、その答申をいただきましたので、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号、大津町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町・町民・事業者の責務を明確にすることで、総合的かつ計画的に支援施策を推進し、被害の軽減・回復を図り、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目指すため、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第15号、大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、乳児等通園支援事業が新たな通園給付として創設されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

次に、議案第16号、大津町行政手続条例の一部を改正する条例については、デジタル社会の形成を図るための基本改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第17号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じて一般職の職員の手当を改定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第18号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、乳児等通園支援事業が新たな通園給付として創設されたことに伴い、乳児等通園支援事業を町立保育所にて実施するために、利用者負担等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第19号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号、大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例については、菊池広域連合火災予防条例の一部改正により、林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例については、大津町総合体育館に冷暖房設備を設置することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号から議案第21号までの案件については、条例の制定及び一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号、辺地総合整備計画の策定については、内牧地区の辺地総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第24号、町道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第25号、町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） この際、念のため申し上げます。

各部長の説明は、議案第2号から議案第11号まで、議案第12号から議案第25号まで、議案第26号から議案第34号まで、3回に分けて説明を求めます。

まず、議案第2号から議案第11号まで、執行部より説明を求めます。

木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議案第3号「令和7年度大津町一般会計補正予算（第8号）について」御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入では、町税の収入見込みによる増額や普通交付税の追加交付による増額補正のほか、歳出では、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額等の減額補正のほか、三吉原北出口線多車線化事業や室小学校、美咲野小学校の改修事業などの増額補正が主なものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて、別紙補正予算の概要を御参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,593万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ211億4,733万4,000円とするものです。

第2条で継続費の廃止を、第2表継続費補正のとおりとしております。

第3条で、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、第3表繰越明許費補正のとおりとしております。

第4条で債務負担行為の追加、変更及び廃止を、第4表債務負担行為補正のとおりとしております。

第5条で地方債の追加、変更及び廃止を、第5表地方債補正のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正です。款10、項2小学校費の室小学校改修事業につきましては、国の補正予算により有利な財源措置が講じられたことから、これを最大限活用し、町の財政負担の軽減を図るため、当初予算に計上予定であった令和8年度年割額分の予算を前倒しして本補正予算に計上するものです。これに伴い、継続費を廃止するものになります。

8ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正です。地方公共団体情報システム標準化・共通化移行事業や地域水道施

設復旧事業費補助金、道路橋梁費、小学校改修事業などを中心に、計21本の事業、合計12億4,743万5,000円の繰越事業を計上しております。

なお、款8、項2道路橋梁費の地域産業基盤整備推進交付金事業及び款10、項2小学校費につきましては、いずれも国の補正予算に伴う有利な財源を確保するため、事業を前倒しして今回の補正予算に計上しております。あわせて、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものです。

9ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正です。

(1) 追加につきましては、住民税関係納税通知書等作成等業務委託をはじめ、施設の機械警備委託など、令和8年度当初から円滑に業務を開始するために令和7年度中に契約行為を行う必要がある計6件の事業について、債務負担行為を設定するものです。

(2) 変更及び(3) 廃止につきましては、広報おおづ及び生涯学習情報誌を合冊することに伴い、広報おおづ印刷製本の限度額を増額し、生涯学習情報誌印刷を廃止するものです。

10ページをお願いします。

第5表、地方債補正です。

(1) 追加につきましては、主に国の補正予算に伴うものであり、三吉原北出口線の多車線化事業や室小学校、美咲野小学校の改修事業など、計9件を追加しています。

11ページに記載の(2) 変更につきましては、消防設備等整備事業や総合体育館空調整備事業など事業費の確定などにに基づき、限度額のみを変更しております。

12ページから13ページ記載の(3) 変更につきましては、限度額の変更や財政融資資金等の資金金利の上昇に伴う利率の変更を併せて計上しております。

14ページの(4) 廃止につきましては、災害復旧事業2件を補正予算債に変更するものです。

それでは、歳出について増額となる主な項目について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

款2、項1、目5財産管理費、節21補償補填及び賠償金は、学校給食センター配送車の事故に伴う賠償金を計上しております。

49ページをお願いします。

目11地域づくり推進費、節24積立金は、企業版ふるさと納税の寄附受入れ見込額の増加に伴う補正となります。

50ページをお願いします。

目13財政調整等基金費、節24積立金は、普通交付税で追加交付されました臨時財政対策償還基金費相当分を減債基金へ積み立てるものになります。

なお、今回積み立てた減債基金につきましては、後年の臨時財政対策債の償還費に充てることとしております。

53ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費、54ページに移りまして、節12委託料の次のページの下から3つは、共同親権対応や旧氏振り仮名記載対応等に関する各種システム改修費に係る補正となります。

60ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費、61ページに移りまして、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険税の負担軽減対象者の増加に伴う増額補正となります。

67ページをお願いします。

2項、目1児童福祉総務費、68ページに移りまして、節12委託料の障害児保育事業委託は、執行見込額の増による補正となります。また、69ページの節18負担金補助及び交付金の1、放課後児童健全育成事業補助金及び3、保育補助者雇上強化事業補助金につきましても、執行見込額の増による補正になります。

70ページをお願いします。

9、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金は、物価高騰の中で放課後児童クラブ等が安定的にサービスを提供し続けられるよう、物品の購入等に係る経費を支援するもので、新規で計上しております。

72ページをお願いします。

目4保育給付費、節18負担金補助及び交付金は、施設型給付費・地域型保育給付費等負担金の支給見込額の増による補正となります。

75ページをお願いいたします。

款4、項1、目4健康増進費、節17備品購入費の健康測定機器は、企業版ふるさと納税の寄附を活用し、野菜摂取度測定器を購入するものです。

76ページをお願いします。

目6こども医療費、節19の扶助費は、こども医療費に係る給付の執行見込額の増による補正となります。

78ページをお願いします。

款6、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲補助金は、鳥獣捕獲見込み数の増による補正となります。

79ページをお願いします。

目6農地費、80ページに移りまして、節18負担金補助及び交付金は、県営事業である農地耕作改善事業農地造成の町負担額の確定に伴う補正となります。

80ページの日7圃場整備費、81ページに移りまして、節18負担金補助及び交付金は、国の補正予算に伴う県営事業負担金の増による補正となります。

84ページをお願いいたします。

款7、項1、目2商工業振興費、節18負担金補助及び交付金は、5、創業支援補助金は補助対象事業者の増による補正となります。

８８ページをお願いいたします。

款８、項２、目３道路新設改良費、節１２委託料から８９ページの節２１補償補填及び賠償金にかけては、国の補正予算による三吉原北出口線多車線化事業の事業費の補正となります。

少し進みまして１０２ページをお願いいたします。

款１０、項２、目３学校建設費、節１２委託料及び１０３ページの節１４工事請負費の増額補正は、国の補正予算による室小学校校舎体育館屋外外壁等改修事業及び美咲野小学校照明設備改修事業の事業費の補正となります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

１７ページをお願いいたします。

款１、項１、町民税から１８ページの項５入湯税までは、いずれも収納見込みによる増額及び減額補正となっております。

１９ページをお願いいたします。

款１１地方交付税は、普通交付税の追加交付に伴い、増額補正するものです。

なお、歳出で御説明したとおり、臨時財政対策債償還基金費相当分につきましては、減債基金に積立てを行います。

２１ページをお願いします。

款１５国庫支出金から３０ページの款１６県支出金につきましては、事業の執行見込みによる補正になります。増額補正のうち主なものについて御説明いたします。

２１ページの款１５、項１、目１民生費国庫負担金、節１児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、町内保育所における施設型給付費等の実績見込みによる補正となります。

２２ページをお願いいたします。

節４障害者福祉費負担金の障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金につきましても、実績見込みによる補正となります。

２３ページをお願いいたします。

項２、目３土木費国庫補助金、節１道路橋梁費補助金の地域産業基盤整備推進交付金は、三吉原北出口線多車線化事業に係る交付金であり、国の補正予算に伴うものとなります。

節２社会資本整備総合交付金（地域住宅計画）は、追加交付に伴う増額補正となります。

同ページの目４教育費国庫補助金、節１小学校費補助金の学校施設環境改善交付金は、室小学校校舎・体育館屋外外壁等改修事業及び美咲野小学校照明設備改修事業に係る交付金であり、国の補正予算に伴うものです。

２４ページをお願いいたします。

目５総務費国庫補助金、節１総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍附票事務関連）は、旧氏振り仮名記載等に関する各種システム改修に係る補助金となります。

２５ページをお願いいたします。

款 16、項 1、目 1 民生費負担金、節 1 社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、保険税の負担軽減対象者の増加に伴う増額補正となります。また、節 4 障害者福祉費負担金の熊本県障害児通所給付費等負担金につきましても、実績見込みによる補正となります。

29 ページをお願いいたします。

項 2、目 8 災害復旧費県補助金、節 1 農業用施設災害復旧費補助金につきましては、補助率の確定に伴う補正となります。

31 ページをお願いいたします。

款 17、項 1、目 1 財産貸付収入及び目 2 利子及び配当金は、収入見込みによる補正となります。

32 ページをお願いいたします。

款 18、項 1、目 1 一般寄附金の企業版ふるさと納税は、寄附受入れ見込額による補正となります。

款 19、項 1、目 1 介護保険特別会計繰入金は、実績見込みによる減額です。

項 2、目 4 財政調整基金繰入金は、今回補正に係る財源超過分を財政調整基金から減額するものです。

33 ページをお願いします。

款 19、項 2、目 6 企業版ふるさと納税基金繰入金は、子育て支援拠点整備事業に充当するための補正となります。

34 ページをお願いいたします。

款 21、項 5、目 2 雑入は実績見込みに伴う補正となりますが、35 ページの全国町村会災害対策費用保険金は、令和 8 年 8 月豪雨に伴う避難所開設等の対応を実施した際の時間外勤務手当等の費用に対する保険金となります。

目 3 過年度収入の公立学校施設災害復旧費負担金（国費）は、令和 6 年度の 3 月補正で歳出予算を計上しました大津小学校体育館の柱脚の復旧工事によるものです。

36 ページをお願いいたします。

款 22、項 1 町債は、10 ページから 13 ページの第 5 表地方債補正で御説明したとおりでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。10 分後の 11 時 10 分より再開します。

午前 10 時 59 分 休憩

△

午前 11 時 10 分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 皆さん、こんにちは。私のほうからは、議案第 2 号「損害賠償の額の決定及び和解について」、町が与えた損害及び和解の内容について御説明いたします。

議案集は2ページから3ページ、説明資料集は1ページから3ページとなります。

説明資料の1ページをお願いいたします。

今回の議案に係る事故は、令和7年12月11日に大津町大字室1381番地、熊本県立大津支援学校の正門で発生しました。この事故により、町が損害を与えた相手方は、3、和解及び損害賠償の相手方に記載の熊本県立大津支援学校校長 竹永真也様となっています。

4、事故の概要です。

給食配送中、公益社団法人熊本県シルバー人材センター連合会大津町事務所の職員が運転する町所有の配送車が大津支援学校の敷地内において、同じく牛乳の配送に来ていた酪農マザーズ関係の牛乳配送者と構内で擦れ違うため、給食配送車両を後退させた際に、誤って学校の門扉に接触し、門扉を損傷させたものです。大変申し訳ございませんでした。

5、和解の内容の表を御覧ください。

表の2行目、相手方の損害額は96万8,000円で、表の3行目、責任割合、いわゆる過失の割合は、町が100%となります。

改めまして、議案集の3ページをお願いします。

損害賠償の額及び和解の内容です。

1、損害賠償の額は、96万8,000円です。

2、和解及び損害賠償の相手方は、熊本県菊池郡大津町大字室1381番地、熊本県立大津支援学校校長 竹永真也様です。

3、事故の概要は、説明資料で御説明のとおりです。

4、和解の内容です。町は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金96万8,000円を相手方指定口座に支払う。

なお、町が加入する保険契約に基づき、町が保険会社から保険金を受領し、相手方に対して損害賠償金を支払うことを相手方は了承する。本件和解内容のほか、町及び相手方には一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上が本議案の説明となりますが、引き続き、安全・安心な給食の提供に配送も含めて取り組んでまいります。

なお、今回のケースは、シルバー人材センター職員の不注意が損害の原因となっています。町と熊本県シルバー人材センター連合会では、労働者派遣個別契約書を締結し給食の配送を行っておりますが、損害が発生した場合における賠償責任者の規定はうたっておらず、今回のケースでは、町が加入する自動車共済を適用することといたします。

なお、熊本県シルバー人材センター連合会が就業規則を定めており、その規則の中には職員に故意または重要な過失があった場合、連合会は職員に対して弁償させることがあると規定されている状況ですが、今回のケースは故意または重大な過失には当たらないものと考えております。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 皆様、おはようございます。私からは議案第4号、議案第6号、議

案第7号について御説明いたします。

まず、議案第4号「令和7年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」御説明いたします。

今回の補正の主なものは、歳出では、実績見込みに伴う保険給付費等の増額で、歳入につきましては、実績見込みに伴う税込及び保険給付費等交付金などの増額となります。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。補正予算の概要は52ページから53ページの上段となります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,049万5,000円を追加し、総額を30億8,841万8,000円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節10需用費は、執行見込みに伴う減額で、節11役務費は第三者納付金の歳入増額に伴う事務手数料の増額です。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、給付実績見込みにより増額するものです。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

款5、項1、目1特定健康診査等事業費、節10需用費及び項2、目2鍼灸施術費の節18負担金補助及び交付金の鍼灸施術補助金は、実績見込みに伴い減額するものです。

款9、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書は、前に戻りまして8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税の節2医療給付費分滞納繰越分、節4後期高齢者支援金分滞納繰越分及び節6介護納付金分滞納繰越分は、収納見込額により増額するものです。

款4、項1、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、療養給付費の支出に伴い増額するものです。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

款6、項1、目1一般会計繰入金の節1及び節2、節4、節7はいずれも繰入金の決定見込みに伴う増額で、節3及び節5は、減額するものです。節8は、執行見込みに伴う減額です。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

款9、項1、目1一般被保険者延滞金及び項3、目1一般被保険者第三者納付金は、収納実績見込みに伴い増額するものです。

議案第4号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号「令和7年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」御説明いたします。

今回の補正の主なものは、歳出では、実績見込みに伴う介護サービス給付費等の減額で、歳入につきましては、実績見込みに伴う調整交付金及び介護給付費交付金等の減額でございます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。補正予算の概要は５３ページ下段から５９ページの上段となります。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ１億７，１３０万２，０００円を減額し、予算の総額を３０億３，８８６万１，０００円とするものです。

まず、歳出から御説明いたします。

なお、今回の補正のうち、地域支援事業に係る一部の増減につきましては、過年度分の法人への委託料の消費税課税誤りの精算に伴うものでございます。

補正予算書の１３ページをお願いいたします。

款１、項１、目１一般管理費、節１２委託料は、令和７年度税制改正に伴い、一部被保険者の標準段階の移動による介護保険料収入への影響を遮断することを目的とした介護保険制度改正に伴うシステム改修費用の増額でございます。

補正予算書の１５ページをお願いします。

款２、項１、目１介護サービス等諸費、節１８負担金補助及び交付金は、要支援、要介護認定を受けた方が利用された介護サービス等の執行見込みにより減額するものです。高齢者の増加に伴い、給付費全体は増加傾向にありますが、居宅サービス給付費は増額となる一方で、地域密着型サービス給付費や施設サービス給付費等が当初見込みを下回ったことから、全体としては減額となるものでございます。

補正予算書の１６ページをお願いいたします。

款２、項４、目１高額医療合算介護サービス等費、節１８負担金補助及び交付金の増額は、実績見込みによるものです。

補正予算書の１７ページをお願いします。

款３、項１、目１介護予防生活支援サービス事業費、節１２委託料及び節１８負担金補助及び交付金は、執行見込みによる減額です。

補正予算書の１８ページをお願いします。

款３、項２、目１一般介護予防事業費、節１２委託料は、実績及び執行見込みによる減額です。

補正予算書の１９ページから２０ページをお願いします。

款３、項３、目２任意事業、節１２委託料は執行見込みによる減額です。

補正予算書の２１ページをお願いします。

款５、項１、目２、節２２の償還金利子及び割引料は、先ほど御説明しましたとおり、地域支援事業に係る過年度分の消費税の精算に伴う返還金の増額です。

款５、項２、目１一般会計繰出金、節２７繰出金は、特別会計から一般会計への繰出金です。内容は、重層的支援体制整備事業の執行見込みによる減額、地域支援事業は、先ほどと同様、過年度分の消費税の精算に伴う増額です。

款６、項１、目１予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書の８ページをお願いいたします。

款３、項２、目１調整交付金、節１現年度分調整交付金及び節２総合事業調整交付金は、交付割合の確定値が見込みの４％を下回る３．６２％になったことに伴う実績見込みによる減額です。

款３、項２、目２地域支援事業交付金、節２過年度分は先ほど御説明しましたとおり、過年度分の消費税の精算に伴う減額です。

款３、項２、目５介護保険事業費補助金、節１介護保険事業費補助金は、歳出で説明しました介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴うもので、補助率は２分の１です。

補正予算書の１０ページをお願いします。予算の概要は５４から５５ページになります。

款５、項２、目１地域支援事業交付金及び款６、項１、目２地域支援事業繰入金、節２過年度分は、先ほどと同様、過年度分の消費税の精算に伴う増額です。

補正予算書は、１１ページをお願いいたします。

款６、項２、目１介護給付費準備基金繰入金につきましては、実績見込みによる減額です。

款９、項２、目１雑入の増額は、先ほど御説明いたしました過年度分の消費税の精算に伴い、請負業者からの過年度分消費税返還金が増額となるものです。

議案第６号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第７号「令和７年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」御説明いたします。

今回の補正予算の主な内容は、普通徴収保険料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料負担金が増加することから、所要の補正を行うものです。

補正予算書の１ページをお願いします。補正予算の概要は５９ページから６０ページの上段となります。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５５５万４，０００円を追加し、予算の総額を５億３，２５３万４，０００円とするものです。

まず、歳出から御説明いたします。

補正予算書の９ページをお願いいたします。

款１、項１、目１一般管理費、節１０需用費は、執行見込みに伴う減額です。

節１２委託料は、資格確認書等の封入封緘処理業務委託の実績に伴い減額するものです。

款２、項１、目１後期高齢者医療広域連合納付金、節１８負担金補助及び交付金の負担金１、現年度分保険料負担金及び２、滞納繰越分保険料負担金は、いずれも実績見込みに伴い増額するもので、３、保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減に対する公費負担となる保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い減額するものです。

補正予算書の１０ページをお願いします。

款４、項１、目１保険料還付金、節２２償還金利子及び割引料は、過年度分保険料の還付見込みに伴い増額するものです。

款５、項１、目１の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いします。

款1、項1、目1特別徴収保険料は、収納見込みに伴い減額するもので、目2普通徴収保険料は、現年度分及び滞納繰越分ともに収納見込みにより増額するものです。

款4、項1、目1事務費繰入金及び目2保険基盤安定繰入金は、執行見込み及び補助金交付金見込みに伴い減額するものです。

補正予算書の8ページをお願いします。

款6、項4、目3雑入は、国の暫定措置により資格確認書を後期高齢者医療対象の全員に交付したことに伴う事業費への補助金です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 皆さん、こんにちは。私のほうからは、議案第5号と議案第8号について御説明させていただきます。

それでは議案第5号「令和7年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

議案集は6ページ、補正予算書の概要は53ページをお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,072万3,000円といたします。

補正の主なものは、森林環境保全整備事業補助金の増額に伴う補正となります。

共有財産の性質上、歳入のほうから御説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入は、大津町外四ケ市町村の共有地において、菊池市との分収林を伐採したことに伴う分収林収入を追加するものとなっております。

款6、項1、目1、節1県補助金は、主に共有財産林施業委託に伴う熊本県からの森林環境保全整備事業補助金509万7,000円を追加するものです。

続いて、歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節12一般管理費における委託料は、共有財産林施業委託の歳出見込み、入札残に伴う72万1,000円の減額となっております。

款2、項1、目1予備費については、歳入歳出補正に伴う財源調整となっております。

議案第5号の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

続けて、議案第8号「令和7年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について」御説明いたします。

議案集は9ページ、補正予算の概要は60ページになります。

それでは、大津町工業団地整備事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,454万7,000円とするものとなっております。

次に、補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表継続費補正で、補正前総額25億4,257万4,000円から5,822万5,000円を減額し、補正後総額24億8,434万9,000円に補正するものです。

次に、年割額について御説明させていただきます。

補正前年割額の令和7年度10億3,507万4,000円の内訳は、実施設計9,000万円、所有権移転費用568万5,000円、土地購入費9億438万9,000円、補償費3,500万円です。令和8年度及び令和9年度の7億5,375万円は、それぞれ造成工事費及び監理委託料分となっております。

次に、補正後の令和7年度年割額9億7,684万9,000円は、補正前年割額10億3,507万4,000円から、土地購入費5,822万5,000円を減額し、9億7,684万9,000円とするものです。令和8年度及び令和9年度補正後年割額の内訳に変更はございません。

次に、歳出を御説明いたします。

補正予算書の10ページ、予算の概要は60ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節1報酬は、大津町農村地域産業導入促進審議会委員報酬を執行残により4,000円減額するものです。

次に、節8旅費は、執行見込みにより費用弁償を5万3,000円減額するものです。

次に、款1、項1、目2事業費は、一般財源と特定財源の財源組替えを行わせていただくものです。

次に、款2、項1、目1、節22償還金利子及び割引料は、執行見込みにより1,000円減額するものです。

款2、項1、目2、節22償還金利子及び割引料は、執行見込みにより1,000円減額するものとなっております。

次に、補正予算書の11ページ、予算の概要は61ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節27繰出金は、執行見込みにより1,000円減額するものとなっております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は8ページ、補正予算の概要は60ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節1事業収入につきましては、実績見込みにより1,000円減額するものです。

次に、款4、項1、目1、節1一般会計繰入金は、事業費見込みにより5万7,000円を減額するものです。

次に、款6、項1、目1、節1預金利子収入につきましては、実績見込みにより1,000円減

額するものです。

次に、予算書は9ページ、予算の概要は、そのまま60ページをお願いいたします。

款6、項2、目1、節1雑入は実績見込みにより1,000円減額するものです。

次に、補正予算書の12ページについては、継続費について記載をさせていただいております。

令和7年度の年割額9億7,684万9,000円の内訳は、実施設計9,000万円、所有権移転費用568万5,000円、土地購入費8億4,616万4,000円、補償費3,500万円となっております。財源は、国県支出金が9,030万円、そのほかとして一般会計から繰り入れた特定財源8億8,654万9,000円となっております。令和7年度末までの支出予定額ですが、8億7,405万円となっております。

なお、令和7年度年割額9億7,684万9,000円と令和7年度支出予定額の差、1億279万9,000円が通次繰越となる予定になっております。継続費総額に対する進捗率は35%となっております。

次に、令和8年度の年割額7億5,375万円は、工事費及び監理委託料となっております。財源は、国県支出金が7,720万円、地方債6億7,650万円、そのほかとして、一般会計から繰り入れた特定財源5万円となっております。令和8年度支出予定額は、令和7年度からの通次繰越額1億279万9,000円と令和8年度年割額7億5,375万円とを合わせまして8億5,654万9,000円となっております。継続費総額に対する進捗率は35%となります。

最後に、令和9年度の年割額7億5,375万円は、工事費及び監理委託料となっております。財源は、国県支出金が7,680万円、地方債6億7,690万円、そのほかとして、一般会計から繰り入れた特定財源5万円となっております。令和9年度支出予定額は7億5,375万円となっており、継続費総額に対する進捗率は30%となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 皆様、こんにちは。私のほうから議案第9号、議案第10号、議案第11号について御説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号「令和7年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明をさせていただきます。

資料のほうは、議案第9号と書かれた補正予算書に沿って御説明をさせていただきます。補正予算書は1ページ、補正の概要につきましては61ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益は、機械及び装置の更新に伴う長期前受金戻入の増額と消費税の収支見込みによる減額補正でございます。

支出の第1項営業費用は、機械及び装置の更新に伴い、資産減耗費を増額するものでございます。

第2項営業外費用は、消費税の収支見込みによる増額補正でございます。

続きまして、説明書により詳細を御説明させていただきます。

説明書1ページをお願いいたします。

収益的収入、款１、項２、目２長期前受金戻入は、機械及び装置の更新により、国庫補助金の未収益化分を一括で収益化することに伴い、９、０００円を増額するものでございます。

目４消費税還付金ですが、令和７年度当初予算段階の消費税等の算定につきましては、令和７年度当初予算内の歳入及び歳出予算額で算定を行っていますが、今回、令和７年度の収支見込みより算定しましたところ、収益の増加や工事請負費の減少により、還付予定から納付予定となりましたので、還付金４万３、０００円を減額するものでございます。

２ページをお願いいたします。

収益的支出、款１、項１、目５資産減耗費は、機械及び装置の更新により減価償却の未償却分を一括で費用化することに伴い、４７９万６、０００円を増額するものでございます。

項２、目２消費税及び地方消費税は、収益的収入で御説明しましたとおり、令和７年度中の仮払消費税と仮受消費税の収支見込みにより２６５万４、０００円を増額補正するものでございます。

議案第９号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第１０号「令和７年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第４号）について」御説明いたします。

資料のほうは、議案第１０号と書かれた補正予算書に沿って説明をさせていただきます。補正予算書は１ページ、補正予算の概要につきましては６１ページをお願いいたします。

第２条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第２項営業外収益は、消費税の収支見込みによる減額補正でございます。

支出の第１項営業費用は、使用料徴収委託の増額及び受贈財産受入れに伴う減価償却費の増額補正でございます。

第２項営業外費用は、消費税の収支見込みによる増額補正でございます。

続きまして、２ページをお願いいたします。

第３条企業債の補正につきましては、金利情勢に合わせて利率の上限を変更するものでございます。

続きまして、説明書により詳細を御説明させていただきます。

説明書の１ページをお願いいたします。

収益的収入、款１、項２、目５消費税及び地方消費税還付金ですが、令和７年度当初予算段階の消費税等の算定につきましては、令和７年度当初予算内の歳入及び歳出予算額で算定を行っていますが、今回、令和６年度からの繰越事業を含めた令和７年度の収支見込みにより算定しましたところ、建設改良費を繰り越す見込みであるため、還付予定から納付予定となりましたので、還付金２，１１５万１，０００円を減額するものでございます。

収益的支出、款１、項１、目４総係費は、下水道使用料の調定件数が増加したことに伴い、使用料徴収委託について１２０万円を増額するものでございます。

目５減価償却費は、受贈財産の受入れに伴い、その資産の減価償却費分として２７万３，０００円を増額するものでございます。

項2、目3消費税及び地方消費税は、収益的収入で御説明させていただきましたとおり、令和7年度中の仮払消費税と借受消費税の収支見込みにより、222万4,000円を増額補正するものでございます。

議案第10号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号「令和7年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

資料のほうは、議案第11号と書かれた補正予算書に沿って説明をさせていただきます。補正予算書は1ページ、補正予算の概要は61ページから62ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出予定額について、収入の第2項営業外費用は、受贈財産受入れに伴う長期前受金戻入の増額補正でございます。

支出の第1項営業費用は、受贈財産受入れに伴う減価償却費の増額補正でございます。

第2項営業外費用は、消費税の収支見込みによる増額補正でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第3条債務負担行為につきましては、3地区農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場維持管理業務委託分でございます。期間及び限度額等につきましては、記載のとおりとなります。

続きまして、説明書により詳細を御説明させていただきます。説明書1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目4長期前受金戻入は、受贈財産の受入れに伴い、その資産の評価額のうち、収益化分として38万3,000円を増額するものでございます。

収益的支出、款1、項1、目5減価償却費は、受贈財産の受入れに伴い、その資産の減価償却費分として21万1,000円を増額するものでございます。

項2、目3消費税及び地方消費税は、令和7年度中の仮払消費税と仮受消費税の収支見込みより15万7,000円を増額するものでございます。

2ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

議案第11号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（三宮美香） 次に、議案第12号から議案第25号までの説明を求めます。

木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 私から、議案第12号、13号、14号、16号、17号、22号、23号議案について御説明申し上げます。

まずは、議案第12号「第7次大津町振興総合計画基本構想の策定について」御説明を申し上げます。

本議案である議案第12号の基本構想及び次の議案である議案第13号、基本計画につきましては、事前に開始されました全員協議会において詳細を御説明しております。本日はその内容を踏まえて、重複を避ける観点から要点を中心に御説明申し上げます。

議案集は、13ページをお願いします。別冊の第7次大津町振興総合計画（案）を用いて御説明

させていただきます。

現在の第6次大津町振興総合計画は、令和7年度で終了となります。今回、新たに策定いたします第7次計画は、令和8年度から令和15年度までの8年間の計画となっております。

別冊計画書（案）の2、3ページをお願いします。

序論の第1章におきまして、計画策定の背景、計画の構成についてまとめております。本計画は、大津町まちづくり基本条例を根拠とする本町のまちづくりの最上位計画として策定をしております。

6ページをお願いいたします。

10ページまでの第2章では、大津町の現況と課題について、人口動態の変化や半導体関連企業の進出による産業の状況、土地価格の上昇などを含む生活環境の変化など、5つの項目について整理を行っております。

11ページをお願いいたします。

第3章のまちづくりの前提条件として、町の将来フレームをお示ししております。町の独自推計による将来人口は、12ページ上段に示すとおり、令和27年に約4万1,365人まで増加すると見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

基本構想の第1章、基本構想において、町が目指す将来ビジョンとして、「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津」を掲げております。

17ページからの第2章では、施策の大綱として、将来ビジョンの実現に向けた各政策分野の基本方針をまとめております。町の施策を、産業、保健・福祉、教育・文化・スポーツ、生活環境基盤、町民活動・町政運営の5つの分野に大別し、整理をしております。

以上で、議案第12号「第7次大津町振興総合計画基本構想の策定について」の説明を終わります。

続きまして、議案第13号「第7次大津町振興総合計画基本計画の策定について」を御説明いたします。

議案集は14ページになります。

基本計画は、先ほどの基本構想で示された将来の姿を実現するため、各分野において、町で取り組むべき内容を示したものであり、今回策定するのは、前期4年間、令和8年度から令和11年度の計画になります。

別冊計画書（案）の22、23ページをお願いいたします。

5つの分野における施策の体系を示しております。第1章、産業分野の基本方針を「ひと・もの・情報が活き交う農工商併進のまち」とし、農林業の振興など4つの分野ごとに施策の方針を定めております。

次に、第2章、保健・福祉分野の基本方針を「生涯にわたって誰もが元気で健やかに暮らせるまち」とし、健康づくりの推進など、6つの分野ごとに施策の方針を定めております。

第3章、教育・文化・スポーツ分野の基本方針を「ふるさとを誇り、明日への夢が育つまち」と

し、家庭教育への支援など、4つの分野ごとに施策の方針を定めています。

第4章、生活環境基盤分野の基本方針を「便利と安心とにぎわいが調和した暮らしやすく、活気のあるまち」とし、土地利用政策の推進など6つの分野ごとに施策の方針を定めております。

最後に第5章、町民活動・町政運営分野の基本方針を「つながり、安心、尊重を実現する未来へつづくまち」とし、まちづくり参画と行政との連携など、3つの分野ごとに施策の方針を定めています。

なお、76ページ以降には、本計画と一体的に策定しております第3期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要や取組の方向性を記載しております。

以上で、議案第13号「第7次大津町振興総合計画基本計画の策定について」の説明を終わります。

○副議長（三宮美香） 説明の途中ではありますが、しばらく休憩をします。午後1時から再開をします。

午前11時54分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を再開します。

木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。午前中に引き続きまして、議案の説明をさせていただきます。

議案のほうは、第14号「大津町犯罪被害者等支援条例の制定について」でございます。

議案集は15ページから19ページ、説明資料集は4ページから9ページになります。

この条例は、犯罪に遭われた方やその家族が犯罪発生直後から将来にわたって孤立することなく、尊厳を保ちながら平穏な生活を取り戻せるよう、町としても切れ目のない総合的な支援体制を整備するために制定するものです。2005年に施行された国の犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、市町村にも積極的な支援が求められていることから制定しようとするものです。

詳細につきましては、条ごとに御説明いたします。

説明資料集の5ページをお願いいたします。

まず、第1条の目的では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減と回復を図るため、町が総合的、計画的に支援施策を進め、犯罪被害者等が安心して生活を取り戻せる地域社会の実現を目指すことを定めています。

第2条の定義では、本条例で用いる犯罪等、犯罪被害者等などの用語の意義を規定しております。説明資料集6ページをお願いいたします。

第3条は、基本理念を定めたもので、犯罪被害者等の個人の尊厳の保障、状況に応じた配慮と孤立の防止、平穏な生活を営めるまでの支援、二次被害及び再被害の防止の4つの基本理念について規定しております。

第4条、町の責務では、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施することを定めています。

第5条、町民及び事業者の責務では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解と町が実施する支援への協力について努力義務を規定しております。

説明資料集7ページをお願いいたします。

第6条、相談及び情報の提供等では、町が犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、これらを総合的に行うための窓口を設置することを定めております。

第7条から第9条までは、犯罪被害者等に対する具体的な支援として、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定を図るための支援について規定しております。

なお、具体的な支援内容につきましては、見舞給付金要綱等を別に定め、遺族見舞金、重傷病見舞金及び転居費用助成金の給付など、被害の状況に応じた支援を実施してまいります。

説明資料集8ページをお願いします。

第10条では、犯罪被害者等の安全確保のための個人情報の取扱いに関する配慮を規定し、第11条では、未成年者の犯罪被害者等への配慮について規定しております。

第12条では、町の啓発活動を通じた町民及び事業者の理解の増進について、第13条では、町の情報提供等により、民間支援団体の活動を促進することについて規定しております。

第14条では、犯罪被害者等の意見を施策に反映させるための町の努力義務を定めております。

説明資料集9ページをお願いいたします。

第15条は、社会通念上適切でないと認められる場合の支援の制限について規定しております。

第16条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めることとしております。

最後に、附則において、この条例の施行日を令和8年4月1日としております。

以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号「大津町行政手続条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は36ページから38ページ、説明資料集は12ページから17ページになります。

説明資料集の12ページをお願いいたします。

令和5年6月16日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

本改正は、不利益処分をしようとする場合に、事前に行うこととされております聴聞及び弁明の機会の付与に係る意見陳述手続の通知について、その公示送達の方法を見直すものです。

これまで、公示送達は書面の掲示を原則としておりましたが、国において行政手続法が改正され、インターネットによる公表を前提とした方法へと見直しが行われました。本町の行政手続条例は、同法と同様の規定構成としていることから、同法の改正内容に準じ、公示送達の方法等について所要の改正を行うものです。

条例改正分について御説明いたします。

説明資料集の１３ページをお願いします。

新旧対照表の第２条から１７ページ、第２８条までの名あて人の平仮名を漢字表記の名宛人に改める改正につきましては、平成２２年の常用漢字表の改定により、宛の字が常用漢字に追加されたことに伴うものです。

説明資料集の１５ページをお願いします。

第１５条第３項の改正前の規定は、行政庁の事務所の掲示板に書面を掲示する方法のみが規定されており、いわゆる書面掲示による公示送達を前提としていたものを、改正後は通知方法を公示の方法として整理した上で、規則で定める方法により、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を基本とし、併せて事務所の掲示場への掲示、または庁舎内の電子計算機の映像面への表示による閲覧措置を行うものと改めるものです。

説明資料集の１６ページ、第２２条の改正は、行政手続条例第１５条第３項及び第４項に規定する公示送達の取扱いを、当該手続における当事者または参加者への通知について準用するためのもので、事務所の掲示場に掲示であったものを、公示事項が記載された書面を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く装置に改正することに伴い、文言を改めるものです。

説明資料集の１７ページ、第２９条の改正につきましては、行政手続条例において、改正前の行政手続条例第１５条第３項を引用している規定について、引用内容に応じて所定の改正を行うものです。

議案集の３８ページをお願いいたします。

附則第１項で、この条例は、令和８年５月２１日から施行することとしています。附則第２項で、この条例による改正後の大津町行政手続条例第１５条第３項及び第４項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によるとしております。

以上で議案第１６号の説明を終わります。

続きまして、議案第１７号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は３９ページから４１ページ、説明資料集は１８ページから２２ページになります。

説明資料集の１８ページをお願いいたします。

人事院が給与改定の勧告を行ったことに伴い、通勤手当について改正しようとするものです。

令和７年度人事院勧告では、自動車等による長距離通勤者への負担軽減を目的として、通勤距離１００キロ以上を対象とする新たな距離区分を新設し、通勤手当の上限額を６万６，４００円とする見直しが示されました。これは、民間企業における長距離通勤者への支給水準が公務員の手当額を上回っている状況を踏まえ、公務員においても実情に即した支給水準とするための措置になります。特に、自動車等による通勤が必要な職員の経済的負担に配慮し、処遇の適正化を図るものです。

また、自動車等による通勤者の負担軽減を図るため、月額上限5,000円の駐車場等利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設することが示されました。

公務においては、自動車通勤者が自己負担で外部駐車場を利用している実態がある一方、民間では約7割の事業所が従業員に自己負担を生じさせないように、駐車場を確保しています。また、自己負担がある場合でも、一定割合の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値は5,000円となっています。こうした民間の実態を踏まえ、公務においても自動車通勤者の経済的負担に配慮し、処遇の均衡を図るものです。

条例改正分について御説明いたします。

説明資料集の19ページをお願いします。

第9条の3第2項第2号の改正は、100キロメートル以上を上限とする新たな距離区分を新設することに伴い、通勤手当の上限を6万6,400円と規定し、距離区分と支給額は規則に委任する規定とするため、これまで条例で規定しておりました区分等を削除するものです。

21ページをお願いします。

第5項は、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するため、新たに規定するものです。そのため、既存の第5項以下の項番号を順次繰り下げる必要があり、条文の整理を行う改正を行っております。

改正後第7項は、通勤手当は支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給することを原則としておりますが、採用や異動の時期、認定手続に要する期間など、やむを得ない事情により当該月に支給することが困難な場合が想定されます。このため、このような場合には、規則で定めるところにより、翌月に支給できることを明確にする規定を追加するものになります。

説明資料集の22ページの改正後の第9項は、駐車場等に係る通勤手当を新たに規定することに伴い、駐車場等の追記をするものです。その他、項の新設に伴う既存の項の繰下げに伴い、他条文で引用している項番号の整理を行っています。

議案集の41ページをお願いいたします。

附則で、条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

議案第17号の説明については以上になります。

続きまして、議案第22号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」説明いたします。

議案集は54、55ページ、説明資料集は37、38ページをお願いいたします。

熊本連携中枢都市圏において共同設置している熊本広域行政不服審査会について、宇土市が令和8年4月からの参加を表明しています。新たな自治体が加入する場合には、熊本広域行政不服審査会を構成する市町村において、規約変更について同一内容による議決を行う必要があります。

説明資料集の38ページ、新旧対照表をお願いいたします。

改正後の第1条で、山鹿市の次に宇土市を加えることとしています。

議案集55ページの附則において、この規則の施行日は令和8年4月1日としております。

議案第22号についての説明は以上です。

続きまして、議案第23号「辺地総合整備計画の策定について」御説明申し上げます。

議案集は56、57ページ、説明資料集は39ページをお願いいたします。

今回は、内牧地区の整備計画でございまして、内牧地区の岩戸溪谷遊歩道を整備するものになります。議案集57ページの辺地総合整備計画書につきましては、辺地の概要、公共施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画を記載しておりまして、計画年度は令和8年度の1年間としております。計画の概要につきましては、説明資料集39ページの施設別年次別計画表を御覧ください。

岩戸溪谷遊歩道復旧工事につきましては、延長296.36メートルの遊歩道整備を計画しており、事業費の総額は4,392万1,000円、そのうち4,390万円を辺地債で賄う予定としております。

議案第23号の説明は以上です。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、議案第15号、議案第18号、議案第19号について説明させていただきます。

まず、議案第15号「大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

議案集の20ページをお願いします。

本条例は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業が新たな通園給付として創設されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

議案集の21ページ、説明資料集の10ページをお願いします。説明資料に沿って説明いたします。

まず1、条例制定の趣旨です。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付制度として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。この制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで利用できるもので、令和7年4月から法律上、地域子ども・子育て支援事業として制度化され、自治体の判断において実施することとされていまして。さらに令和8年4月からは給付化、つまり全市町村で実施が義務化されました。

本町では、令和7年12月の第10回議会定例会において、児童福祉法に基づく事業の認可基準を定める条例を可決いただき、12月14日に施行することとなりました。今回、制定する条例は、これとは別に子ども・子育て支援法に基づき、認可を受けた事業者が給付の対象として適切であるかを確認するための確認基準を定めるものです。

次に2、事業概要です。

この事業は、市町村が実施主体となり、保育所等に入所していない生後6か月から満3歳未満の子供とその保護者を対象に行う事業です。利用する際は、1か月当たり10時間を上限に、1時間当たり300円を標準として各事業所が設定する利用料を負担いただくことになります。利用方法は、保護者が町へ申請し、支給認定を受けた後、利用を希望する事業所との面談の上、利用計画を作成することで利用開始となります。

次に3、事業実施における事業所の許可・確認についてです。

事業を実施する事業所は、まず昨年12月に制定しました設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、設備や人員体制などについて町の認可を受ける必要があります。その上で、本条例に定める運営基準に従って事業を行うことで、給付費の支給対象事業所として町に確認を受けることで、乳児等通園支援事業を行うことができるようになります。

ここで、特定という言葉の意味ですが、主に市町村から給付対象として確認を受けた事業を指します。

説明資料集11ページをお願いします。

認可と確認のスケジュールですが、1月から2月にかけて申請を受け付け、2月24日の大津町子ども・子育て会議におきまして認可や利用定員等の確認を行うための意見聴取を行いました。その上で、3月中に認可の手続、そして4月1日に確認の手続を行い、事業開始となります。

なお、本条例に基づく確認について、施行日は子ども・子育て支援法及び本条例ともに令和8年4月1日の予定ですが、3月31日までは、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める基準とみなすことができる経過措置が設けられています。このため、円滑な事業開始の準備行為として、施行期日の前ですが、確認の申請を受け付ける予定です。

次に4、事業財源についてです。

事業費の財源は、国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1を負担することになります。

最後に、施行日です。先ほども述べましたが、附則で令和8年4月1日の予定です。

議案15号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号「大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集の42ページをお願いします。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、乳児等通園支援事業が新たな通園給付として創設されたことに伴い、乳児等通園給付事業を町立保育所にて実施するために利用者負担等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案集の43ページ、説明資料集の23ページをお願いいたします。説明資料に沿って説明いたします。

まず1、条例制定の趣旨です。

令和8年4月1日から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に当たり、町

立の大津保育園において乳児等通園支援事業を実施する予定でありますことから、利用者が負担する費用について条例で定める必要があります。そこで、既存の大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例について、乳児等通園支援事業を新たに位置づけるとともに当該事業の利用者負担額等を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に2、改正の概要です。主に4点です。

1点目は、条例の名称及び趣旨規定の整理です。具体的には、町立保育所において新たに乳児等通園支援事業を実施することから、条例の名称及び第1条に乳児等通園支援事業を追加します。

2点目は、用語の定義の追加です。具体的には、第2条において、乳児等通園支援事業の定義を新たに追加します。あわせて、既存事業の根拠法令の整理をしています。

3点目は、利用者負担金の新設及び見直しです。まず、乳児等通園支援事業の利用者負担金の設定ですが、国が示す標準額を踏まえ、子供1人1時間当たり300円とします。あわせて、既存事業の一時保育事業の利用者負担の額を見直します。

最後に4点目ですが、給食費に関する規定を新設します。

次に、改正箇所の詳細については新旧対照表に記載のとおりでございます。

なお、本条例の施行日は、乳児等通園支援事業が本格実施となる令和8年4月1日とします。

議案18号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第19号「大津町介護保険条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集の45ページ、説明資料集26ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、令和7年度税制改正の介護保険料収入への影響を遮断するため、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、前年度非課税者の介護保険料段階が意図せず上がらないよう、特例的な減免措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。説明資料に沿って説明いたします。

まず1、条例改正の趣旨と2、特例減免の趣旨です。

令和7年度税制改正では給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことにより、これまで住民税が課税されていた方の一部が非課税となり、第9期介護保険事業計画における介護保険料収入が減少する可能性があります。この影響を防ぐため、国は介護保険法施行令を改正し、令和8年度の介護保険料の標準段階の判定については、税制改正前の基準を用いる経過措置を設けました。

あわせて、これまで住民税非課税の範囲内で就労調整を行ってきた方について、税制改正に伴う介護保険法施行令の改正の影響により、意図せず介護保険料が増額されることのないよう特例的な減免措置を講じることが示されたことから、本町においても特例減免を適切に実施するため、所要の改定を行うものです。

次に3、減免の対象者です。

対象となるのは次のいずれの要件を満たす方です。1、本人及び世帯全員が令和7年度、8年度ともに住民税が非課税である方、2、給与所得控除の見直しを踏まえ、住民税非課税の範囲内で就

労調整を行っていた結果、介護保険法施行令の改正により、令和８年度の介護保険料段階の判定上、課税とみなされてしまう方、これらをいずれも満たす方を対象としています。

次に４、減免の内容については、対象となる方の令和８年度の介護保険料を住民税非課税者の保険料段階まで引き下げるものです。この特例減免は、令和８年度限りの時限的な措置です。

なお、施行日は、附則で令和８年４月１日から施行することとしています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） それでは、私のほうからは議案第２０号について御説明させていただきます。

議案第２０号「大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集の４８ページをお願いいたします。

今回の提案理由は、菊池広域連合火災予防条例の一部が改正され、同条例第２９条の８林野火災に関する注意報に関する事項及び同条例第２９条の９林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項が追加されたことに伴い、大津町山林原野火入れに関する条例第１４条第１項並びに第２項に林野火災注意報並びに林野火災警報を追加するものです。

また、同条第１項及び第２項中、異常乾燥注意報については現在は使用されていないため、乾燥注意報に条例の一部を改正しようとするものになります。条例の改正につきましては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、説明資料集の２９ページをお願いいたします。

概要については、令和７年２月２６日に発生しました岩手県大船渡市における林野火災を受けまして、火災予防条例の一部改正についてが総務省消防庁より通知されたことに伴い、菊池広域連合において、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令するとともに、発令時における防火指導の強化や火の使用制限徹底のため、菊池広域連合火災予防条例が改正されました。これにより、大津町山林原野火入れに関する条例第１４条火入れの中止において、林野火災注意報並びに林野火災警報を追加するものです。

改正内容については、説明資料集の３０ページ、新旧対照表のとおりでございまして、同条例第１４条火入れの中止、第１項並びに第２項中に林野火災注意報並びに林野火災警報を追加し、同条第２項中の異常乾燥注意報については現在使用されていないため、乾燥注意報に改めるものとなります。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしております。

議案第２０号の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 皆さん、こんにちは。議案第２１号「大津町都市公園条例の一部を改正す

る条例について」御説明します。

議案集は50ページから53ページ、説明資料集は31ページから36ページとなります。

説明資料の31ページをお願いします。

今回の条例改正は、緊急防災・減災事業債を活用し、大津町運動公園総合体育館に整備を進めている空調設備の冷暖房料を新たに定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。また、3、効果に記載のとおり、空調設備の整備により利用者の健康保持、災害時の防災機能強化等が期待されているところです。

4、町施設使用料等に関する考え方で、町民の健康増進、医療費削減を目的とした町の運動施設利用については、利用1時間当たりの原価に対して30%を受益者負担割合としてこれまで整理しております。

5、空調使用料積算基礎にお示ししておりますが、新たに設置する総合体育館の空調設備の1時間当たりの原価がメインアリーナで約1万100円、サブアリーナで2,400円となっており、32ページ上段に記載となりますが、1時間当たりの単価に受益者負担割合30%を乗じた金額をメインアリーナで3,000円、サブアリーナで700円と算定し、今回、条例改正をお願いしたいと考えております。

また、下段7、暑熱時の運用として、体育館のアリーナが熱中症の危険が発生するとされる一定の基準値を超える場合は、基本的に無料で冷房設備を稼働させ、利用者の熱中症予防の対策を大津町独自の取組として行う予定としております。

説明資料集34ページ、別表第4、大津町運動公園施設使用料金表の新旧対照表をお願いします。

改正後の下段、総合体育館メインアリーナの項で35ページに移りますが、上から6行目、冷暖房料全面1時間につき3,000円を新たに加え、次のサブアリーナの項にも、冷暖房料全面1時間につき700円を加えます。

議案集の53ページをお願いします。

附則において、条例の施行日を工事竣工後の令和8年7月1日としています。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） それでは、私のほうから議案第24号、議案第25号について御説明させていただきます。

初めに、議案第24号「町道の路線廃止について」御説明させていただきます。

議案集の58ページ、説明資料集の40ページをお願いいたします。

まず、路線番号125-2、路線名、新多々良高尾野線でございます。延長約1,419メートル、起点は大津町大字平川字姥ケ平から終点は大字大津字上井迫までの道路でございます。

こちらの路線は、国道57号北側復旧ルートの建設に伴い、既存町道の線形等が変更されたものでございます。このたび、国と町の管理区分などにつきまして、国土交通省との協議が調いましたので、一旦廃止を行うものでございます。

以上、議案第24号につきましては、町道の路線廃止についての議案となりますので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第25号「町道の路線認定について」御説明させていただきます。

議案集は60ページ、説明資料集は41ページからになります。

今回、町道認定を行う2つの路線については、議案第24号で御説明させていただきましたとおり、国道57号北側復旧ルートの建設による線形変更に伴い、既存町道を2つに分け、それぞれを新たな町道として認定しようとするものでございます。

それでは、個別の路線について御説明をさせていただきます。

議案集61ページ、説明資料集は41ページをお願いいたします。

路線番号125-2、路線名、新多々良高尾野線は、延長は1,100メートルで、起点は大津町大字平川字姥ケ平から終点は大津町大字平川字平出まででございます。

次に、説明資料集は42ページをお願いします。

路線番号125-3、路線名、作分上井迫線、延長は420メートルで、起点は大津町大字平川字作分から終点は大津町大字大津字上井迫までの道路でございます。

いずれの路線につきましても、国道57号北側復旧ルートの建設に伴い、既存町道の線形等が変更されたものであり、このたび、国と町の管理区分などにつきまして、国土交通省との協議が調ったことから、大津町の町道として認定するものになります。

以上、議案第25号につきましては、町道の路線認定についての議案となりますので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 次に、議案第26号から議案第34号までの説明を求めます。

木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議案第26号「令和8年度大津町一般会計予算について」御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。併せて、別冊の当初予算の概要を御参照ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億9,628万2,000円と定めています。

第2条の継続費から第6条歳出予算の流用までは、記載のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表、継続費です。

款3民生費の公立認定こども園等整備事業は、昭和園において公立認定こども園と子育て支援施設を一体的に整備するものであります。令和8年度及び令和9年度の2か年で整備を進め、令和10年度の開園を目指します。

款10教育費の大津小学校改修事業は、校舎屋根外壁等を2か年かけて改修するもので、南小学

校改築事業は、令和８年度で基本構想の修正費及び基本設計業務委託費を、令和９年度で実施設計費を年割額に計上しています。

８ページをお願いします。

第３表、債務負担行為です。令和８年度事務用パソコン等借上料につきましては、職員用パソコン及びモニター、それぞれ５０台分のリースに関わるものです。地域包括支援システム機器借上料及び地域包括支援システム保守点検委託は、令和８年度中での現契約満了に伴い、新たに契約を締結するものです。肥後大津駅周辺まちづくり推進事業は、駅周辺の民間活力導入の可能性調査や駅自由通路等の基本計画策定などに係るものです。小学校校務用パソコン借上料から中学校電子黒板借上料は、令和８年度中での現契約満了に伴い、新たに契約を締結するものです。

９ページをお願いします。

第４表、地方債です。１、ＤＸ関連事業は、窓口ＤＸ導入業務委託や生成ＡＩ導入業務委託などＤＸ導入に関わるものです。

２、熊本県電子入札共同システム負担金は、県が共同調達する電子入札システムの導入費用及び運用費用に係る負担金に対し、起債を充当するものです。

３、農地中間管理機構関連農地整備事業負担金、４、水利施設等保全高度化事業負担金及び５、水利施設整備事業負担金は、県営事業である矢護川地区の圃場整備事業や菊池台地農業用施設更新整備事業に係る負担金に対し起債を充当するものです。

６、緊急自然災害防止対策事業は、上井手沿いの崖地の安全対策を行うものです。

７、農地耕作改善事業負担金は、農地の基盤整備に係る農地耕作条件改善事業に係るものです。

８、岩戸溪谷遊歩道復旧整備事業は、不通となっております遊歩道を復旧するものです。

９から１２の道路関連事業は、工業団地周辺道路及び排水整備のほか、町道の舗装打ち替えや橋梁補修など、主に町道整備事業に係るものです。

１８、都市構造再編集集中支援事業は、昭和園に整備する子育て支援拠点整備に係るものです。

１９の消防設備等整備事業は、小型動力ポンプ３台、積載車２台の更新及び消火栓２基の新設に係るものです。

２０から２３は、各学校施設の改修事業ですが、２１、小学校施設空調設備事業は、全小学校体育館の空調設備の設計、２３、中学校施設空調設備事業は、中学校２校分の体育館空調設備の工事に係るものです。

２４、町民交流施設改修事業は、オークスの照明ＬＥＤ改修及びＷｉ－Ｆｉ整備に係るものです。

２５、学校教育センター照明改修事業は、センターのＬＥＤ化改修工事に係るものです。

それでは、歳出から主なものについて御説明いたします。

５５ページをお願いします。

款２、項１、目１一般管理費は、前年度比６，９２５万１，０００円の増額です。退職手当負担金の増額が主なものでございます。

６８ページをお願いします。

目7電子計算費、節12委託料の窓口DX導入業務委託は、窓口における各種申請届出手続のデジタル化を推進し、来庁者の待ち時間短縮と職員の事務効率化を図るためのシステムを導入するものです。

その下、生成AI導入業務委託は、庁内に生成AIを導入し、文書作成支援や要約業務等の活用を通じて、事務の効率化及び業務の高度化を図るためのものです。

74ページをお願いします。

目9防犯対策費、節9公債費の犯罪被害者等見舞金及び75ページに移りまして、節18補助金の2、犯罪被害者等転居費用助成金は、犯罪により被害を受けた方及びその御家族に対し精神的、経済的負担の軽減を図るため、見舞金及び転居に要する費用の一部を補助し、生活再建を支援するものでございます。

80ページをお願いします。

目16広報費、節10需用費の印刷製本費は、令和8年度から広報誌と生涯学習情報誌を合冊するなどにより、昨年度比約400万円程度増額となっています。

81ページをお願いします。

目18合併70周年記念事業費は、記念式典や展示、記念動画作成などの大津町町村合併70周年記念事業を実施するための経費を計上しております。

83ページをお願いします。

項2、目2賦課徴収費、85ページに移りまして、節12委託料の家屋評価業務委託は、新增築の家屋の評価業務の一部を専門業者へ委託するもので、新規で計上しています。

85ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金、86ページに移りまして、5、西原村及び大津町空中写真合同撮影業務負担金は、固定資産税課税の基礎資料とする航空写真撮影を西原村と合同で実施するに当たり、業務委託を西原村において一括発注することから、本町負担分を負担金として支出するものです。

91ページをお願いします。

項4、目8県議会議員菊地郡選挙区一般選挙費は、令和9年4月執行予定の県議会議員一般選挙に係る費用でございます。

96ページをお願いします。

款3、項1、目1社会福祉総務費、98ページに移りまして、節27繰出金の国民健康保険特別会計への繰出金を約2億3,000万円、介護保険特別会計への繰出金を約4億6,000万円計上しています。そのうち、国民健康保険特別会計への繰出金において、3,000万円の法定外繰り出しを計上しています。

104ページをお願いします。

目4老人福祉費、106ページに移りまして、節18補助金の4、高齢者エアコン購入費臨時助成金は、猛暑による熱中症予防を目的として、高齢者がエアコンを購入する際の費用の一部を助成

するものであります。

113ページをお願いします。

項2、目1児童福祉総務費の115ページに移りまして、節12委託料の中段の子育て支援拠点整備事業委託及び116ページに移りまして、節14工事請負費の子育て支援拠点建設工事は、昭和園に整備する子育て支援拠点整備に係る実施設計、開発許可申請及び工事に係る費用です。

121ページをお願いします。

目5学童保育施設運営費、節14工事請負費の学童保育施設補修工事は、護川小学校の雨水排水対策に係るものです。

122ページをお願いします。

目6子育て・健診センター費、節12委託料のまちなか複合施設整備基本構想業務委託は、熊本空港アクセス鉄道計画に伴い、中央公園周辺の再整備が必要となることから、子育て・健診センターについても中央公園と一体的に整備を検討するものです。また、公共施設等総合管理計画等の方向性を踏まえ、複合化を含めた施設配置の基本構想を策定するものです。

128ページをお願いします。

款4、項1、目3環境衛生費です。

130ページに移りまして、節14工事請負費の雨庭設置工事は、庁舎の敷地内に雨水を一時的に貯留、浸透させる雨庭を整備し、浸水対策及び地下水涵養量の確保、増進を図るものでございます。

135ページをお願いします。

項2、目1清掃総務費は、136ページの節18負担金補助及び交付金の負担金1及び2のごみ、し尿処理に係る菊池広域連合負担金の増などにより、前年度比約4,400万円の増額となっています。

139ページをお願いします。

款6、項1、目3農業振興費です。

140ページに移りまして、節12委託料の地域計画推進支援業務委託は、農地台帳の更新に伴う地域計画見直しに係る委託料です。

142ページをお願いします。

目6農地費の143ページに移りまして、節14工事請負費の緊急自然災害防止対策事業は上井手沿いの崖地の安全対策を実施するもので、農地耕作条件改善事業は、農地の出入口を拡幅し、農業機械の円滑な進入を可能とすることで作業効率の向上と営農環境の改善を図り、担い手への農地集積、集約化を促進するものでございます。

144ページをお願いします。

目7圃場整備費、145ページに移りまして、節12委託料は、矢護川・片俣地区の圃場整備事業に係る整備地区全体の地図作成や相続関連の書類作成など、事務補助に係る業務委託費です。

節18負担金補助及び交付金の4、県営事業負担金は、矢護川地区の圃場整備事業に係る県への

負担金です。

146ページをお願いします。

目9農業集落排水費につきましては、農業集落排水事業会計への繰出金でございます。収益的費用に係る分を補助金として、資本的費用に関わる分を出資金として支出するものです。

目10農道管理費の147ページに移りまして、節14工事請負費は、地方創生整備推進交付金を活用し、中部農免道路の舗装打ち替えを行うものです。

項2、目1林業総務費です。

149ページに移りまして、節18負担金の7、林業担い手支援事業負担金は、林業従事者の福利厚生費や安全対策費の一部を熊本県林業従事者育成基金に対し負担金として支出するものです。

150ページをお願いします。

目3林道新設改良費です。

151ページに移りまして、節14工事請負費は、地方創生整備推進交付金を活用し、林道菊池人吉線の橋梁補修を行うものです。

153ページをお願いします。

款7、項1、目2商工業振興費、節18補助金の7、中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金は、人手不足に対応し生産性の向上などを図るため、中小企業が省人化・省力化に資する機器や設備等を導入する際、その経費の一部を補助するものであります。

目3観光費、154ページに移りまして、節12委託料のBIKE LOVE FORUM大津町事業委託は、令和8年度に同フォーラムが本町で開催されることに伴い、主にステージの設定、運営業務等を委託により実施するものでございます。

2つ下の岩戸溪谷遊歩道復旧完了記念式典事業委託は、155ページの節14工事請負費で計上しております復旧工事が完了した際の開通式を委託するものでございます。

156ページをお願いします。

目4企業誘致推進費、節11役務費の記念展示二輪配送手数料は、本田技研熊本製作所50周年記念展示用のバイクの配送料で、節12委託料でパネル制作や展示等を委託するものです。

163ページをお願いします。

款8、項2、目2道路維持費、164ページに移りまして、節12委託料の一番下、準用河川である平川改修の基本設計業務委託は、平川の流下能力調査などを行い、改修の必要性を整理するものです。

節14工事請負費は、古城真木線や下町門出線等の舗装修繕工事が主なものでございます。

165ページをお願いします。

目3道路新設改良費、節14工事請負費、節16公有財産購入費、ページ変わりまして166ページの節21補償、補填及び賠償金は、現在整備中の工業団地北側の代替道路及び排水路整備に係る事業費が主なものです。

項3、目1都市計画総務費、167ページに移りまして、節12委託料の新駅周辺市街地創出検

討業務委託は、現在事業化を検討しております中間駅の設置を見据え、駅周辺の開発構想について調査検討を行う業務を委託するものでございます。

169ページをお願いします。

目5社会資本整備総合交付金事業費です。

170ページに移りまして、節12委託料の肥後大津駅周辺まちづくり推進事業は、沿道空間の利活用の方向性を整理するとともに、民間活力導入の可能性や事業手法の検討を行い、あわせて、肥後大津駅自由通路等の基本計画を策定することで、駅周辺の利便性向上と持続的なまちづくりの推進を図るものでございます。

171ページをお願いします。

項4、目1住宅総務費です。

172ページに移りまして、節12委託料の明渡し請求等訴訟業務委託は、家賃の長期滞納等により契約条件に違反している入居者に対し、明渡し請求、その他必要な法的措置を講じるため、訴訟関連業務を専門の弁護士に委託するものでございます。

173ページをお願いします。

目3住宅建設費、節12委託料は、北出口団地屋上防水改修工事設計業務委託でございます。

節14工事請負費は、5棟分のあけぼの団地屋上防水改修工事でございます。

177ページをお願いします。

款9、項1、目5災害対策費、178ページに移りまして、節12委託料の大津町ハザードマップ改定業務委託は、熊本県が白川流域の洪水浸水想定区域を改定したことに伴い、本町のハザードマップを改定するものです。

180ページをお願いします。

目8熊本地震関係費、節12委託料は、熊本地震から10年の節目を迎えるに当たり、災害対応に尽力いただいた自衛隊への感謝と敬意を表するとともに、防災意識の醸成を図るため、音楽隊による演奏会の実施を委託するものでございます。

187ページをお願いします。

款10、項2、目1学校管理費、189ページに移りまして、節14工事請負費は、大津小のプールのフェンス改修工事や図書室空調設備改修工事など、各小学校の改修工事です。

190ページをお願いします。

目3学校建設費の節12委託料の小学校施設改修等設計業務委託は、各小学校屋内運動場空調設備の設計業務委託で、2つ下の大津南小学校改築設計等業務委託は、継続費のところで説明したとおり、今年度実施の耐力度調査を踏まえ、基本構想、基本設計業務を委託するものです。

節14工事請負費は、こちらも継続費を設定しております大津小学校校舎、屋根、外壁等の改修工事です。

191ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費です。193ページに移りまして、節14工事請負費は、大津中

のプールフェンス改修や大津北中保健室、相談室のエアコン取替え工事費などを計上しています。

195ページをお願いします。

目3学校建設費、節12委託料の中学校施設改修等設計業務委託は、大津北中学校校舎、屋根、外壁等及び体育館外壁等改修工事設計業務委託です。

その下、中学校屋内運動場空調設備整備工事監理業務委託は、節14工事請負費で計上しております大津中、大津北中学校の屋内運動場空調設備設計業務に係る工事監理業務委託です。

200ページをお願いします。

項5、目2公民館費です。

203ページに移りまして、節18、補助金の1、文化事業助成金は、町制70周年記念事業を含む事業費を計上しており、当該記念事業の実施に伴い、前年度と比較して550万円の増額となっております。

目3生涯学習センター費、節12委託料の204ページに移りまして、中段辺りの生涯学習センター長寿命化改修基本設計業務委託は、今年度策定しています基本構想を踏まえ設計を行うものです。

節14工事請負費では、生涯学習センター自家発電設備更新工事及び205ページに移りまして、東側の砂利駐車場にございますトイレの撤去工事費を計上しております。

208ページをお願いします。

目6生涯学習施設運営費、209ページに移りまして、節14工事請負費では、町民交流施設のWi-Fi設置やLED化工事などを計上しております。

215ページをお願いします。

項6、目2体育施設費、216ページに移りまして、節12委託料では、老朽化に伴う菊阿体育館屋改修工事設計業務や総合体育館屋根等改修工事監理業務委託を計上し、節14工事請負費で、運動公園駐車場の白線改修、給水ポンプユニット改修及び総合体育館屋根等改修工事費を計上しています。

217ページをお願いします。

節21補償、補填及び賠償金は、現在整備中の総合体育館メインアリーナ及びサブアリーナの空調に係る電気及びガス代を指定管理者に補償するものです。

目3学校給食費、220ページに移りまして、節18補助金の3、給食費負担軽減補助金は、国の政策として予定されている学校給食費無償化に対応し、町内小学校における給食費の負担軽減を図るための補助金でございます。

なお、本事業に係る財源につきましては、全額国及び県からの財源が確保されることとなっております。

223ページをお願いします。

款12公債費です。近年の学校施設改修や道路事業等による投資的事業に伴う町債の借入れにより、元金、利子ともに増額となっております。

なお、令和8年度末の起債残高見込みは、約166億7,000万円となる見込みです。このうち、災害関連が約34億2,000万円、臨時財政対策債が約41億2,000万円となる見込みです。

224ページ、款13予備費で財源調整をしています。

次に、歳入を御説明いたします。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。10分後の14時16分から再開します。

午後2時06分 休憩

△

午後2時15分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を再開します。

木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 歳出に続き、歳入を御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款1、項1町民税、目1個人ですが、納税義務者の増加を見込みまして7,600万円の増額で計上しています。目2法人につきましても、前年度の実績等により約7,900万円の増額で計上しております。

項2、目1固定資産税は、地価の上昇や新築家屋の増加等を見込み、約1億5,000万円の増額で計上しております。

16ページをお願いいたします。

項3軽自動車税から項5入湯税までは、前年度の実績等により計上しております。

なお、入湯税につきましては、今年度途中に課税対象施設が増えたことにより、約600万円の増加を見込んでおります。

17ページから21ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から款10地方特例交付金は、前年度等の実績見込みを参考に国が示します地方財政計画に基づき計上しております。

なお、17ページの款2、項1地方揮発油譲与税は、暫定税率の廃止に伴い減額が見込まれ、20ページの款9環境性能割交付金は、自動車税環境性能割交付金の廃止に伴い大幅な減収となりますが、令和8年度における減収相当額につきましては、款10地方特例交付金により全額補填されることとなっております。

21ページの款11地方交付税は、20億1,000万円で、前年比2,000万円の増額です。税収の伸びを考慮したものの、令和7年度国勢調査の人口の伸びにより、普通交付税を前年度比増としています。また、特別交付金につきましては、前年度同額を計上しております。

款12交通安全対策特別交付金も前年同額でございます。

22ページをお願いします。

款13分担金及び負担金から26ページの款14使用料及び手数料までは実績と見込みにより計

上しております。

27ページからの款15国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金等でございます。

項1、目1、民生費国庫負担金の節1児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、国の公定価格の増額などにより前年比2,000万円の増額となっております。

28ページをお願いします。

項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金の一番下、就学前教育・保育施設整備交付金は、杉水保育園大規模改修に対する施設整備交付金で、事業費の2分の1が国庫補助の対象となります。

29ページをお願いします。

目3、土木費国庫補助金は、節1道路橋梁費補助金で、工業団地周辺インフラ整備に伴い、前年比約7億円の増額となっており、節2都市計画費補助金では、子育て拠点施設整備費などに伴う社会資本整備総合交付金（都市構造再編集集中支援事業）により、約2億円の増額となっております。

30ページをお願いいたします。

目5総務費国庫補助金の節1総務費補助金の地域未来交付金は、窓口DX導入業務委託などのDX関連事業の財源です。

32ページをお願いします。

款16、項2、目1総務費県補助金、節1総務費補助金の物価高騰対応生活者支援交付金は、LPガス使用世帯補助金の財源でございます。

33ページをお願いします。

項2、目2民生費県補助金は、節3児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業等補助金や保育対策総合支援事業費県補助金などにより、前年比約1,800万円の増額となっております。

35ページをお願いします。

目4農林水産業費県補助金は、節3農地補助金の農道に係る地方創生整備推進交付金や農村整備推進交付金、36ページに移りまして、節4林業費補助金の林道に関わる地方創生整備推進交付金により、前年比5,249万4,000円の増額となっております。

目6教育費県補助金、節1学校教育費補助金の一番下、教育費負担軽減交付金は、歳出のところで説明しました給食費無償化に伴います給食費負担軽減補助金の財源でございます。

41ページをお願いします。

款18、項1、目1一般寄附金です。

ふるさと寄附金及び企業版ふるさと納税の前年度実績見込み等により、前年比8,400万円の増額となっております。

42ページをお願いします。

款19、項2基金繰入金、目2公共施設整備基金繰入金は、子育て支援拠点整備や各小中学校の改修及び社会体育施設の改修のため、繰入れを行うものです。

目4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から5億9,000万円を繰

り入れております。繰入れ後の財政調整基金残高は、約28億3,000万円となる見込みです。

目5熊本地震大津町復興基金繰入金につきましては、別添予算の概要の最終ページに記載の市町村創意工夫事業につきまして繰入れを行う予定でございます。

目6企業版ふるさと納税基金繰入金は、子育て拠点整備事業に充当しております。

46ページをお願いします。

款21、項5、目2節、1雑入です。全体で約4,300万円の減額となっておりますが、これは46ページ下段辺りの総合行政システムの標準化・共通化のための財源であるJ-LISからのデジタル基盤改革支援補助金の減額が主な要因です。

49ページから51ページにかけての款22町債は第4表地方債で御説明したとおりでございます。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願い致します。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは議案第27号、議案第29号、議案第30号について御説明いたします。

まず、議案第27号「令和8年度大津町国民健康保険特別会計予算について」御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,093万5,000円と定めています。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

それでは、歳出から主なものについて御説明いたします。予算書は15ページ、予算の概要は69ページから71ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費は、各種書類の印刷や通信費、国保連合会との事務連携に使用する電算システムの費用など、事務費全般になります。

予算書の16ページをお願いします。

目2連合会負担金は、会員となっている国保連合会への負担金で平等割、被保険者数割等により算定されるものです。

予算書の17ページをお願いします。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、保険者が負担する原則7割分の医療費分の給付費用です。前年度から4,800万円増額となった要因は、令和7年度の給付実績の増加及び令和8年度から予定されている診療報酬引上げの見込みによるものです。

予算書18ページをお願いします。

項2、目1一般被保険者高額療養費は高額な医療に対し、所得に応じて一定の金額を超えた分の給付費用です。前年度から1,280万円増額となった要因は、療養給付費同様に令和7年度の給付実績の増加及び診療報酬引上げの見込みによるものです。

予算書の19ページをお願いします。

項4、目1、出産育児一時金は、出生数の減少に伴い減額するものです。

予算書の20ページをお願いします。

ページ上段の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係るもので、制度の適用期間の終了により廃項とするものです。

款3事業費納付金のうち項1医療給付費分は国民健康保険事業に係る県への納付金で、県が市町村の医療給付や所得の水準等により案分し、算定した額を計上しています。

あわせて、項2後期高齢者支援金等分、予算書21ページの項3介護納付金分、令和8年度から新設となります。項4子ども・子育て支援納付金分の総額は8億2,636万円となっています。事業費納付金全体で前年度から約2,800万円減額となった要因は、県内の国保被保険者数の減少に伴い、県全体の医療費が減少していることによるものです。

予算書の22ページをお願いします。

款5、項1、目1特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導、人間ドック等の事業に要する経費を計上しております。

予算書の23ページをお願いします。

項2、目1保健衛生普及費は、医療費適正化の啓発やその他、保健事業に係る経費です。前年度から425万8,000円増額となった要因は、新規事業として特定健診の受診率向上を目的とした委託料の計上によるものです。

予算書の25ページをお願いします。

款8、項1、目1一般被保険者保険税還付金は、過年度分の保険税の還付金等の予算を計上しています。

予算書の26ページをお願いいたします。

款9予備費は、650万2,000円を計上しています。

続いて、歳入を御説明いたします。

ページが前に戻りまして、8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は6億952万5,000円、目2退職被保険者等国民健康保険税は3,000円とし、国保税の総額は6億9,952万8,000円で計上しております。前年度から1,463万円増額となった主な要因は、令和8年度からの新設となります。節7子ども・子育て支援納付金現年課税分によるものです。

予算書の10ページをお願いします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金は、保険給付や保険事業等に対し交付されるものです。

節1普通交付金は、保険給付費の全額が県から交付されるもので、節2の特別交付金は、町が行う特定健診等保健事業の負担金や医療費適正化への取組評価に対して交付されるものです。前年度から5,914万2,000円の増額の主な要因は、歳出で説明しました保険給付の見込額の増額に伴うものです。

予算書の11ページをお願いします。

款6、項1、目1一般会計繰入金、節1から節4の繰入金は、低所得者に対する保険税及び未就

学児の均等割保険税の軽減分、産前産後期間の保険税免除分等に充てるための繰入金で、4分の3は国・県負担で、4分の1が町負担となっております。

予算書の12ページをお願いします。

節5事務費繰入金は、歳出の一般管理費等の事務経費に相当する額を繰り入れるものです。

節6財政安定化支援事業繰入金は、所得水準、高齢者の割合など、保険者の責に帰さない事由による財政上の不均衡を是正するため繰り入れるもので、所要の地方財政措置が講じられています。

節7その他の繰入金は、財政運営上、赤字収支を見込み、国民健康保険法に定めのない国保特別会計の財源不足分を補うために一般会計から繰り入れるものです。前年度から約4,000万円減額の要因は、歳出で説明しました県に納める国保事業費納付金の減額に伴うものです。

予算書の13ページをお願いします。

款7、項1、目1繰越金は、前年度同額を計上しています。

予算書の14ページをお願いします。

款9、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等の被害者に国保が給付を行った場合など、加害者が過失割合に応じて国保に償還する納付金で、前年度同額で計上しております。

議案第27号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第29号「令和8年度大津町介護保険特別会計予算について」御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,846万8,000円と定めています。また、第2条で一時借入金の最高額は1億円としております。

それでは、歳出から主なものについて御説明いたします。

予算書は16ページをお願いします。予算の概要は73ページから76ページとなります。

款1、項1、目1一般管理費は、介護保険の事業運営のための事務経費等です。前年度から213万8,000円増額となった主な要因は、節12委託料として、介護情報基盤連携への対応に係るシステム改修経費を計上したことによるものです。

予算書の18ページをお願いします。

項3、目1介護認定審査会費は、介護保険を利用するため、介護認定の申請等をされた方に対する認定審査に要する費用です。

予算書は18ページから19ページをお願いします。

目2認定調査等費は、要介護認定の申請等をされた方に対する認定調査や主治医意見書等に要する経費です。

項4、目1計画策定等委員会費は、介護保険事業計画策定委員会及び地域包括支援センター等運営委員会の開催に要する経費です。前年度から293万9,000円増額となった要因は、令和8年度に策定する令和9年度から3年間の計画である第10期介護保険事業計画策定業務及び介護保険制度関連例規整備支援業務などの委託料計上によるものです。

予算書の20ページをお願いします。

款2、項1、目1介護サービス等諸費は、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担を除いた残りの保険給付分の費用になります。前年度から1,575万6,000円増額となった要因は、令和7年度の給付実績の増加及び令和8年度に予定されている介護報酬の改定によるものです。

予算書は23ページをお願いします。

款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費は、高齢者が要介護状態とならないように実施する介護予防事業に関する経費です。主なものは、節12委託料のうち、通所型サービス事業委託などです。

予算書の24ページをお願いします。

款3、項2、目1一般介護予防事業費は、65歳以上の方の一般介護予防事業を実施するために要する経費です。前年度から563万3,000円増額となった主な要因は、人件費の増額等による事業費の増額や事業整理によるものです。

予算書は25ページから26ページをお願いします。

款3、項3、目1包括的支援事業は、認知症施策推進事業や在宅医療・介護連携推進事業などに関する費用です。

予算書は26ページから27ページをお願いします。

款3、項3、目2任意事業費は、高齢者の在宅生活を支援する事業に関する経費です。

節12委託料で、食の自立支援事業及びはっとライン体制整備事業委託を実施しておりますが、食の自立支援事業につきましては、民間事業者の参入などを踏まえ、9月をもって事業を廃止し、今後は民間事業者の配食サービスや見守りネットワークの活用等に移行します。

予算書の29ページをお願いします。

款5、項2、目1一般会計繰出金は、重層的支援体制整備事業として取り組んでいる包括支援センター運営費等の財源として介護保険料などを一般会計に繰り出すものです。

款6、項1、目1予備費は679万4,000円を計上しています。

歳出の説明は以上です。

続いて、歳入の主なものを御説明いたします。

予算書は8ページを、予算の概要は71ページをお願いいたします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料収入です。前年度から3,430万円増額となった主な要因は、高齢者人口の増加によるものです。

予算書は9ページをお願いします。

款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込み総額の国負担分です。前年度から405万円の増額の主な要因は、歳出で説明しました介護給付費の見込額の増額に伴うものです。

款3、項2、目1調整交付金は、第1号被保険者の年齢構成や所得の分布状況を調整して国から配分されるものです。前年度から990万円の減額となっている要因は、交付割合が4%から3.64%に下がったことによるものです。

予算書の10ページをお願いします。

款4、項1、目1介護給付費交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を財源として介護給付費に充当するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

予算書の11ページをお願いします。

款5、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込み総額の県負担分です。

款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費算出見込み総額の町負担分を繰り入れるものです。

予算書は12ページをお願いします。

款6、項1、目3低所得者保険料軽減負担金繰入金は、低所得者の介護保険料負担を軽減するための繰入れです。

款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者の保険料負担分の抑制を目的として、基金から繰り入れるものです。

議案第29号について、説明は以上となります。

続きまして、議案第30号「令和8年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ6億1,005万5,000円と定めています。

それではまず、歳出から主なものについて御説明いたします。

予算書の11ページをお願いいたします。予算の概要は76ページから77ページです。

款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者の医療保険の市町村事務に係る経費です。

項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費です。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が町に納付した保険料を広域連合へ納付するものです。前年度から9,601万円の増額となっており、その主な要因は保険料率の改定及び被保険者数の増加に加え、従来の医療給付分に新たに子ども・子育て支援納付金分が保険料算定に含まれたことによるものです。

予算書の13ページをお願いします。

款3、項1、目1鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられる方に対して、施術の費用の一部を助成する経費です。

款4、項1、目1保険料還付金は、過年度の修正申告や死亡に伴う手続等により発生する過年度分保険料の還付金です。

予算書の14ページをお願いします。

款5、項1、目1予備費として101万7,000円を計上しています。

続いて、歳入について御説明いたします。

ページは前に戻りまして、予算書の7ページをお願いします。

款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料は、年金からの天引きとなる特別徴収

対象者を令和6年度実績に基づき全体の約50.2%、普通徴収対象者を約49.7%と見込み、大津町における後期高齢者の保険料として4億8,321万3,000円を計上しています。前年度と比較して8,494万7,000円の増額となっており、その主な要因は、歳出で御説明しました保険料率の改定及び被保険者数の増加に加え、新たに子ども・子育て支援納付金分が保険料算定に含まれたことによるものです。

予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費及び徴収費など、制度の運営に係る事務費等を一般会計から繰り入れるものです。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額について、県負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせ、一般会計から繰り入れるものです。

目3保険事業等繰入金は、町の単独事業で鍼灸施術補助を行うため、一般会計から繰り入れるものです。

予算書の9ページをお願いします。

款5、項1、目1繰越金は、前年同額を計上しております。

款6、項2、目1保険料還付金は、過年度分保険料の還付に伴い、県から補填されるもので、前年同額を計上しております。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 私からは、議案第28号と議案第31号について御説明させていただきます。

それでは議案第28号「令和8年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について」を御説明させていただきます。

予算書は特別会計の2つ目、共有財産の見出しががついているところになります。

それでは、共有財産の予算書1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,349万5,000円と定めております。

それでは、共有財産の性質により、歳入から御説明をさせていただきたいと思います。

予算書は7ページ、予算の概要は71ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入2万円の主なものは、携帯無線基地局として携帯電話会社へ敷地を貸し付ける貸付料になります。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金3,202万8,000円は、今後の共有財産林の施業に備え、繰越金として調整するものとなっております。

款6、項1、目1、節1県補助金1,144万7,000円の主なものは、共有財産林の施業委託に伴う県補助金となっております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

予算書の9ページ、予算の概要はそのまま71ページをお願いいたします。

款１、項１、目１一般管理費２、２０７万６、０００円です。前年比１７４万１、０００円の減額となっており、主な要因は、真木団地への植栽面積が減少したことに伴い、共有財産林施業委託費が減額となるためです。

歳出の主なもの、節１２委託料の共有財産林施業委託であり、令和８年度の主な事業は、真木団地内の植栽５ヘクタール、下刈り３０．２９ヘクタール、瀬田裏への植栽５ヘクタール、下刈り５ヘクタールを計画しております。

それでは、予算書の１０ページをお願いいたします。

款２、項１、目１は、予備費で財源調整となっております。

議案第２８号の説明は以上となります。

続けて、議案第３１号「令和８年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について」御説明いたします。

議案集は６７ページ、予算の概要は７７ページからとなります。予算書は、特別会計の５つ目、工業団地の見出しがついているところになります。

それでは、工業団地予算書の１ページをお願いいたします。

第１条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７億６、７８５万７、０００円と定めております。

次に、予算書４ページをお願いいたします。

第２表の地方債でございます。

工業団地整備事業に係る事業費に起債を充当するものとなっております。起債の方法及び率などについては、こちらに記載のとおりとなっております。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の１１ページ、予算の概要は７７ページをお願いいたします。

款１、項１、目１、節１報酬の１５２万３、０００円は、会計年度任用職員１名の報酬となっております。

節３職員手当等の２４１万３、０００円は、職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当になります。

節１０需用費の４３万２、０００円は、事業に関連する消耗品費及び印刷製本費となっております。

次に、予算の概要は７８ページ、予算書はそのまま１１ページをお願いいたします。

款１、項１、目２、節１０需用費の２００万円は、災害時などの修繕に備えるためのものです。

節１１役務費の７３万６、０００円は、開発許可申請時の手数料となっております。

節１２委託料の１、２００万円は、登記等業務委託、工事監理業務委託及び工業団地内除草等業務委託に係る費用となっております。

節１４工事請負費の７億４、７７５万円は、造成工事に係る費用となっております。

予算書の１２ページをお願いいたします。

款２、項１、目１、節２ 償還金利息及び割引料は、起債で借り入れた債務の元金の返済金となります。

続く、款２、項１、目２、節２ 償還金利息及び割引料は、起債で借り入れた債務の利息の返済金となります。

款３、項１、目１ 予備費の１００万円は、不測の事態に備える予算で、予見し難い予算の不足に充てるため、経費を計上するものとなっております。

続いて、予算書の１３ページをお願いいたします。

款４、項１、目１、節２ 繰出金は、過年度精算に伴う一般会計への繰出金となります。

次に、予算書の１４ページから１６ページについては、職員の給与費等について記載をさせていただきます。

次に、歳入について御説明いたします。

ページ戻りまして、予算書は８ページ、予算の概要は７７ページを御覧ください。

款１、項１、目１、節１ 事業収入につきましては、今後、整備が進み分譲を開始し、進出企業へ売り渡した場合の事業収入となります。

款２、項１、目１、節１ 工業団地整備補助金 ７，７２０万円は、社会資本整備総合交付金となります。

款４、項１、目１、節１ 一般会計繰入金 １，４１５万 ３，０００円は、一般会計からの繰入金となります。

次に、予算書は９ページに移ります。

款５、項１、目１、節１ 繰越金は、歳入歳出の決算上、余剰金が生じた場合において、翌年度の繰入れとして繰り入れるためのものです。

款６、項１、目１、節１ 預金利息収入は、事業の諸収入に対する預金利息となっております。

款６、項２、目１、節１ 雑入は、事業の諸収入に対するその他の収入となっております。

次に、予算書は１０ページをお願いいたします。

款７、項１、目１、節１ 工業団地造成事業債は、工業団地の整備事業に対する起債となっております。

次に、予算書の１７ページについては、継続費について記載をさせていただきます。

令和７年度の年割額 ９億 ７，６８４万 ９，０００円の内訳は、実施設計 ９，０００万円、所有権移転費用 ５６８万 ５，０００円、土地購入費 ８億 ４，６１６万 ４，０００円、補償費 ３，５００万円となっております。財源は国県支出金が ９，０３０万円、その他として一般会計から繰り入れた特定財源 ８億 ８，６５４万 ９，０００円となっております。令和７年度末までの支出見込額ですが、８億 ７，４０５万円となっております。

なお、令和７年度年割額 ９億 ７，６８４万 ９，０００円と令和７年度支出見込額の差額 １億 ２ ７ ９万 ９，０００円が逓次繰越となる予定となっております。継続費総額に対する進捗率は ３５％となります。

次に、令和8年度の年割額7億5,375万円は、工事費及び管理委託料となっております。財源は、国県支出金が7,720万円、地方債6億7,650万円、その他として、一般会計から繰り入れた特定財源5万円となっております。令和8年度支出予定額は、令和7年度からの通次繰越額1億279万9,000円と令和8年度年割額7億5,375万円と合わせまして、8億5,654万9,000円となっております。継続費総額に対する進捗率は35%となります。

そして最後に、令和9年度の年割額7億5,375万円は、工事費及び管理委託料となっております。財源は国県支出金が7,680万円、地方債6億7,690万円、その他として、一般会計から繰り入れた特定財源を5万円見込んでおります。令和9年度支出予定額は7億5,375万円となりまして、継続費総額に対する進捗率は30%となります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 私からは、議案第32号、議案第33号、議案第34号について御説明をさせていただきます。

初めに、議案第32号「令和8年度大津町工業用水道事業会計予算について」御説明いたします。予算書の見出しが工業用水道のところをお願いいたします。予算書は1ページ、予算の概要は78ページから79ページをお願いいたします。

工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、平成2年から熊本中核工業団地内の企業に日量4,700立方メートルの給水能力で給水しております。

第2条の業務の予定量ですが、給水事業者は6事業所で、1日平均4,100立方メートルの給水量を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、工業用水道事業収益は8,774万3,000円、工業用水道事業費は8,739万1,000円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入は8,000万円、2ページに移りまして、資本的支出は1億3,412万2,000円を予定しております。

第5条の企業債は、建設改良費に係るもので、目的、限度額等を定めております。

第6条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員1人及び会計年度任用職員1人分の給与費などで1,215万4,000円を計上しております。

第7条で繰越利益剰余金のうち、28万2,000円の処分として、減債積立金を予定しております。

次に、説明書の1ページから2ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出ですが、収入の主なものは款1、項1、目1給水収益で、工業用水道使用料でございます。

項2、目2長期前受金戻入は受入れ済みの補助金を減価償却に合わせて収益化するものでございます。

支出の款1、項1、目1、原水費はポンプの電気代、修繕費、総合管理委託料などで、目3総係

費は、職員人件費、電算システム使用料等でございます。

目4減価償却費は、令和8年3月末までに取得見込みの資産を費用化するものでございます。

目5資産減耗費は、配水池の電気計装設備更新工事に伴う既存設備の未償却残高分でございます。

項2営業外費用は、主に企業債の利息でございます。

続いて、資本的収入及び支出でございますが、収入は、第5水源地増設のさく井工事に係る建設改良企業債でございます。

支出の款1、項1、目1工業用水道建設改良費は、配水池の電気計装設備等の更新工事や第5水源地増設に係る設計業務、地質調査業務委託と工事請負費が主なものでございます。

項2、目1企業債償還金は、企業債元金の償還額でございます。

3ページをお願いいたします。

令和8年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュフローは、給水事業による資金の収支を表すもので、プラスとなる見込みです。

2の投資活動によるキャッシュフローは、第5水源地の増設や施設の更新等に伴う支出で、マイナスとなる見込みです。

3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の収支を表すもので、プラスとなる見込みです。

4ページから7ページは、職員1人及び会計年度任用職員1人分の給与費明細書でございます。

8ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

9ページは、継続費に係る調書でございます。

10ページから11ページは、令和8年度末の予定貸借対照表です。

12ページは注記といたしまして、重要な会計事項を記載させていただいております。

13ページをお願いいたします。

令和7年度の予定損益計算書でございます。1から4までのとおり収益と費用を見込み、令和7年度の純損失は、下から4行目の977万4,099円を見込んでおります。

14ページから15ページは、令和7年度末の予定貸借対照表でございます。

16ページは注記として、重要な会計事項を記載しております。

議案第32号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第33号「令和8年度大津町公共下水道事業会計予算について」主なものを御説明させていただきます。

予算書の見出しが公共下水道のところをお願いいたします。

予算書は1ページ、予算の概要は、80ページから81ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は1万2,832戸、年間有収水量は410万5,940立方メートル、1日平均処理水量は1万689立方メートルを予定しております。

主な建設改良費は、10億2,246万2,000円でございます。

第3条の収益的収入及び支出ですが、下水道事業収益は9億1,874万1,000円、下水道

事業費用は9億3,417万7,000円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入は10億5,228万5,000円、2ページに移りまして、資本的支出は12億8,209万3,000円を予定しております。

第5条で債務負担行為を定めております。

事項1、下水道区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改良資金の融資あっせんをするに当たり、金融機関が融資した資金の損失補償をするものでございます。

事項2の融資枠は、水洗化改造資金1件で50万円です。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、大津町浄化センター水処理設備増設工事（機械・電気）は、日本下水道事業団に委託します4系目の水処理設備増設に係る機械・電気設備の設置分でございます。期間は令和9年度、限度額は7億8,000万円でございます。

3ページをお願いいたします。

第6条で、企業債についての目的、限度額等を定めております。

第7条で、一時借入金の限度額を5億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の理由については、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき定めたものでございます。

第9条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員5人及び会計年度任用職員1人分の給与費等で4,790万2,000円を計上しております。

第10条で、他会計からの補助金として、一般会計からの補助金3,057万2,000円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを御説明いたします。

収入の款1、項1、目1下水道使用料は、下水道施設利用者の下水道施設使用料でございます。

項2、目2補助金は、社会資本整備総合交付金と人件費、起債利子の償還に充てる一般会計からの補助金でございます。

目4長期前受金戻入は、受入れ済みの補助金などを減価償却に合わせて収益化するものでございます。

支出につきましては、款1、項1、目1管渠費は、下水道管路施設、マンホールポンプの維持管理等に関する経費でございます。

目2ポンプ場費は、室・引水などの汚水中継ポンプ場の維持管理に関する経費でございます。

目3処理場費は、大津町浄化センターの維持管理等に関する経費でございます。

目4総係費の主なものは、職員の人件費、下水道使用料徴収委託料、公共下水道事業料金体系検討業務委託等になります。

目5減価償却費は、令和8年3月末までに取得見込みの資産を費用化するものでございます。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、長期債利息及び一時借入金利息でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、款1、項1、目1建設改良債は、下水道施設整備等に係る企業債の借入れでございます。

項2、目1出資金は、企業債元金償還等のための一般会計からの出資金でございます。

項3、目1国庫補助金は、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金でございます。

項4、目1、受益者負担金及び分担金は、平成7年度に賦課した後、下水道が整備され下水道施設が使用可能となった土地に、1平方メートルにつき300円を基本として賦課するものでございます。

資本的支出は、款1、項1、目1建設改良費は、主に下水道管渠や処理場の建設及び改築に係る費用を計上しております。

項3、目1企業債償還金は、企業債元金の定期償還でございます。

3ページをお願いいたします。

令和8年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュフローは、下水道事業による資金の収支を表すもので、プラスとなる見込みです。

2の投資活動によるキャッシュフローは、下水道施設整備に伴う収支を表すもので、マイナスとなる見込みです。

3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入及び償還に係る収支を表すもので、プラスとなる見込みです。

4ページから7ページまでは、職員5人及び会計年度任用職員1人分の給与費明細書でございます。

8ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

9から11ページは、令和8年度末の予定貸借対照表でございます。

12ページから13ページは、注記として重要な会計事項を記載させていただいております。

14ページをお願いいたします。

令和7年度の予定損益計算書になります。

1から5までのとおり、収益と費用及び特別損失を見込み、令和7年度の純損失は、下から3行目の2,033万1,132円を見込んでおります。

15ページから17ページは、令和7年度末の予定貸借対照表でございます。

18ページから19ページは、注記として重要な会計実行を記載させていただいております。

議案第33号の説明は以上となります。

続きまして、議案第34号「令和8年度大津町農業集落排水事業会計予算について」主なものを御説明いたします。

予算書の見出しが、農業用集落排水のところをお願いいたします。

予算書は1ページ、予算の概要は、81ページから83ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は1,060戸、年間有収水量は23万2,581立方メートル、1日平均処理水量は637立方メートル、主な建設改良費は2,210万3,000円でございます。

第3条の収益的収入及び支出ですが、農業集落排水事業収益は8,678万2,000円、農業集落排水事業費用は1億5,894万8,000円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入は1億39万4,000円、2ページに移りまして、資本的支出は1億304万5,000円を予定しております。

第5条で、一時借入金の限度額を6,000万円と定めております。

第6条で、予定支出の各項の経費の金額の流用については、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき定めたものでございます。

第7条で、経費の利用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で506万円を計上しております。

第8条で、他会計からの補助金として、一般会計からの補助金269万3,000円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを御説明させていただきます。

収入につきましては、款1、項1、目1農業集落排水使用料は矢護川、錦野及び杉水、平川地区の農業集落排水使用料でございます。

項2、目2補助金は、人件費、起債利子の償還に充てる一般会計からの補助金でございます。

目4長期前受金戻入は、受入れ済みの補助金等を減価償却に応じて収益化するものでございます。

支出につきましては、款1、項1、目1管渠費は、マンホールポンプの光熱水費、管路施設に関する修繕費、維持管理業務委託費等でございます。

目3処理場費は、矢護川・杉水・錦野の浄化センターの光熱水費、汚泥引き抜き手数料、維持管理業務委託費等でございます。

目4総係費は、職員人件費、農業集落排水事業料金体系検討業務委託、事業会計事務支援業務委託費等になります。

目5減価償却費は、令和8年3月末までに取得見込みの資産を費用化するものでございます。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、長期債利息及び一時借入金利息でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、款1、項2、目1出資金は、企業債元金償還のための一般会計からの出資金でございます。

項3、目1国庫補助金は、維持管理適正化計画策定業務に対する農村整備事業補助金でございます。

項4、目1受益者負担金及び分担金は、新たに農業集落排水施設を利用することになった世帯に

対し、1世帯当たり18万円を基本とし、賦課するものでございます。

資本的支出につきましては、款1、項1、目1建設改良費は、主に農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託に係るものでございます。

項3、目1企業債償還金は、企業債元金の定期償還分でございます。

3ページをお願いいたします。

令和8年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュフローは、農業集落排水事業による資金の収支を表すもので、マイナスとなる見込みです。

2の投資活動によるキャッシュフローは、農業集落排水施設整備に伴う収支を表すもので、マイナスとなる見込みでございます。

3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れ及び償還や他会計からの出資による収支を表すもので、マイナスとなる見込みです。

4ページから7ページまでは、職員1人分の給与費明細書でございます。

8ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

9から11ページにつきましては、令和8年度末の予定貸借対照表でございます。

12ページから13ページは、注記として重要な会計事項を記載しております。

14ページをお願いいたします。

令和7年度の予定損益計算書になります。

1から5までのとおり、収益と費用及び特別損失を見込み、令和7年度の純損失は、下から3行目の4,528万1,643円を見込んでおります。

15ページから17ページは、令和7年度末の予定貸借対照表でございます。

18ページから19ページにつきましては、注記として重要な会計事項を記載させていただいております。

議案第34号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時14分 散会

本 会 議

議案質疑、討論、表決

委 員 会 付 託

令和8年第2回大津町議会定例会会議録

令和8年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和8年3月3日(火曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さおり
	4 番 大 塚 勝 二	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕一郎
	7 番 田 代 元 気	8 番 時 松 智 弘	9 番 西 川 秀 貢
	10 番 大 塚 益 雄	11 番 三 宮 美 香	12 番 山 部 良 二
	13 番 山 本 富二夫	14 番 豊 瀬 和 久	15 番 佐 藤 真 二
	16 番 坂 本 典 光		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部主幹兼行政係長 兼法制執務係長 田 上 雄 一	
	副 町 長 内 田 清 之	教 育 長 吉 良 智恵美	
	総 務 部 長 木 村 欣 也	教 育 部 長 村 山 博 徳	
	住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長 境 敬一郎	
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿美代	大津町農業委員会会長 津 田 恵 美	
	産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次	農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 高 橋 和 秀	大津町選挙管理委員会 委 員 長 大久保 純 一	
	総務統括専門官 伊 藤 秀 馬	大津町選挙管理委員会 書 記 長 宮 崎 俊 也	
	総 務 部 長 総 財 政 課 長 山 部 美 保		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 郷 春 美		

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 8 年 3 月 3 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 議案質疑

議案第 2 号	質 疑
議案第 3 号	質 疑
議案第 4 号	質 疑
議案第 5 号から議案第 7 号まで	一括質疑
議案第 8 号	質 疑
議案第 9 号から議案第 11 号まで	一括質疑
討論、表決	
議案第 12 号から議案第 13 号まで	一括質疑
議案第 14 号	質 疑
議案第 15 号	質 疑
議案第 16 号から議案第 17 号まで	一括質疑
議案第 18 号から議案第 19 号まで	一括質疑
議案第 20 号	質 疑
議案第 21 号	質 疑
議案第 22 号から議案第 23 号まで	一括質疑
議案第 24 号から議案第 25 号まで	一括質疑
議案第 26 号	質 疑
議案第 27 号	質 疑
議案第 28 号から議案第 30 号まで	一括質疑
議案第 31 号	質 疑
議案第 32 号から議案第 34 号まで	一括質疑

日程第 2 委員会付託

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○副議長（三宮美香） それでは、本日の会議を開きます。

本日は、坂本議長と総務部財政課財政係長、田邊係長より欠席の届けが出ていますので、報告します。

坂本議長から欠席の届出が提出されておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私、三宮が議長の職務を行います。よろしくお願いします。

本日の議事日程は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 1 議案質疑

○副議長（三宮美香） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてから議案第11号、令和7年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてまでの10件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第11号までの10件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 昨日、損害賠償について説明をいただきました。それで、指導を行っていくということで話はあったんです、対策を行っていくということであったんですけども、やっぱりどうしてもですね、高齢化してしまうと、誰でもやっぱりそういうインシデントっていうかですね、そういうことは誰でもミスというのは起こってきますんで、どういう技能の人たちがやっぱり運転しても、誰がしても安全に対応できるというかですね、そういう対策は必要かと思うんですけども、その辺りについて、今後の対策について教えていただければと思います。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 大塚議員の質疑にお答えします。

運転者の安全教育っていうところだと思います。町では、シルバー人材センターのほうに業務を派遣いただいてですね、対応しております。今回につきましても、大津事業所のほうにちょっと安全対策の徹底を申し入れたところです。また、運転手につきましても、より精通した方をということで、今そちらのほうでまた違う方をですね、対応していただいているところです。

あわせて、やはり高齢のドライバーということで、どうしてもインシデントという心配がございます。ナビゲーターを1人乗せて後方の確認とか、そういったことは必ずするようにということで、今後さらにまたそこを徹底していきたいというふうに思っています。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 再度質問しますけども、車にバックモニターとかいうのはついてなかったんでしょうか。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） バックモニターは全てつけさせていただいております。早くにつけておりましたが、今回はちょっとその機能が十分発揮されなかったようです。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） インシデントが起きた場合に、私も大学病院のほうで10年間、リスクマネージャーをやってましてですね、その当事者だけではなくてですね、ほかの職員全員にですね、こういうことは同じことは誰でも起きるんだということで、再度徹底をしていただくと同時に、やっぱりバックモニターも有効に活用してもらうようにですね、してもらってまたインシデントがですね、減っていいかなと思いますんで、またその辺りのほうをですね、進めていただければと思います。

以上です。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 同じく、私も議案第2号について質疑をいたします。

今、教育部長のほうからいろいろ対策というところ、ソフト面、ハード面の話をされたんですけども、運転されてる方とは別にですね、助手席にも乗っておられるんですよね。そして、バックモニターもついてるんですよ。もう、できる対策はもうこれ以上何があるんかっていうことになってくるんですが、やっぱりですね、運転者そのもののやっぱり適性というのが、もう、もうここで露骨に分かってしまうんじゃないんですかね。

申し訳ないですけど、こういう後退をする車両による事故って、もう幾度も起きているじゃないですか。今回はアルミ製の門ですね、それを破損させたということで、100万円の損害が出ているということも明らかなので、これはですね、もうちょっと看過するところをちょっと過ぎていくのではないかなというふうに思います。やはりですね、事故事例というものが事業者さんに過去にこういうことがありましたというものを文書で交付して再発防止というのを本当に公的文書で出さないと私はいかんかなというふうに思います。

昨年の6月ですが、私は人身事故に遭いましたけど、それも老人が後退してきた車だったんです。バックって怖いんですよ。もう私もですね、町内で幼保送迎の、要するにスクールバスに乗りますけれども、よほどのことがない限りバックギアに入れないんですね。当然、車を止めるという作業がありますから、大津小学校の敷地の中で私バックしますけれども、もう再三の注意を払って低速でやります。そういうふうにならないと、やっぱりですね、なかなか難しい。だから、今、口頭でそういった対策するというその上にですね、きちんとした町として公的文書で、何ていうんですかね、通知を出して、おいさめするということはできるか、できないか、お尋ねします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 時松議員の質疑にお答えします。

ちょっと公的文書というところで、我々もちょっとはつとしました。当然、事故が起きたならば、電話連絡等ですね、先方からあって、こちらから改善の申入れというのはしますけども、きちんとした公的文書でやり取りをして、安全対策、こういったものを徹底してくれっていうのはですね、やはり有効な手だてだと思っておりますので、今後、新たな契約を結ぶ際にもですね、きちんとそこら辺の安全管理の徹底をお願いする文書というのは、発出するようにちょっと努めていきたいと

いうふうに思います。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） 議案第3号、令和7年度一般会計補正予算（第8号）について質疑いたします。5つほどありますので、よろしくお願いします。

予算書のページを申し上げます。

予算書69ページ、備品購入費、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業用備品と、70ページの9、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金の3月補正の、内容はですね、詳しく書いてありましたので、3月補正の、なぜ3月補正とかいうことで、説明をお願いします。

続きまして、予算書の75ページ、17備品購入費の健康測定機器90万円、これは企業版ふるさと納税ということで木村部長のほうから説明ありましたが、健康機器の3月補正の理由とその内容についての御説明をお願いします。

続きまして、予算書80ページ、農林水産業の補助金ですが、県営農業農村整備事業負担金、農地造成分ということで375万円ありましたが、こちらの3月補正の理由と内容についての説明をお願いします。

続きまして、予算書84ページ、7商工費の補助金で、5番、創業支援補助金202万円の増ということで、こちらについても3月補正の理由と内容について説明をお願いします。

最後に、予算書の88ページから89ページ、土木費、道路新設改良費で、総務部長のほうから、ちょうど三吉原北出口線の補正の増ということでありましたので、こちらについては、昨年の3月の全協でも概要については説明ありましたが、今回、補正の理由とその内容について、説明と現状についての説明をお願いします。

以上の5つです。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質疑についてお答えいたします。

まず、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業の3月補正の理由ということでございますが、国がですね、令和7年11月21日の閣議決定において、強い経済を実現するための総合経済対策を打ち出し、その施策例にですね、保育所や児童養護施設等に対する事業継続支援という、この今回の事業が示されていました。

その後、昨年12月の国の補正予算で事業が実施されることになり、県からですね、このメニューを追加するという通知が1月7日に来まして、町としましても児童福祉を支えていただいている

各事業所が物価高騰の中、安定的に事業運営を継続し、福祉サービスを提供できるように国の方針に基づき、速やかに実施することとしました。ということで、3月補正をさせていただいております。

以上です。

すみません。申し訳ありません。2つ目の健康測定器購入の3月補正の理由と内容ということでございます。

今回、企業さんのほうから本町の健康づくり事業に対して御賛同いただき、12月末に企業版ふるさと納税としてこの機器を購入するということで、90万円の寄附を頂くことが決定いたしました。企業の意向を踏まえまして、こちらでも速やかに対応するために3月補正予算に計上したものでございます。ただし、年度内の完了は困難でございますので、翌年度へ繰越明許費としてお願いするものでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 私のほうからは、所管のほうで2つ質問がございましたので、そちらのほうについてお答えさせていただきます。

まず1つ目、農地費の中の県営農業農村整備事業負担金、この内訳についてということだったかと思います。

この内訳について、1つは、第三下井手地区の測量試験事業負担金が625万円減額になった分と新規で農地耕作改善事業負担金が1,000万円発生したことによるものになります。

こちらの農地耕作改善事業負担金は熊本経済連大津牧場跡地の県営農地造成事業に伴う町の負担金でして、熊本県の当該年度における事業費の確定によって補正を行うものです。町の負担金10%を今回3月補正で計上させていただきました。

それともう一点ですね、商業関係のほうで、商工業振興費の中の創業支援補助金についての3月補正の理由と内容についてということでの御質疑だったかと思います。

まず、3月補正になった理由なんですが、こちらの補助金が12月26日までを申請期限としておりました。ということで、申請期限後に申請内容の精査をして臨むわけなんですが、どうしても発生する分については、12月議会に予算計上が間に合わず、3月の補正になったところになります。

実際、補正の内容なんですが、申請件数がですね、6月に1件、10月に2件、11月に2件あったんですが、12月に11件発生しています。これ自体はですね、やっぱりどうしても前提として創業セミナーの受講が条件になってまして、創業セミナーが11月から12月にかけて開催されたものに対して受講された方が、ちょっとうちの予想を上回ってしまったと。というのが、こちらのほうの分析としましては、一応、3か年の期間で今回しました創業支援補助金なんですが、今年度が最終年度ということで、かなりの駆け込み的な要素もあったんじゃないかと思います。

本来であればですね、そこまで予想して肉づけ予算のときに見ておくべきだったんですが、うち

のほうのちょっと予想を上回るようになったもんですから。ただ、創業支援補助金ですね、趣旨からいって、やはり打ち切るのではなく、しっかり支援をさせていただきたいということで、今回、3月補正で足りない不足分を計上させていただきました。

以上です。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） それでは、私のほうから、村山議員の質疑に対して御説明をさせていただきたいと思います。

款8、項2、目3道路新設改良費ですね、節12委託料で、今回2億2,400万円、節16の公有財産購入費で2億1,500万円、節21補償、補填及び賠償金で6,600万円の増額補正を計上させていただいております。

こちら、本予算につきましては、町道三吉原北出口線の多車線化事業に伴うものでございまして、国の補正予算成立に伴いまして前倒しで計上させていただいたものでございます。

こちらの補正予算の内容といたしましては、拡幅区間沿いにございます建築物などのですね、補償額算定に係る補償調査委託や用地の購入費、流木や小規模な構築物、そういったもののなどの補償費を今回計上させていただいたというものになります。

また、最後になりますけれども、事業の状況についてということでございますけれども、町道三吉原北出口線多車線化の状況についてでございますけれども、令和6年度から7年度にかけまして、概略設計、そして測量の予備設計をですね、実施しております。大津町の事業区間は、大津支援学校さんから楽善交差点までの1.08キロメートルでございまして、県事業との関係もございまして、しばらくは現道の両サイドに広げる計画で進めております。翔陽高校さん辺りからですね、東側につきましては、沿線の立地状況などによりまして事業の効果の早期発現、そういった観点から北側に広げる計画としまして、事業説明会、都市計画素案説明会、そして都市計画審議会を踏まえまして、現在は詳細設計、用地測量を実施しております。

なお、先月、事業認可が下りましたので、今後、対象者に向けまして、できるだけ早期に説明会のほうを実施いたしまして、より円滑な事業推進を図っていききたいというふうに思っております。

今後も、補正予算で御承認いただきましたのであれば、まずは補償調査等のですね、準備に入りまして、翌年度以降に用地交渉を行い、令和10年度完成を目指していければというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） 補正予算の概要でいきます。ページは39ページです。

都市整備部下水道課、合併処理費の補助金ですね、400万円減額するという補正がついてます。当初額は600万円で、結局これが167万円になったということで、400万円の減額になってると思うんですけど、この見込額との乖離が大きく出てしまったのはなぜなのかという点について

伺いたいです。

以上です。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 款4、項1、目7合併処理費の件についてということでございますけれども、こちらにつきましては、合併処理浄化槽のですね、設置の執行見込みによる減ということでございますけれども、執行させていただいた分といたしましては、単独浄化槽で1件、そして合併浄化槽の新設で1件ということですね、今回、開発部の建て売り等についても対象外ということになるようなこともあるものですから、このような今回の補正になったというようなものになります。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 私のほうからは2点お尋ねをいたします。

まずは、総務費、戸籍住民基本台帳、戸籍情報システム改修業務委託（共同親権対応）ということで、347万円補正が入っておりますけれども、この共同親権に対応する戸籍情報システム改修というのは、どのような形で何を行ったのか、第1点ですね。

2点目が、農林水産業費、農業振興費のところ、有害鳥獣捕獲補助金、こちらが128万円、これも増額しておりますけれども、その有害鳥獣の内訳、そして対策のほうはどのようになっているのかについて2点お尋ねします。

○副議長（三宮美香） 白石住民生活部長。

○住民生活部長（白石浩範） 時松議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の、補正予算書の55ページのですね、戸籍情報システムの改修業務委託（共同親権対応）ということでございますけれども、これの改修につきましては、今回、民法等のですね、改正によりまして、離婚後の親権につきまして、これまでは父親か母親どちらか一方だけの単独親権ということで、戸籍にですね、そういうのを親権の表示をしておりましたけれども、今回、新しい制度につきましては、両方の親がですね、共に親権を持つことができる共同親権が選択できるようになりましたので、それをですね、同じように戸籍に反映するためのシステム改修を行うものでございます。施行日が令和8年の4月1日施行ということで、それに向けて対応するものでございます。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 時松議員から質疑がありました農業振興費の有害鳥獣捕獲補助金の補正分について、今の状況とですね、内訳と対策についてお答えさせていただきます。

予算を計上しました12月末の実績の時点で、イノシシが59頭、鹿が257頭、カラスが14羽捕獲、駆除をさせていただいているところになります。

実際、予算を組んだときにはですね、イノシシをかなり多めに見てはいたんですが、鹿のほうですね、予想以上に増えまして、その分でどうしてもちょっと捕獲補助金のほうが不足したために、

今回、3月補正で計上させていただいたところになります。

対策についてなんですが、なかなか予防策っていうのが難しいところがございますので、今の段階としては、対症療法として速やかに駆除に当たるというところで、駆除に御協力いただける皆さんと情報の連携、強化をしながらですね、速やかに駆除に当たれるような体制を取っております。

そもそもまた、駆除に当たれる期間もですね、以前はある程度期間が定められてたところなんです、今現在はですね、期間をかなり広めまして、ほぼ通年で駆除できるような体制を取れるようにしておりますので、かなり駆除に対しては速やかに対応できるように図っているところになります。

以上になります。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ただいま戸籍のほうでは、共同親権を選択できる人には、両方ですね、男性も女性も親権がありますよという表記がなされるという説明だったと思うんですけども、実際の話、この町内で共同親権ですね、共同親権を選択されている方がどれぐらいいるのかというのが気になるところです。今、その数を出してくださいっていわれても多分出ないんですけど、これから選択する人、あるいはそういうことがあるんですねって初めて知る人って多分いると思うんです。

多分、この共同親権のですね、制度そのものを理解できてない町民の人たくさんいると思います。戸籍を取り寄せたときに、何らかの理由で、これ何だろうということになるんですね。こういうことでですって分かって、そうなんですか、ではなくて、これは要するに、子供に与えられている権利なので、これを周知するということは非常に重要であると私は思いますから、せっかくこのシステム改修を行った後に、そういった共同親権っていうのが始まりました、こういう制度なんですっていうのを周知する場を設けられるか、これは1つです。

もう一つ有害鳥獣のほうですけども、同僚、山本議員からの御質問もあったと思いますが、そもそも猟師さんは、生計を立てるのも難しいし、銃の保管、免許更新いろいろ大変ですというような話が一般質問でありましたですね。で、今、この現状なんですから、そこら辺の対策はどうするんですかと。

例えば、捕獲頭数を増やすためには、その捕獲した有害鳥獣に合わせての謝金というのは上げていくのかとか、いろんなことを考えられてますけど、その辺は一般質問を受けてどのような整理になっているのかお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 白石住民生活部長。

○住民生活部長（白石浩範） 再度の質疑にお答えいたします。

共同親権につきましてはですね、令和8年の4月1日から施行ということになりますので、これまでは共同親権は認められなかったというようなことでございます。4月1日の施行に向けましてですね、法務局のほうからですね、いろいろガイドライン等が出ておりますので、関係課と連携しながらですね、町民の方にもホームページをまた利用しながらですね、広報等を利用しながらしっ

かりと周知を図っていききたいというふうに考えております。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 時松議員の再質疑にお答えさせていただきます。

駆除いただく方の今後の対策についてなんですが、議員御指摘のとおり捕獲頭数、捕獲に対する補助金を値上げするとか、そういうのも選択肢の1つとしてはあると思っております。

ただ、今、駆除をしていただいている方々とお話をしていく中ではですね、早急な値上げまでが必要というところでは今のところ考えておりません。ただ、ちょっと状況を見ながら、そこも今後、選択の1つとして考えていく必要があるかと考えております。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 3回目になります。もうこれで終わりますが、共同親権のほうは分かりました。

この有害鳥獣駆除のほうはですね、先般、議会は農業委員会とも意見交換会いたしましたけど、やっぱりですね、この目の前から自分の作り上げた作物が取られていくというのは非常に嫌だとおっしゃるんですね。今回は鹿だけちょっと焦点を当ててますけど、やっぱカラスの被害もあると。カラスなんてのは別に、本当ちょっかいですよね。飼料をですね、巻き取ったあのビニールを食い破ってですね、使い物にならなくなったりとかです。猿のほうはだんだん減ってはきてるんですけど、やっぱり猟師さんが嫌がったりとか、そういういろんな側面があるので、農業委員会からの提案というのも実際あってますから、その辺はですね、もう一度、農業事業者の人たちとお話をしていただいてですね、実情を踏まえた実効的な有害鳥獣対策が必要と思います。

あと、くくりわなとかいろいろあってると思うんですが、電柵ですね、鹿は電柵がもう本当あんまり有効でないと。どんどん飛び越えてくるということもあったので、そういった農業従事者が使いやすいような、今度は猟、捕るとかじゃなくてですね、対策に対する補助というのはまた別に何か考えておられるのかお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 時松議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

そうですね。駆除に当たっていただく方だけではなくて、確かに御指摘のとおり農業の耕作者の皆さんの御意見もですね、今後しっかり聞いていきたいと思っているところでございます。

実際ですね、ある程度農業の耕作者の方々には、それぞれ自衛ではないんですが、いろいろと当たっていただいているところでございます。お話ありましたように、電防柵の補助も町がさせていただいて、そこら辺りをしっかり取り組んでいただくようお願いをしておりますが、おっしゃったように鹿はですね、どうしても電防柵を飛び越えるところがありますので、今、お話をしているのはですね、国の補助でワイヤーメッシュの設置というのがありますので、そちらのほうとかもお薦めはしているところではございます。

ただ、なかなか、まだ我々のPRがちょっと足りていないのかなというところもありますので、しっかり周知に努めていききたいと思っております。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 3点ほど質問させてください。

50ページの行財政改革費が減額になった理由を教えてくださいの1点と、あとは45ページですね、45ページの負担金、補助及び交付金の減額の理由を教えてください。それと、最後の3点目なんですけども、62ページの扶助費ですね。障害者福祉費の中の扶助費ですね、訪問入浴サービス事業が減額になった理由を3点、理由をお聞かせください。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員御質疑の行財政改革費が減額になった理由につきまして御説明したいと思います。

こちらにつきましては、町の行財政改革を進める上で、日頃から町のほう、内部的に事務等の整理をやっているところですけど、メインとなりますのは行財政改革の懇談会、こちらのほうになりますけど、この懇談会につきましてはですね、行財政改革の大綱の策定や改正、こういったときに開催されるもので、大津町においては昭和60年に第1次計画大綱を策定してから、現在3回改定してきております。

このような中、この大綱につきましては、国の大綱との整合性を図らなければなりませんが、現在、最後の改定以降ですね、国からの大綱のほうを示されておられません。本町としましてはですね、自治体として国との整合性を確保した方針を策定することが難しい状況にありますので、懇談会の開催ができず、またそれに伴う作業等も少ないために、予算のほうを減額させていただいているところ です。

失礼しました。あと、企画費のほうの補助金ですけど、移住支援事業補助金は関東方面から来た方々への補助金、結婚チャレンジ補助金につきましては、結婚活動を支援する、携われる方々への事業に対する補助金等になりますけど、こちらのほうにつきましては、事業の実績、こちらのほうが少なかったがために減額としております。

移住支援事業補助金等につきましては、東京事務所等、こういったところでPRをしているところでございますけど、なかなか周知が不足しているところでございます。また、老朽家屋の除却のですね、補助金、こちらにつきましては、実績のほうが数件はありましたが、予算のところまで至らなかった状況です。空家改修等事業補助金につきましても、実績による見込みで減額とさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの訪問入浴サービス事業の減額についてのお尋ねについてでございますが、現在、利用者がお二人おられまして、令和7年度当初予算におきましては、1週間に3回の御利用を見込んでいたところでございますが、実績として1週間に一、二回程度になっていますもので、実績を踏まえて減額するものでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） すみませんでした。事業費が一番大きかったLPガス使用世帯支援補助金につきましてですけど、こちらのほうは当初予算は、ガスの使用の契約数、こちらのほうで予算を見込んでおりまして、補助の対象とならない企業さん等、こういったものがございまして、その分を減額させていただいているところです。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 多分、次の老朽化の家屋とかですね、その辺りに関しては、また第2次計画のほうでたしか立ってて、それに踏まえたところですね、計画されていかれると思いますんで、また期待しております。

あと、訪問入浴ですね。その辺りのほうは、かなりちょっとまだちょっと件数的にはちょっと多くなっちゃってちょっと思ってたんですけど、思いのほか、何か少なかったなっていうのはちょっとびっくりしたところなんですけども、ニーズに応じてやっぱりその辺りもやっぱ、そういうのやってみすよということでですね、町民に啓発していただくそうですね。

結構、認知症が進んでいくと、なかなか入浴のほうされていかないというのがですね、やっぱり実際にありますんで、そういうところも補正に関してですね、どんどん町のほうで働きかけのほうをですね、お願いして、やっぱり高齢者の方ですね、健康増進にですね、寄与していただければと思います。

以上です。もう意見ですので、いいです。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 私のほうから、数点お尋ねをしたいと思います。

まず、9ページですね、債務負担行為の中にあります高齢者エアコン購入費臨時助成事業に関してなんですけれども、普通であれば助成事業で債務負担行為が上がってくるっていうのはあんまりないケースかと思うんですけれども。恐らく、募集を早くしたいとかそういう趣旨なのかなとは思いますが、であれば、もっと早くやればよかった。これに関してはもっと前から要望があったわけですし、そもそも国の補正予算の中でもこのメニューはあったんですから、それを使えば、今回のように一般会計でやってしまうこともなかったのかなと思います。なぜこういうやり方にして、しかも国の補正予算に乗っからなかったのかというところですね、その辺を含めて。

もう一つあった、すみません。国のほうのメニューですと、高齢者だけでなく低所得者もメニューの中には入ってます。今回は、高齢者と絞ってるのかなと見えるんですけども、その辺まで含めて、今後、策定されるのかどうか分かりませんが、助成の要綱が多分できるんでしょうから、その要綱の枠組みを含めてですね、御説明をいただければと思います。

それから、これはちょっとルールの確認なんですけれども、12ページの地方債補正の中で利率が変更になります。これは状況は十分、分かるんですけれども、ルールとして、起債の実行っていうのは、基本的に何月とかにまとめて行うものなんだろうと思うんですよ。その案件ごとに借入れ

をやっていくというよりですね、ある程度まとめて。

そうした場合ですね、この事業の中にも既に完了してるものっていうのはあると思うんですね。完了してるものがあるとした場合に、支出、あるいは支出負担行為やった段階では、その起債の利率は3%でした。しかし、それが終了した後に利率を5%に変更しますよっていうとき、そのやり方っていうのは本当にいいのかな、正しいのかなというところです。

つまり、支払いが発生する段階以前に利率の改定をやっておく必要があったんじゃないかというところがちょっと引っかけますので、これはルールの確認です。お願いします。

それから今度、31ページですね。

31ページで、財政調整基金の利子が233万円減額になっております。これについては、ちょっと確認なんですけれども、ほかの基金の利子が減額されてませんので、恐らくは利率の問題ではなからうと。多分、歳計現金への一般繰入れ運用が大きかったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう理由なのかどうかというところをまずお尋ねしたいと思います。3点お願いします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質疑について御説明いたします。

まず、高齢者のエアコンについて、なぜこのようなやり方だったのかというところです。

今回、対象の世帯につきましては、町内に居住し、住民票がある者、かつ世帯全員が65歳以上の者で構成されている世帯、そして、住民税非課税世帯、住宅に使用できるエアコンが1台もない世帯、設置していない、または設置しているエアコンが故障しているなどでございます。

今回、この事業につきましては、令和8年度に実施する高齢者向けのエアコン購入助成事業でありまして、夏本番を迎える前にエアコンを設置できるように、4月1日から円滑に事業を開始できる体制を整えるということでございます。

特に今回ですね、本事業では、対象者が一時的に全額負担することなくエアコンを購入できるように、販売店による代理受領方式も選択できるように仕組みとすることを想定しているところでございます。そのために、4月1日前から要綱を制定し、事業者には協力店舗として対応いただける体制をあらかじめ整えていく必要があることから、3月補正で債務負担行為を設定させていただきたいと考えているところでございます。

もっと早くに国のメニューに乗せて事業をすべきではなかったのかというお考えにつきましては、おっしゃるとおり、今回の事業は生命の本当に危険が大きい方について優先的にするものでございますので、その緊急性、必要性の高い層に重点的にするというところで、所管課でも検討したところではございますが、相談件数等もゼロではなかったんですが、エアコン等が嫌いな方とか、諸事情があった方と、現在の枠組みの中でも解決できる部分もありましたので、そのほかの優先されるべき経済対策等を優先したところでございます。

また、先ほどすみません、話が前後いたしますが、要綱の枠組みについて先ほど一部御説明しましたが、今回ですね、近年の猛暑による熱中症リスクから、先ほど申し上げましたとおり生命の影響が大きいと考えられる方を優先的に支援することを目的として制度化しているところでござい

す。

高齢者のほうが、やはり体温調節機能とかが低下する傾向にありまして、自宅においても熱中症が発症するリスクが高いとされており、とりわけですね、高齢者のみで生活している世帯というところに重点的な配慮が必要と考えたところでございます。

また、町の地域包括センターにおきましては、先ほども何度も申し上げまして申し訳ないんですけども、過去にも自宅にエアコンが設置されていないことに対する生活上の御相談はあってました。ただ、冷房が嫌いな方とか、周りからのお話とか、そういったことで充てたものでございますので、要綱の助成には至らなかったところではございます。

また、他方ですね、福祉部署についてはですね、そのエアコン関係の未設置であることを理由にする相談等はあっておりませんでしたもので、それで、町の課題としては現状として高齢者のみの世帯に一番、重点的に必要エアコン設置の必要性があるんじゃないかということで、今回、補助制度をお願いするところでございます。

今回の制度は、一旦、そういう、本当にエアコンがないのかとか、家に実態調査に職員のほうが参りまして、エアコンだけじゃなくてそのほかの福祉施設特に必要性があればつなげるといったこともまた目的としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず、第1点の物価高騰対策について少し補足したいと思います。

町としましては、物価高騰対策につきましては、全庁的にですね、いろんなメニューを考えまして検討しました。その中で、今まで実施してきた事業、こういったものを鑑みながらですね、最善だと思う施策を今回、実施したところです。

続きまして、繰入れの地方債の借入れについてですけど、現在、地方債の借入れにつきましては、大体3月から5月にまとめて借入れを行っております。やは現在、利子のほうがかなり変動するような状況になっておりますので、そういったものを見極めながらですね、適切な時期に借入れを実施できるようにやっていきたいと考えます。

続きまして、財政調整基金の積立ての減額、積立金の減額ですかね、についてですけど、こちらにつきましては、財政調整基金をですね、繰替え運用しておりますので、その分について減額になっているものになります。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 2つ目の地方債補正のところ、お尋ねしたのはそこではなくて、ルールを確認したいということで。

つまり、今年度、令和7年度の起債というのが仮にこの後なされるのであれば、既に完了した事業というのがあるはずですね。これについてはまだ起債はしてないと。そうしたときに、この事業をやるときに、事業の支払いをする時点で既に利子の補正をしとかなきゃいけなかったんじゃないのかなということを確認したいという趣旨の質疑でございました。

あと、それから財政調整基金に関してなんですけれど、今のお話にありましてとおり、恐らく一時繰替えの運用が大きかったから減額になったんだということは多分予想してたんですけれども、そうであればですね、財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例というのがあって、その中で一時繰替えの運用する場合には、きちんと支払い方法や期間、そして利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができると。

つまり、財政調整基金を一時繰替えした場合には、財政調整基金に利子を返さなきゃいけないというのが原則なんです。その原則が、今のところこれまで非常にもう利子のない世界でしたので、ほぼない状態でやられてきたんだと思うんですけれども、今回、現在になればこれだけの金額の差が出てきますように、一時繰替えをすれば財政調整基金に損失が出るんです。ですから、その損失をきちんと穴埋めするような、借り入れした分に対してきちんと利子を補填しなければいけないという考え方ですね。この原則に戻すべきではないだろうかというふうに考えるところなんですけれども、これに関してはいかがでしょうかということ。

もう一個、最後のエアコンの話に戻りますけれども、先ほどの話が結局、低所得の方に対してはどうなのかというところがよく分からなかったんですが。結局、高齢者だけということでおっしゃったんですね。65歳以上かつ低所得というような説明だったと思うんですけれども。非常に緊急を要する、命に関わるというふうに言われたんですよ。

この件に関しては、これまで何回も、退任というのかな、引退されました議員さんから質問があってこれやるべきじゃないかということが繰り返されたんですね。それに対して、今になって緊急性が高い、命に関わるということをやってくるという、そこに関して非常に疑問を感じるんですよ。何でやらなかったかって聞いたら、これまでニーズがありませんでしたということだったんですね。

で、ニーズいきなり出てきたんですかっていう話なんですけれども、先ほどの説明ではちょっと。今回、債務負担行為を上げてまで一生懸命急いでやらなければならない理由っていうのがなかなかつかめてこないんです。そこについて、もう少し補足の説明をお願いしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまのエアコンについての再質問について説明いたします。

まず、なぜ今なのかっていうところでございますが、やはり最近の暑さの度合いがかなり厳しいものになってきておりますので、そちらについては、町としましても厳しいというところで今回に至ったということでございます。

確かに、ニーズというか、本人様からのニーズが、周りからの必要性があるんじゃないかという話の中で、本人様のニーズが確認できないような相談が何件か高齢者のほうであってます。なので、こちらについては、やっぱ昨今の暑さに対して対応するためには、今回、3分の2の助成を検討しているところでございますので、検討というか3分の2で考えておりますので、そちらで、なおかつ、本当に難しい方に対して、町の助成制度を使って、本人様にもお話ししながらですね、今、要らないというか、必要性が高い方については、お話ししながら生活の御相談もしながら組み立てることができればと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員、御指摘の利率の変更につきましては、現在、利率のほうの変動が激しくございますので、これにつきましては、適切な時期にですね、予算のほうに計上させていただきたいと思います。

また、基金のほうの利子について、こちらについては現在、会計と協議してですね、利子を払っていない状況なんですけど、こちらのほうにつきましても、再度、会計課のほうとですね、協議しながらやっていきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） エアコンに関してはですね、一応、もう今からやりますということですので、そのこと自体はいいことだと思いますので、よりですね、必要な方にですね、行き届くようにぜひ進めていただきたいと思います。また、ルールに関しては、ちょっともう少し確認をしていただいております。

それから、財政調整基金に関してですけれども、これはもう原則が利子が必要ということですので、あるいは一般会計の一時繰入れがちょっと、何ていうかな、キャッシュフローの考え方がですね、もっと厳しく考えなければいけないものだと思いますので、そこも含めたところで会計課と今後しっかり協議をして、何とか本来あるべき姿に戻していただければと思います。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第5号から議案第7号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 議案第6号についてお尋ねします。

これ、全般の話なんですけど、今回の補正予算で減額の補正をしておりますね。減額の補正がかかっている予算書はですね、今、介護保険料だけなんです。介護保険の予算だけだと私が認識してるんですけども、その減額補正の額が1億7,130万円ですね、約ですね。そして、令和6年もですね、約1億6,000万円減額補正しております。

私、あれって思って、過去、何年間分見ましたが、全て減額補正になってます。減額補正の捉え方ですけれども、要は当初見積もってたものが、そのサービスをするには至らなかった、その予算を執行するには至らなかったということで減額されるものだと思うんですけども、額がちょっ

と大きいなど。その中身をちょっと考えてみました。何がそんなに減額補正かかったのかっていうと、これは介護のですね、要は減額がかかっているとか、要は地域密着型サービスですね、地域密着型サービス給付金で約1億700万円の減額、施設サービス給付費で6,000万円近くの減額補正と。

じゃあ、この減額補正って、普通かかったら予算上は次の年度の予算は、じゃあちょっとそこはですね、見積り上、執行される見込みがないんだったら、ちょっと予算の積み方を考えましょうかって本当はなると思うんですけど。ところが、この令和7年の当初予算と今度、令和8年の当初予算、後でやりますけど、金額ほとんど変わらないんですよ。

そういう、何ていうかな、予算を執行する、組み立てる、決算に持っていくっていうそのルーチンの中で、これだけの減額が出ているのは、何か予算書に反映しないのかなと思ったのが1つと、もう一つはですね、その減額補正がかかっております要介護と要支援の方が活用していただけるそのサービスが活用されていないというのはどんな傾向で。

例えば、対象者が減ってるとか、いや、在宅で実はお願いしますというニーズが高まっているのか、その辺はどうなっているのかっていうのをちょっと併せてお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、大きな減額の今回の理由は、施設入所等の入所サービスの方が今現在減っておりまして、在宅でサービスを受ける方は反対に増えています。ただ、やっぱり施設入所のほうが額が大きいものですから、全体に関しては、緩やかな増加、給付費、サービスを利用される方のための金額については、給付費は緩やかな増加傾向でございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、内容が施設入所とか、そういったものから在宅での支援を受けるという形に変わってきております。ニーズが変わってきているところでございます。

なぜ、今回、反映をしない、当初予算について反映しないのかということでございますが、大きなニーズはそうでございますが、対象者自身の数は、高齢者の数は増えておりますので、もちろん実績を見ながら当初予算はつくっているところでございますので、そこについては、人数の増加等もありますので、当初予算はそのような組立てにしているところでございます。

説明は以上です。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 説明は分かりました。説明は分かったんですね。

ただ、今、これ予算の話をしますと、要は目款流用してるって話ですよ。ほかの費目では予算積んだけど使っていないから余っている。通所じゃなくて在宅介護のほうのニーズが上がっているから、そこに目款流用をしてるわけですね、考えてみればですよ。トータルで見たらそういう金額になってるので、じゃあ、今度の予算書とか、次の予算書、令和9年の予算書っちゃうのは、そういうふうに数字が細かく変わっていったものが載ってないと本当はおかしいんですよ、と思います。それが本当の現場を見た上での予算の組み立て方だと思ひ、町長も常々言ってるじゃないですか。

入るを量りていずるを制すって。そういうことでしょって。だから、そういうふうなのを読み取れるような予算書をつくって、さらに言えば、予算を執行する現場の職員、あとはその介護事業者の人たちに適切なサービスが提供できるっていうのが正しい介護保険料の使い方じゃないかなというふうに思いますので、その辺りをしっかりと精査していただいて、次の予算書に反映していただきたいと思います。要望です。よろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第8号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第9号から議案第11号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 1つちょっと確認したいことがございましてお尋ねをします。

公共下水道事業会計の分になります。説明の1ページになりますが、収益的支出の中の総係費ですね。ここで120万円の補正が組まれておりまして、理由として説明が、調定件数増加による使用料徴収委託の増額というふうに説明がされています。調定件数の増加っていうと、普通に考えれば、契約者数が増えているということだと思うんですけども、町の人口の増加とのギャップというのは以前にお話をしましたが、こうした増額の要因、調定件数増加の要因というものはどんなものなのかということについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 佐藤議員の質疑のほうにお答えさせていただきたいと思います。

今回、総係費におきまして調定件数増加によりというようなことを備考欄に書かせていただいておりますけれども、町内では大型の開発、マンション等も含めたですね、そういったものが多くあっているようなところから、利用者が増加しましたことによります調定件数がですね、増加したことによるというようなことで、今回の補正とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 現在、町のほうでは、そうした居住者数と町の住民登録のある町民数ですね、の間のギャップというのが非常に問題になっておりまして。それを把握するためには、この間、国勢調査がありましたので、ある程度補足はできるかとは思うんですけども、こうした数値ですね、ここを利用して、きちんと居住者が何人いるのか、町民が何人いるのかというところのギ

ヤップを含めながらいろんな施策をですね、展開していただけるように考えていただければと思います。

以上です。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。１１時１０分より再開します。

午前１１時００分 休憩

△

午前１１時１０分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き、会議を開きます

これから、議案第２号から議案第１１号までの１０件について、討論を行います。まず、原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。

議案を確認の上、発言されてください。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第２号、損害賠償の額の決定及び和解についてについてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、令和７年度大津町一般会計補正予算（第８号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、令和７年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和7年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和7年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和7年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和7年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和7年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和7年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和7年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○副議長（三宮美香） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

なお、質疑については、大津町議会運営に関する申合せ事項により、所属する常任委員会関係の議案については各委員会で質疑を行うこととし、ここでの質疑はお控えいただきますようお願いします。

それでは、議案第12号から議案第13号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 議案第12号、大津町振興総合計画基本構想の策定について質疑をさせていただきます。

まず、振興総合計画におきましては、議会の議決事項が基本計画までであることは理解をしています。その上で伺いをいたします。

昨年10月に開催をされましたまちづくり懇談会では、振興総合計画についての説明や意見を聞くことを目的に開催をされ、そのまちづくり懇談会において配布されました資料には、振興総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されていると記載をされています。また、計画期間につきましても、基本構想、基本計画、実施計画は、いずれも令和8年度から初年度と記載をされています。そして、そのまちづくり懇談会におきましては、参加された住民からの質問に対し、具体的な取組は実施計画に掲載する。細かな事業は実施計画に反映させていると何度も説明をされました。

しかし一方で、議会全員協議会では、基本構想と基本計画の2つまでが振興総合計画で、実施計画は、振興総合計画には含まれないというような説明をされています。また、予算も含めて、議会の議決を受けなければ実施計画は策定できないとの説明がされていますが、住民への説明と議会での説明との間に認識の違いや整合性の問題があるように思います。実施計画は、あくまでも計画であり、予算を確定させるものではなくて、事業の見通しや優先順位、進捗管理、検証を行うための重要な計画だと思います。そのようなことから、2点伺いをいたします。

まず、実施計画は振興総合計画の一部なのか、違うのかをお伺いいたします。そして、まちづくり懇談会などの住民に対する説明の場において、細かな事業は実施計画に反映させていると何度も説明されてきました。しかし現在、その実施計画が策定されていないというのであれば、住民に示した計画の具体性や実現性の根拠が存在しない状態にあることになります。この点について、まちづくり懇談会での説明と今の実態に差が生じていることに対して、説明責任をどのように認識しているのか。振興総合計画は、町政の方向性を示す最重要な計画であり、住民の皆様にとっても、将来のまちづくりを理解するための大切な指針でもあります。私自身も振興総合計画の内容について住民の皆様からの質問を受ける機会があります。その際には、議員として説明責任を果たしていかなければならない立場にもあります。

しかしながら、具体的な事業内容や取組については、実施計画に反映されていると言われているにもかかわらず、その実施計画が示されていない状況では、議員として住民に対して十分な説明を行うことができない状況にあります。住民に対して計画の具体性や実効性を明確に示すためにも、実施計画の内容を早期に整理し、住民に対して分かりやすい形で示していただく必要があると思います。どのように対応していただくのかをお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員御質問のまず第1点、実施計画のほうは振興総合計画の一部かという御質疑に対して御説明させていただきます。

実施計画につきましては住民懇談会のときに御説明したとおり、総合振興計画の一部でございます。

す。全協のとき私が申しましたときは、趣旨としましては、議会議決の分が基本構想、基本計画というつもりでしたけど、誤ってですね、間違っただけというのか、間違っただけの言い方をしたことは私のほうの発言が誤っていたと感じております。

2点目の実施計画を公表しないかという点につきましては、実施計画につきましては、基本構想、基本計画と異なり予算と直結した3年間の具体的な事業ですので、振興総合計画の初年度、初年度におきましては、新しく令和8年度から始まる実施計画につきましては、新しい予算、今回、振興総合計画の基本構想、基本計画を議会にて議決をいただきます。それとあわせてですね、当初予算、令和8年度の当初予算を上程しておりますので、その議決をもちまして、実施計画の初年度の計画といたしまして、それに合わせましてですね、今までの、以前の基本構想の実施計画をローリングさせていきたいと考えております。

実施計画につきましては、振興総合計画、内部の事業ごとのですね、事務事業評価及び外部の評価委員会におきます施策ごとの評価、こういったことも踏まえまして3年分の実施計画のローリングを行わせていただきたいと思いますので、初年度の今回におきましてはですね、今回の予算が決まり次第、議決され次第、そのローリングにですね、着手しまして、できるだけ速やかにですね、公表したいと考えているところです。

以上で説明を終わります。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 再質疑をさせていただきます。

まちづくり懇談会などで、町民に対しまして細かな事業は実施計画に反映されていると説明をされていますので、しっかりと説明責任を果たしていただく上でもですね、また来年度、まちづくり懇談会を行うと思いますので、そういう場でしっかりと町民の皆様に説明責任を果たす上でも、実施計画の説明を分かりやすく伝えていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 先ほども少し申しましたとおり、今回の当初予算、こちらの議決をいただきましたならば、すぐにですね、3年分ローリング、見直しをさせていただきます、新たな実施計画、こちらのほうを公表させていただきたいと思います。

ただし、公表の内容、こちらにつきましてはですね、やはり執行部のほうの考えをもって予算執行権を執行していきたいと思いますので、どれだけ、どこまでの内容か、こちらにつきましてはですね、ちょっと内部のほうで検討させていただきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 内容はもうそちらで検討していただいて結構ですので、この振興総合計画は町民の皆様のための計画ですよ。だから、町民の皆さん、そしてそれを、まちづくり懇談会で説明をされて言われてるわけだから、しっかり分かりやすく説明していただければもうそれでいいだけで、しっかり説明のほうをお願いいたします。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） 議案第12号、第7次大津町振興総合計画基本構想の策定について質疑します。

大津町振興総合計画（案）57ページ、下水道のところですね。下水道の持続的経営、ここの中の記述で、下水道事業経営改善化に向けた効率的な経営と使用料体系の見直しとあります。今後、下水道事業について、料金体系を見直すっていうのは、やっぱり値上げも検討されているということなのでしょうか。

以上です。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 岩下議員の質疑に対して、私のほうから説明をさせていただきますと思います。

下水道の持続的経営という観点からですね、令和6年、そして令和10年の料金改定が必要というようなところですね、以前から御説明をさせていただいていたところであります。

ただし、値上げを、基本的に上げるということを前提に考えるのではなくですね、これまでも議会のほうから御指摘をいただいておりますので、歳出を抑える、いろんな方法も取りながらですね、その状況に応じて対応していきたいと思っております。その中で、新年度の予算におきましてもですね、そういった部分も含めた検討の委託等もですね、予算として計上させていただいておりますので、そういった部分を含めて持続的に経営できるようなですね、対応もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

○副議長（三宮美香） 山部良二議員。

○12番（山部良二議員） それでは、議案第14号について質疑を行います。

本条例で実効性のある制度にするため、具体的な運用についてお伺いいたします。

1点目がですね、住宅支援についてですが、町内外の被害者が犯罪被害により現在の住居に居住できない場合、町営住宅への優先入居、緊急的に入居できる制度はあるのか。

2点目です。相談体制についてですが、専門指導員の配置など具体的な支援体制は構築されているのか、整備されているのか。

3点目がですね、親族間犯罪や交通事故被害など、現状では対象外となりやすい事案についても、個別事情に応じて柔軟な支援を検討する仕組みがあるのか。

以上3点についてお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず、住宅の件についてですけど、これは条例制定のときにですね、住宅のほうとしっかり協議させていただいておりまして、住宅につきましては、犯罪被害者の支援につきましては、もう既にですね、要綱等を策定しまして、優先的な入居ができるようになっております。

続きまして、2点目につきましては、犯罪支援者からの専門員がいるかということですけど、こちらにつきましてはですね、県のほうで犯罪被害者等支援調整会議というものが設けられまして、その中にですね、コーディネーターという方がおられます。こちらの方が専門的にこの分野の相談を受けられまして、各町村の相談に対しまして、もしくはですね、県のほうに相談がありました案件につきましては、市町村のほうに会議を通じてですね、案件の通知及びその後の進捗のアドバイス等をしていただくようになっております。

3点目の家族間の犯罪及び交通事故等について対象になるかにつきましてですけど、家族間につきましてはですね、生活者支援等の支援につきましては相談窓口で対応していきます。

また、ただしですね、支援金、補助金ですね、補助金、助成金、こちらについては対象外とさせていただきます。また、交通事故、こちらにつきましては重過失があります交通事故、こちらについては対象となりますけど、通常の過失における事故につきましてはですね、対象とならないようになっています。

また、支援体制につきましては、町の防災交通課が県との窓口になりながら、実質的、将来的な支援につきましては、ふくしの相談窓口、こちらのほうでですね一体的に協力して支援をやっていくこととしております。

町外の方につきましてはですね、基本的には支援の対象は犯罪に見舞われたときのその所在地の自治体が行われるようになっておりますけど、その後、大津町に越してこられたり、または大津町から出ていったりしたときは、県を通じてですね情報の共有をして、支援を続けていくような形を取っております。

説明は以上になります。

○副議長（三宮美香） 山部良二議員。

○12番（山部良二議員） 再度、質疑いたします。

ということはですね、やはり町外からの被害者は町営住宅には入居できないということで、裏を返せばですね、町内被害者も町外に避難する場合は利用できないから、県と連携していくということだろうと思います。

あとですね、先ほどの家族間ですね、この場合、被害者が子供であったりとかですね、あと、加害者と絶縁しているような場合、そういう場合はですね、支援金が加害者に渡らないような場合であればですね、柔軟に支援を認めるような運用指針が必要ではないかと思いますので、その点について再度お伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） すみません。先ほどの説明が不足してしまして。町外からの方の住宅入居、これにつきましても県のほうにおいて調整していただいて、大津町に来られた場合は入居できるような調整を行うこととしております。

現在の制度的にはですね、今回の条例にはそこまでは明記しておりません。支給できないというのは。要綱のほうで定めますけど、今までの標準例等につきましては、家族間についてはできないようになっておりますので、それについてはですね、条例が議決され次第、次第というか、それに合わせましてですね、またどういった運用がいいか関係機関とも相談しながら考えていきたいと思っております。

○副議長（三宮美香） 山部良二議員。

○12番（山部良二議員） 柔軟に支援を認めるような体制づくりをやっていただきたいのが1つ、あとですね、今、町営住宅の優先入居とか、具体的な周知、広報、理解促進が大変重要になってくると思っていますので、その点について再度伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 制度の周知につきましては、月並みでありますけど、広報、ホームページ、その他SNS等もですね、必要に応じて使いながら町民の方等に周知していきたいと思っております。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 私も、この犯罪被害者等支援条例についてお尋ねをしたいと思います。

この条例ですね、犯罪被害者支援の基本法ができて以来、五月雨式というところちょっと言い方悪いですが、順次、いろんな自治体が制定してきてるわけなんですけれども、何でこのタイミングなのかというのがまずちょっと気になることです。

もちろんこういった支援の内容ですので、早いにこしたことはないんですけども、速さが拙速であってはいけないということと、もう一つは、長い間どんどんどん検討が積み重ねられてきておりますので、より最新のというかですね、考えに基づいてやっていただきたいなというところで、お尋ねをしたいと思います。

まず1つがですね、犯罪被害者等支援法の中では、町の責務として、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責任を有するということで、これは条例の第4条の案ですね、にも反映されてるわけなんですけれども、施策の策定といった場合に、まず1つはこの条例そのものなんですけれども、もう一つはその地方の計画ですね、支援計画というものをどうやってつくりますかということが求められていると。

これがですね、警察庁のほうでつくっておられます犯罪被害者等施策推進のための条例・計画、要は、この条例をつくるに当たってのガイドライン的なものですね。これの中ではですね、両方を策定し、相互補完させることで一層の実効性を発揮することが期待されるということになってるんですよ。つまり、これ両方やったほうがいいんじゃないですか。つまり、地方計画をつくったほ

うがいいんじゃないですかということがまず1点です。

それから、先ほど申しました警察庁がつくってる犯罪被害者等施策推進のための条例・計画の中では、条例の内容として含まれることが望ましいというものが列挙されているわけですね。これ、最新のものっていうのはここなんですけれども、それでいきますと、それと比較した場合ですね、支援対象者の安全の確保とか、雇用の安定とかですね、これに関する調査研究や人材育成、そして二次被害の防止についての条例の中にこういったものが含まれていないと。

二次被害についてはですね、言葉として入ってるんですよ。ただ、それはあくまで支援する中で支援者が二次被害を発生させてはいけないというものであって、今、世の中的にありますような二次被害ですね、あれは含まれていないというようなことになりますので、つまり、第三者からの攻撃、誹謗中傷とかですね、そうしたものに対する抑制をどうやっていくのかというもののについての定義がないかなというところで、ちょっと現在の状況に少し不足しているものがあるんじゃないかということです。

それから、これ、基本的には理念の条例ですのでこれでいいんですけど、中に一部、支援、経済的支援とかですね、そういったものが含まれているわけです。そこに関しては、先ほど部長のほうがおっしゃいましたように要綱で定めていくんだということをおっしゃったんですけれども、私、それに関してそれでいいのかなと思うところです。

ほかのところの条例を見ますとですね、この支援に関しては規則に定めるところによりってことで、規則で定めているところが多いんですね。先ほど説明の中でありました、例えば犯罪被害者をどう認定するのか、町から出ていった人、あるいはその交通事故の中でこれが重過失なんだという、いろんな判断の基準がある。つまり、これを支援をするに当たって多くの判断を伴うんですよ。そういったものが果たして要綱でいいのか、規則であるべきじゃないのかということはやはり検討されなければいけないと思います。私としては規則で定めたほうがいいんだろうというふうに思うところなんですけれども、そこについての見解ですね。

あと最後が、そもそも犯罪被害者であることをどうやって確認するのかということです。これ、基本的に県内であれば県警とかですね、そういった入り口というのはあるんですけれども、そこをどうやっていくのかということもあった場合ですね、県のほうもこの見舞金制度っていうの持っているわけです。あるいは、犯罪被害者の給付制度というのものもあるわけですね。そういった既存の制度に対して、例えば重複、県で受領しました、そして市町村でも受領できますというような仕組みなのか、それとも県で見舞金を受けた。見舞金ですから両方かぶってもいいんですけれども、その辺のルールをどうやっていくのかと、そういったところについてもですね、きめ細かに定めていく必要がありますので、ここはぜひ要綱ではなく、規則で定めていただければなというふうに思うところですが、いかがでしょうか。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず、第1点目の地方計画についてですけど、こちらについては条例制定されました後にですね、検討をしていくところでございます。

続きまして、ガイドラインに比べて条例の内容が不足しているという点につきましてですけど、こちらにつきましては、他自治体の先進的なところを調べながらですね、また、先ほど要綱じゃなくて規則ということを御指摘いただいたところなんですけど、そちらのほうにできるだけ盛り込んでいきたいと考えております。

あとですね、犯罪の被害者であることの確認だったかと思いますが、こちらにつきましてはですね、県警の本部のほうの犯罪被害者支援室、こちらのほうと連携を取りまして被害届等、また被害の実態等、あと反社会的な組織に入れていると対象となりませんので、そういった情報についてはそちらのほうと連携をしてみたいと思います。

あと、現在考えてます要綱、こちらのほうを規則にすべきではないかという意見ですけど、できるだけ地域の実情というか社会の情勢に合わせたですね、規則なりをつくっていききたいということで、要綱でということ考えておりますけど、他自治体をですね、また調べましてですね、その辺はどちらがいいか検討させていただきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） そうですね。今、多分頭の中にはですね、いろんなやるべきこと、こうしたらいい、こうしたらいいというのがあるんだと思うんですけども、例えばその計画に関してはですね、条例を制定後に検討しますっていうことだったんですけども、普通であれば、この条例の中に計画を定めて入るんですよ。それがないわけです。本来、計画やるんであればきちんとこの条例の中に計画をつくるんだということをやっぱりうたい込む必要があるんじゃないのかなと。

それから不足している部分についてはですね、これ参照しているものが先ほど言いましたガイドライン的なものなんですけれども、その中に具体的に項目が列挙されておりまして、これだけの分を条例に含めたほうがいいよということが書いてあるわけですね。それに対して不足しているというわけですから、それを要綱の中にうたい込んでっていうのは少し考え方として違うのかなと。やはり条例に必要なものは条例の中に入れていくべきものではないかと考えます。

それから、規則か要綱かについてはですね、私ども幾つか見たんですけども、要綱でやっているとところあれば規則でやっているとところがあります。ただ、先ほど説明されたとおりにですね、いろんな判断を含むわけですね。たくさんの判断を含んで行われる決定ですから、これはやっぱり規則によるべきだろうなというふうに思うところですので、ぜひ規則のほうで検討をしていただければと思います。

あとは最後、見舞金制度の重複について説明がなかったかと思います。そこはちょっと補足でお願いします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 県と基礎自治体のほうで見舞金等を重複させるのは、なぜかということですけど。するのかがございますね。

この犯罪被害者の支援につきましては、もともと国のほうでも経済的な支援制度あってまして、

県につきましてはもう既にですね、令和3年から施行しております。町も今回、上程お願いしてるんですけど、支援につきましては、国、県、町、それぞれが重複して支援するような形になります。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 全体的なルールの部分。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 条例に不足しているガイドラインの項目についてを条例のほうに入れるべきではないかという御意見につきましては、まずはですね、現条例で施行させていただきまして、現時点ではですね、私どもは今の条例の範囲で大丈夫かと考えて上程したところですけど、必要があればですね、その辺、再度検討させていただきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） すみません。私のほうが勉強不足でですね、適切な説明ができてないところもあったかと思いますが、委員会のほうでですね、しっかりとその辺、御説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 議案第15号関連、大津町特定乳児等通園支援事業の内容についてお尋ねをいたします。

全員協議会のほうでも御説明があったかとは思いますが、この事業実施における認可確認スケジュールの説明がありまして、条例としての制定については令和8年4月1日施行となっておりますけど、事業開始を円滑化するため確認申請の受付をもう既に始めますという御説明だったと思うんですが、現状はどれぐらいの園が今、申請をしてくれているのか、また申請の見積りも含めて、今後はどれぐらいの園が参画してくる予定なのかをお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質疑にお答えいたします。

申請につきましては、一般型が1園、余裕活用型が11園、現在申請をいただいているところでございます。町の認可園につきましては、小規模保育所も含めて全部で16園あるうちの12園が申請いただいているということで、現状では現在の申請数で一旦スムーズな活用ができていくと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

一般型っていうのは、要は、制度設計の説明を以前されたときには、もう通年っていうか、いつでも利用が可能ですよっていう形だったと思うんですね。そして、余裕活用型っていうのは、要はその園で定数に満たない場合とか、あるいは何か急遽施設の拡充とかがあって可能な場合については大丈夫と。

今、1園、11園という関係でしたから、豊富に場があるようで実はあんまりそうでもない。その1園の場所が町の中心部じゃない可能性もありますので。例えば東部地区の方だと利便性が悪いとかいろんなことも考えられるわけなんですね。

そういったときにはですね、例えば、保育園の方を通園するにこのスクールバス走らせるっていうことはあんまり想定ないかもしれませんが、例えばチャイルドシートを設けた、そういった車で送り迎えまでできますということであれば、何ですかね、この利便性は少し担保はできるのかなというふうには思います。

また、その11園ですね、余裕型のところがまたその通常型というんですかね、そういった形に移行できるように仕向けていくのが、住民というか、子育てをするお母さんへのサービスにつながると思うんですが、その辺りはどういう見通しを考えておられるかが1つですね。

もう一つは、現状、利用するお母さんのほうですね、そういうのを利用したいですっていう声はどれぐらい上がっているのか。2点お尋ねします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ありがとうございます。まず、1点目の送り迎えも含めた利用促進についてでございますが、こちらは保護者と一緒に通園していただいて、保護者の相談に乗るといっても今回の誰でも通園、いわゆる誰でも通園の必須の中身になっておりますので、そういったことも考慮する場合は、送迎車の配置は現在町のほうでは考えていないところでございます。

また、現在11園の余裕活用型を通常型へする考えはないかというところでございますが、まず4月から施行するこの事業でございますので、内容等ですね、見ながらですね、そちらのほうはまた園のほうとも話しながら進めていきたいと考えております。

また、現状の利用者数につきましては、すみません、ちょっと手元に数字がないんですけれども、利用ニーズの調査を健診関係の場等でさせていただいておりまして、うちのほうの見込みでは30人ぐらいの見込みがあったところで、それを反映させる以上の定員、定員というか、今回、事業所の申請がっておりますので、住民のニーズにお応えできるかなと考えているところでございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第16号から議案第17号までの2件を一括して議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第18号から議案第19号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。午後は13時より再開します。

午前11時52分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を再開します。

皆様をお願いいたします。委員会付託事項でもありますので、質疑は簡潔をお願いいたします。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） 議案第20号、大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

こちらの条例の改正は、昨日、御説明いただきましたけれども、火入れを行う際により行う方の安全を守るための条例の改正になっていると思います。もう既に各地では火入れを行っておりまして、この大津町でも火入れを行っているというような話も聞いているんですけど、ほかの自治体ではもうかなり早い段階から、3月1日から運用開始しますというようなことになっているところもありまして。

この大津町で交付してからということになるんですけど、それだと何ていうか、もう遅過ぎるのではないかと。もう既に始まっている、ほかの自治体は始まっている中、ちょっと4月1日とかになつたらもうほとんど火入れはしてないんじゃないのかなと思うんですけど、その辺についてどのように考えているのでしょうかというのが、質疑ですね。よろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 岩下議員の質疑にお答えさせていただきます。

菊池広域連合火災予防条例の施行日は、確かに議員御指摘のとおり令和8年3月1日となっております。大津町山林原野火入れに関する条例が施行するまでの間なんですが、例えば、火入れ許可申請があった場合でも、同条例における火入れ許可書の指示事項に、今回の火災予防条例改正に係る中止事項を記載して運用するということで、運用面上は特に問題がないと考えております。

なお、火入れに関する条例の施行日までの火入れに関して、火災予防条例は3月1日から施行されておりますが、火入れに関する条例第14条における火入れの中止に記載がない場合であっても、林野火災注意報並びに林野火災警報の発令があった場合、火災予防条例の適用により火入れは中止することになりますので、その意味でも特に施行日の差があっても特に問題がないと判断しております。

実際はですね、例えば隣の市とかはですね、議会が開催時期が間に合えばですね、早めにかけるということもできるんですが、うちの場合は今回、これで特段運用上も問題がないということで、会議にかけさせていただいているところになります。

○副議長（三宮美香） 岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） 再質疑します。

林野火災注意報であつたり警報であつたりっていうのは、ほかの自治体では3月1日から運用を開始しますというような記事も出ていたんですけど、その運用自体は、何ていうか発令をすることは今回の議案を通さなくてもできるっていうことなんですかね。ちょっと詳しく伺いしたいです。よろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） すみません。ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。

もともと広域連合の条例があつて、そのこのほうで、そちらのほうできちっと縛りが利いておりますので、うちのほうの火入れ許可書に、うちの条例自体がまだ施行日が間に合っていなかったとしても、運用上は特に問題がないというところになります。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 議案第21号、大津町都市公園条例一部改正について質疑いたします。

前回のときもちょっとお話ししましたが、運用の話で、体育館が酷暑時のときのクーラーを入れる、無料のことも含めてもそうなんですけど、どのようにして決心するかっていうのをお示くださいというようなお話をさせていただきました。

これ何でかっていうと、実際は体育館の利用者はこれから増えると思うんですね。大津町の体育館はクーラー使えるらしいですよってたら、やっぱりほか競技で使ってみようかなという話にどんどんなって利用が増えると思います。試算としては80日の運用となっておりますが、全協でもお示ししましたとおり、大体120日ぐらいは酷暑日が続くということでありますので。

要は、体育館の中が猛暑になりました。WBGT指数である暑さ指数ですね、これと熱中症警戒アラート等を活用しながら、実際、クーラー入れますよと決心して、あるいはここから無料化になりますよって判断があつて、どんなふうに積算して料金を請求するのかっていうところのフローですね、しっかり示していただきたいと。

ただ、示していただくのは委員会で示していただきたいんですが、何でそれを見たいのかなっていうと、実際は防災での災害のときの避難所としての拠点という考え方がありますから、そういうのがはっきり分かっていると防災にも活用できると思います。フローでちゃんと委員会で示しに

なられるかお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 質疑にお答えいたします。

先日も、室温が28度を超えた場合に、これを維持するためにエアコンを稼働させるっていうところで御説明を差し上げました。6月に工事が完成し、そこから試運転を行うこととなってまいります。

80日に関しましては、直近のですね、令和6年度のメインアリーナとサブアリーナの平均稼働日数でちょっとこれは割り出しております。当然、酷暑日のほうがちょっと多いというのはですね、ありますが、エアコンを稼働される日数ということで、先方から申請がある日数を80日ということでは算定しているところです。

ただ、うちが酷暑日の対応ということで28度に設定し、申込みがあつて、その温度でももちろんいいよっていう方はですね、料金は発生しないところで考えております。ただ、観客も含めて2階にお客が入って、2階のエアコン入れて、下も28度でちょっと室温が上がり過ぎるっていうところで下げたいというときには料金を頂く形にしていますので、実際、この取組も町独自の取組ということになりますので、我々も含めてガイドラインがないとですね、きれいな運用ができないと思いますので、指定管理者のほうとも十分打合せしながらしっかりしたものをつくり上げていく必要があると我々も認識しているところです。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 議案第21号についてですけど、私はですね、以前も言ったんですけど、社会体育などの子供さんが利用される場合の減免について、私は減免した、仮に2時間借りて2時間エアコン使ったら1万円ぐらいに使用料がなるということで、社会体育とか子供たちの利用では保護者の相当な負担になるのかなと思うんですけど、その辺りについて減免すべきではないのかなという点が1点と、あと町外の方の利用についてですけど、今の条例改正によると、3倍の使用料ということになってますんで、1時間当たり9,000円、メインで、サブで700円なんで2,100円。

ただですね、全協とかの説明では、受益者と町の負担が3対7っていうことだったんで、1時間当たりメインアリーナで多分1万円、サブアリーナで2,300円程度になると思いますけど、その辺りについてはどのようにお考えかお聞きします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） エアコンの冷暖房料の子供たち、特に社会体育で使うときの減免だと思います。

減免につきましては、先日もお話ししたとおり、やはり夏場の暑い時期のエアコンですかね、冬場につきましては、割と風が防げて、ある程度エアコン稼働なしで運動ができる環境もあると思います。夏場につきましては、全員協議会でも御説明差し上げましたが、酷暑日の対応ということ

で、その分はもう料金を取らない。一応、これをもって子供たちへの減免というふうな形にしたいというふうに、置き換えられるように考えておるところです。

町外の方の3倍料金、確かに1時間当たり3,000円が1万円になります。ただ、この3倍設定をすることで、当然会場の使用料も3倍設定です。これをあんまり安くしちゃいますと町内の方の利用もですね、なかなかできないような形になりますので、今回の条例改正では、エアコンにつきましても、一応3倍設定というところで運用したいというふうに考えているところです。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 今のちょっと再質疑ですけど、今のだったら、子供たち、減免しないのかなという答弁だったのか、使ったら無料になるというのは多分、ほかの団体とかでも多分同じなんで、減免はしないということなのかなと思うんですけど、その辺りについても一回ちょっと詳しく教えていただきたいのと、私ですね、町外の方に安くしろという趣旨の質疑じゃないんですよ。あくまでも町民のための施設なんで、町外の方もサッカー場というか人工芝なんか5倍ですね。だけん、もうちょっと高く取って町民が今度借りる、町外の方が借りて町民が借りれないってなるとちょっと私もちょっと違うんじゃないかなと思いますんで。

例えば、3倍だったら9,000円。でも、町の計算した割合でいくと、1万円もらわなければいけない。その差額についてどういうふうに考えるかというのを聞いてるんで、再度説明をお願いします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） すみません。原価が1万100円というところで積算してるので、1万100円を町外からは取るべきではないかという御質疑だったかと思います。

当然、原価全てっていうふうなところも1つとしては考えられます。ただ、今回の社会体育施設に関しては、3倍規定というのを、いずれの建物といたしますか、貸し出す場合にも設定をしておりますので、確かに差額の1,100円はちょっと発生しますが、そこは利用のしやすさ等も考えて3倍設定というところではかせていただきたいというふうに考えたところです。

子供たちへの減免のところですね。減免がないというよりも、無料の設定をするところで、子供たちは、当然、今、エアコンがついてない環境よりもですね、当然いい環境でスポーツができると思いますので、それをもって子供たちの利益に変えていきたいというふうな考えであります。

特に子供が使うからということで、この料金をまたさらに減免とかそういったところはちょっと今のところは考えてないです。施設の使用料である程度クラブ活動とかの場合はですね、料金を下げてますので、そちらでしっかり対応していきたいというふうに考えてます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第22号から議案第23号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第24号から議案第25号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 議案第26号、大津町一般会計予算について質疑をさせていただきます。

まず、予算の概要8ページ、元気大津づくり活動事業、「水水」ポイントについてお伺いをいたします。

現在、紙を中心とした運用が続いていますが、時代の変化を踏まえると、若年層への参加拡大や利便性向上の面で限界があるのではないかと感じています。制度を今回一部変更されているようですが、団体への支援と個人で取り組む活動と混在しており、分かりにくいのではないのでしょうか。

また、ポイント管理や申請、集計などの職員の方々の事務作業も多く、職員の負担も少なくないと思います。

そこで、団体への支援とは別に、個人で取り組む活動に関しては、スマートフォンなどを活用したデジタル化へ移行することで、若い世代への参加促進、事務負担の軽減、さらに地域内での消費喚起など、同時に実現できる可能性があると思いますけれども、本事業のデジタル化について。これ、去年も言いましたけども検討を行っているのか、また今後の方向性について考えられてることがあればお伺いしたいと思います。

次に、予算の概要27ページ、災害時避難行動要支援者支援事業についてお伺いをいたします。

本事業については、毎年ほぼ同様の内容で予算が計上されていますが、来年度予算では、通信運搬費が増額をされているようですが、どのような内容なのかお伺いいたします。

また、名簿の作成や更新にとどまらず、個別避難計画の策定状況や地域との連携体制の強化、実践的な訓練の実施など、避難支援の質を向上させる具体的な取組が必要だと思ってます。本事業について、これまでの取組の検証をどのように行い、今後、避難支援をより実効性のあるものにするために、どのような改善策や新たな取組を検討しているのかお伺いいたします。

次に予算の概要38ページ、子育て支援拠点整備事業についてお伺いをいたします。

町立認定こども園などの子育て支援拠点を昭和園内に整備する計画に関連をして、令和10年度以降に予定されている昭和園のリニューアル事業について伺いたいと思います。

現時点の財政計画では、その事業費の位置づけが明確ではありません。本来設計段階から一体的な将来像を描くべきだと思いますが、こども園整備を先行させて、昭和園に関しては、樹木の剪定程度の安全対策だけを行うというようなことなのか。

また、昭和園リニューアルに要する財源について、現段階での見通しや財源確保の考え方があれば教えてください。昭和園の広場再整備ゾーンにインクルーシブ遊具を設置予定ということは、もう1年ぐらい前の全体構想だったのですかね、あれに書いてありましたけども、その辺の見通しですね。財源確保の考え方があれば示していただきたいと思います。

こども園整備は重要な施策ではあると思いますが、昭和園全体の安全性と将来計画、そして持続可能な財政運営の観点から昭和園リニューアルについてお伺いしたいと思います。

最後ですけど、予算の概要64ページ、生涯学習施設運営費の中のWi-Fi整備についてお伺いをいたします。

来年度予算では、2か所へのWi-Fi整備が計上されていますが、一方で多くの町民が利用し、会議や講演会、各種研修会などが開催されている生涯学習センターには、現時点で整備がなされていません。近年はオンライン配信や資料のデジタル化など、安定したインターネット環境が前提となる場面が増えていて、生涯学習センターにおいても、Wi-Fi環境の整備が必要不可欠ではないかと思います。今回は避難所を優先したのではないかと考えられますが、生涯学習センターなどの公共施設へのWi-Fi整備について、今後どのような計画を持っているのかをお伺いしたいと思います。

以上の4点についてお願いします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず、第1点目の質疑の元気大津づくり活動について、「水水」について御説明いたします。

元気大津づくり活動につきましては、今まで個人、団体の5つの活動、まちの美観を保つ活動や地域安全活動、支え合い運動、地域環境活動、健康増進活動などに対してですね、「水水」のポイントを付与してきたところです。

4月からにつきましてはですね、これのですね、団体のほうは残しまして、健康づくりにつきましては、個人のポイントをやめるようにしております。その代替としましては、熊本連携中枢でやっています健康ポイント事業、「もっと健康！げんき！アップくまもと」こちらのほうをですね、推奨しまして今までと同等に町民のですね、健康を支援していきたいと考えているところです。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 災害時避難行動要支援者支援等に関してでございますが、先ほどの通信運搬費の増につきましては、今年が3年に一度の一斉更新のため、通信運搬費及び印刷費の増額をしているところでございます。

また、これまで災害時避難行動要支援者に関して今後どのようにっていくところでございますけれども、令和7年11月1日現在で、避難行動要支援者は3,270人で、名簿の作成率が38.6%です。同意者が増えない要因としては、近くに家族がいるなどで支援不要とされている人が32.6%と未提出者が23.2%となっています。

支援不要という方について、近くに家族がいてもですね、災害時、平日に連絡が取れないことも

ありますので、そういったターゲットを特定した周知等をですね、しっかり理解していただいてやっていく必要があるかなと思います。

また、各地域にですね積極的に働きかけを行い、策定済みの地区の事例を紹介するなどですね、支援を行いながら、取り組んでいきたいと思っております。

また、今年はまた改定の年でございますので、書きやすいような、分かりやすい申請書の様式をつくらせてございます。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 質疑にお答えします。

新年度予算で町民交流施設と野外活動研修センターのほうのWi-Fi整備工事を計上させていただいてます。

お尋ねの生涯学習センターに関しましては、今後、再生整備ということで取り組んでまいります。Wi-Fi設備については予算計上を見ていただくと分かるとおり、比較的成本が安くつけることができますので、リニューアル前なんですけど、整備ができないかというところでこっちもしっかり検討していきたいというふうに思っております。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） Wi-Fi設置について、すみません、補足させていただきます。

Wi-Fi設置につきましてはですね、防災上もですね、設置していくべきだと考えて、避難所等を中心にですね、考えておりまして、現在、先ほど教育部長が申しましたとおり、次年度予算でですね、真木のほうとオークスのほう、今後につきましても、優先順位を考えながらですね、計画的に設置をしていく予定としております。

○副議長（三宮美香） 子育て支援拠点整備リニューアル事業についてもお願いします。どなたですか。

しばらく休憩します。

午後1時23分 休憩

△

午後1時24分 再開

○副議長（三宮美香） 会議を再開します。

大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 昭和園のリニューアルについてですが、子育て支援、今回、今年度予算計上しておりますが、子育て支援拠点整備とともにですね、昭和園のリニューアルも実施していく考えてございます。

令和9年度に予算化を検討しているところでございまして、今後も町としましては、子供と子育て家庭にとって最も使いやすく安心な場所をつくる、そして、そこが公園というところで誰もが楽しめる、昭和園も新たに活性化するところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 再質疑をさせていただきます。

まず、「水水」ですね、は健康面はいいんですよ。その健康ポイントにしてもらって。ただ、ポイント事業自体をどうするんですかという話なんですよ。 「水水」のポイント事業、これはそのまま残ってると思いますので、それをデジタル化とか、そういう検討はされてるのか、されてないのか、今後の方向性を伺っているわけですのでよろしくお願いします。

それと、避難行動要支援事業の予算が、通信運搬費が増額されてるんですけど、これ何か考えられて増額されてるのかなと思ったんですけども、何かあると思うんですけど、そのことは何か考えられてるのかどうかですね。

それと、子育て支援拠点整備事業についてですけど、これは町長にお伺いしたいと思うんですけど、昭和園全体構想ということで令和6年12月の資料には、資料からですね、芝生広場ゾーンとかステージゾーンとか広場再整備ゾーンということでゾーン分けをされて、広場再整備ゾーンにはインクルーシブ遊具等を整備予定というところまでは、何ていうんですかね、昭和園の構想ということで聞いてるんですけども。まして園路は大人も子供も健康づくりができるってということで、道を歩きやすくするような考えですかね、そういうことは構想として発表されてますけども、あれから1年たってますけど、その先がどうなっているのかというのが示されていませんので、今後リニューアルはしたいということなんですけども、どのようなリニューアルをされる予定で、どれぐらい、予算はどうするのかということを町長にお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） ポイント事業を今後どうしていくかという再質疑にお答えしたいと思います。

ポイント事業については、現在のところ、一応、現段階ではデジタル化、そういったものについては考えていないところですが、周辺自治体や都市圏の中でいろいろ話題も出ておりますので、そういった情報をですね、しっかりと入手しながら、新しい大津町の健康施策、ポイント施策そういったものにつなげていきたいと考えております。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 申し訳ありません。説明が不足しております。

今年がですね、3年に一度の一斉更新で、対象者3,000人に全員にもう一度通知をしまして、新たに登録を促すような年でございます。その際にやはり周知等にはしっかり、特に理由があって登録されてない方、そういった方には、そこの近くにいるだけでは難しくて、災害時の避難にはやはり地域の力が要するところをしっかりと周知した上で、通知等をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

昭和園をこれからどうしていくのかということなんですけれども、1つは、これ、私が実は議員1期目の頃にも一般質問、平成30年頃してるんですけど、やはり昭和園は全員協議会でもいろいろ御意見出ましたけども、魅力的な公園であるけども、なかなか利用者が一時期を除いて限定的であると。理由は暗さですとか、高木、低木、中木が入り乱れているような状況もございます。そうした中、やはりまずはゾーニングというところをしっかりとやっていかなければならないと思っております。

先般、高木を切ったときには、子育て世代は喜んでくださったんですけども、グラウンドゴルフをしての方からは、一部ちょっと苦言もございまして、そういったところエリア分けをしながらかつ一体的に交流できるエリアも必要だというふうなところで、それを令和9年のほうにしっかりと基本構想というところで、位置づけしまして予算化して、具体化する中で進めていきたいと思っております。

ただ、子育て支援拠点に関してでは、令和10年4月の開園を目指しておりますので、先行できる部分、特に安全性等に係る部分に関してはしっかりと計画を立てながら先行すべきは先行していきたい、このように思っております。

実際に今、橋のところの修理・補修等も掲げさせていただいておりますけども、そういったところは優先すべきことだと思っております。財源に関しましては、先般の全員協議会でも10年かけてという話もございましたけども、しっかりと財政計画にも乗せながらやっていく必要が出てくる部分もあるかと思っております。

一方で、今、企業版ふるさと納税としましてもインクルーシブ遊具、あるいは次世代型子育て支援拠点のお金を積み立てさせていただいておりますので、そういったところも活用しながら進めていきたいとそうように考えております。

以上です。

○副議長（三宮美香） 豊瀬議員、都市公園に関する質疑については所管になりますので、委員会のほうで質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

面川秀貢議員。

○9番（面川秀貢議員） 予算書の75ページをお願いいたします。

町長の施政方針の中でですね、防犯カメラの整備についてですが、防犯カメラの計画的整備に加え、地域や関係団体との連携者、見守りや啓発を強化し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めると示してあります。これは、昨年度と同様の取組を継続するだけではなくて、一定の強化や充実を図る趣旨と私は受け止めております。

しかし、当事業のですね、予算は、昨年度と同額の500万円に据え置かれているようでございます。施政方針で示された内容とですね、予算規模が一致していないように見えますが、そこをお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員の御質疑にお答えしたいと思います。

予算規模ですと前年度と比べると、前年度のですね、肉づけ予算までと比べると防犯カメラの予算につきましては500万円増額となっておりますが、一昨年ですね、一昨年と比べますと倍増させております。

その状況を見ながらですね、防犯カメラについては、要望状況をですね、見ながら対応していきたいと考えていますし、そのほかのいろいろな防犯施策、こういったものをですね、一緒にやりながら、町の防犯体制をですね、調べていきたいと考えております。

○副議長（三宮美香） 面川秀貢議員。

○9番（西川秀貢議員） 果たして、今、部長が言われたので、本当にこの防犯対策になるかと私は思います。

例えば、これを見てもですね、50万円で10台、で500万円という格好になっておりますけど、これを続けていて、大津町が安心して暮らせるのがいつかなって考えたときに、何十年かかるかっちゃうことですよ。50万円ば10台ずつつけていって。

例えば、今はどんどんどんどん進んでおるしですね、こういった防犯っちゅったら当たり前なんですよね。民間にしてみても。これがだけん、50万円の防犯カメラばわざわざつけんでもですよ、半分つけたときは倍つけられるわけですよ。そういったのは何でその町で率先してやっていかんのかなと思うわけですよ。今して言われたのも、肉づけ予算のすってんのっていう話であるですけど、そういう、何ていうかな、話じゃなくて、ここに指針に防犯カメラの整備、計画的整備で書いとるわけですが。やはり、ここはどんどんどんどん防犯カメラを増やしていくとだろうと私は思っておるところでございます。

啓発と防犯カメラの整備はですね、私は一緒と。これ両方がそろってから初めて、何ですか、犯罪の起きにくいまちになっていくのだろうと思っておりますけど、その辺のところはどう考えておりますか。お尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まずですね、防犯カメラ自体の金額についてですけど、若干35万円から、からというか、程度、1台かかるということで高額ではございますが、これにつきましては、防犯協会等と協議しながらですね、やはりこの程度の機能が有しないと防犯の最終的なですね、摘発といいますか、そういったところまで困難だということでこの機種を協議して決めているところで

す。

また、防犯体制の強化につきましては、カメラの増設、これによってですね、かなり防犯効果が出るかと理解できますが、やはり、費用対効果といいますか、適切な場所に適切にして、予算的な面もございまして、需要を見ながらですね、今後、また予算については考えていきたいと思

○副議長（三宮美香） 面川秀貢議員。

○9番（西川秀貢議員） この防犯カメラの整備というのはですね、今、言うように金額とかの問題

じゃなかですよね。多分、今、言われようですけど、もし誰かここで死んだときはどぎゃんすんですか。それはもう、うわー、しもたって、俺はなっと思うとですよ、最終的には。その前にそういった整備をしていかんといかんけん、私はこの施政方針に町長はこの防犯カメラの計画的整備に加え、地域関係団体と連携した見守りと啓発を強化して、犯罪の起きにくい環境を進めていくって書いてとっただろうと思うわけですよ。

恐らく今の話では、こういった話になるですか。ただ、これ同じ言葉繰り返しただけだと思いますけど、それは今からやっていく気はあるんですか、実際。仮に犯罪が起きてからすぐやっても私は間に合わんと思いますけど、そのための防犯カメラの今からの整備だろうと思うとですけど、そういう気はあるのかお尋ねします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の再々質問にお答えいたします。

御指摘の箇所に関しまして、防犯面では防犯カメラの計画的整備に加え、地域関係団体と連携した見守りや啓発を強化し、犯罪の起きにくい環境を進めますということだと思いますけども、今回、全般の施政方針を通しまして、もちろん今まで継続してきたことも記載しております。

その中で、特に今年度、力を入れることに関しては予算面も含め記載をさせていただいたところでは。そこで面川議員のおっしゃる防犯カメラ重要性は重々認識しております。そこで、昨年度から250万円全て一般財源という大きなお金ですけども、そこも増額した上で進めて、引き続き計画的な整備を進めていきたいとそうように思っております。

また、それに加えて地域関係団体との連携等の見守りのとこなんですけど、こちらは面川議員の一般質問にお答えさせていただきましたけども、今、町の公用車にもかなり防犯カメラというか、ドライブレコーダーがついてます。そういった車につきましては、マグネットみたいなものを貼って、防犯パトロール走行中みたいな、そういったところでも啓発、あるいは警戒を強めていきたいと思っております。

やはり、先ほど総務部長からもございましたけれども、予算はどうしても有限でございます。防犯カメラに関してももちろん100台でも200台でも1,000台でもあったほうが防犯体制は高まるものと思います。

ただ、全てはもうトレードオフになっていきますので、いろんなものを組み合わせながら、いろんな優先順位をつけながら行っているところです。

ただ、重ねてにはなりますけども、面川議員のおっしゃるよう防犯カメラの重要性はしっかり認識しておりますので、警察とも連携しながら、またしっかり進めていきたいとそうように思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

大塚益雄議員。

○10番（大塚益雄議員） こんにちは。私からは、大津町一般会計予算の概要の8ページですかね、

公共交通の計画というところで、乗合タクシーですね、乗合タクシーの拡大について質疑いたします。

高齢者が増加し、免許返納者も増加する中において、乗合タクシー、町全域の拡大については、免許を持たない方、返納された方につきましては非常にありがたいし、助かると思います。私も将来利用しようと思っております。そういう中において3点伺います。

これは、全協でも確認をしましたがけれども、ちょっと疑問に思ったところがありますので、再確認というのも含めてですね、質問いたします。

1便5人乗りのタクシーで、利用者4人までと。それをオーバーしたら次の便ということで聞いております。もう少し柔軟に対応していただきたいというのが1つですね。乗合タクシーの審議の中において、利用者人数の意見はなかったのか、これをちょっと1つ伺います。

あと、1便5人乗り、タクシーの4人ですかね、これに決めた、もしそれが決まったということであれば、決めた理由ですね、これをお願いします。

あと3点目に、空港ライナーのようなですね、1便10人乗りということで、9人利用、こういった導入はできないのか、これからの交渉というところもあるかと思しますので、これは予算の関係もあるかと思しますので、その辺の回答をお願いします。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員の乗合タクシーの御質疑に、御説明したいと思います。

まず、乗合タクシーの現状について御説明させていただきたいと思います。

乗合タクシーは時間ごと区分してですね、1便、2便と時間帯ごと工夫して予約をしていただくようになっておりますが、現状はですね、1便の間に各地区ごとにタクシー事業者が決まっておりますけど、1台ないし2台の車を準備していただいてですね、送迎をやっているところです。現状においては、1台ないし2台の車でですね、次の便、次の時間帯の便、そういったものにですね回られているお客様というのはおられない状況です。

現行の運用としましては、そのような形でですね、もしも事業者が用意した便数2便、2台ですね、2台とかでいっぱいになったら次の便という可能性もございますけど、現状ではないということです。

今回ですね、乗合タクシーの利用範囲を広めることによってですね、今度は利用者が増えて、そういった可能性が出てくることも予想されます。そこにつきましてはですね、タクシー事業者と今後状況を見ながらですね、検討していくと、可能性としてはあり得るというのは事業者も町のほうもですね、認識しているところですので、しっかりと対応していきたい。

また、場合によってはですね、タクシー事業者のほうも現在、運転手不足等ありますので、そういった場合につきましてはですね、乗合タクシーのほうの大型化といいますかですね、10人程度まで乗れる車、こういったやつの利用についても検討していきたいと思います。

過去にはですね、乗合タクシーもそういったちょっと大きめのタクシーですね、こういったのを

利用した経緯もございますので、同じような形でですね、現状というか、4月からの状況を見ながら対応していきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 大塚益雄議員。

○10番（大塚益雄議員） じゃあ、今の回答では、空港ライナー的な5人以上のタクシーを使うという可能性も考えているということです。受け止めましたけど、それでよろしいんですね。

あと、今回、乗合タクシー全体の拡大、今まで拡大がなかったから少なかったけど、これから拡大するってことでするので、かなり人数的には多くなってくるというふうに私は自負しておりますけど、今後においてはですね、そういった利用状況を見て再度、検討し、導入されるというふうに私は受け止めました。

したがって今後はですね、やっぱり予約したら乗れるような工夫をですね、していただいて、町の住民の方も安心して、高齢者の方ですね、免許を持たない方、この方々の移動ができるように考えてほしいなというふうに思います。

それと、もう一つはですね、4月から導入ということで、もう間近ですよ。ということで、同僚議員も全協の中でおっしゃってございましたけど、町民への、住民への周知と、ガイドブックの作成ですかね。この辺はきっちりやっていただきたいなということで要望いたします。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 4月からの状況に応じましてですね、タクシー事業者のほうと先ほども申しましたとおり、タクシー事業者の保有の車の台数とか型式とかありますので、そういったのも考慮しながらですね、事業者のほうと協議しながら、場合によってはジャンボタクシーですね、大きいタクシー、そういったのは考えていきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 大塚益雄議員。

○10番（大塚益雄議員） もう一点同僚議員の言われたですね、町民への周知、あるいはガイドブックの作成、これはどうなりますかね。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 制度が変わって、今まで対象じゃなかった方もおられますので、その辺は広報、ホームページ等、もしくはチラシですね、こういったものを使いまして、十分住民の方が精度が分かるようにですね周知していきたいと思います。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

山本富二夫議員。

○13番（山本富二夫） 予算の概要の13ページの防犯カメラ設置料、肥後大津駅周辺防犯カメラのクラウドカメラへの入替え、リース料ということで、5台とありますが、これは町が設置している防犯カメラなのでしょうか。それと、今現在、町が管理している防犯カメラっていうのは何台ぐらいあるのかっていうのが1つ。

それと、概要の19ページ、マイナンバーカードの町民への普及率は現在何%ぐらいなのか。ま

た、保険証との併用は進んでいるのかについて質疑します。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず1点目の駅前の防犯カメラの設置の状況ですけれども、こちらについては町が設置しているカメラになりまして、老朽化と機能向上のために町のほうで更新するものです。

また、町が設置しています防犯カメラにつきましては、町内ですね、公衆の場を映す分が、駅前の5つ、それと、公園とかですね、あと町の施設、こういったものを含めまして、5台と合わせまして127台のカメラが町が直接管理しているものになります。

私のほうから説明は以上になります。

○副議長（三宮美香） 白石住民生活部長。

○住民生活部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

2点目のマイナンバーカードのですね、町民の普及率及び保険証との併用につきましてでございます。

現時点ではですね、交付率が97.6%となっております。またですね、保険証とのひもづけをスムーズに行うためにもですね、このカードの作成時、あと更新時にですね、おきまして、担当課と連携いたしましてですね、その支援、ひもづけの支援をですね、行えるような支援体制を取っております。

以上です。

○副議長（三宮美香） 山本富二夫議員。

○13番（山本富二夫） 町の設置台数は分かりました。先ほど西川議員も言われたように、防犯カメラっていうのは、これからますます必要になると思います。各事業所とか区で防犯カメラを設置したいというときの設置金額の負担っていうのは考えておられるのかお聞きします。負担金。防犯カメラの設置に対しての負担金。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 防犯カメラの設置に対する負担金につきましては、1台35万円だったですかね、防犯協会が実施してます事業に、町のほうからは1台35万円から、そして限度額50万円、これで現在助成をしているところでございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） ちょっと何点かあります。

まず、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は個人のもので企業版のものであると思います。ちょっと僕の認識では、個人版ですね、誰でも20%、多分収入の20%に対して、その方が寄附されて、寄附した方が住まわれているところで町税の控除を受けれるという仕組みになっていると思います。もちろん年収がそれぞれ違いますので、そうすると単純に控除額で見ると年収が低い人はあまり控除受けられない、その上限は低いところになってしまっているというのに対して、年収が高い方は控除限度額が高いと

いうふうになっていると思うんですけど、この場合ですと、このふるさと納税の個人版、応能負担の原則を犯していると思うんですね、高い人には高い金額を払ってもらうという徴税の、何ていうか、応能負担の原則を犯していると思いますけど、そこに対しての認識はどのように考えているのかっていうのをまず伺いたいです。

次に、基金積立金についてです。

基金積立金については、企業版のみになるのかなと思うんですけど、そこを聞きたいっていうのと、あと、ちょっと金額まではちょっとすみません、あれなんですけど。今、この基金積立金は何でも使えるという形になっているのでしょうか。用途について、また企業が出した寄附金を使うということで、今後、使っていくに当たって、単年度主義の考え方にはどう整合性をつければいいのかというのを伺いたいです。

次なんですけれど、団体活動助成金、予算書の109ページですね。109ページの負担金、補助金及び交付金、節18ですね、真ん中辺り補助金の下のほうに団体活動助成金295万円上がっています。これの主な内訳を教えてください。

次です。130ページ、これ地下水保全の観点からなんですけれども、まず、雨庭設置工事198万円、これの中身はどのようなものなのかを教えてください。また、家庭用雨水浸透ます設置補助金と貯留タンクの補助金、10万円程度それぞれ上がっていますけれども、これ予算をそれぞれ何基ぐらい入るかなというような見込みで予算を上げられたのでしょうかという質問です。

次、4つ目です。167ページの一番下のほう12番委託料です。

新駅周辺市街地創出検討業務委託、新しくできる中間駅に対しての業務委託だと思います。これの調査の内容というのは、こういった調査を行うのか教えてください。

すみません、最後なんですけれども、行政システム標準化についてですね、補正予算の概要のほうでページが8ページになります。総合政策課、電子計算費、地方公共団体情報システム標準化・共通化対応業務委託ですかね。1,200万円上がっています。このシステム標準化に対して、そもそもこの予算というのはどういった予算なのか。私が調べたところですね、クラウド上で一括管理をするというような話だと思うんですけども、ほかの自治体ではクラウドのシステムを利用する使用料が予想よりかなり上がってしまって、もともと2025年に全国で一斉に始めるというものがそのような状況であったがために2030年から始めますというような話になっていて、今回かなり国というかJ-LISからも入ってきていると思うんですけども。

その、何ていうか、ソフトウェア使用料が今後上がってしまうおそれとか、そういったことについてどのように考えているのかっていうのと、この情報のシステム標準化によって、地方自治の個人住民の方々に把握している情報が民間企業の利活用ができるようにというような話も聞いたことがあるんですけど、そこに対してどのように考えられますかという点です。

以上です。

○副議長（三宮美香）　しばらく休憩します。2時5分から再開します。

午後1時58分　休憩

△

午後2時05分 再開

○副議長（三宮美香） 会議を再開します。

木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員の質疑にお答えしたいと思います。

私のほうからは4点お答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税につきましてですけど、租税の応能主義に反しているのではないかという御質疑でしたが、町としましては、ふるさと納税は国の制度でございますので、粛々とその分やっけていくだけでありまして、また町としてはですね、町民のほうがですね、不利益をこうむらないように、大津町の人が寄附した分もありますし、町のほうが寄附していただくものがありますので、その辺を考えながらですね、ふるさと納税の寄附の事業についてですね、町外にアピールしていきたいと考えているところです。

続きまして、基金の積立てにつきましてですけど、単年度主義が原則ではないかということだったんですけど、特定目的の基金は条例に基づきですね、将来特定事業に備えるために設ける制度でありますので、単年度主義の例外でありますので、そこについては問題ないと考えているところです。

また、ふるさと納税の企業版のほうのですね、基金の使途につきましては、町としましては現在、インクルーシブ遊具及び子育て支援施設のほうに基金からは充てているところがございます。

続きまして、予算書の団体活動補助金につきましてですけど、こちらにつきましては、部落解放同盟のほうの団体のほうに出しておりまして、目的としましては、研修参加費、旅費、研修会等の講師謝礼、こういったものに使われているところです。

最後に、行政システムについてですが、こちらにつきましては、歳入で受けたものをですね、予算書で言いますと、68ページの款2、項1、目7の11役務費、こちらのですね、ガバメントクラウドの利用料、こちらと、その次のページの69ページの12委託料になりますけど、こちらの地方公共団体情報システム標準化・共通化対応業務委託、こちらのほうに充てているところです。

今後、コストのほうが上がっていかないかということですけど、物価高騰に伴う分については、その可能性はありますが、共通化・クラウド化、これ自体がですね、将来的にはシステムの低廉化を目指すものでありますので、そういった方向に向いていくことを期待して事業を進めているところです。

私のほうから以上になります。

○副議長（三宮美香） 白石住民生活部長。

○住民生活部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

私のほうからは、予算書130ページのですね、雨庭設置工事及び貯留タンクとですね、雨水浸透ますにつきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、雨庭工事につきましてはですね、今度の新たな第7次の振興総合計画にあります潤い豊か

な水と緑の保全の施策の1つとしてですね、今回、新規事業として取り組むものでございます。

内容につきましてはですね、約40センチほどの庭を掘りまして、そこに20センチほどの庭を仕上げるというような形になります。場所につきましてはですね、肥後銀行のATMの東側に緑地帯、芝生の緑地帯があるかと思います。そこが1か所と、もう1か所は熊本銀行のATMの南側にですね、同じく芝生の緑地帯がございます。そこを利用してですね、雨庭をつくりまして、雨天時にはですね、池のように水をためまして、それから自然に徐々に浸透させていくというような工事でございます。

現在ですね、肥後銀行さんと県立大学のほうもですね、推奨されているというようなことで、もう実際、菊陽町のほうでは庁舎の前にですね、雨庭を設置されているというような状況でございます。大津町としましても、地下水保全のPRにですね、力を入れるために新規事業として今回、工事を行うものでございます。

続きまして、貯留タンクとですね、雨水浸透ますの内容でございますけども、これにつきましては、貯留タンクにつきましては200リットル以上のものを4基、それ未満のものを1基ということとで予定しております。雨水浸透ますにつきましては、7基をですね、予定しております。

これにつきましてはですね、もっとですね、周知のほうが必要かというふうに思っております。今、SNSとかですね、広報とかホームページを使ってやっておりますけども、今年度につきましては、開発行為のですね現地調査あたりでもしっかりとお願いをしながらですね、周知に力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） それでは、私のほうから岩下議員の質疑の説明をさせていただきますと思います。

予算書の167ページ、一番下でございます新駅周辺市街地創出検討業務委託の内容についてということであったかと思えますけれども、この委託につきましては、中間駅周辺の地域住民の方であったり、関係団体の方などを主な対象とさせていただきまして、駅周辺のまちづくり勉強会などをですね、開催させていただきながら、駅周辺の将来像をですね、みんなで考え、整理をし、そしてそういったイメージを作成することができればということで、今回、計上させていただいているものでございます。

説明は以上となります。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 3点ですね、概要でいきます。38ページの子育て支援拠点の毎回言ってますけど、交通安全対策についてはどのようなことを行うのが1点。

次が、概要60ページの下段、下から3番目ですね、路線バス利用児童生徒通学費補助金の、うちも対象でですね、定期券を買えば2分の1補助なんですけど、うちの子供がもう本当甘えていつ

も送っていったるんで、定期買ってなくて。毎回、学校とかから申請してくださいみたいな書類もらうんですけど、申請したことないんですけど、いろんな保護者からですね、使い勝手が悪いという意見をいただいてまして、定期買ってる方、あんまりいなくて。いるのはいるんですけど、チャージして乗って、毎日乗れば、定期で行ったほうがお得なんですけど、多分8割ぐらい乗らないと、1か月の、多分、定期使うお得さがなくて、定期買ってない人も結構多くて。その辺の補助ですね、補助自体、本当ありがたい事業なんですね、もっと柔軟に、例えば現金。今だったら、くまモンのＩＣカードで乗ったら多分履歴がずっと出ると思うんで、そういったことで補助ができないのが1点ですね。

次が、65ページ、指定管理の件ですね、体育施設の。指定管理出して、やがて3年たつんですけど、指定管理出す際いろいろあったんですけど、この予約方法ですね、最近、私も町の町民グラウンドをちょっと借りることがあったんで、いまだに電話で空いてる日を確認、現地に行って確認する方法もあるんですが、私の場合電話で確認していつが空いてますかと。開いてたらそこで仮予約をして、体育館に行って書類を書くなり、ネットで出したのに書くか、パソコンでも打てるんですけど、それを出さなければいけない。

ちょっと指定管理に出す際ですね、私も文教の委員だったんで、委員会あたりでも予約方法について尋ねたら、指定管理出さない、直営のときにですね、現契約があと1年残ってるから、指定管理初年度はそのまま、次年度以降、指定管理者もそのノウハウをオンライン予約などのノウハウを持っているから、そちらのほうで導入するような説明があったと記憶していますが、その後どうなっているのか、以上の3点質疑いたします。

○副議長（三宮美香） 執行部、どなたですか。

暫時休憩します。

午後2時15分 休憩

△

午後2時16分 再開

○副議長（三宮美香） 会議を再開します。

大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 昭和園の周辺の道路に関しましては、短期的に実現可能な対策として、交差点の視認性の向上、停止線の横断歩道の再塗装、カラー舗装による注意喚起、樹木の剪定による見通し確保、防犯灯照明の増設について現在、関係課と連携しながら前倒しのできるものについては前倒しで実施、順次取り組んでいくところでございます。

令和8年度当初予算に計上しており、実施のものにつきましては、早めに実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 2点、路線バスの定期券ですかね、それと、体育館の予約方法等について

私のほうから御説明します。

路線バス、吹田団地の子供たちへの定期を利用した場合には補助金をちょっと町のほうから出しています。令和7年度ベースです、小学校が87人の対象に対して、利用者が59人と。今、御指摘いただいた話では、なかなか定期券を買うほどまで乗らないケースが多いということで、別の方法でバスを利用されてる方もいるんだなっていうのが、ちょっと今、指摘によってちょっと明らかになりましたので、公平性、平等性の観点からですね、それに関してはちょっと令和8年度で実態も調査していかなくちゃいけないかなというふうに考えてます。

4月から早々にこうやりますというのはちょっとこの補助金の交付要綱等もありますので、ちょっと準備はいただきますが、まず実態調査からそっちは進めていくべきかなというふうに考えております。

あと2点目です。体育施設の予約に関しまして、まだ電子じゃないということで大変御不便をおかけして申し訳ございません。

今現在ですね、体育施設のほうはインターネットによる予約ができてませんけども、手持ちの資料で町民交流施設等は、予約件数のうちネットの予約率が約5割、結構やつぱネットでの利用が進んでいる状況であり、体育施設だけ取り残されてるっていうわけにはちょっといきませんので、これに関しては、しっかりと先に進むようにですね、いきたいと思います。

ただ、進んでない実態としまして、指定管理者との協議の中で指定管理者内でもですね、やつぱりこういったシステムがいい、こういったシステムがいいということで、ちょっとうまくすり合わせも我々も含めてできておりません。今後、町がリーダーシップを取りながらいいシステムの導入がもう早くできるようにしっかり調整をして、住民の方の利便性が向上するように取り組んでいきたいと思います。大変申し訳ございません。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） 私のほうから議案第26号、令和8年度大津町一般会計予算について4つ質疑いたしますが、お答えについては簡潔、明瞭にさせていただくといいですので4つあります。

まず、予算書の97ページを御覧ください。

一番下の委託料で、多機関の協働による包括的支援体制構築事業（重層事業）委託ということで、こちらのほうが令和7年度は2人だったんですが、令和8年度は1人になった理由とサービスがどうなるかということの対応、こちらはふくしの相談窓口の対応になりますので。

続きまして、2つ目が153ページ、商工費になります。18の負担金、補助で7番の中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助事業ということで、こちらには人手不足、省人化ということで総務部長から説明ありましたが、新規事業ということで御説明をお願いします。

続きまして、181ページ。

こちらの教育費の1番報酬、小・中学校通学区域（等）検討委員会委員報酬33人ということで、こちらの令和8年度の開催予定と内容について御説明をお願いします。

最後の4番目ですが、こちらについては220ページ。

教育費の補助の3、給食費負担軽減補助金ということで、これは給食費の補助になりますが、こちらについては以前、新聞ですが、八代市は食材費は月額5,700円程度で、5,200円を国の補助無償化に伴う支援金でやり、給食費を500円程度にするということと、中学校の食材費は月6,600円程度で、3,000円を物価高騰に伴う国の臨時交付金で補い、補助給食費を3,600円程度にすると報道がありました。大津町の食材費の小学校の食材費はどれぐらいかかっているのか、また中学校の給食費の軽減の検討はなかったかということで、御説明をお願いします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 多機関の協働による包括的支援体制構築事業についてでございますが、相談体制につきましては、当初は体制構築段階であったため、複数体制で支援を行ってきたところでございます。その後、関係課との連携体制や支援の流れが定着するとともに、新規相談件数も落ち着いてきたことから、令和8年度は包括化推進員を1名体制と見直すものでございます。

これによって、相談支援の機能が弱くなるということはなく、包括化推進員以外にもアウトリーチ相談員による訪問支援や基幹相談支援センターとの連携体制はこれまでどおり維持していきます。以上です。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 私のほうからは、省人化・省力化補助金について御説明をさせていただきます。

これは、昨今、話題になってます人手不足解消のために、町としても何らかの支援をしたいということで、新しく立ち上げる事業になります。

国にも同様の事業補助金がありますけれども、こちらのほうがなかなかちょっとハードルが高い部分がありまして、生産性の向上ですとか、人手不足の証明などが国のほうは必要になっております。そういった一定の条件が付されておりますので、町としてはもう少し簡便に申請ができるようなところで、少し予算額としては落ちますけれども、そういった形で人手不足の解消に直結するような施策として考えているところになります。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） それでは、3点目と4点目の質疑について回答いたします。

まず、通学区域のほうなんですけど、南小学校の建て替えに伴いまして、ほかの学校区ですが、南小に近いエリア、こちらの南小学校への編入について諮問を行いたいというふうに考えております。

令和8年度に4回の委員会を開催することとし、概要として、イメージとしましては第1回目に諮問概要の説明、2回目で諸調査、この結果の共有、3回目で課題の整理、4回目で答申がいただければというところです。

ただ、より利害関係の深い地元あたりで特別部会あたりも編成できればですね、過去に大津北部3校が統合したときのような形でですね、進めていければというふうに考えております。

それと、給食費につきましては、大津町における学校の食材費、小学校の食材費のコストということだったんですけど、米飯炊飯委託を町はやってるんですけど、その食材費以外のコストを除いて計算した場合、小学校で4,915円、参考までに申し上げますと、中学校で5,297円、国が示した5,200円の範囲には収まっておる状況ではあります。

それと、中学校の給食費の軽減についてですが、町の学校給食費は平成26年度から据置きという形を取っております。昨今の物価上昇に対しては、地方創生臨時交付金、こういったものを活用し、保護者の負担軽減を継続しているところであります。

議員から御紹介のあった八代市の事例、それと今朝の新聞では嘉島町あたりもですね、取り組むと書いてありました。こういったところも参考にしながら、今後、給食費も含め、教育環境のハード面、ソフト面、ここら辺も包括して教育環境の向上をまた検討していかなければならないというふうに考えております。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） それでは、質疑いたします。

予算書のページは122ページ、民生費、款3、項2、目6、節12まちなか複合施設整備基本構想業務委託870万円ですが、これは昨日の予算の説明があったときに初めて私たちは知りましたので、もともと子育て支援センターですかね、のところが、もう複合施設としての位置づけになっておりますけれども、どのような複合施設として整備をされようとしているのかについてです。

2点目、ページは飛びまして164ページ、款8、項2、目2、節12委託料、平川（準用河川）改修基本設計業務委託です。

これは、随分前の話ですけれども、太陽光発電所があるから平川は危ないみたいな話がありまして調べていただきましたんですが、太陽光発電に関係なくて、ハザードマップで調査したら、平川もともと小学校周辺で3メートル以上の越水の可能性がある。太陽光関係なくてですね。そういうのが分かりまして、私がそれはいかんということで、河川法100条に基づいて準用河川にしたらどうですかという提案させていただきました。それを飲んでいただけたのだと私は思っております。その点には感謝を申し上げます。

実際の話、じゃあどういうことかというのは、今、北小学校は危ないわけですね。それを緊急浚渫事業債じゃなくて、準用河川としての一級河川と同じ形で整備をし直していただくということを今、設計をされていると思うんですけども、具体的には平川はどんな改修の方向性になっていくのかということをお尋ねをいたします。

3点目です。

3点目はページは204ページ、款10、項5、目3、節14生涯学習センターの改修ですけれども、この中で一番金額の大きい2,000万円近く、生涯学習センター自家発電設備更新工事です。これはですね、実際、生涯学習センターのほうの館長さんにお話を伺いましたが、大体2日から3日ぐらいは発電できるような、何かそういう蓄電池の能力があるというふうに伺っております。

この自家発電と言われれば、確かにイベント時の急遽の停電のときに使うという意味合いもあるかもしれませんが、恐らく防災の拠点のためのものだと思います。更新でありますから、これはどのくらい性能が上がるのか、どのような形で整備をされるのか、3点お尋ねをいたします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、まちなか複合施設整備基本構想業務委託につきまして、今回の業務は、空港アクセス鉄道計画に伴う中央公園再整備を契機として老朽化した子育て・健診センターの建て替えの可能性や周辺施設との集約化・複合化の方向性を整理するための基本構想策定業務でございます。

現時点で具体的な施設内容や規模が決まっているものではございません。方向性が整理できた段階でお示ししたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 私のほうから時松議員の質疑について御説明をさせていただきます。

予算書の164ページ、上段にございます平川（準用河川）改修基本設計業務委託の内容についてということであったかと思えますけれども、今回、計上させていただいております平川の改修基本設計業務委託におきましては、平川全域は約12キロほどございますので、この流下能力をまず調査をしたいというふうに思っております。

そういった測量を実施させていただいて、現状をまず整理した上で、想定し得る雨量等に対してですね、流下能力を検討させていただき、その中で断面等がもしも不足するような箇所、そういったものがございましたら、令和9年度以降に国の交付金等ですね、活用させていただきながら詳細設計や対策、かさ上げであったりですね、も含めたところの対策工事のほうを行うことができればというようなことを考えて計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 私のほうからは、議員3点目の生涯学習センター自家発電設備の更新について御説明します。

今回の自家発電設備は、停電時に火災が発生した場合のホール内の排煙装置の稼働、消火ポンプの作動、誘導灯の点灯等を目的に火災から利用者を守るためにですね、昭和58年に整備し、42年が経過している発電機となります。

既存の設備が80キロボルトアンペア、通常、この消防のための自家用発電というのが、調べてみますと80から150キロVAとなっておりますので、更新後の規格は1回り大きい90キロボルトアンペア程度をちょっと見込んでいます。

ただ、今後、長寿命化の設計を進める中で消費電力の少ない消防設備等、こういったものを導入

することで新しい発電機的能力が十分に発揮できるようにですね、検討をまた併せて進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑をいたします。

まず、平川（準用河川）のことですけれども、流域量、流量調査ですね、容量を調査することなのですが、この財源というものが非常に有意な河川法の予算を使う、国土交通省の予算を使っております。何年もかかる事業ではありますから、非常に粘り強くですね、実際の実情を調べて予算をつけていただきたい。なぜかと言えば、今、北小学校は洪水時の避難場所から外れてるんですね。しかし、その流域の周辺では、もうそういうことがあった場合の適切な避難所がないという状態でありますから、河川改修後は、これは所管の防災交通課でありますけれども、またハザードマップを再点検していただける、そして住民に安全に使っていただくというところがゴールですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そして、生涯学習センターの発電機についてですが、火災時ですよ、ホールでの催しのときに急遽の停電があったときに誘導灯をつけるということでもありますけれども、そういう発電機というのは二次利用は全然可能な話ですよ。そうしたところを、何ていうんですかね、可用的ないろんな目的に、多目的に使えるようなもので整備をしていただきたいな、老朽化しているのを直すのが最優先であると思いますが、これも防災の観点でよろしく願いいたします。

そして、これからが質疑なんです、まちなか複合施設の整備というので、様々な施設等を合わせてという話が出たのは、要は今、もともとの子育て・健診センターに新しい予算を引き込むためには、もう一つ、二つ、どっからか施設を持ってきて複合化しないと有利な財源がもらえないですよ。なので、どこにくっつけるつもりなのかなというのは非常に興味、関心が高まるころだと思いますが、今、部長、これも今計画でプロポーザル投げているところでしょうけれども、一体どのような施設と複合させるというお考えがあるのか、そこだけちょっとお尋ねいたします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） まだ具体的にどちらの施設ということは決まってないところでございます。

ただし、個別計画等と見合わせながら、まちなか、この近隣周辺の施設を検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑をいたします。

もうそういったときにですね、複合の目的っていうのを考えていきたいと思います。近隣にはですね、商店街ありますね。そして、子育ての拠点でもあります。公園という側面もありますから、その複合するものが相乗効果を生むようなものであってほしいなというふうに思うわけです。

例えば、これはよその市町の話で聞きますと、例えば、男女共同参画で女性の相談、DVとかあったときに相談窓口っていうのを役場に設けるとかすると、行きにくいそうです。

要は、あなたその目的で来庁しましたよねっていうことをみんなに悟られたくない。そこで、天草あたりに行きますと、そういったですね、図書館とかの複合施設の一角にそういったものを準備していて、利用者が気兼ねなく行けるようなものが整備をされているというふうに伺っています。ですから、そういった複合施設をちゃんと調査研究するに当たっては、プロポーザル投げてるんですよ。投げてるけど、じゃあ、どのような方向性っていう、使いやすいもの。公園としての効果を最大限発揮できるようなものを複合していただきたいなというふうに考えますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 幾つかありますので、簡潔にいきたいと思いますので、お答えのほうも簡潔にお願いいたします。

まず、予算書で言いますと57ページですね、委託料の中に瀬田駅清掃業務委託というのがあるんですけども、普通に考えれば瀬田駅ですからJRさんのお仕事かなと思うんですけども、これを町が委託する理由について教えてください。

それから、68ページです。

窓口DX業務で約5,000万円弱が使われますけれども、これについて、どういう効果が見込まれるのかですね、どういう削減効果とかですね、いろいろあると思うんですけども、見込まれるのかということについて定量的にお示してください。

それから、乗合タクシーに関してです。

全協での説明の中では、時間指定配車料金というものが補助対象経費になっているとのことでした。けれども、乗合タクシーというのは、決まった時間に動き始めて、経路こそ違えばゾーンの中を動くわけですから、ある程度、定型的な動きをするものですよ。それに対して、この時間指定配車料金っていうのは、電話してからすみません、何時に来てくださいってお願いしたときにかかる料金ということで、これが乗合タクシーに適用されるというふうに考えにくいなと思うんですけども、それについてこれを補助対象経費とする理由についてお答えをお願いします。

それから、岩戸溪谷についてです。

今回、予算のですね復旧工事とイベントの分ですけども、商工費の中の観光施設費ではなくて観光費に上がってるんですね。ということは観光施設とはならないんだということだと思うんですけども、その場合、この遊歩道というのは町の行政的にどういう位置づけのものになるのかということについて、財産的な意味も含めてですね、お答えをお願いしたいと思います。

それから、170ページに駅周辺のまちづくり推進事業というのが、6,700万円の業務委託費が出ております。こちら、工事請負ではないので6,700万円であってもこれは議決事項とかではないんですけども、これだけの金額の業務委託ですので、遂行に当たってある程度議会との

コミュニケーションは取っていただきたいと思うんですけども、その辺についてどういうお考えで進められるかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから156ページですね、ちょっと戻ります。

156ページの中に、バイクのまち大津町×ホンダ熊本製作所50周年記念展示委託というものがあんですけども、この事業そのものについてどこというわけではないんです。このバイクのまち大津町というところについてなんですけれども、同じようにですね、スポーツのまち大津町とか、現代の宿場町とか、いろんなその名前が、この今回の予算の中でも振興総合計画の中でも出てくるわけなんですけれども、子育てのまちでもありますよね。それって全部なんかふわっとしたものなんです。そもそも、どこでオーソライズされて、言ってしまうとですね、いつ大津町はバイクのまち大津になったんですかということですね、どう説明してあるのか、どうオーソライズしてあるのかということです。ほかのこともあるんですけども、スポーツのまち、昔から言われてますけれども、それは、言ってしまうと、どこにも出てこないんですね。言われてましたというだけのことであって。

つまり、こうしたものが、ふわっとしたものが、ただスローガンとして言われる分にはいいんですけども、予算の中で説明として、あるいは振興総合計画の中にこれがあるからこうだみたいな話で出てくると話は変わってきます。こういったものをどうやってオーソライズしていくのかというものについてですね、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 数点ありましたけど、幾つか私のほうから御説明したいと思います。

まず、瀬田駅の清掃業務委託ですけど、こちらにつきましては瀬田駅の駅、これを今までは地元の方、老人会だったですかね、トイレのほうはですね、地元の方に清掃のほうをお願いしておりました。やはり、高齢化が進みましてどうしてもできないということになりましたので、これ、トイレのほうは町の施設になりますので、町のほうが清掃のほうを管理するようになったものです。

続きましてDXの推進、こういったものを考えているのかという御質問だったかと思いますが。DXを導入することによってですね、住民の方々は、まずは役場に来なくていい。どの程度今回できるかはちょっと今からですね、請け負った事業者さんと協議していく、システム仕様をつくった後、請け負われた方と詳細のところはつくり上げていくことになるかと思いますが、来なくていい、そして来られた場合も、できるだけ負担なくていいし、書かなくていい。円滑な事務手続きのできるもので行政側のほうもですね、事務の合理化をやって、その分、余った余剰をですね、人でできないサービス、そういったものに振り向けるために、今回、DXのほうを進めていくところです。

また、今後人材も不足してきますので、そういった少人数でですね、今までと同じ業務を少人数でやれる、そういった形もしていくところでございます。

続きまして、乗合タクシーの時間指定の配車料金ですけど、こちらにつきましては、乗合タクシ

一、予約制のタクシーで必要かということもありますけど、事業者のほう、事業者がですね、やはりその時間拘束されますので、その分につきましては、町のほうも適切な料金を、時間帯、今まで10分だったのが15分ですね、この区間は予約も入れないで待機しておいてくれということでやっておりますので、それに見合うような待機時間の料金をお支払いしようとするものになります。

私のほうからは3点御説明させていただきます。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 私のほうからは、まず岩戸溪谷の遊歩道についての質疑があったかと思しますので、そちらのほうにお答えさせていただきます。

まず観光費、観光施設費ではないのかというお尋ねがあったかと思いますが、担当課のほうとしましてはですね、恒常的に維持管理が必要な箱物などの施設等については、観光施設費に位置づけているんですが、それ以外の観光拠点の1つとしての重要な要素については、包含的に観光の目的として位置づけるところで、観光資源として位置づけるところで、観光費に位置づけさせていたしております。以前も、平成18年とかに遊歩道を復旧工事したときも、一応、観光費のほうに入れさせていただいておりました。

その上で、財産的にはどのようなになるのかというお尋ねだったかと思います。

町の財産は、いわゆる公有財産がありまして、その中に行政目的を持っているものが、行政財産と位置づけられて、それ以外のものは普通財産というところになるかと思います。この遊歩道については、町のほうとしては、これまで岩戸溪谷とか観光スポットに行く通り道であったり、地元の方々が岩戸神社というところを参拝するための通り道というところですので、町のほうとしては行政目的を持った行政財産というところまでには位置づけていないところになります。

それと、バイクのまちについて、いろいろなうたい文句があるけれども、そのオーソライズをどうするのかという御質疑があったかと思います。

そもそも、バイクのまち大津というのは、観光協会が町の強みの部分は何かというところで、バイクのまち大津町っていうのをうたい始めたところになります。御承知のとおり、道の駅にオートバイ神社を誘致するなどもされまして、そういった形で少しずつバイクのまちというのをPRしてきているところになります。

一応、町としましては本年度、バイクラブフォーラムというイベントを誘致した関係もありまして、観光協会さんが提唱されてるバイクのまち大津と一緒にPRをしたいというところで、そもそも本田技研さん50周年というところも踏まえて、しっかりまちとしての強みをPRしたいと思っていますところになります。

ただ、議員御指摘のとおり、いろいろな宣伝文句というかですね、ある部分について町でどうやって予算づけする上でオーソライズしていくのかっていう点については、今後、ちょっと他課にまたがるところなので、しっかり庁内で議論をしてみたいと思います。

以上になります。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 佐藤議員の質疑に対して説明をさせていただきたいと思います。

予算書の170ページにございます肥後大津駅周辺まちづくり推進事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、肥後大津駅ですね、自由通路、橋上駅舎などですね、整備に向けた基本設計、測量、地質調査等を行うほか、南口周辺ですね、駅前施設やまちなか駐車場の基本設計、民間活力導入の可能性調査などを実施したいというふうに考えております。

あわせて、駅周辺道路におきまして、民間と連携させていただき、沿道空間を楽しむ対流スポット等ですね、設計や社会実験などを行うための業務委託を計上させていただいているものでございまして、大きく3つに分けさせていただいております。今、説明させていただきましたように、肥後大津駅自由通路等の設計業務委託、こちらのほうでは先ほど申し上げましたように肥後大津駅ですね、自由通路、橋上駅化する基本設計等を実施するもので、肥後大津駅を南北に自由にですね、かつ安全に通過できる自由通路及び当該自由通路に接続する駅舎について基本設計、測量、地質調査等を行うもので、委託期間といたしましては令和10年までのですね、3年間で予定しているようなものでございます。

続きまして、民間活力導入推進業務委託、こちらにつきましては、肥後大津駅周辺における駅前施設及びまちなか駐車場整備に係る業務委託でございまして、肥後大津駅南口周辺における駅前施設及びまちなか駐車場について、基本設計、民間活力導入可能性調査、業者選定を行わせていただきたいということで計上させていただいているものでございまして、委託期間といたしましては令和9年までの2年間で予定しているものでございます。

最後に、沿道空間の利活用推進事業委託でございますけれども、肥後大津駅周辺における官民連携による公共空間等ですね、沿道利活用に係る業務委託で、今、肥後大津駅周辺道路ですね、マイロード駅南1号線などで民地等も活用しながら、皆様が楽しめる滞留空間の創出に向けた設計依頼、ガイドラインの策定、そして社会実験の実施等を行うことができればということで計上させていただいているもので、こちらについても令和9年までのですね、2年間で予定しているものでございます。

いずれにしても、今後もですね、予算を認めていただき発注することができたのであれば、状況に応じて、必要に応じてですね、説明等もですね、していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） あんまりくどく言うつもりはないんですけども、最初の窓口のDXは、できれば定量的にっていうことでお願いしたんですけど、それが無いということであれば、今後ですね、出てくるものと考えまして。あるんですか、あるならお願いします。

それから、乗合タクシーに関してはですね、ちょっともう少し議論をできれば委員会のほうで深めていただければと思います。

それから、まちづくり推進事業についてお尋ねのポイントとしては、議会とどういうふうにコミ

コミュニケーション取っていただけますかということだったので、事業の中身はある程度予想はつきますので、そこについて今後、しっかりと進めていただければと思います。

あとオーソライズされたというところについてもちょっと今後、御検討いただけるということで、しっかりとちょっと検討していただければと思います。

以上です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 先ほどの説明、不足しておりまして。定量的にということでDX関係のところ言われまして、ちょっとした数字なんですけど、今回、DXのほう、住民課の窓口を先行してですね、やるような形になりますけど、そこにおきましては、住民と職員、両方合わせましてですね、導入後には一応3、433時間、これだけの時間を削減することを目標としております。

以上になります。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。3時から再開します。

午後2時51分 休憩

△

午後3時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

中山直之議員。

○2番（中山直之） 1点質問させていただきます。

概要のほうで36ページの真ん中辺りにあります、要保護児童対策協議会事業について質問させていただきます。

要保護児童と家族等の相談支援及び関係機関との連絡調整を行うとありますが、少し具体的にどういった支援や協議をされているのかという点と、④の報償費にですね、スーパーバイザーとありますけど、どのような方が何をされているのかも重ねてお伺いします。

あと、⑦のですね、賃借料（児童家庭相談システム借上料）のところも、どのようなシステムなのかお伺いします。

以上3つお伺いします。よろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質疑にお答えいたします。

要保護児童対策協議会につきましては、ここ数年、子供に関する相談等が増えており、虐待等ハイリスクの案件も増えているところでございます。そういったケースに対しまして、関係機関と連携して解決に向かって取り組んでいるところでございます。1つ目ですね。

2つ目につきましては、スーパーバイザーについてですが、現在、月3回来ていただきまして、要保護児童連絡協議会の進捗管理等の確認をさせていただいています。やはり見識のある方で、大局的、客観的に見て支援が適切か指導、助言をいただき、適切な新進捗管理に努めているところで

ございます。

現在、依頼しているスーパーバイザーの方は、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持たれており、県の教育委員会のスーパーバイザーでもあられる方で、経験豊富で町の進行管理については助言をいただくというところでございます。

システムにつきましては、要対協以外にもですね、やはり児童相談等ありました子供たちの記録を保管しているというか、システムでございます。何かあったときに、また一旦、事案が終わってもまた別のときにまた新たに発生したときに過去の記録とかと照らし合わせて、把握し、適切な支援をできるようなシステムとなっております。

以上です。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第28号から第30号の3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 議案第31号、工業団地整備事業特別会計について質疑いたします。

当初の予定からですね、大分遅れてますけど、令和9年の1月からですね、造成工事が行われるということなんですけど、令和9年度の分譲に間に合うのかと、またですね、この事業費については造成工事の予算が計上されてますけど、まだ財政計画の中でも様々なことを考慮して増額されて、さらにですね、二次製品なんかも、もう本当毎月のように値段が変わってるぐらい上がっているんですけど、本当にこの事業費の中で賄えるのかを質疑いたします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、この予算の中でしっかりとスケジュール感と予算の中でしっかりと取り組んでいこうとは考えているところです。

確かに、物価高騰とか懸念されるところも多分にあるんですが、しっかりそこはですね、予算内に収まるところでいきたいと考えております。

ただ、どうしても不測の事態が発生した場合はですね、またその都度、都度議会の皆さん、議会のほうに御相談をさせていただきたいとは思っております。それと、分譲についてもですね、遅滞なく分譲できるように頑張って造成のほうして進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 再度質疑します。

この分譲のですね、令和9年度の方譲で、4月に分譲と3月に分譲開始で、両方同じ令和9年度で、どこを目指しているのかですね。やはり、目指すなら4月を目指してもらって、例えばですね、図面ができちゃったら、売りに出せると思うんですよ。どこに売るのが競争で、西原とか益城なんかが予約始まったんですけど売れ残っている状況ですよ。ましてや県が近くに、大津町より広い工業団地を造る予定で、そこでも競争しなければ、言い方はどうかと思いますけど、売る競争しなければいけない。売ってしまわないといけないということで、不測の事態があったら、議会にも相談とかあるんですけど、ただ単に何もかも材料代が上がったからまた予算を認めてくださいよって臨時議会とかあられるのもちょっと困るんですね、その辺りについても、もっとしっかりですね、見極めているのかとですね、その分譲開始の時期、令和9年度で4月なのか3月なのか、ちょっとはっきり言っていただくといいのかなと思いますけど、その辺りについて説明をお願いします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

どこまで予算的なところを見極められてるのかっていうところなんですけど、現時点で考えられる範囲ではしっかり見極めさせていただいております。その上で、分譲時期についてなんですけど、令和9年の4月なのか3月なのかということなんですけど、我々としても少しでも早く売りたいとは思っております。ただ、現時点ではまだその造成の具合とかもですね、しっかり見定めていきたいと思っておりますし、その前段階で実施設計もしっかり確認していきたいというところですので、なるべく早く分譲したいという思いはやまやまなんですけど、最大限令和9年度末までかかる可能性はあると考えております。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） 地下水保全の観点から質問します。

全協の会議でもやらせてもらったんですけども、今回の設計について、結局そこに降ってしまった雨が河川のほうに流れるという設計になっているんですね。その土地が隆起していて、多分、粘土層に滞留していて、なかなか帯水層まで入らないから、あまり涵養の観点からちょっとな、っていう考えもあると思うんですけど、ただ、それを許容してしまうと、いわゆるざる田というような場所でない限り、そのような滞留地が多いような、隆起しているような場所での工業団地の造成について、あまり浸透がないような設計でも大丈夫だみたいな感じになってしまっているんじゃないかと思っています。

またですね、それにこのような造成に対して、熊本県の地下水保全条例で100%の涵養を義務づけるというような記述もありますので、そのような観点から今回の事業に対してどのように考えてらっしゃるのか、どのように評価しているのかという点をお願いします。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 岩下議員の質疑にお答えさせていただきます。

そうですね、どうしても地質の関係上ですね、全協でも説明させていただきましたように、浸透がなかなか難しい場所であるっていうのは、今、分かってきているところになりますので、その辺りは調整池をつくることによって、取水量、流す水の量を調整しながら流せるように考えているところになります。

ただ、そうですね、地下水保全の観点からっていうところではですね、ちょっと今回、実施設計の中でしっかりとその辺りの水量とかも見極めていきたいと思いますので、そこと県のほうの計画とかいうところも整合させていきたいと考えております。

○副議長（三宮美香） 岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） 最後に意見を申し上げます。

今、実証段階である雨庭の設置なども議論されていましたが、単に造成するだけだとか、例えば町の町林の涵養量を測定するだとかっていうだけでは、どうしても涵養量は増えないと思うので、実質、町全体でできる涵養量を増やすためにはどうすればいいのかっていうところでの議論が、この造成との兼ね合いでは必ず必要だと思ってます。そのような意味で、委員会のほうでも協議していただければなとは存じます。

以上です。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第32号から議案第34号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 議案第33号関連について質疑をいたします。

収益的支出、営業費用、管渠費ですね。予算の概要書80ページになりますけれども、この管渠費の中の新規、デザインマンホール関連事業というのがございますけれども、これは昨年の方議会で、町長のほうからはですね、事業実施は難しいという答弁が引き出されておったと思うんですね。それが半年前の話です。半年たちまして、そのとき、マンホールカード200枚印刷すると、5万円か何かかかるっていう話だったんですけど、ここでは予算が117万円計上されておりますけど、これの内訳をお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 時松議員の質疑のほうに説明させていただきたい

と思います。

まず、予算の内訳というところでよろしいでしょうか。まず、今回、計上させていただいております予算の内訳といたしましては、デザインマンホールの作成費と設置費用、それで107万円、またマンホールカードの印刷、こちらのほうで4,000枚を計画しておりまして、9万9,000円を計上させていただいております。

デザイン等につきましては、町のほうですね、ある程度載せていただきたいもの、素案を考えた上で、地元の県立高校等に美術のコース等もございますので、そちらに相談をさせていただきながらということで、デザイン料等はちょっと今回、計上させていただいておりませんけども、今回、計上させていただいている予算の内訳としては、以上となります。

○副議長（三宮美香） 時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

厳しいことを言いますが、下水道は赤字です。農業集落排水も赤字です。それがゆえに公共料金の引上げという議論をしました。そして、来る将来、どこかで値上げがあるということも町のほうから説明いただいているわけです。で、ですね、この収益的支出が、要は効果を生まなければ、これは何のお金なんですかっていうところになってしまうんですね。なので、今、107万円がおおよそ設置のための費用であると。デザインは学生さんのほうにつくってもらおうと。いいことづくめもあるんですよ。

しかし、そこで我が町の下水道というのがちゃんとアピールができて効果が上がるって、要するにコマーシャルを打つわけですよ。そうでなければ、これは要するに、何ていうんですかね、シティプロモーションにはならなくて、ただ見せかけだけになってしまうということになります。なりますので、広報と連動してですね、下水道の、そもそも下水道とは何であるかというところをしっかりとアピールをしていただきたいなど。そのための予算もしっかり組んでいただかないと、ただ、マンホールをつくりました、カード配りましたではなくてですね、そういうところをちゃんと目指していただきたいなど。

同僚議員のほうから水の話がありましたけれども、そもそもはそういう保全のための大事な大事な施設でありますよということを十分に住民に説明していただきたい。その辺りどうお考えかをお尋ねします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 時松議員の再質疑について御説明をさせていただきます。

当然、町としましては、現時点ですね、ホームページを活用して動画をアップしてですね、下水道の仕組み、そういったものをより深く理解していただきたいというような活動もさせていただいておりますし、昨年は町で開かれましたからいもフェスティバル、そちらのほうにもですね、下水道課の職員で下水道のPR、そういったものもさせていただいております。

来年度につきましては熊本地震から10年また、町村合併70周年というようなですね、節目の

年ということもございますので、そういったものも加味しながらですね、下水道についてはさらにPRをしていきたいというようなことで、今回、計上させていただいたものでございます。

今、いただいた御意見も当然、考えた上でですね、今後も活動していきたいと思います。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二議員。

○15番（佐藤真二議員） 私のほうはこの3つ、3件共通になってしまうんですけれども、予算書の在り方という話になります。

企業会計導入されて令和2年だったですかね、そのあとすぐに一遍お尋ねしたことがあるんですけれども、やっぱり財務的な説明だけではですね、やっぱり不十分だと。実際にどういうことをやって、どういうことにお金を使って、どういうふうに成果を上げていくんだということが説明されなければいけないわけです。

業務報告書ってのは、確かにあるんですけれども、あれはやっぱりあの予算の全てを説明しているわけではないですね。企業会計に移行する前のような予算の細々としたとまでは言いませぬけれども、やはり実施計画というものについてしっかり説明する必要があるんじゃないかということです。

例えば、今回、第5水源地の話が出てますけれども、それに結局幾らかかって、どのように進んでいくのか、その投資はどのように回収されていくのか、どのくらいのスケジュールで回収されるのかとか、その辺のことが現状では何も分からないんですね。

あとまた工業用水道の説明の中で資産減耗費というのが479万6,000円出てるんですけれども、これって資産減耗費は資産減耗費という費目なんですね。けれども、これ何かって考えると、通常ならもっと使える固定資産が、多分、償却前ということは、耐用年数前に使えなくなってしまったということですよ。それは故障なんだろうか、それとも何なんだろうかっていう、そうした説明というのもやっぱり必要になってくると思うんですよ。

予算書では確かに資産減耗費としか出てきません。でも、それは何かっていうことをやはり説明される必要があると思います。そういったことについて、今後のこの公営企業の会計について、予算書をもう少し考え直すことができないかという点について質疑をいたします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 佐藤議員の質疑について回答させていただきたいと思います。

まず、予算書の在り方についてというようなことでございます。分かりやすくというようなことであったかと思います。現在、予算の概要という資料ですね、添付させていただいておりますので、そちらのほうでカバーできるようにですね、できるだけ詳細に記載をしてきたところではございますけれども、先ほどお話しいただいたように、それでもちょっと分かりにくいというような、もう御指摘でもございましたので、そこについては検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第２ 委員会付託

○副議長（三宮美香） 日程第２、委員会付託を行います。

会議規則第３９条第１項の規定により、議案第１２号から議案第３４号までをタブレットに配付しました議案付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後３時１９分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和8年第2回大津町議会定例会会議録

令和8年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和8年3月12日(木曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さおり
	4 番 大 塚 勝 二	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕一郎
	7 番 田 代 元 気	8 番 時 松 智 弘	9 番 西 川 秀 貢
	10 番 大 塚 益 雄	11 番 三 宮 美 香	12 番 山 部 良 二
	13 番 山 本 富二夫	14 番 豊 瀬 和 久	15 番 佐 藤 真 二
	16 番 坂 本 典 光		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部主幹兼行政係長兼法制執務係長 田 上 雄 一	
	副 町 長 内 田 清 之	教 育 長 吉 良 智恵美	
	総 務 部 長 木 村 欣 也	教 育 部 長 村 山 博 徳	
	住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長 境 敬一郎	
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿美代	大津町農業委員会会長 津 田 恵 美	
	産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次	農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 高 橋 和 秀	大津町選挙管理委員会委員長 大久保 純 一	
	総務統括専門官 伊 藤 秀 馬	大津町選挙管理委員会書記 宮 崎 俊 也	
	総 務 部 長 山 部 美 保		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 郷 春 美		

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 議員 p 152～p 165

1. R S ウイルス感染症の重症化を予防するための取り組みについて
 - (1) 妊婦向け R S ウイルスワクチンの情報提供体制
 - (2) 接種に関する正確な周知・啓発の取り組み
 - (3) 妊婦健診や母子保健事業との連携
 - (4) 高齢者向け R S ワクチンへの今後の公費助成や支援制度導入の可能性
2. 電子商品券活用について
 - (1) 電子商品券型支援制度の導入に対する認識と評価
 - (2) 高齢者など、デジタル弱者への配慮を含めた運用設計の可能性
 - (3) 紙商品券方式との併用など、選択制モデル導入の可能性
 - (4) 今後、電子商品券型生活者支援制度の導入検討を進めていく考えがあるかどうか
3. つつじ台区の町下水道移管に向けた進捗状況について
 - (1) ゴールが見える工程表（ロードマップ）について、現在の作成状況
 - (2) 自治会員をはじめ、非会員、アパート居住者、事業所などを含めた住民説明会の実施と、円滑な合意形成に向けた町の支援について、どのように取り組んでいく考えか
 - (3) 検討状況や進捗を住民が継続的に把握できるような、定期的な情報提供体制の構築について、町の考えと今後の対応方針
4. 住宅宿泊事業(民泊)等について
 - (1) 住宅宿泊事業者の届出状況について、現在どのような実態把握を行っているのか
 - (2) 届出を行っていない不法民泊の有無の把握状況と、その対応方針
 - (3) 不法民泊が確認された場合の、県との連携体制および是正指導・対応の流れ
 - (4) 現地に管理者が常駐していない物件における、周辺住民が連絡可能な緊急連絡先の掲示義務、管理責任者の明確化、現地確認体制についての認識と対応方針
 - (5) 今後、外国人滞在者の増加を見据えた、地域住民との共生を前提とした民泊ルール整備・運用指針の策定についての考え方

2 番 大 塚 勝 二 議員 p 165～p 179

1. インクルーシブなまちづくりに向けた大津町の方針と、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制について

医療の進歩により、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもが増加している。

国は医療的ケア児支援法を制定し、自治体に対して地域における支援体制の整備を求めている。

こうした中、大津町として、障がいの有無や医療的ケアの必要性にかかわらず、すべての子どもが地域で育ち、学び、生活できる「インクルーシブなまちづくり」をどのように位置付け、今後どのように推進していくのかを問う。

あわせて、町内における医療的ケアが必要な子どもの実態把握、保育・教育現場での受入体制、医療・福祉・教育・防災分野の連携の現状と課題を整理し、関係機関が横断的に協議・調整する「医療的ケア児支援に関する協議の場（委員会・連絡会）」を町として設置する必要性について町の見解を問う。

2. 勤労学生（准看護学生）への公的奨学金・就学支援制度の創設について

近年、大津町および周辺地域では、医師会立看護専門学校等に通いながら、町内外の病院・クリニックで勤務する勤労学生（准看護学生）が一定数存在している。特に、シングルマザー世帯の学生が増加しているとの現場の声もあり、学費負担と生活費を同時に抱えながら、低賃金で看護補助業務に従事せざるを得ない状況が見られる。

一方で、介護職は比較的早期に収入を得やすい構造にあり、将来的な医療人材である看護師養成が進みにくいという課題がある。このままでは、町内医療機関における看護師不足が深刻化し、診療体制の縮小や、最悪の場合は医療機関の閉院につながるおそれもある。

また、町内の多くのクリニックは経営的に余裕がある状況ではなく、勤労学生に対して一般企業並みの給与水準を確保することが難しいのが実情である。

そこで、看護人材の育成を個々の医療機関の努力に委ねるのではなく、町として将来への投資として支援する観点から、勤労学生（准看護学生）を対象とした大津町独自の公的奨学金・就学支援制度の創設について、町の認識および今後の検討の方向性を問う。

3. スポーツ振興における大津町の将来像と方向性について

第6次大津町振興総合計画において、スポーツは単なる競技や健康づくりにとどまらず、観光・交流・地域振興と結びつける施策として位置付けられている。しかし、第7次大津町振興総合計画において、スポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、まちづくり、国際交流、関係団体等と連携した取り組みを進めるとの方針である。

一方、近隣自治体においては、野球場整備やスケートボード施設整備など、交流人口の増加や若者・来訪者を意識したスポーツ施策が進められている。

こうした状況を踏まえ、大津町として、今後スポーツ振興をどのような町の将来像につなげていくのか、健康づくり、交流人口の拡大、観光振興、地域活性化といった観点から、町としての明確な方向性を確認する。

あわせて、既存スポーツ施設の活用方針や、今後重点的に取り組むべきスポーツ振興施

策の考え方について問う。

3 番 村 山 龍 一 議員 p 179～p 193

1. 町の将来像について

金田町長が就任され、2期目となっている。県内の市町村で、嘉島町の荒木泰臣町長は、町会議員を1期し、町長を10期された。長く町長を勤められたから、今の嘉島町のまちづくりはできあがったと思う。金田町長も、町会議員を2期され、町長を長く経験することが可能であり、40年後の天津町のまちづくりを担うことができる。長期のまちづくりについて町長の考えを問う。

- (1) 将来推計人口では、19年後の令和27年には、41,365人。44年後の令和52年には、38,686人と予測されているが、町をどのような方向でまちづくりを進めていくのか。
- (2) 将来の肥後天津駅周辺はどのように考えているのか。
- (3) 将来の中九州横断道路、国道57号や325号など主要道路の沿線はどのように考えているのか。
- (4) 北部・南部・中部それぞれの将来像はどのように考えているのか。

2. 町の定住促進について

令和6年6月議会で、同僚議員から定住促進補助事業制度を創設し地域の活性化に寄与すべきではないかと質問があり、「住宅への補助だけでなく、町全体としての魅力を出すための幅広い取り組みが必要だと考えておりますが、既に制度化されている移住支援金による移住促進も行いながら、菊陽町定住促進補助金制度などの制度も参考に、町外への転出抑止という観点からも、両校区への移住につながる取り組みの検討を進めていきたいと考えています。」と答弁があった。その後の取り組みについて町長の考えを問う。

- (1) 移住支援金を北小と東小校区に限定したが、実績はどうなのか。
- (2) 菊陽町定住促進補助金制度などを参考にどのような対策を行うのか。
- (3) 未就学児が小学校へ入学する時に、町内の小学校への入学が減っているのではないか。その実績はどうなっているか。減っている場合の対策はどのように行うのか。
- (4) 菊池市や県内の自治体でも同様に定住支援制度があり、それぞれ定住促進を行っているが、天津町独自の考えはないのか。
- (5) 定住促進補助金だけでは移住促進や転出抑制にはならないと考えるが、その他の取り組みについての考えはないのか。

4 番 田 代 元 気 議員 p 193～p 205

1. 町民グラウンドの整備について

昨年9月議会で町民グラウンドの状況について整備の必要性を指摘し、12月議会ではBコートの改修の予算が計上された。しかし、現在利用頻度が高いのはAコート、Cコートである。個別施設計画では令和9年度にコート改修となっているが、グラウンドの状況は大変危険な状況であり、利用者からも早急な改修整備を望む声が高まっている。

個別施設計画の中で改修することも理解できるが、利用者の安全を確保する上で、早期の改修をするべきではないか。

2. まちづくり町民懇談会について

毎年行っている町民懇談会について、参加者も固定化し、マンネリ化していると感じる。今後は、開催方法についてしっかりと考える必要があるのではないか。

また、職員の参加が多いが、自発的に参加しているのか。

3. 中学校部活動の地域移行について

令和5年度から今年度までの3年間、改革推進期間として移行を目指してきたと思うが、3年間でどのような取り組みを行い、どのような成果や課題があり、どう解決していくのか。

また、令和8年度からはどのような形態で部活動が行われるのか。

5 番 山 本 富二夫 議員 p 211～p 221

1. 阿蘇くまもと空港から中間駅経由で大津町の国道57号まで第3の空港線を

アクセス鉄道の沿線に取付道路があるが、その取付道路を国や県に対して、空港地下トンネルの渋滞対策も考えて、阿蘇くまもと空港から大津町の国道57号まで4車線道路として強く要望すべきだ。下記の点について、町長に問う。

(1) 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道沿いの道路整備を第3の空港線として整備を

(2) 中間駅を利用した多目的駐車場の整備を行い、パークアンドライド等の利便性を考えてはいかがか

(3) 南部地区の開発を促進する道路整備の位置づけを考えるべきだ

2. 大津町の山林や田畑や住宅地を守る対策をすべきだ

日本全国で、投資目的のための土地購入のニュースを新聞、テレビやネットで聞いていたが、昨年、我が地元の内牧区で、それも農家にとっては一番大事な畑井手の取り入れ口近くの30aを外国人が太陽光発電の設置をするため、購入したいと不動産を通じて打診があったが、地主は話を聞き、今回は断ったと言われていた。TSMC工場近くの大津町の土地がターゲットにされていると感じるため早急に対策をすべきだ。下記の点について、町長に問う。

(1) 土地売買の規制について、国に強く要望すべきだ。町の対策は

(2) 投資目的の外国人による建物や土地の購入後の管理について、空き家や耕作放棄地がトラブルにならないように指導すべきだが町の対応は

3. 中学校、幼稚園や保育園の給食費無償化を町独自で取り組むべきだ

施政方針の中で、国補助金を活用した小学校給食費の無償化をすると述べられたがまだ中学校、幼稚園や保育園の無償化は取り組まれる予定はない。保護者のためにも、大津町に住んでもらうためにも中学校、幼稚園や保育園の給食費無償化を町独自で取り組むべきではないか。

これから大津町に住もうと思う子育て世代や若年層にとって幼稚園や保育園の給食費無償化は非常に魅力あると思う。

また、中学校に通わせる保護者にとっても、小学校の給食費無償化が始まるのであれば中学校の給食費の無償化を期待されているのではないか。

6 番 清 原 さおり 議員 p 221～p 228

1. 日本版DBS（こども性暴力防止法）施行に向けた大津町の準備体制について

本年12月に、日本版DBS、いわゆる「こども性暴力防止法」が施行される。子どもと日常的・継続的に関わる業務に就く者について、性犯罪歴の有無を国のデータベースで確認し、子どもへの性暴力を未然に防止することを目的とした制度であるが、施行まで1年を切り、対応は待ったなしである。

各自治体も実務対応が求められる中、大津町としての認識、実施体制、実務運用、関係者への説明・研修、相談・支援体制の整備状況を確認するとともに、今後の子どもの権利・安全を守る町の姿勢について所見を問う。

（1）体制整備について

①本法への対応について、大津町としての主管部署はどこか。

②庁内の連携体制はどのように構築する予定か。

（2）実務面について

①町として、認定対象事業者の想定範囲はどこまでか。

②国のデータベース照会、本人同意、情報管理等について、町として運用方針を示す考えはあるか。

③個人情報保護制度との関係について、町としてどのように整理しようとしているのか。

（3）関係者への説明、研修、相談・支援体制について

①町として、施設職員、関係者、ボランティア等に対し、制度の趣旨や運用について説明する機会を設ける予定はあるか。

②職員・関係者向けの研修の実施計画や施行までのスケジュールはあるのか。

③不安や疑問、運用上のトラブルが生じた場合の相談窓口や支援体制を整備する考えはあるか。

1. 食農教育について

食育基本法が2005年に制定され、食は「知育、徳育、体育の基本」と位置付けられ、国、地方公共団体、学校、保育所、地域が連携し、様々な取り組みが「食育」として実践されてきた。また、JAグループにおいても前述した食育と農業を掛け合わせた「食農育」が提唱され、普段口にする野菜の名前が分からないなどの知識不足だけでなく、子どもの朝食欠食や、コミュニケーション無く一人で食事をするいわゆる「孤食」などの課題解決のため地産地消の取り組みや農業体験、親子料理教室、市民菜園、バケツでの稲づくり、作文図画コンクールなどが行われている。

さらに、この「食農育」は食や農業を身近に見ることによる「選食力」の向上や農業の持つ多面的な価値への理解などの副次的な効果も期待できる。

町としてこの「食農育」を推進すべきではないかと考えるが町長、教育長の考えを問う。

2. 物価の上昇に伴う町の動きについて

2022年ごろから年2%強で続いている物価上昇に伴い、町内の様々なセクションで課題が出てきている。そういった状況を踏まえ、下記の3点を町長に問う。

- (1) 行政嘱託員等の成り手不足は報酬等が低いことが主な原因ではないのか。
- (2) 地域学校協働活動に対して町から支出しているお金は十分に足りているのか。
- (3) 専決事項等の金額の見直しを行うべきではないか。

1. 陣内踏切問題

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道が開業すれば、肥後大津～熊本アクセス鉄道間・片方向普通／47本・快速14本合わせて61本の列車が走行する。豊肥線と合わせて162本の列車が走行する予定であり、肥後大津下り方の陣内踏切では朝夕の通勤時間帯に大渋滞が発生する恐れがある。朝7～8時台のラッシュ時、1時間に約12本の列車が走る可能性がある。その場合、5分間隔で列車が発車し、18分から最大で24分、1時間のうちに20分前後陣内踏切が閉まりっぱなしになる計算。想定される悪影響は、踏切事故・慢性的渋滞・救急車遅延・苦情増加等が起きる可能性が高く、立体交差化の議論が起こる水準である。以上を踏まえ、この問題をどのように解決するのか、町長の見解を問う。

2. 部活動におけるハラスメントについて

町内の学校において、部活動の外部指導者が生徒に対し人格を否定する発言を繰り返すハラスメント事案が発生していて、教育委員会に相談するが半年以上経っても正式な回答がないとの相談を受けた。被害を受けた生徒は、指導者が来る日は強い不安を感じ、登校したくてもできず、頭痛や吐き気など身体症状が出る深刻な状況に陥っているようだ。

また、顧問教師に相談しても十分に受け止めてもらえず、不安感や恐怖心を抱いている

状況とのこと。このことは、生徒を守るべき立場にある教師の対応について大いに見過ごすことのできないものとする。

そもそも大津町では、年間200人以上の子どもたちが不登校となっており、その数も年々増加していると聞いている。このような状況下で学校側の不適切な対応が不登校をさらに助長するようなことになってはならないのではないかと考える。

以上を踏まえ、教育委員会として学校及び教職員に対し、ハラスメント防止に関する適切な指導をどのように講じていくのか。また、職務怠慢と言われない速やかな対応及び再発防止をどう徹底していくのか教育長の見解を求める。

3. 三吉原北出口線道路補修について

以前、道路補修を実施すると答弁をもらった三吉原北出口線の道路改良工事について、JASMEの進出等により交通量の増加の影響で、三吉原北出口線沿線住民は渋滞はもちろん振動や騒音に以前に増して悩まされており、振動により外壁にひび割れ等が進行しており、一刻の猶予もない。10トンダンプが道路に及ぼす衝撃は普通車の1万台以上に相当すると言われており、早急に国道並みの道路補修や薬液注入工法等の地盤改良工事が必要ではないか、またドラッグストア～大津翔陽台間の町道(通学路)の整備の進捗状況を伺う。

9 番 三 宮 美 香 議員 p 253～p 262

1. 外国にルーツを持つ子ども及び保護者の日本語習得の把握と習得支援の仕組みづくりについて

町内の学校に在籍する外国にルーツを持つ児童生徒について、日本語指導支援員の配置は行われているが、習得状況がどの程度把握されているのか。また、十分な時間確保ができているのかは明確ではない。さらに日本語習得は子どもだけの課題ではなく、保護者の日本語理解が不十分である場合、学校との連絡や行政手続き、進学相談等に支障が生じる可能性がある。外国にルーツを持つ子どもと保護者が地域で安心して生活し、将来にわたって自立できる環境を整えるためには、単発的支援ではなく、日本語習得を体系的に支える仕組みづくりが必要と考えるが町の考えはどうか。

2. 介護認定における申請から決定までの期間短縮と、広域連合との連携強化による事業効率化について

高齢化に伴い、介護認定申請件数は増加が見込まれる中、要介護認定は原則30日以内に行うこととされている。介護認定の流れは「1. 町への申請 2. 認定調査(町実施) 3. 主治医意見書の取得 4. 広域連合による認定審査会 5. 町による決定通知」という段階にわかれており、町と広域連合双方の連携が不可欠である。私は先の広域連合議会において「認定審査会の効率化のためのオンライン開催」を提案したところである。しかし、認定審査会のみならず、申請から決定通知までの全体の流れを効率化することが住民サービス向上の観点から重要であるとする。よって、町としての現状と今後の改善方針

を問う。

10 番 岩 下 啓 史 議員

p 263～p 276

1. 昭和園リニューアル事業は町民との協議の上計画すべきではないか
 - (1) 現在の昭和園リニューアル事業、公園整備の内容はどのようなものか
 - (2) 前回の町民説明会では広場再整備ゾーンの計画は、整備してインクルーシブ遊具を作るということであったが、その理由を尋ねる
 - (3) 遊具を作る、木々を伐採するなどせずとも、未満児にとってのリスクと感じるような場所は避け、危ない場合は園庭で遊ぶなどして現場の危機管理によりリスクを回避できるのではないか
 - (4) 町として、昭和園の再編と認定こども園の建設を町民や昭和園利用者も混ぜて、大規模に一緒に作っていく検討をしていく気はないのか
 - (5) 昭和園の歴史や町が進めたきたつつじ祭りの文化、そこに根付く町民の感情や思い出にも寄り添うという姿勢を町民に示すことではないのか。
2. 一刻も早く 0～2 歳児の保育料無償化を
 - (1) 現状、0～2 歳児の第一子、第二子世帯への保育料無償化にはなっていない
 - (2) 現在の未満児にかかる保育料の制度では、おおよそ年収 300～450 万世帯の層が最も可処分所得に対し経済的負担割合が高く、生活費の大きな重しになっていると考えられる。この現状に対し、どのように認識しているのか。
 - (3) 大津町の現在の人口動態を鑑みても子育て世代への魅力や福祉を増進し、育児に優しい大津町を作ることが求められているのではないか
 - (4) 未満児の保育料無償化にかかる予算はいくら程度か
 - (5) 一刻も早く 0～2 歳児の保育料無償化を強く求める

11 番 西 川 秀 貢 議員

p 281～p 296

1. 町内事業者の活用による庁舎・中央公園の利便性向上と地域活性化について
庁舎敷地内での販売について、職員・来庁者の利便性向上や町内事業者支援の観点から、町内飲食事業者の出店を認めるべきではないか。また、中央公園ではゾロ像効果により来訪者が増えていることから、一定のルールのもとキッチンカー等の出店を認め、賑わい創出と地域活性化につなげる考えはないか。
2. 肥後大津駅周辺整備を見据えた南口閉鎖時間帯の南北通行確保に関する課題について
肥後大津駅では最終便後から始発まで南口が閉鎖され、南北通行ができない。夜間の迂回や急ぎ足による事故の懸念もある。列車が運行していない時間帯に、南口を完全閉鎖する必要性について見直す考えはないか。

3. 地域通貨（ポイントカード）システム導入による給付事務の効率化と地域経済活性化について

給付金や商品券配布に伴う事務負担や迅速性の課題が続いている。高森町のような地域通貨（ポイントカード）制度を導入し、給付事務の効率化と地元商店の利用促進による地域活性化を図る考えはないか。

12 番 時 松 智 弘 議員 p 296～p 312

1. 空港アクセス鉄道第3セクター本社誘致について

昨年10月31日、県は鉄道事業者と合同で空港アクセス鉄道の運営は上下分離方式で行うとの発表し、現在町も参酌している仙台空港鉄道と同様の流れになっている。かつて仙台空港鉄道株式会社は宮城県庁の近傍にあったが建設が進むにつれ本社所在地を名取市に設置した中間駅に移転をしている。町発展への波及効果は必ずある。町長の考えを伺う。

2. 町村合併70周年におけるシティプロモーションについて

町村合併70年を迎える節目であるが、町の魅力を最大限に生かし、新たな取り組みも立ち上げながら大きくPRしていく絶好の機会を迎えている。各種イベントの強化を行い賑わい、活力がある地域づくりはすでに提案されている当初予算案からもおおいに汲み取れるところもあるが、町長から積極的に発信して頂きたい。すでに議員側からもアプローチさせていただいている事業も含め令和8年度のシティプロモーションの計画を伺う

3. ノイジーマイノリティや反対活動家への対策について

住民説明会や懇談会、パブリックコメントやアンケートの収集は町の政策決定への方向性を慎重に判断し住民が求める自治の体現に非常に有効な方法であることは承知している。他方、町長が示す施策に対案もなく反対しあるいは実行不可能な提案を長時間にわたり迫るノイジーマイノリティや反対活動家は町の方針性を誤る原因である。対策を伺う。

議 事 日 程（第3号） 令和8年3月12日（木） 午前10時 開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○副議長（三宮美香） それでは、本日の会議を開きます。

なお、坂本議長より欠席の届けが出ていますので報告します。

坂本議長から欠席の届けが提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、三宮が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

今回の一般質問者は12名ですので、本日が1番から4番まで、13日が5番から8番まで、16日が9番から10番まで、17日が11番から12番までの順で行います。

日程第1 一般質問

○副議長（三宮美香） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 皆様、おはようございます。まず初めに、本日傍聴にお越しいただきました皆様に心より御礼を申し上げます。お忙しい中、議場まで足をお運びいただき大変にありがとうございます。また、インターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様にも、日頃から町政に関心をお寄せいただき深く感謝を申し上げます。

私は14番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は小さな声に耳を傾ける姿勢を大切にしながら質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

物価高騰や人口構造の変化が進む中、町民の皆様の暮らしは、医療、生活支援、住環境、地域の安心といった様々な場面で影響を受けています。その一方で、制度のはざまや変化の陰で声を上げにくい小さな声が十分に届いていないのではないかという課題も感じています。そうした小さな声を届ける思いで順次質問をさせていただきます。

それでは、1問目のRSウイルス感染症の重症化を予防するための取り組みについてお伺いをいたします。

2020年、新型コロナウイルスが世界で猛威を振るい始めて、集団感染が発生したクルーズ船ダイヤモンドプリンセス号が横浜港に到着をしてから今月3日で6年が経過いたしました。

感染症法上の位置づけは2023年5月に5類へと移行し、社会経済活動は日常を取り戻したかのように見えます。しかし一方で、80歳以上の高齢者などにとっては今なお命に直結する深刻な脅威が続いております。感染症は流行が落ち着いたからといってリスクが消え去るわけではありま

せん。特に高齢者や基礎疾患を持つ方にとっては、日常に戻った社会の中でこそ、より丁寧な予防対策が求められます。

コロナ禍を通じて私たちが学んだことは、ワクチンや治療薬に関する正しい知識を社会全体で共有し、冷静に行動することこそが最も弱い立場にある命を守るということでもあります。ワクチンや治療薬などに関する正しい知識や現状を多くの国民に知ってもらい、高齢者など弱い立場の命を守る対策を進めていく。この姿勢は、今後の感染症対策全般に共通する重要な視点であります。

そのような教訓を踏まえ、改めてRSウイルス感染症について考えなければなりません。

補助資料を御覧ください。

RSウイルス感染症は、赤ちゃんの頃から感染することが多いウイルスであり、生後間もない乳児にとっては、細気管支炎や肺炎を引き起こすおそれがあります。実際に1歳未満で感染した子供の約3割が入院に至るとの報告もあります。また、生まれたばかりの赤ちゃんは、自ら感染症から身を守ることができません。

さらに、このウイルスは一度感染すれば終わりではなく、免疫が長く続かないために、生涯にわたって何度も感染と発症を繰り返す特徴があります。その結果、乳幼児だけではなく高齢者にも感染が広がり、肺炎の発症や基礎疾患の悪化など、重症化のリスクが高まると指摘されています。

しかもRSウイルスにはウイルスを直接治す特効薬がなく、確立された根本的治療薬は存在していません。重症化した場合に酸素投与や点滴などの対症療法に頼らざるを得ないのが現状です。発症してからでは守り切れない命があるということです。だからこそ、治療ではなく予防に力を注ぐ必要があります。

補助資料を御覧ください。

RSウイルスは飛沫や接触によって広がる感染症であり、基本となる予防対策としては、手を石けんと水で小まめに洗うことや、うがいの徹底、咳などの呼吸器症状があるときはマスクの着用、咳エチケットなどの日常的な感染対策が極めて重要です。そして社会全体で感染対策を徹底することが、赤ちゃんや小さな子供、高齢者といった重症化リスクの高い方々を守ることに繋がります。

その赤ちゃんを守るために、医療は今、大きな転換点を迎えています。妊娠28週から36週の妊婦がワクチンを接種することで、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児へ移行し、生後およそ半年間、赤ちゃんの発症や重症化リスクを低減できる母子免疫ワクチンが新年度から定期接種化をされます。

これは単なる医療制度の変更ではありません。出産を前に、多くの母親が我が子が元気に生まれ、病気に負けることなく成長してほしいと心から願っています。そのお母さんの祈りと愛情が抗体という形ある贈物となり、赤ちゃんへ届けられます。母子免疫ワクチンはお母さんが赤ちゃんに送る人生で最初の支えとなる力であり、最初のプレゼントだと思います。まだ顔を見ることも声を聞くこともできないときから、お母さんは既に我が子を守ろうとしています。その思いが命へと受け継がれ、生後半年という最も感染症に弱い時期をそっと包み込み、支え続けます。そこには、医療の進歩と親の深い愛情が重なり合う極めて尊い制度の姿があります。

そして同時に、この母子免疫ワクチンは、日常の感染対策と両輪となって重症化を未然に防ぐ予防医療の象徴的な取組でもあります。乳児の入院を防ぐことは、家族の不安や負担を軽減するだけでなく、医療機関の逼迫を防ぎ、医療費の抑制にもつながります。予防に力を入れることは、命を守ると同時に持続可能な地域医療体制を守ることでもあります。だからこそ、この制度は知っている人だけが受けられる制度であってははいけません。

また同時に、ワクチンだけに頼るのではなく、うがい、手洗いなど基本的な感染対策を社会全体で徹底することが赤ちゃんや小さな子供、高齢者を守る土台となります。知らなかった、聞いてなかった、その一言で、この支援を受けられない親子が生まれることはあってはならないと思います。

既に菊陽町では、RSウイルス感染症について町ホームページで町民への周知を行っています。RSウイルスは乳幼児が重症化しやすい呼吸器感染症であることを説明するとともに、令和8年4月から妊婦を対象とした母子免疫RSウイルスワクチンが定期接種となることを案内しています。また、60歳以上の方を対象としたRSウイルスワクチンについても任意接種として情報提供が行われており、重症化予防のための理解と予防対策の啓発が図られています。

予防医療を進めるためには、まず制度やワクチンについて正しい情報をしっかりと周知することが重要だと思います。そしてその情報が住民一人一人の理解につながり、手洗いやワクチン接種など具体的な行動へと結びつく、いわゆる行動変容を促していくことが大切ではないでしょうか。

そこで1点目として、妊婦向けRSウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供体制について伺いをいたします。

新年度から定期接種として制度が始まることを踏まえ、妊婦やその家族に対し、RSウイルス感染症のリスクや母子免疫ワクチンの効果、接種時期、安全性などについてどのような体制で情報提供を行っていくのか、伺います。

次に2点目として、接種に関する正確な周知・啓発の取り組みについて伺いをいたします。

予防医療は、住民が正しい情報を理解し、行動につなげてこそ効果を発揮します。広報誌やホームページ、SNS、医療機関との連携など、どのような手法で分かりやすく確実に情報を届けていくのか、伺いをいたします。

3点目として、妊婦健診、母子健康手帳の交付など、妊婦が必ず行政と接点を持つ貴重な機会です。これらの場を活用し、妊娠期から切れ目なく予防医療の視点に立った情報提供を行っていく考えはあるのか、伺いをいたします。

最後に4点目として、高齢者向けRSウイルスワクチンへの今後の公費助成の可能性について伺いをいたします。

高齢者においても、RSウイルス感染症の重症化予防は健康寿命の延伸や医療費抑制の観点から重要な予防医療施策だと考えます。本町として国や県の動向を踏まえつつ、2市2町で連携し、公費助成や支援制度の導入を検討していく考えはあるのか、伺いをいたします。

RSウイルス感染症対策は、治療ではなく予防で命を守ることができる時代に入りました。予防医療を町の柱として位置づけ、赤ちゃんから高齢者まで誰一人取り残さない地域医療を実現するこ

とについて、4点、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。豊瀬議員のRSウイルス感染症の重症化を予防するための取り組みについての質問にお答えをいたします。

RSウイルス感染症は、乳幼児や高齢者において重症化のリスクが高い感染症であり、とりわけ生後間もない乳児では入院に至る場合もあることから、重症化予防の取組は重要であると認識をしております。

こうした中、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンにつきましては、厚生労働省の審議を経て、令和8年4月から予防接種法に基づき公費による定期接種として実施される予定となっていることは議員お示しのとおりでございます。

このワクチンは、妊婦が接種することで胎盤を通じて胎児へ抗体が移行し、生後間もない乳児の重症化を予防するいわゆる母子免疫の仕組みを活用した予防策であり、乳児の健康を守る上で重要な意義を持つものであると考えております。

議員御指摘のとおり、このような新たな制度につきましては、対象となる方へ正確な情報を分かりやすくお伝えし、接種について適切に判断をしていただけるよう、議員の言うように節目も意識しながら丁寧な周知に努めていくことが重要であると認識をしております。

町としましても、定期接種の開始に合わせ、母子保健事業や医療機関との連携を図りながら、妊婦の方が安心して接種を検討できるとともに、接種の対象時期を逃さない環境づくりに取り組んでいきます。

また、高齢者向けのRSウイルスワクチンにつきましては、現在は任意接種として実施されており、高齢者においても重症化リスクが指摘されていることから、今後の国の動向や科学的知見を重視する必要があると考えております。したがって、まずは国の動向や他自治体の状況などについて情報収集に努めてまいります。

具体的な取組につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おはようございます。私からは議員お尋ねのうち、妊婦向けワクチンに関する取組について順に御説明いたします。

初めに、1点目の情報提供体制でございます。

令和8年4月からの定期接種開始に向け、接種を実施する医療機関との調整を進めるとともに、対象となる妊婦の方へ適切な時期に案内が届くよう、個別通知や母子健康手帳交付時の案内を行ってまいります。

次に、2点目の正確な周知・啓発の取り組みについてでございます。

町広報誌やホームページへの掲載に加え、4月から運用を開始します母子健康手帳アプリのプッシュ通知などの機能も活用し、対象となる方へ確実に情報が届くよう取り組んでまいります。

また、接種を検討される妊婦や御家族が十分な理解の下で判断できるよう、ワクチンの効果や接

種の意義に加え、副反応などについても国が公表する最新の知見に基づき正確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

続いて3点目の妊婦健診や母子保健事業との連携でございます。

このワクチンは接種できる時期が妊娠後期の一定期間に限られていることから、母子健康手帳の交付時の説明や妊婦健診の機会を活用し、接種の対象時期や意義について丁寧に案内してまいります。さらに、産婦人科医療機関とも連携し、妊婦健診の際の案内やリーフレット配布などを通じて、接種時期を逃すことのないよう接種勧奨を行ってまいります。

今後も関係機関と連携しながら、妊婦や子育て世代を含めた対象者への周知や相談支援など、感染症予防に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 予防医療という視点から、赤ちゃんから高齢者まで命を守る取組をさらに前に進めていただくことを期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、2問目のデジタル商品券活用による生活者支援と地域経済活性化についてお伺いをいたします。

近年、物価高騰が長期化をして、食料品やエネルギー価格の上昇というものは町民生活を直撃しています。

特に低所得世帯、子育て世帯、高齢者世帯にとっては日々の生活に直結する深刻な課題であり、自治体による機動的かつ継続的な生活者支援の重要性は一層高まっています。

本町におけるこれまでの商品券事業は、町民の家計を直接下支えし、地域内での消費を促進するという点で一定の成果を上げてきました。しかし社会全体では、キャッシュレス化、デジタル化が急速に進展しており、給付の在り方そのものも進化をしています。今求められているのは、支援の量だけではなくて、支援の質とスピードです。

補助資料を御覧ください。

デジタル商品券は、単なる紙の代替ではありません。それは、町民の利便性、商工会や事業者の負担軽減、行政の効率化、この3つを同時に実現できる政策ツールです。

まず、町民の利便性向上ですが、町民は日常的に持ち歩いているスマートフォンの中に商品券が入るため、いつでもどこでも忘れずに利用できます。紙の商品券のように、使用期限が切れてしまう、家に忘れて利用機会を逃す、財布に入らず保管場所に困るといった課題が解消されます。

支援は配ることではなくて、使われ切ることによって初めて意味を持ちます。デジタル化は、政策効果を確実に町民生活へ届けるための仕組みです。さらに紙かデジタルかを町民が選択できる選択制モデルを導入すれば、スマートフォンに不慣れな方や高齢者も安心です。窓口支援、家族による代理登録、紙商品券による代替措置などを組み合わせれば、誰一人取り残さない制度設計は十分可能です。

次に、商工会や地元事業者の負担軽減です。

現在の商品券事業は、商工会の皆様の多大な努力によって支えられています。

しかし、発行、保管、管理、換金業務、精算処理といった事務負担は決して軽くありません。デジタル商品券事業者と連携をすれば、換金は自動処理や即時精算が可能となり、事務作業が大幅に軽減されます。商工会は本来の役割である事業者支援、経営相談、地域経済活性化により注力できる環境が整います。地元商店限定のデジタル商品券とすることで、確実に地域内消費を喚起することも可能です。

3つ目が行政の効率化と財政合理性です。

紙商品券では印刷、仕分、封入、郵送、換金処理といった工程が必要であり、時間とコストがかかります。デジタル化すれば、これらを大幅に削減でき、迅速な給付が可能となります。

また、近年は自前でシステムを構築するのではなく、既存の民間デジタル商品券サービスを活用する方式が主流です。この方式であれば、高額な初期開発費用は不要となり、必要期間のみ利用可能で、運用コストも抑制可能であり、多額の費用がかかるという従来のソフトを自前で開発するという前提は大きく変わってきています。

さらにデジタル商品券の最大の利点の1つはデータの活用です。どの業種で、いつどの年代層がどの時間帯に利用されたのか、これらを分析することで、消費動向の把握、支援策の効果検証、次の施策への反映が可能となります。これは単なる給付事業ではなくて、根拠に基づく政策立案への重要な経済政策です。

また、妊娠届出時及び出生後に計10万円を支給する妊婦支援給付金をデジタルギフトで実施することは、子育て世帯の利便性向上、支援目的の明確化、地域内消費の推進、迅速な給付を同時に実現できる有効な方法です。支援の目的をより確実により分かりやすく届ける仕組みとして有効であると考えます。

ここまで申し上げてきたように、町民の利便性、商工会、事業者の負担軽減、行政の効率化、政策効果の見える化、迅速かつ継続的な生活者支援など、デジタル商品券には、やらない理由よりも、やることで得られる価値が明確に存在します。

それでも検討に踏み出せないとなれば、それは担当課の問題ではなくて、町としての明確な方針が示されていないことに起因しているのではないのでしょうか。今後の方向性を明確に示すことが町長のリーダーシップであり、町民への説明責任であると思います。

物価高騰が続く中、生活者支援は一過性の施策ではなく、継続的かつ機動的に実施されるべき施策です。そのためにも、事前に効率的で柔軟性のあるデジタル商品券事業の具体的検討を進め、いつでも実行可能な体制を整えておくべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の2点目の質問、電子商品券活用についてにお答えをいたします。

まず、電子商品券やデジタルギフトの活用につきましては、議員御提案のとおり、今後の生活支援策や地域経済対策を考える上で十分検討に値する手法であり、本町としても前向きに捉えております。

実際に議員からの御提案も受け、既に関係事業者ともコンタクトを取り、導入手法や費用構造、

運用上の課題等について調査を進めているところであります。なお、これまでも導入の可能性について一定の検討や調査を行ってまいりましたが、その時点では、利用者や加盟店双方の利便性、運用面の課題に加え、費用面でも現行方式に対する明確な優位性を見いだしにくかったことから、導入には至らなかったところであります。

一方で議員御指摘のとおり、技術やサービスは日々進展しており、以前と同じ前提で判断し続けるのではなく、改めて整理し直す必要があると認識をしております。その上で、デジタル化はそれ自体が目的ではなく、あくまでも町民サービスの向上と事業の実効性、持続可能性を高めるための手段だと考えております。

したがいまして、その導入の可否は、単に時代の流れだけで判断するのではなく、現在の本町の方式、すなわち商工会と連携した紙商品券方式と比べて町、住民、加盟店にとって本当に総合的なメリットがあるのかという観点から判断すべきものと考えております。

特に本町のように高齢者を含む幅広い町民を対象とする場合には、住民にとって分かりやすく使いやすいことに加え、加盟店、とりわけ小規模店舗や高齢の店主が営む店舗も無理なく参加できるのか、また必要なときに迅速に住民へ届けられるのかという点まで含めて考える必要があります。

したがいまして、本町としては、電子化のメリットを正當に評価する一方で、それに伴う負担や制度変更による影響も丁寧に見極め、現行方式を上回る形で制度が成立する条件が整うかどうかを基準に判断をしてまいります。

また、特定の一事業者の仕組みのみで結論を出すのではなく、ほかの事業者も含め、技術やサービスの進展も踏まえながら、比較整理を進めていく必要があります。

そのため、本町としては既に進めている調査を踏まえ、令和8年度のできるだけ早い時期に現行方式との比較材料を一定程度整理してまいります。その上で、新たな物価高騰対策事業や生活支援策が必要となった際に、時間的制約のみを理由として従来方式に固定されることのないように活用可否を判断できる状態にしてまいります。

本町としては、電子化そのものを目的化することではなく、町民生活の支援と地域経済の実情の両面を踏まえ、現行方式との比較を丁寧に進めながら、次に支援策が必要となった際には、より実効性の高い手法を町として判断し、選択できるよう準備をしっかりと進めていきます。

詳細は担当部長から答弁させていただきます。

○副議長（三宮美香） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 皆さん、おはようございます。電子商品券の導入に関する具体的な検討状況と実務上の論点につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

実務上の主な論点は、高齢者等への対応、加盟店負担、総コスト、実施までのスピード感、未使用分や精算の取扱いであると認識しております。

まず、本町のように高齢者を含む全町民を対象とする場合、スマートフォンを前提とした完全なデジタル方式のみで制度を組み立てることは現実的には難しく、紙やカードを活用した方式も含めて検討する必要があると考えております。

その場合、郵送、案内、窓口支援などの事務が引き続き必要となるほか、店舗側には読み取りやトラブル対応など新たな負担が生じる可能性があります。

特に小規模店舗や高齢の店主が営む店舗にとっては、紙商品券より事務が複雑になることで参加が難しくなる懸念もございます。

また、制度設計としましては、利用者が紙商品券とデジタル方式のいずれかを選んで利用できるハイブリッド方式も考えられますし、あわせて利用者は紙やカードで受け取りながら、店舗側の処理や精算のみをデジタル化する中間的な方式も考えられます。

ただし、ハイブリッド方式は、住民の選択肢が広がる一方で、紙とデジタル双方の運用が必要となるため、事務負担やコストが増える懸念がございます。

また、中間的な方式についても、加盟店側の運用負担、支援体制、総コストの面で本当に成り立つかを見極める必要がございます。

費用面につきましては、初期費用、実施期間中のシステム利用料、各種手数料だけでなく、紙やカードを併用する場合の郵送費、支援対応、加盟店対応なども含めた総コストで比較する必要があると考えております。

加えて、手数料を誰が負担するのか、未使用分や未使用ポイントをどのように取り扱うのか、発行時点で町の支出が確定するのか、それとも利用実績に応じた精算となるのか、加盟店募集や設定支援、問合せ対応を誰が担うのかといった点については、現時点でなお確認を要する事項が残っております。

さらに、実施までのスピード感も重要な比較項目となります。制度設計から住民への給付開始まで、どの方式がより迅速に実施できるのか、また、初回導入時と平時から準備を進めた後とで、その差がどう変わるのかについても整理が必要であると考えております。

経済効果の面では、現行のような券面固定型の商品券方式は、不足分の現金支出を伴いやすく、地域内消費を押し上げる効果が見込まれる一方、デジタルポイント方式は利便性に優れる反面、その点の効果が相対的に薄くなる可能性もございます。

したがって、この点につきましては、現行方式との比較の中で整理していく必要があると考えております。

あわせて、将来的な選択肢として、マイナポータルや公金受け取り口座を活用した直接給付の可否や、その場合の実務上の難易度についても別途調査整理しておく必要があると考えております。

今後につきましては、商品券に限らず、応援券や振興券など各種給付事業等への活用なども視野に入れつつ、町全体としての政策方針やデジタル施策への取組の観点で関係部署と協議を深め、既に着手している関係事業者への確認や先行事例の整理を踏まえまして、町長が先ほど答弁しましたとおり、令和8年度のできるだけ早い時期に現行方式との比較表を含む判断材料を整理してまいります。

その中で費用、スピード、住民利便性、加盟店負担、未収分の取扱い、手数料負担、問合せ対応の主体などを整理し、次の支援策を検討する際に活用できる状態にできるかどうかをしっかりと見

定めてまいります。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 既に実施している自治体も多くありますので、しっかりそういう自治体からも聞き取りをしていただいて調査していただいて、本町にとってこのデジタル商品券というのは生活者支援とか地域経済活性化を同時に実現できる有効な手段だと思いますので、ぜひ言われたように検討していただきたいと思います。

それでは、3問目の質問に移ります。

次に、つつじ台区の町下水道移管に向けた進捗状況について伺いをいたします。

つつじ台区における町下水道への移管問題は、単なるインフラ整備の課題ではなくて、地域住民の生活環境、将来への安心、そして町の責任ある行政運営が問われる重要なテーマだと思います。

これまで長年にわたり、住民の皆さんは老朽化する下水道施設の維持管理や将来負担への不安を抱えながら生活をしてこられました。いつまで待ってればいいのか、最終的にどうなるのかが見えない、こうした声が今も地域から聞こえます。

まず冒頭で申し上げておきたいと思います。町として検討を進めていることは理解はしていますが、住民の立場に立てば、進捗が見えない状態そのものが不安を生み続けていると言わざるを得ません。つつじ台区の下水道移管はいつか解決する課題ではなくて、今道筋を示さなければならない課題です。住民が将来に希望を持てるよう、町として責任ある姿勢と見える形での取組を強く求めます。

そこで、以下3点について金田町長の御見解をお伺いいたします。

1点目は、つつじ台区の町下水道移管において住民が最も求めているのは、最終的にどこを目指して、いつ頃までに何が行われるのかというゴールが見える工程表、いわゆるロードマップだと思います。住民にとっては、その検討が今どの段階にあり、何が課題となっているのかが見えにくい状況が続いています。

下水道移管は、技術的検討、財政的整理、法的手続など複数の工程を伴うことは分かります。だからこそ、全てが確定していなくても、現時点で示せる工程、今後の想定スケジュールなどを整理し、住民に示すことが重要ではないでしょうか。

町として現在工程表の作成はどこまで進んでいるのか、またいつ頃をめどに住民に対してロードマップを示す考えがあるのか、お伺いいたします。

次に、住民説明会と合意形成の在り方について伺います。

つつじ台区には自治会員だけでなく、非会員の方、アパート居住者、事業所等関係者など多様な立場の住民が暮らしています。下水道移管は、負担や責任の在り方にも関わるため、一部の方だけが理解していればよいというものではありません。関係する全ての住民が同じ情報を共有し、納得した上で進めることが不可欠です。

そのためには、対象を限定しない住民説明会の実施、質疑応答を含めた丁寧な対話の場の確保、専門的な内容を分かりやすく説明する工夫など、町が前面に立った支援が必要だと思います。

町として、自治会員に限らず、非会員、アパート居住者、事業所を含めた住民説明会をどのように実施し、円滑な合意形成に向けてどのような支援を行っていく考えなのか、御見解をお伺いいたします。

最後に、情報提供の在り方について伺います。

下水道移管は短期間で結論が出る問題ではなく、一定の時間を要する中長期的な取組になることが想定されます。だからこそ重要なのは、何も決まっていない期間が何も知らされない期間にならないことです。

検討が進んでいないように見える時期であっても、今どの段階にあるのか、何が課題となっているのか、次に何を予定しているのか、こうした情報を定期的に住民へ発信していくことで、不安や不信感を和らげることができます。

町として広報誌や回覧、説明資料あるいはSNSなどを活用し、つつじ台区の住民が継続的に進捗を把握できるような定期的な情報提供体制を構築する考えがあるのか、今後の対応方針についての3点について金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の3点目、つつじ台区の町下水道移管に向けた進捗状況についての質問にお答えをいたします。

まず1点目について、つつじ台区の公共下水道への移管は、現在民間により運営されている施設を将来的に町の公共インフラとして引き継いでいくものであり、施設や管路の状況確認、必要な手続の整理、住民合意形成など多くの課題を丁寧に整理しながら進めていく必要がある案件です。

このため、10年後を1つのめどとしてロードマップを作成し、つつじ台区の代表者である区長等、施設管理者、町の3者で現状や課題、役割分担を共有しながら協議を進めております。現在は施設や管路の状況確認、課題整理、関係者間の役割分担の整理を進める段階にあり、今後必要な制度面の整理や住民説明の準備を経て、公共下水道への移管に向けた具体的な手続につなげていきたいと考えております。

次に、2点目及び3点目については、この案件は関係者も多く、調整事項も幅広いため、まずは区長等の代表者、施設管理者、町の3者で課題整理と役割の分担を着実に進めることが重要であると考えております。その上で、区民の皆様にお示しできる内容が整った段階では、説明の機会を設け、円滑な合意形成につながるように努めていきます。あわせて自治会員以外の方、アパート居住者、事業所等の関係者についても、必要な情報が行き届くよう適切な周知の在り方を検討していきます。

また、進捗状況の情報提供につきましては、まず3者で共有した内容を踏まえ、自治会員の皆様に対しては、本年度は区長より、区の総会等も活用しながらお伝えいただくとともに、自治会員以外の方々にも情報が届くよう、3者で連携しながら周知方法を整理し、適切な情報提供に努めていきます。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） つつじ台区の下水道移管につきましては、住民の皆様の安心・安全に直結する重要な課題だと思います。ぜひ住民の皆様が将来の見通しを持てるように、工程表の作成や情報共有を進めながら着実に取り組んでいただくことを要望して、最後の質問に移りたいと思います。

最後に民泊についてお伺いをいたします。

近年、訪日観光客の増加や働き方の多様性を背景に、民泊が全国的に増加をしています。本町においても、半導体関連産業の集積やインバウンド需要の回復を受け、外国人を含む滞在者の増加が見込まれており、民泊を取り巻く環境は今後さらに変化していくものと考えます。

民泊は適正に運営されれば、地域の活性化や宿泊需要の受皿として一定の役割を果たす一方で、届出を行わない不法民泊や管理が行き届かない物件については、騒音、ごみ出し、防犯・防災、地域ルールが守られていないなど、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす懸念があります。

とりわけ管理者が常駐しないケースでは、トラブル発生時の連絡先が分からず、住民が不安を抱えたまま生活を強いられる事例も全国各地で報告をされています。

そこで、住宅宿泊事業に関する町の現状認識と今後の対応についてお伺いをいたします。

まず1点目として、民泊事業者の届出状況についてお伺いいたします。

現在本町において、住宅宿泊事業法に基づく届出がなされている事業者数、物件数はどの程度把握されているのか、またその情報について県からの通知や報告に依存するだけでなく、町として独自にどのような実態把握を行っているのか、現状の取組をお伺いいたします。

2点目として、届出を行っていない不法民泊の有無の把握状況と、その対応方針についてお伺いをいたします。

不法民泊が疑われる場合、町としてどの段階でどのような対応を行うのか、その基本的な考え方を伺いいたします。

3点目として、不法民泊が確認された場合の、県との連携体制および是正指導・対応の流れについてですが、住宅宿泊事業法においては県が所管となる部分が多い一方で、地域の実情を最も把握しているのは町です。不法民泊が判明した場合、町は県にどのように情報提供を行い、是正指導や営業停止等の措置にどのように関与していくのか、また県との役割分担や連携体制が平時から明確に整理されているのかについてお伺いをいたします。

4点目として、現地に管理者が常駐していない物件における管理体制についてですが、周辺住民が連絡可能な緊急連絡先の掲示義務、管理責任者の明確化、夜間や緊急時の対応体制、定期的な現地確認の必要性について、町としてどのように認識しているのでしょうか。

特に外国人滞在者が多い物件については、住民が直接注意や連絡を行うことが困難な場合も想定されます。こうした物件については、町として実効性ある管理がなされているかを確認する必要がありますが、状況をお伺いいたします。

最後に5点目として、今後の外国人滞在者の増加を見据えた、地域住民との共生を前提とした民泊ルールの整備・運用指針等の策定についての5点について金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の4点目、住宅宿泊事業、いわゆる民泊等についての御質問にお答えをいたします。

まず、住宅宿泊事業につきましては、住宅宿泊事業法に基づき届出を行うことで実施される制度であり、その届出の受理や指導監督、違反が疑われる場合の調査、是正指導につきましては、県が所管をしております。

したがいまして、民泊事業に関する許認可や監督指導の権限は町にはなく、制度上の主体は県であることをまず申し上げます。

一方で、議員御指摘のとおり、実際に地域で不安や困り事が生じた場合、住民の皆様にとって最も身近な行政機関は町であります。そのため町としましては、権限の有無だけで線を引くのではなく、住民の皆様が相談先に迷わないよう、町も相談を受け止め、内容に応じて県や関係課、関係機関へ確実につなぐことが重要であると認識をしております。

まず1点目の住宅宿泊事業者の届出状況についてであります。

本町における届出状況につきましては、県が公表している情報等により把握をしており、現時点では町内で9件の届出が確認されております。町としましては、今後も県が公表する情報等を踏まえながら、町内の状況把握に努めてまいります。

次に、2点目の届出を行っていない、いわゆる不法民泊の把握状況と対応方針についてであります。

不法民泊の調査や指導につきましては、法令上、県が主体となって対応することとなります。町には独自に立入調査や是正指導を行う権限はありませんが、住民の皆様から疑義のある事案について相談や情報提供があった場合には、内容を整理した上で速やかに県へ情報をつなぎ、必要な対応につなげていきます。

次に、3点目の不法民泊が確認された場合の県との連携体制および是正指導・対応の流れについてであります。

町に相談があった場合には、まず総務課を一時的な窓口として内容をお伺いし、届出の有無や制度運用に関する事項、違法性が疑われる事案につきましては、県へつなぐこととしております。

また、騒音やごみ出しなど生活環境に関するものは、関係課と連携し、防犯や緊急性の高い事案につきましては、警察や消防など関係機関とも連携をしながら対応していきます。

町として重要なのは、相談を受けた後、内容に応じて適切な機関へ確実につなぎ、必要な情報共有を行うことであると考えております。

次に、4点目の緊急連絡先の揭示義務、管理責任者の明確化、現地確認体制についてであります。

住宅宿泊事業法では、届出住宅に標識を掲示することが義務づけられており、その中で届出番号や管理者等の連絡先を確認できる仕組みとなっております。

また、事業者には、近隣住民からの苦情等に適切かつ迅速に対応することが求められております。

町としましては、住民の皆様から相談があった場合には、まずこうした標識や連絡先の有無も含

めて状況を確認し、必要に応じて県と情報共有を行いながら適切な対応につなげてまいります。

あわせて、住民の皆様が困ったときに、どこへ相談すればよいか分かるよう、町の相談窓口や連絡の流れについても整理をしてまいります。

最後に、5点目の今後の民泊ルール整備・運用指針についてであります。

民泊につきましては、交流人口の拡大や地域活性化につながる側面がある一方で、地域住民の生活環境との調和を図ることが極めて重要だと考えております。

ここで大切なのは、宿泊者が外国人であるかどうかにかかわらず、近隣への配慮や苦情対応が適切に行われること、そして地域住民が不安を感じた際に相談しやすい体制が整っていることであると考えております。

町としましては、制度上の所管は県であることを踏まえつつも、住民の皆様からの相談を丁寧に受け止め、県、警察、消防その他の関係機関と連携をしながら、生活環境の保全と地域の安心につながる対応に努めてまいります。また、住民の皆様が迷わない窓口整理や周知についても進めてまいります。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 再質疑をさせていただきます。

まず、今9件ということでしたが、その情報は県からの報告ということでしたけども、町として今後どのような実態把握を行っていく、県に聞くだけなのか、しっかり地域の方々から、地域の方が一番やっぱり情報は分かっていると思いますので、どういう地域の方からの情報提供をしていただくのかというような取組を町として考えられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、住民の皆様からの相談が今は特になくとも、今後あった場合には、まず総務課のほうに連絡をしていただくといいのかどうか。総務課が担当ということだったので、まずは総務課のほうに電話していただくのが一番早いとは思いますが、そのあたりの窓口がどこなのかというのを明確に、どういう形でその住民の方々に区長さんを通じてであったり、近くにそういう民泊ができた場合には不安だという状況が今ありますので、その近くの方々が町のどこに連絡をして相談なりいろんなことを話をしたらいいのかということをしっかり明確にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、おはようございます。再質疑のほうにお答えしたいと思います。

まず実態の把握につきましてはですけど、町としては県の情報を基に現在9か所ある民泊施設、こちらのほうを把握しております。まだ現地調査等は行っておりませんが、いろいろな住民からの情報、区長さんたちからの情報ありましたら、まず状況を確認して、しっかり県や関係機関、警察、消防などにつなげていきたいと思っています。

それと2点目の相談体制ですけど、相談体制につきましては先ほど町長のほうから申しましたとおり、まずは総務課のほうを窓口としたいと思います。そしてその相談体制の周知につきましては、今後の相談状況等を踏まえながら、広報、ホームページ等で周知、その前にまずは4月になりまし

て行政区嘱託員会議がありますので、民泊の制度自体を住民に最も行政よりもっと身近な区長さん方に知っていただいて、その相談の窓口が総務課であること、こういったことをしっかりと伝えていきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 豊瀬和久議員。

○14番（豊瀬和久議員） 民泊の活用と住民生活の安心が両立をするように引き続き実態の把握と適切な対応をお願いしまして、一般質問を終わります。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 皆さん、おはようございます。インターネット配信、傍聴者の皆様、お忙しいところ一般質問に来ていただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い、4番議員、大塚勝二が3項目について質問いたします。

今回の質問では、インクルーシブなまちづくり、地域医療を支える人材育成、スポーツによる地域活性化という3つのテーマを取り上げています。一見すると、それぞれ異なる分野のように見えますが、実は全て持続可能なまちづくりという共通のテーマにつながっています。

人口減少社会の中で地方自治体が持続的に発展していくためには、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる社会をつくること、地域医療を守ること、そして地域の魅力を高めていくこと、これらを同時に進めていく必要があります。その観点から、今回は3つ質問します。

1つ、インクルーシブなまちづくりと医療的ケア児支援、2つ目が勤労学生（准看護学生）にポイントを置いて、准看護学生への公的支援、最後の3つ目がスポーツ振興と大津町の将来像です。

まず1点目として、インクルーシブなまちづくりと医療的ケア児支援について質問いたします。補助資料をお願いします。見えますでしょうか。

近年医療の進歩により、人工呼吸器や胃ろうなどの医療的ケアを必要としながら、地域で生活する子供が増えています。かつては長期入院を余儀なくされていた子供たちも、在宅医療や医療機器の発展によって自宅で生活しながら学校に通うことが可能になってきました。

しかし、その一方で、地域社会の受入れ体制はまだ十分とは言えない状況があります。

ここで重要になるのが、この上の段に書いていますインクルーシブという考え方です。ユネスコのガイドラインの要約ですが、同じ場にいるだけではなく、学校側が制度や教育方法を調整し、全ての子供が平等に参加できる教育を目指す考え方、これをインクルーシブといいます。社会の側が制度や環境を調整し、全ての人が平等に参加できる仕組みをつくることを意味します。

下段になりますが、こうした背景から、国は2021年に医療的ケア児支援法を制定し、自治体

に対して、医療的ケア児が地域で安心して生活できる支援体制の整備を求めています。

また、厚生労働省は社会保障政策の理念として地域共生社会を掲げています。地域共生社会とは、年齢や障害の有無に関係なく、全ての人が地域社会の中で支え合いながら生活する社会のことです。その基本理念は誰も取り残されない社会です。そのため、このように福祉・医療・教育など分野横断の支援、地域住民と行政の協働、包括的支援体制の整備を求められています。

このように、教育分野でも、この理念は非常に重要です。文部科学省は特別支援教育の理念として、障害のある子供とない子供が共に学び、社会参加できる力を育てることを目標としています。これは単なる福祉政策ではなく、社会全体の価値観を形成する教育政策でもあります。

後で示しますが、熊本県の資料によると、県内には約350人の医療的ケア児がいるとされています。これらの子供たちは、医療・福祉・教育・防災・保健など多くの分野にまたがる支援を必要としています。先ほども言いましたが、包括的支援体制の整備の充実が必要です。

ここに書いてありますように、熊本県医療的ケア児は約350人いると言われています。1つの例なんですけど、左上の医療的ケア児こども園は今度、現在計画中ですけれども、それを造るに当たっても、早期教育や学校看護師配置、教育委員会支援チーム、主治医との連携、訪問看護など、また、医療連携で言いますけど特に今回話します熊本県医療的ケア児支援センターとか、そういうところの連携が必要になってきます。このように多職種による支援体制が必要になります。

熊本県の資料によると、県内には先ほども言いましたけど350人ぐらいいるということで、それをされていて、この支援に関しては単独の機関だけでは対応できません。大津町全体で取り組む必要があります。また、医療機関、福祉機関、学校、行政が連携しなければ支援は成り立ちません。つまり、医療的ケア児支援とは、地域社会全体の課題なのです。

この考え方は決して新しいものではありません。1942年のベヴァリッジ報告では、社会保障の理念として、この上に書いております揺り籠から墓場までという言葉が示されました。これは人生の全ての段階で社会が支えるという考え方です。

私はこの理念こそが、これからの地方自治体の政策に必要な視点だと考えています。大津町は今も未来もみんなが幸せであり続けるまちという理念を掲げています。その理念を実現するためには、誰一人取り残されない社会をつくる必要があります。

しかしながら、現在大津町において医療的ケア児支援がどのような体制で行われているのか、町全体として制定されているとは言い難い状況です。医療・福祉・教育・防災など関係機関の連携が十分に進んでいるのか、また協議の場が制度化されているのかは重要な課題です。

全国の自治体では、ここには表示しておりませんが、医療的ケア児支援協議会、医療的ケア児支援センター、地域連携会議などを設置し、関係機関が定期的に協議する体制を整えています。こうした協議体は支援の調整、情報共有、政策提言など、重要な役割を果たしています。

また、学校の現場では、学校看護師、支援員、特別支援教育などの体制整備が必要です。医療的ケア児こども園をつくるに当たって、その体制整備が必要だと考えています。

医療的ケア児が学校に通う場合、医療的ケアを行う看護師の配置が不可欠になります。しかし、

全国的に見ても、学校看護師の配置は自治体によって大きな差があります。これは財政や政策優先順位の違いによるものです。つまり、医療的ケア児支援は、自治体の政策意識が問われる政策でもあります。

そこで伺います。第1に、大津町としてインクルーシブなまちづくりをどのように位置づけているのか、町の基本方針をお示してください。

第2に、町内における医療的ケア児の人数及び支援状況をどの程度把握しているのか、伺います。

第3に、保育及び教育現場の受入れ体制についてです。学校看護師配置、支援員配置、教育委員会支援体制などの現状と課題を伺います。

最後に、医療・福祉・教育・防災など関係機関が横断的に議論する医療的ケア支援の協議の場を町として設置する必要があると考えますが、町の見解を伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の1点目、インクルーシブなまちづくりに向けた大津町の方針と、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制についての御質問にお答えいたします。

まず、インクルーシブなまちづくりの位置づけについてです。

本町が目指すインクルーシブなまちづくりとは、障害のある方も含め、年齢や医療的ケアの必要性にかかわらず、全ての人が地域の中で認め合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。この理念は、大津町障がい者基本計画においても基本理念として掲げているところです。

この考え方は特定の年代や層に限られるものではなく、子供から高齢者まで全ての世代が地域の中で支え合いながら生活できるまちづくりの基本的な視点であり、福祉、教育、防災など各分野において横断的に推進していくことが重要であると考えております。

次に、医療的ケアが必要な子供への支援についてです。

医療の進歩などを背景として、人工呼吸器や胃ろうなどの医療的ケアを必要としながら、地域で生活する子供は全国的に増加しているとされております。

令和3年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨も踏まえ、本町におきましても支援体制の整備を進めていく必要があると考えております。

医療的ケア児への支援は、本人への支援だけではなく、日常的にケアを担う御家族への支援も含めて取り組む必要があります。福祉分野のみで完結するものではなく、教育、医療、防災など複数の分野が連携しながら支援体制を構築していくことが不可欠であると考えております。

そのため、御家族が安心して生活を続けられるよう、相談支援や負担軽減の視点も重要であると考えています。

こうした中、本町では、まず町内における対象となる子供の状況や支援上の課題を整理し、庁内関係部署で共通認識を持ちながら支援体制の整備を進めているところです。

また、災害時においても医療的ケア児を含む在宅療養者の支援が継続できる体制づくりを進めるために、本年2月には医療・看護・介護・福祉の関係者が連携して在宅避難者を支える体制づくり

を目的として、一般社団法人てとてとココロと災害時における医療・福祉支援に関する連携協定を締結したところです。

医療的ケア児の支援については、町内での支援体制の整備を進めるとともに、医療体制や専門人材の確保など、町単独では対応が難しい課題もあることから、菊池圏域における関係市町との情報共有や課題整理も行いながら、広域的な連携の在り方についても協議を進めていきたいと考えております。

今後ともインクルーシブなまちづくりの理念の下、医療的ケア児とその家族が安心して地域で生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

なお、医療的ケア児への支援に関する具体的な取組につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制の現状について御説明いたします。

まず、町内における医療的ケア児の実態把握についてです。

本町では、母子保健、障害福祉、子育て支援、学校教育の関係4課による庁内協議の場を設け、対象となる子供の状況や必要な医療的ケアの内容について情報共有を行いながら、町内における医療的ケア児の状況を把握し、必要な支援につなげているところでございます。

次に、保育・教育現場での受入れ体制についてです。

保育所等や学校においては、主治医の意見や保護者との協議を踏まえ、安全面に十分配慮しながら受入れ体制を整えており、必要に応じて看護師や支援員を配置するなど、個別の状況に応じた対応を行っています。

また、医療的ケア児の支援においては、日常的にケアを担う御家族への支援も重要であると認識しています。本町では、障害児通所支援や短期入所などの福祉サービスの利用を通じて、御家族の負担軽減につながるよう支援を行っているところであり、今後もレスパイトや相談体制を含め、必要な支援の在り方について整理を進めていきたいと考えています。

続いて、医療・福祉・教育・防災の連携についてでございます。

現在、庁内関係4課による協議の場において、医療的ケア児等コーディネーターの配置の在り方や関係機関の役割について整理を行いながら、支援体制の充実に向けた検討を進めています。

医療的ケア児にとっては、災害時の対応も重要な課題であることから、防災担当部署の参画も含め、避難や支援体制の在り方について検討を進めていく必要があると認識しています。

医療的ケア児の中には、人工呼吸器など医療機器を使用し、電源の確保が必要なケースもあることから、在宅避難時の支援体制や関係機関との連携の在り方などについても整理を進めていく必要があると考えています。

そのため、来年度以降は現在の庁内協議の枠組みを基盤としながら、庁内関係課による個別支援の調整や実態把握を行う場と医療・福祉・防災関係者や関係団体など外部機関も含めて情報共有や

課題整理を行う場を設けるなど、協議の場の充実を図っていくことを検討しているところでございます。

また、医療的ケア児支援については、医療体制や専門人材の確保など、広域的な対応が必要となる課題もあることから、菊池圏域における障害福祉分野の既存の協議の場も活用しながら、関係市町と課題や取組の共有を行い、必要な連携の在り方について検討していきたいと考えています。

引き続き医療的ケア児とその家族が安心して地域で生活できる環境づくりに努めてまいります。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 再質問いたします。

本当、町長と担当部長のほうから力強い言葉をいただきまして、本当心配したことが懸念されたというところはあるんですけども、あとは連携今後会議を進めていくということで、熊大のほうの先生からも、ちょっと大津町のほうだけがちょっとそういう会議の場に呼んでもらってないと熊本県医療的ケア児支援センターの先生のほうからと言われてますので、今後、今年はそういう先生も含めたところで会議の場を設定していただくと、いろんなネットワークがある先生ですので、ほかの自治体とかほかの部署とかにもつなげていかれると思いますので、そののところをやっていただきたいと思いますが、そのあたりをやっていくかどうかをお聞きしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 議員の再質問にお答えいたします。

大津町は令和3年、法律が制定して令和4年4月に熊本県が県の医療的ケア児支援センターに熊大を指定したところでございます。同じ4年度に、町としましても医療的ケア児の支援体制を進めるところから、同センターの熊大の医師の方に御指導いただきながら現在の支援体制をつくってきたところでございます。

ただ近年、指導のところがなかった部分もありますので、今後は先ほども申し上げましたとおり、外部機関も入れたところで協議の場も検討しておりますことから、そういったところでまた改めて御指導をお願いをしたいと思っております。

以上です。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 熊本県医療的ケア児支援センターの熊大の先生も首を長くして待っておりますので、ぜひとも進めていただければと思っています。よろしくお願いします。

それでは次の2点目の勤労学生である准看護学生への公的支援について質問いたします。

補助資料をお願いします。

現在大津町及び周辺地域では、医師会立看護専門学校などに通いながら病院やクリニックで働く勤労学生が一定数存在しています。

こうした学生は医療機関で勤務しながら看護学校に通い、資格取得を目指しています。

この制度は長年にわたり日本の地域医療を支えてきた仕組みでもあります。地方では医療人材が不足する中で、地域で働きながら資格を取得し、そのまま地域医療を担う看護師になるという循環

が形成されてきました。

これは熊本県のデータによると、しかしながら現在この仕組みは大きな転換点を迎えています。

左下の看護学生数でありますけども、急激に減少しています。統計によると、ちょっと分かりにくいんですけども、2005年が約4万5,000人、2010年が約3万6,000人、2015年が2万6,000人、2020年が約1万8,000人と、約15年間で60%減少しています。

これは単なる教育問題ではありません。看護人材の減少は地域医療の存続そのものに直結する問題です。

さらに医療機関の状況を見ても厳しい現実があります。

日本では医師の高齢化が急速に進んでいます。左上の医師の年齢を見ていただきたいと思います。特に診療所の開業医は高齢化が顕著であり、平均年齢は約65歳とされています。

さらに医療施設調査です。これは右側の医療有床施設数でありますけど、有床診療所の数も減少しています。昔はクリニックというのは19床以上病床を設けていいということだったんですけど、医療人材のほうが増少しているということで、どんどんその有床診療所がどんどんクリニックでも入院できないというようなクリニックが増えているという現状になっています。2014年は340施設、2016年は325施設、2018年は300施設、2020年は270施設、2022年は若干横ばいですけど254施設と年々減少しています。この減少が続けば、診療所閉院、医療提供体制縮小、地域医療崩壊というリスクは現実のものになります。

その背景には、先ほども言いましたけれども、まず第一に医療人材不足です。医師だけではなく看護師不足が全国的に深刻化しています。

特に地方では看護師不足は非常に深刻な問題です。看護師が不足すると、先ほども言いましたが、有床病床が減ったりとか、外来縮小だったりとか診療制限とか、医療サービスの質と量が低下する可能性があります。

人材不足により入院できないクリニックが増えています。先ほども話しましたが、例えばかかりつけに受診していて、いざ入院となったら誰も知らない病院を紹介されて、医師、看護師さんも誰も知らないところで入院して治療を受けると、病気のことを治療せんなんけれども、精神的に参ってしまうということになります。

つまり看護師不足は、地域医療の根幹を揺るがす問題と言われています。ここに書いてありますように、10年後には多数のクリニックが閉院する可能性が危惧されています。

次に、看護学生を取り巻く社会環境について見てみたいと思います。

この右側の母子・父子世帯年収を見ていただきますと、これ厚生労働省の調査によると、母子世帯の平均年収は約243万円、父子世帯は約420万と言われています。このように大きな差があります。

左側の母子世帯数を見ていただきますと、1990年代以降増加しており、1993年は94.7万世帯、2003年は122.5万世帯、2011年は123.8万世帯、一番右の2016年、

123. 2万世帯というふうに言われています。つまり子育てをしながら働く家庭が増えているということです。

看護学校に通う学生の中にも、こうした家庭環境の中で資格取得を目指している人が少なくありません。

特に准看護学生の場合は、働きながら学校に通う勤労学生であるケースが多くあります。つまり、昼は医療機関に午前中勤務して、午後から学校に行ったりとか、そしてその上の高看に行けば、昼仕事して夜学校に行くという生活になります。この生活は非常に厳しいものです。

私も准看と高看はこういう形で行ったので、物すごくそういう経験をしましたのでよく分かります。学費、生活費、子育て費用を同時に負担しながら学ばなければなりません。

しかしながら医療機関側にも課題があります。多くのクリニックは中小規模の医療機関であり、経営的に余裕があるとは言えません。そのため、学生に対して一般企業並みの給与、奨学金、生活支援を提供することは難しいのが実情です。

私も先ほど話しましたが、40年前に勤労学生として病院に勤務していたんですが、熊本市医師会看護専門学校に非常勤講師として約20年ぐらい行ってるんですけども、そこで勤労学生の給料の具合を見てみたら40年前と変わらない、勤労学生の給料は7万円と変わっていませんでした。物価が高騰しているにもかかわらずそういう状況なんです。

その結果として、看護学生を目指す人が減る、医療人材が不足する、医療機関が縮小するという悪循環が起きる可能性があります。この問題を構造的に整理すると、開業医の高齢化、有床診療所の減少、准看護学生の減少という3つの要因が重なり、地域医療崩壊リスクを生み出していると言えます。

この問題は、個の医療機関の努力だけで解決できるものではありません。なぜなら、医療体制は社会インフラだからです。道路や上下水道と同じように、医療も地域社会を支える基盤です。

その基盤を維持するためには、自治体の関与が必要になります。全国の自治体では、ここにはちょっと書いてないんですけども、看護学生奨学金制度、修学支援制度、地域勤務条件付奨学金などの制度を設けている例があります。

例えば一定期間地域医療機関で勤務した場合、奨学金返済を免除する制度などです。私も熊本市の病院で勤務していたときには、これを活用して勤務しておりました。この制度には2つの効果があります。1つは看護学生の経済的支援です。もう一つは地域医療の人材確保です。つまり、学生支援と医療政策を同時に実現できる制度です。

大津町においても、将来の医療体制を考えるならば、看護人材育成政策を検討する必要があると考えます。

そこで伺います。

大津町として地域医療の将来をどのように認識しているのか、伺います。

第2に、町内の勤労学生である准看護学生の人数や状況をどの程度把握しているのか、伺います。

第3に、地域医療人材確保の観点から、大津町独自の奨学金制度または修学支援制度を検討する

必要があると考えますが、町の見解を伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の２点目、勤労学生への公的奨学金・修学支援制度の創設についての質問にお答えいたします。

看護人材の確保は、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して医療・福祉サービスを受けるための基盤であり、本町の地域医療体制を維持する上で極めて重要な課題であると認識をしております。

議員御指摘のとおり、近年は看護学生数の減少や経済的事情により、学業の継続が困難な状況にある学生が存在していることが指摘をされております。特に働きながら養成校に通う学生や独り親世帯など、生活と学業を両立させながら資格取得を目指している方々にとっては、経済的負担が大きい状況にあることについて町としても課題として受け止めております。

また、看護人材の確保は個々の医療機関の努力だけで成り立つものではなく、地域医療を支える人材基盤の確保という観点から、行政としても一定の役割を果たしていくことが重要であると考えております。

一方で、町が特定の職種を対象とした新たな奨学金制度を創設する場合には、介護、保育等のいわゆるエッセンシャルワーカーと言われる方々、そこにとどまらず、社会を動かすための様々な職種においても人材不足が指摘される中、ほかの職種との公平性、既存制度との役割分担、将来的な財政負担などを踏まえ、町全体の施策バランスの中で慎重に検討する必要があると考えております。町として、地域医療を守る視点と持続可能な制度運営の双方を勘案しながら判断していくことが重要であると認識をしております。

本町におきましては、現在大津町奨学資金貸付条例に基づく無利子の奨学資金貸付制度により、経済的理由で修学が困難な学生に対する支援を行っております。さらに、看護学生に対する支援制度としては、国の専門実践教育訓練給付金や熊本県が実施する看護師等修学資金貸与制度、母子家庭等高等職業訓練促進給付金など、既に複数の制度が設けられているところです。

こうした状況を踏まえ、まずは国や県、関係機関が実施している修学支援制度も含め、必要とする方々に確実に情報が届くよう、制度の整理と分かりやすい周知に取り組んでいきます。その上で、地域医療人材の確保という観点から、今後の人材確保の状況や関係機関の意見なども踏まえながら、行政としてどのような関与が望ましいのか、引き続き研究をしていきたいと考えております。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○４番（大塚勝二議員） 再質問いたします。

今からいろんな人材確保に向けてされると言われましたけど、確かに介護職とかも必要です。看護学校のほうで聞いてみると、やっぱりどうしても今医師会の看護学校でも６クラスあったのが看護が３クラスで、高看のほうで２クラスあったのが１クラスに減ってきてます。

なぜ減ってきているのかと学校の先生に聞いてみますと、やっぱりどうしても介護職のほうですぐお金になるというところで、先ほども言いましたけど、やっぱり働きながら学校に行くと給料が安いということでどうしても敬遠されてしまうと。

介護と医療というのは、看護師というのは、仕事内容は看護は全ての介護の仕事もできますし、全てできるんですけども、医師の指示の下で仕事ができるということですね、医師の指示の下で注射ができたりいろんな看護的なケアができるということで、やっぱりランク的にはちょっと上のランクになりますので、そういう人材を確保しないとクリニックの経営はできないということになりますので、そういうところで奨学金の制度とかなかなかまだ浸透してないところもありますので、いろんなところで広報していただきたいというふうに考えております。

そうすることによってやっぱり自分たちの可能性も広がっていきますし、これはちょっと提示してないんですけども、看護師自体、准看護師の方はどんどん少なくなってますけど、高校とか卒業して看護学校に行く生徒というのは増えて、看護師の資格を取ってる方というのは増えてるのが現状なんですけども、どうしても地域にそういう子たちはやっぱりどうしても地域に根差さないで大病院とかに都市部に就職してしまうということが難点であって、どうしても地域に将来私たちが亡くなるまで見ていただくような看護師さんが育っていないというのが現状ですので、やっぱりそういう人たちにも魅力あるようにまちづくりをしていただければと思っております。

次の質問に行きたいと思います。

最後に3点目として、スポーツ振興と大津町の将来像について質問いたします。

補助資料をお願いします。

まず、大津町の基本計画においてスポーツの位置づけについて確認したいと思います。

大津町第6次振興総合計画では、スポーツは単なる競技や健康づくりにとどまらず、観光や交流、地域振興と結びつく重要な政策として位置づけられています。

また、第7次大津町振興総合計画では、ふるさとを誇り、明日への夢が育つまちを基本理念として掲げ、その中でスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、まちづくり、国際交流、関係団体等と連携した取組を進めるとされています。

つまり、町の基本計画においても、スポーツは単なるレクリエーションではなく、健康づくり、地域活性化、交流人口の拡大などを担う重要な政策分野として位置づけられていると言えます。

しかしながら、現在の町長の施政方針の中では、スポーツ振興に関する具体的な政策が必ずしも明確に示されているとは言い難い状況です。

かつて大津町はスポーツのまちと言われた時期もありました。スポーツ大会や地域スポーツ活動が盛んであり、多くの町民がスポーツを通じて地域コミュニティを形成してきました。しかし、現在スポーツ政策をまちづくりの戦略としてどのように位置づけていくのか、その将来像が十分に示されていないのではないかと感じています。

このスライドは全国の自治体のスポーツ政策の状況です。近年スポーツを活用した地域政策が大きく進化しています。

スライドを示したように、全国の自治体では、スポーツ政策を大きく5つのタイプに分類することができます。

1つ目は、競技特化型政策です。一番上ですね、これは特定のスポーツを地域のブランドとして

育てる政策です。

例えば岩手県紫波町では、オガールプロジェクトと呼ばれるまちづくりの中で、スポーツ施設を整備し、地域ブランドの形成に成功しています。また、滋賀県長浜市、これスポーツ推進計画を通じてスポーツを地域振興の柱に位置づけています。

2番目のスポーツツーリズムについてですが、これはスポーツ大会やスポーツ施設を活用して観光客を呼び込み、地域経済を活性化する政策です。

沖縄県石垣市や福岡県飯塚市では、スポーツイベントや合宿誘致を通じて交流人口を増やす取組が進められています。

その下の健康政策型スポーツ政策ですが、新潟県見附市では健幸都市づくりという政策を掲げ、スポーツや運動を通じて健康寿命の延伸と医療費削減を目指しているということです。

4つ目が大会誘致型政策です。これは新潟県十日町市で行われていることなんですけど、スポーツコミッションを設置し、全国大会や学習の誘致を進めることで人口交流を増やしているということです。

最後の若者スポーツ型政策なんですけども、これは東京都でスケートボードやストリートスポーツの施設整備を進め、若者文化とスポーツを結びつけた政策を展開しているということで、特に菊陽町、隣町でも同じような政策をされております。

これちょっと熊本県からのデータなんですけども、熊本県でも自治体ごとに特色あるスポーツ政策が進められています。

上から行くと、熊本市ではスポーツコンベンション型の政策として、国際大会や代表チームの合宿誘致を進めています。

菊陽町では先ほど言いましたけど、若者スポーツ政策としてスケートボード施設などを整備し、若者の定住や地域活性化を図っているということです。

天草市については、スポーツコミッションを設置し、大会誘致や合宿誘致に取り組んでいます。

八代市では、大会誘致支援制度を整備し、スポーツイベントの開催を支援しています。

また、阿蘇市、人吉市ではアウトドアスポーツを活用した観光政策が進められているということです。

このように全国や県内の自治体では、スポーツを地域戦略として活用する取組が進んでいます。

それでは大津町はどの方向を目指すのでしょうか。大津町のスポーツ政策はどのような方向でしょうか。いろんなスポーツコミッションもありますし、いろんな全国的にも名立たる施設があります。町としてのスポーツ政策の方向性がまだ明確に示されていないではないかという問題意識があります。

スポーツには多くの可能性があります。例えば健康づくり、地域コミュニティ形成、観光振興、交流人口増加、若者定住、地域ブランド形成などです。

特に大津町は熊本市に近く、また空港にも近く、交通アクセスもよい地域です。またJRも近くにありまして、物すごく交通アクセスもありますし、ホテルもいっぱいあります。この地理的条件

や環境を生かすことで、スポーツを通じた地域政策の可能性は非常に大きいと考えます。

例えばスポーツ合宿誘致、大会誘致、スポーツツーリズム、健康スポーツ政策など多様な政策展開が考えられます。

また、スポーツは教育政策と密接に関係しています。子供たちがスポーツを通じて努力やチームワークを学ぶことは、将来の人材育成にもつながります。さらに、スポーツは地域コミュニティを強くする力を持っています。地域のスポーツ活動を通じて、世代を超えた交流が生まれます。

つまり、スポーツ政策は、教育政策、健康政策、観光政策、地域政策全てとつながる政策分野なのです。だからこそ町として明確な方向性を示す必要があります。

そこで伺います。第1に、大津町としてスポーツ振興をどのような将来像につなげていくのか、町の基本方針をお示しください。

また、第2に、既存スポーツ施設の活用方針についてです。大会誘致だったりスポーツツーリズム、健康スポーツなど、どの分野を重点施策として進めていくのか、伺います。

第3に、スポーツ政策を健康づくり、観光振興、交流人口増加、地域活性化といった観点から、町の成長戦略としてどのように位置づけていくのか、町長の見解を求めます。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の3点目の質問にお答えいたします。

第7次大津町振興総合計画におけるスポーツ施策の方向性と本町が目指す将来像について申し上げます。

本町はこれまでHonda熊本硬式野球部や大津高校の活躍をはじめ多くのアスリートを輩出し、スポーツのまち大津としてのイメージを築いてまいりました。

第7次総合計画におきましても、こうした本町の強みを生かしながら、町民の皆様が日常の中でスポーツに親しめる環境づくりを進め、健康づくりや生きがいづくり、生涯スポーツの推進につなげていくことを基本としております。

一方で、議員御指摘の交流人口の拡大や誘客、地域活性化の視点も重要であると認識をしております。この点につきましては、第7次の総合計画では、主として観光分野の取組の中で位置づけております。

したがいまして、本町のスポーツ振興は、まず町民の皆様の健康や地域のつながりを支える基盤として進め、その上でスポーツを通じた交流やにぎわいづくりについては、観光分野とも連携をしながら進めていく考えであります。

本町が目指すスポーツのまちとは、競技スポーツだけに偏るものでも、町外から人を呼び込むことだけを目的とするものでもなく、町民の皆様が健康で生きがいを感じながら暮らし、その土台の上にスポーツを通じた交流が地域の活力にもつながっていく、そうしたバランスの取れたまちづくりを進めていくことが本町が目指す将来像であると考えております。

まず、町民スポーツの面では、スポーツは競技力の向上だけではなく、年齢や障害の有無、経験の有無にかかわらず、誰もが楽しみながら健康や生きがいを実感できるものであり、また人と人と

をつなぎ、地域のつながりを支える力も持っております。

そのため、本町としては、健康づくりや仲間づくりにつながる身近な運動機会の充実を図るとともに、地域やサークル、自治会単位でも参加しやすいスポーツ機会づくりを進めてまいります。

また、障害の有無や年齢、得意・不得意にかかわらず一緒に楽しめるインクルーシブスポーツの推進や、障害のある方もそれぞれの状況に応じて参加しやすい環境づくりにも取り組んでまいります。あわせて、中学校部活動の地域展開への対応も含め、それぞれに応じたスポーツ環境づくりを進めてまいります。

また、校区スポーツ振興会の活動の変化など、地域コミュニティーを取り巻く状況も変わってきております。こうした中であっても、スポーツを通じた地域のつながりをどう支えていくかは重要な課題です。

このため、大津町体育協会、NPO法人クラブおおづ、スポーツ推進委員をはじめとする関係団体や施設運営を担う指定管理者とも連携をしながら、地域の実情に応じて無理なく継続できる活動の在り方を工夫するとともに、スポーツを支える人材の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、交流・誘客の面では、本町が有する運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設、交通の利便性、町内の宿泊機能といった強みを生かし、合宿や大会の受入れなどを通じて交流人口の拡大や地域のにぎわいにつなげていくことは、観光分野とも連携する中で重要な方向性の1つであると考えております。

ただし、大会や合宿の受入れを進めるほど、町民の皆様の日常利用との調整が必要になる場面も生じます。したがって、交流や誘客を進めるに当たりましては、町民利用を前提に置きながら、予約枠や利用時間帯の工夫、指定管理者との連携による運用改善などを通じて日常利用との両立を図るとともに、そのポテンシャルを最大化していくことが重要であると考えております。

また、既存スポーツ施設の活用方針につきましては、まず現在ある施設を安全かつ持続的に維持し、その機能を十分に発揮させていくことを基本としております。運動公園や芝生グラウンド、球技場、体育館など今後も計画的な維持管理や改修を要する施設がある中で、まずは既存施設をしっかり守り、町民利用と交流利用の両面から有効に生かしていくことが重要だと考えております。

スポーツ施設は整備の時点だけではなく、その後の維持管理や更新まで含めて考えていく必要があります。その見通しを十分に踏まえずに新たな施設整備や大規模な機能強化を進めることは、結果として既存施設の適切な維持にも影響を及ぼしかねません。

したがって、安全確保のために空調の整備は体育館で整えているところではございますけれども、本町としては拡大路線を前提とするのではなく、まずは既存施設を守り生かすことを基本に置いた上で、新たな整備や機能強化につきましては、利用需要、必要性、優先順位、将来的な維持更新の負担、町民利用との両立、交流や地域活性化への効果などを総合的に勘案しながら判断してまいります。

その上で、今後重点的に取り組むべき施策としては、町民の皆様が日常的に参加しやすいスポーツ・運動の機会の充実、スポーツ活動を支える人材や体制づくり、既存施設の有効活用を基本とし

た交流・誘客の推進、この3点を重視して進めてまいります。

本町としては、スポーツを町民の健康と生きがいを支える基盤であると同時に、地域の交流や活力にもつながる資源として捉え、まずは今ある強みをしっかり生かしながら、大津らしいスポーツのまちづくりを着実に進めてまいります。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） ありがとうございました。何か分かったようで分らなかったような何かぼやっとした感じで。

私が思うには、やっぱりこういう利便性ですね。先ほどもホテルも交通アクセスもいずれアクセス鉄道も延びる可能性もある、それにいろんな宿泊施設もあるということで、私が個人的に目指するのは宮崎を目指しています。あそこは物すごく整備をすることによって、いろんな合宿とか、いろいろな大会とか、例えば野球場とかもあって野球の試合とかも組まれて、かなり宮崎市内から離れているにもかかわらず、みんな宮崎に寄せて観光に行くと、そして宮崎市内に泊まると。

それを考えたときには、物すごく大津町というのは立地条件がいいなと。空港からも近い、インターからも近い、JRからも近い、そういうのを今後、先ほどはちょっと既存の施設をまだ保持していくような形で言われましたけど、将来に向けて例えば野球場を造るのか、それとサッカー場を全国大会ができるような施設に追加する、また陸上競技場を全国のインターハイができるような施設にすると、そういうことをすることによってどんどん合宿や大会や、そうすることによってみんな選手だけじゃなくて、いろんな人たちが来て大津町が潤っていくというふうに考えているんですけど、そのあたりについて町長としてはどうでしょうか。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の再質問にお答えいたします。

今の質問は、どちらかというと、私のお話しした2軸の中での観光に特化した意味での地域活性化に特化した上での御質問だったかと思います。

その点でまず重視すべきは、やはりスポーツ施設を公で造ってしまいますと、どうしてもやはり利用料と維持管理、施設設置費用を踏まえますと、利用料だけではもう大幅な赤字になるのが前提でございます。その中で、地域への経済効果を踏まえてどこまで握っていて、そこを総合的に勘案していくべきかいかざるべきかという判断になると思っております。

その中で現在大津町におきましては、スポーツの森という本当に素晴らしい施設がございますので、まずはその基盤を生かしながら、おっしゃるように交通利便性あるいはホテルの増加等を踏まえた中で、また宿泊税の検討も進んでいる中で、その基盤を利用して町の観光あるいは経済効果として落とし込む非常に重要な視点と思っておりますので、そこは現在策定中の観光ビジョンと合わせてしっかりつないでいきたいというふうに思っております。

また観光面でいいますと、必ずしもこの町内にある既存施設だけを利用することにとどまらないというふうに思っております。

例えばホテルのほうも今かなり増えてる中で、モータースポーツになりますが、本田技研さんの

ほうでも大きな大会をやられていて、あるいはオートポリスのほうでも大きな大会をされていて、またこのたび菊陽町にアーバン施設もできるとそういったことも、この町の魅力として活用しながら、そういったところを利用する方も宿泊は大津あるいは経済活動は大津、そういったものを総合的につくり上げていくことが観光としての位置づけとして重要なことであると思っておりますので、議員おっしゃるようなさらなるスポーツの森の魅力化あるいは野球場等に関しても可能性としてはあり得る話だと思っておりますけども、現時点の具体としては、そういったところを重視して進めていきたいとそうように考えております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 最後に再々質問させていただきます。

何となく分かったようで分からないようでありがとうございました。

ただ、やっぱり大津町の魅力というのを考えたときに、何が魅力かなと思ったときに、何かこれというのがやっぱりぴんとこない。私もずっと大津に住んでますけど、スポーツのまち大津で来たんだから、やっぱりそれでやっていただきたいというのがちょっとあります。やっぱり魅力的な町にするためには、生涯学習課とかも少ない人数でやってますので、それじゃなかなか回らないところもありますので、そういう体制づくりも今後必要かなと思ってます。

スポーツのまち大津を継続していくために、やっぱり体制づくりも必要だと思いますので、あとはできれば野球場とかにもまずは手挙げていただいて、そしてサッカー場も全国大会できるような施設にする、陸上競技場も立派にするというようなことをすることによって、投資することによってどんどんお金が返ってくると思いますので、そういうのをできたらやっていただければと思いますけど、最後そのあたりについてもう一回返答いただきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の再々質問にお答えいたします。

1つは人材配置面、体制づくりの件だったかと存じますが、体制に関してはおっしゃるとおり重要な部分ではございますので、その人数を増やすかどうかもございますけども、しっかりと例えば観光分野あるいはその諸団体とも連携をしながら、しっかりとできる体制、絵を描ける体制、そしてやるべきことは進めていける体制をより強化していきたいとそうように考えているところです。

また、野球場等のさらなる飛躍というところなんですけども、重ねての答弁で大変恐縮ではございますけども、もちろんそこも可能性としては見いだしているところはございますけれども、これまでの一般質問でも既存の大津町の天然芝とか人工芝の更新をどのようにしていくのか、町営グラウンドの施設をどうしていくのか、テニスコートも傷んでいるというような状況もある中で、限られた財源の中で、まずはそこをしっかりとしていく必要があるというふうに思っています。

ただ、まだまだスポーツの森を含めたこの大津町の可能性を最大限に発揮できているとは考えておりませんので、そのポテンシャルを最大限に引き出せるように引き続き努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） どうもありがとうございました。

今回私が3点言ったのは、インクルーシブ、地域医療、スポーツ、全て人口減少時代のまちづくりという共通テーマでした。今後町がこの3点の政策を進めることで、ふるさとを誇り、明日への夢が育つまちにつながると思っています。

最後に、3月で退職される職員の皆様方、本当にお疲れさまでした。またいろいろと御指導いただきまして誠にありがとうございました。

今後は町民の目線から、今も未来もみんなが幸せであり続けるまち大津になるようにという思いが絵に描いた餅にならないように、職員をはじめ議員への厳しいチェックをお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時51分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、5番議員、村山龍一が通告書に従い一般質問をいたします。

傍聴席の皆様、本日はお忙しい中お越しいただきありがとうございます。また、インターネットやモニターで御覧いただいている皆様にもお礼申し上げます。

昨日は3月11日、東日本大震災が発生し、15年となります。そして来月4月14日と16日は、熊本地震から10年目の節目となります。犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表します。また、今なお困難な状況にある被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。これからも安全で安心な暮らしを守るため、防災の意識と備えを大切にしていきたいと思っております。

議員になり、1年が経過しました。そして、今回の質問で5回目となります。

傍聴いただいている皆様、インターネットやモニターで御覧いただいている皆様に申し上げます。

議員必携によりますと、質問とは議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであると記載されております。言い換えれば、議員が町の行政、町の運営やサービス全般についてどうしてこうなっているのか、このやり方で大丈夫なのかなど疑問や気になる点を町長に対して直接尋ね、説明や改善を求めることであると思っております。

私は2年前までは役場職員でした。執行部の席に座り、議員の皆様からの一般質問に対して説明を行ってまいりました。議員の方々が質問をされ、その質問に対して町長をはじめ執行部も丁寧で分かりやすい回答や説明を心がけて行ってまいりました。

現在は議員の立場として一般質問を行い、町の発展、地域の発展、住みやすい町や地域をつくっ

ていくために一生懸命に頑張りたいと思っております。

私と町長や町の執行部の皆さんとのやり取りを御覧いただき、その内容と御感想を地域の皆様やお知り合いの方々にお知らせしてください。そして、議員がどのような活動を行っているのか、その姿をお伝えいただきたいと思いますと思っております。後日、意見をお聞きしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、村山龍一が一般質問を行います。

今回は2つの質問をいたします。1つ目が町の将来像と、2つ目が町の定住促進について伺います。

まず1つ目の質問は、町の将来像についてお尋ねいたします。

金田町長が令和7年2月に就任され、2期目の町政運営を行われています。県内の市町村の中でも若い首長だと思います。

補助資料をお願いします。

私は職員時代に嘉島のまちづくりについてお話を伺う機会がありました。そのときの資料として、嘉島町まちづくり基本構想などを見せていただきました。

嘉島町の荒木泰臣町長は、町会議員を1期された後、町長を10期36年されました。荒木町長は就任した当初、どのような町をつくるか示されたそうです。企業誘致や商業施設の誘致、河川改修、区画整理、道路整備などインフラ整備を行ったから現在の嘉島町ができたと話をお聞きしました。長く町長を務められたから、今の嘉島町のまちづくりが出来上がったんだと思います。

この補助資料は嘉島町の都市計画図です。

嘉島町は緑川、嘉瀬川、矢形川に囲まれて、長年、水害に悩まされ続け、町の発展の大きな妨げとなっていました。

これが水害時の冠水の範囲です。しかし、嘉瀬川左岸堤防などの対策により、水害常習地帯からの脱却となり、そのことがまちづくりの礎となったそうです。

平成7年、流通卸売団地22社17.1ヘクタール、平成15年、サントリー熊本工場40.6ヘクタール、イオンモール熊本22.4ヘクタールの進出があり、そのほかに132.8ヘクタールと4つの区画整理事業や公共下水道、公共施設などの整備を行われました。

人口についても、昭和60年の人口は7,434人、令和8年2月末の人口は1万405人と41年間で1.4倍となっています。

金田町長も町会議員を2期され、町長を長く経験することが可能であります。40年後の大津町を担うことが、大津町のまちづくりを担うことができると思います。

40年後のまちづくりについて語れる首長はすばらしいことだと思っております。そして、その責任もあると思います。町が将来どのようなになっているのか確認できるし、途中で修正もできます。町をもっともっと発展させることができると考えます。

現在大津町振興総合計画は、8年後のまちづくりを目指しています。大津町都市計画マスタープランは20年後のまちづくりの計画です。今回は、その計画もよりも長い40年後のまちづくりに

ついて金田町長の考えを伺います。

まず1つ目、第7次大津町振興総合計画の将来推計人口では、19年後の令和27年には人口は4万1,365人と増加すると予想されています。44年後の令和52年には3万8,686人と減少が予想されます。40年後の人口の減少を食い止める施策を行うのか、人口減少を見据えた施策を行うのか、どのような方向でまちづくりを進めていくのか、町長の考えを伺います。

2つ目、昨年9月の一般質問で、肥後大津駅周辺の整備計画の中で、熊本空港アクセス鉄道に関連する事業の説明、中央公園の機能を維持すること、老人福祉センターを総合福祉センターとして整備するなどの説明をされました。そして金田町長は、この10年間の開発計画というところで、そこに向けてやれることを精いっぱい最大限やっていく考えでございます、その中では、やはり区画整理事業といいますと通常は20年、長ければ30年からの大規模事業になりますので、将来的にはそうした可能性も見据えながら、まずはしっかりと現計画を進めていくと答弁をいただきました。

補助資料を御覧ください。

基本構想の対象地域は、こちらが対象地域になります。現在は転回広場とその周辺整備が行われました。肥後大津駅周辺まちづくり基本構想では、駅周辺の将来ビジョンを示す構想で、駅周辺の将来像や将来像を実現するための要点等を整理したものと説明され、基本計画では基本構想で定めた将来像の実現に向けて取り組んでいく施策の方向性を示すと説明されました。

町民の方からは、肥後大津駅の将来像が見えないと声を聞きます。どんな駅になるのか、どんな駅周辺になるのか、全体像を示してもらいたい、それを言葉でなく、イメージできるもので説明を行ってもらいたいということです。

そこで、将来の肥後大津駅周辺はどのように考えられているのか、町長の考えを伺います。

3番目、補助資料を御覧ください。

昨年12月に中九州横断道路の着工式が行われ、工事が着実に進んでいます。10年から20年もすれば中九州横断道路も開通すると思われます。そして国道57号は4車線化が進んで完了し、国道325号線の周辺は開発が進んでいます。また、国道443号は、菊陽町から4車線化が進んでおり、大津町も4車線化が進んでいくと思われます。

そこで、将来の中九州横断道路のインター付近をどのようにするのか、国道57号、国道325号や国道443号の国道沿線をどのような方向に持っていくのか、町道三吉原北出口線など主要道路の沿線はどのようにするのか、町長のお考えを伺います。

4番目、大津町都市計画マスタープランの地域別構想では、北部地域の課題として、つつじ台に人口がまとまって分布しているほかは低密度な集落が広がっています。将来人口はほぼ現状を維持するものの高齢化の進行が予測され、特に大津北小学校区を中心に既に高齢化が30%を超えている小規模行政区も多く、各種都市機能が集積する都市拠点へのアクセス性の強化などにより、高齢者をはじめ誰もが暮らし続けることができる環境を維持する必要がありますと言われております。

南部地域は陣内地域に人口がまとまって分布し、ほかは低密度な集落が広がっています。将来的

には人口の減少と高齢化が予測され、特に大津東小校区は全ての行政区で高齢化率が40%を超えており、空港アクセス鉄道の整備が予定される大津南小学校区では中間駅の設置に向けた検討を進められ、中部地域は今後も人口増加が見込まれており、民間開発が進んでいることから、適正な土地利用の誘導や町の発展に寄与する拠点形成などが求められます。

それぞれの地域の将来像はどのようにするのか、金田町長の考えを伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。村山議員の1点目の質問、今後40年、さらにはその先も見据えた長期的なまちづくりの方向性についての御質問にお答えをいたします。

まず、議員が例に挙げられた嘉島町のまちづくりのように、首長が将来のビジョンを持ち、それを町民の皆様に分かる形で示していくことは大変重要であると認識をしております。私も町の将来像を描き、それを言葉だけではなく、計画や事業として具体化していくことが首長の重要な責任の1つであると考えております。

その上で、まず1点目の町をどのような方向でまちづくりを進めていくのかについてであります。

本町は現在企業進出や交通環境の変化などを背景に、今後の増加や発展の可能性が大きく広がる局面にあります。私は、こうした可能性を十分に受け止め、町の発展と何よりも住民の皆様の暮らしの充実につなげていくことが重要であると考えております。

そのため本町では、町の急激な変化も踏まえ、大津町都市計画マスタープランを10年以上前倒しして大幅に見直すとともに、これまで本町になかった大津町立地適正化計画の策定を進めてまいりました。これらは将来の都市の骨格や土地利用、拠点形成の方向性を示し、持続可能なまちの構造をつくっていくための計画であり、一部の取組は先行して進めておりますが、令和8年4月から本格的に動き出す段階に来ております。

その一方で、これからのまちづくりにおいては、発展可能性だけではなく、その先の持続可能性も見据える必要があると考えております。

今後、国全体では人口減少が急激に進み、子供を産み育てる世代そのものも減少していきます。本町におきましても、人口ビジョンの中で将来的には人口減少局面に転じる可能性が示されております。もちろん中長期的に人口がしっかり維持・向上できるように進めるための肥後大津駅周辺整備あるいは中間駅あるいは都市マス、立地適正化計画ではございますが、本町の人口が50年、100年と増え続けたとしても、全国同様に本町もインフラの老朽化に伴う更新需要は一層高まっており、道路や下水道などの維持管理や更新に関する国からの予算内示額は大幅に減少している状況です。

したがって、必要な社会資本整備が常に十分な規模で進むとは限らず、国の予算や地方への内示額も含め、今後のまちづくりは、これまで以上に重点化と持続可能性を意識して進めていく必要があると考えています。

その意味で、高度経済成長期のように、人口も経済も右肩上がり伸び、都市基盤や公共施設の新設・維持更新に対する国からの支援も相応に見込めた時代とこれからの時代では、まちづくりの

前提条件そのものが大きく異なることをまずは冷静に捉える必要があると考えています。

したがって、これからのまちづくりは、拡大そのものを目的とするのではなく、町の可能性を広げるべきところにはしっかり投資を行いながら、既存地域を含めた持続可能性をどう維持し、高めていくかという視点が不可欠だと考えております。

本町の第7次振興総合計画では、今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち大津を理念として掲げております。私は、この理念は40年後にとどまらず、50年先、100年先も見据えたまちづくりの方向性を示すものだと考えております。

したがって、本町のまちづくりは、必要な拠点に必要な機能を配置し、それぞれの地域を交通や生活サービスでつなぎながら、町全体として利便性と持続可能性を高めていく方向で進めるべきものと考えております。その中では、雇用の確保や定住の促進、生活利便性の向上などを通じて、まずは人口の維持・増加を図るとともに、南部・中部・北部それぞれの既存エリアにおいて、暮らしを支えるために必要な人口密度を確保していくことが重要であります。その上で、外部環境の変化も踏まえ、将来的に人口減少局面に入る場合であっても、その影響をできるだけ緩やかなものにしていくとともに、生活機能をできる限り維持・向上させていくことが重要だと考えております。

言い換えれば、町の可能性を広げる前向きな投資と、将来の人口や財政の変化にも耐え得る持続可能な地域構造づくりを両立させていくということでもあります。

次に、2点目の肥後大津駅周辺の将来像についてであります。

肥後大津駅周辺は、今後の本町の中心拠点であるとともに、空港アクセス鉄道や豊肥本線などをつなぐ交通結節点として引き続き極めて重要なエリアであると考えております。その点もございまして、このたび先ほど議員からも紹介がございましたけれども、駅周辺のまちづくり基本計画を練り上げ、これまで私が議員のときも含めて様々な声がありましたけれども、それを一定の見える化、具現化してきたところでございます。

肥後大津駅の再整備には、住民の皆様の利便性や暮らしの質を高めることを前提としながら、空港アクセス鉄道の開通も見据えた対応でもあります。

今後は自由通路や橋上駅、駅前広場の機能強化などにより南北の連携を高めるとともに、交通結節機能の向上に合わせて、駅を利用する方が通過するだけではなく駅周辺に滞在し、歩いて回遊し、交流や消費につながる空間づくりを進めていくことが重要だと考えています。

特に、将来的には空港と熊本市・阿蘇方面が1本の電車につながり、アクセスが向上する一方で、人の流れが本町を通過し、そのまま熊本・阿蘇方面へ向かってしまう懸念もございます。だからこそ、大津町が単なる通過点ではなく、降り立ち、滞在し、宿泊し、町内で飲食や買物などの消費が生まれ、その効果が地域経済の循環や住民サービスを支える基盤につながるような仕組みを整えていく必要があると考えております。

そうした点も含め、住民にとっても来訪者にとってもよりよいエリアとなるように、駅前だけに機能を集約するのではなく、駅前施設、駅前広場、東西の街道軸、南北軸、周辺の公共施設や民間施設が連携した駅まち空間全体の魅力と利便性を高め、新たな大津町の顔となる拠点形成を図って

いきたいと考えております。これは、肥後大津駅周辺まちづくり基本計画において掲げる“ひと”と“まち”がつながる「おおづ街道駅」の実現にもつながるものであると考えています。

あわせて、宿場町としての歴史や文化、上井手をはじめとする水と緑などの地域資源を生かしながら回遊性や景観の連続性を高めるとともに、町なか駐車場も含めた利便性向上を図ることが重要であると考えております。

次に、3点目の中九州横断道路、国道57号、国道325号など主要道路沿線の将来像についてであります。

主要道路沿線は、単に道路が通る空間ではなく、本町の産業、暮らし、交流を支える土地利用の軸であると認識をしております。そのため、それぞれの道路が持つ役割を踏まえながら、沿線の土地利用の方向性を整理し、必要な道路機能の強化や安全確保と併せて地域の特性に応じた環境形成を図っていく必要があります。

まず、中九州横断道路沿線につきましては、広域的な物流や企業活動を支える重要な軸であり、TSMCの進出発表以降、工業集積や住宅開発の動きが加速している北西部をはじめ、本町の産業発展を下支えする重要な沿線であると考えております。あわせて、町内外の交通分散を通じて渋滞対策にも寄与することから、産業基盤と生活環境の両面を意識した沿線形成を進めていくことが重要だと考えています。

また、インターチェンジ付近につきましても、交通利便性を生かしながら、無秩序な開発とならないよう留意しつつ、物流、産業、交流などの機能が調和した沿線形成を図っていく必要があると考えております。

次に、国道57号沿線については、本町の大動脈に沿ったエリアとして、通勤・通学、物流、観光など多面的な役割を担っております。このため、渋滞対策や交通安全対策を進めながら、道路機能をしっかりと維持しつつ、周辺環境との調和にも配慮した沿線土地利用を進めていく必要があります。

また、国道325号沿線については、特に北西部における工業団地整備や産業集積を支える重要な軸であり、今後も工業・物流を中心とした土地利用の誘導を図りながら、交通の円滑化や安全確保に配慮した沿線環境の形成に取り組んでまいります。

さらに、町道三吉原北出口線沿線につきましては、TSMC方面への交通にも関わる重要なエリアであり、沿線には学校も立地していることから、通勤・物流の円滑化と歩行者の安全確保の両立を図りながら、産業と生活環境の調和に配慮した沿線形成が必要であります。

加えて、本町は東西方向の道路軸に比べ、南北方向の連携が弱いという課題も抱えております。このため、空港アクセス鉄道の開通や中間駅の設置も1つの契機としながら、町内を南北に結ぶ新たな道路の在り方についても現在検討を進めているところであります。

次に、4点目の北部・南部・中部それぞれの将来像についてであります。

まず、南部については、空港アクセス鉄道の中間駅やその周辺整備を見据えた新たな都市拠点形成の可能性を持つ地域であると考えております。今後の交通環境の変化を生かしながら、必要な機

能を計画的に導入し、居住や生活利便性の向上につなげていくことが重要であります。

また、本町としては中間駅設置にとどまらず、商業施設をはじめとした利便施設の誘致も目指していきたいと考えております。そうした機能の充実、近隣地域はもとより東部地域を含めた町全体の利便性向上にもつながるものと考えております。

ただし、無秩序に市街地を拡大するのではなく、交通や生活サービスとのバランス、既存集落や農業、自然環境との調和を図りながら段階的にまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。

次に、中部については、肥後大津駅周辺を中心に本町の中核機能が集積する地域として、引き続き中心性を高めていくべきエリアであると考えております。駅周辺整備を着実に進め、交通結節機能の強化と併せて交流、滞在、回遊が生まれる駅まち空間の形成を図り、医療、福祉、子育て、商業、行政などの機能との連携を深めながら、利便性と魅力の向上を進めてまいります。

次に、北部については、1つの方向だけで捉えるのではなく、地域ごとの特性を踏まえて考えていく必要があると認識をしております。

北西部については、T SMC進出發表以降、工業集積や住宅開発の動きが加速しており、中九州横断道路や工業団地の整備の効果を生かしながら、工業・物流を中心とした産業集積を進め、雇用の場を生み出す地域としての役割が大きくなるものと考えております。

また、北東部においては、企業進出を探る動きや一部で小規模な住宅開発の動きも見られており、今後は既存集落や営農環境との調和を図りながら、働く場と暮らしの場が共存できる地域としての在り方を丁寧に考えていく必要があります。こうした動きが将来的には商業や住宅需要にも一層つながっていく可能性があると考えておりますが、地域の特性を踏まえた将来像の下で段階的な発展につなげていくことが重要だと考えております。

なお、北部・中部・南部は、それぞれを別々に発展させるのではなく、農工商の分野横断を含め、しっかりとつながりを持たせ、連携と相乗効果を図っていくことが重要であります。

南部の新たな拠点形成や利便施設の充実、中部の中心拠点機能の強化、北部の産業基盤の充実が、交通ネットワークや生活サービス、雇用、交流の面で結びつくことで、町全体としての利便性と持続可能性を高めていくことができるものと考えております。

いずれの地域においても、大切なのは一律に同じ形で発展を求めるのではなく、それぞれの地域が持つ特性や課題、可能性を踏まえながら、地域に合った形で機能を高め、町全体としての持続可能性を高めていくものであると考えています。

私は40年後という期間を単に遠い将来の話としてではなく、今の判断の積み重ねが将来の町の姿を決めていく時間だと受け止めております。だからこそ高度経済成長期と同じ発想でまちづくりを考えるのではなく、これからの時代に合ったまちづくりとして、町の可能性を広げるべきところに着実に投資し、その姿を計画として見える化し、既存地域を含めた持続可能な町の構造をつくっていくことが重要だと考えています。

今後とも今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち大津の実現に向けて、現実を直視しなが

らも未来への可能性を広げるまちづくりに着実に取り組んでいきます。

○副議長（三宮美香） 村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） 再度質問いたします。

ただいまの答弁で肥後大津駅については通過点でなく拠点ということで、しっかり頑張っていたきたいと思います。

各道路については、土地利用の軸、そして産業・生活の基盤ということでしっかりやっていただきたいとともに、南部・北部・中部についてはそれぞれの課題がありますので、それについてはまた今後質問をしていきたいと思います。

その中で2つほど質問いたします。

肥後大津駅周辺の整備は基本構想で示す対象地域、先ほど申し上げました対象地域の全体像や長期的なビジョンを示す設計図や写真、つまりランドデザインがあつての今回の駅前広場や自由通路であると思います。

補助資料をお願いします。

今、駅の整備については駅前広場と自由通路の説明はいただきましたが、この全体開発の中で例えば役場から桜町への道だったり大津駅南口については既に区画整理が終わってます。大津駅北口については区画整理もなく、昔ながらの狭い道、狭い通りが多くなっております。

50年後、100年後の大津駅を目指すのであれば、皆様が期待されているのは大津駅北口の駅前再開発、それか駅前の区画整理、先ほど説明しました基本構想で示す対象地域の全体のランドデザインが見えないということで話を聞いています。ランドデザインがあつての駅前広場、自由通路であるということでそういう話を聞いてますので、そもそも先ほど申し上げました対象地域、大津駅北口が特にどのような駅になるのか、その辺のランドデザインを町民の方、そして駅周辺の皆様方に分かるように説明をしていただきたいと思います。

それともう一つが、今後50年先であれば、今肥後、豊肥本線は単線です。今後JR九州あたりと複線化を目指して、そういった協議はされるかどうか質問いたします。

それと二つ目です。

将来、町の人口は減少しますが、それ以上に北小校区と東小校区、中心地域との格差は広がっていくものと考えます。そこで地域間格差を是正するための事業について町長の考えを伺います。

現在、辺地対策事業が真木地区と内牧地区で行われています。この事業の目的は、辺地を包括する市町村について当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するための必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とすることとなっている事業です。

事業内容は御存じのとおりですが、地域間格差をなくすための1つの例として事業の進め方について町長の考えを伺うものです。町は生活水準の著しい格差の是正を図るために積極的に事業を進めるべきだと思います。積極的に事業を進めるか、町長の考えを伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 村山議員の再質問にお答えいたします。

まず、肥後大津周辺のまちづくりに関してですけれども、ランドデザインというものがどこまでの解像度で伝えるかという話ではございますけれども、まず最初のランドデザインとしましては、先ほど申し述べましたとおり、これまでいろいろな駅の橋上化の話ですとか出ている中で、それをまず見える化するというので今回まちづくりの基本計画をつくりまして、橋上化ですとか、南の駅ビルの話ですとか、そうしたものを一定程度まとめてきたところで、これからはこれをしっかりと実装させていくことが重要だと考えております。

その中で北部につきましては、北側につきましては、今の上井手等の自然環境も生かしながら、今の町並みをしっかり生かしていきたいと思っております。

ただ、先ほど述べたようなこれからの将来を見据えた肥後大津駅の在り方としては、やはりまださらなる利便性、にぎわいが必要だと思っております。特に飲食店等の数が少ないことがいろんな住民の方からも指摘されてますので、そういったものが誘致できる環境を整えていかないとけないと思っております。

その中で区画整理等のお話もありましたけども、やはり私は区画整理はもちろん手段ではありますが、目的ではないと思っておりますので、これから様々な検討を進めながら、こういった形であればよりスピーディーに現実的に確実に北あるいは南も含めた全体的なにぎわいを生めるのかということをしっかりと考えていきたい、そのように思っております。

その上で先ほどの複線化のお話もありましたけども、複線化に関しましても速達性あるいは輸送力強化のための1つの手段であると考えております。今メインの取組としましては、J Rあるいは熊本市、菊陽町とも連携しながら、輸送力強化に向けた取組をいろいろ進めております。

例えば連結する車両を増やすという話もありますでしょうし、あるいは本数を増やす動きもあると思います。そういった中で、おっしゃるようにより利便性が高まるように複線化も見据えながら、一つ一つ取組を進めていきたいとそのように考えております。

また、地域の格差是正等の取組についてでありますけども、大前提としては、まずは様々な地域がそれぞれ少しずつあるいは圧倒的によくなるという形を目指していく必要があるというふうに考えております。

そうした中で、このたび長らく活用していなかった辺地債も含めて、真木の水道あるいは内牧の岩戸溪谷の取組を今着実に進めているところでございます。これまで校区の懇談会等でも各校区から様々な声が寄せられておりますので、辺地債の活用も含めながら、地域のあるべき姿を地域の方とも意見を交わしながら、一方で町全体の形もしっかり見据えながら進めていきたいと考えております。

一旦答弁とさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） 町長のほうから答弁いただきました。

質問はしませんが、駅周辺の方々と話すと、北口の転回広場、自由通路、これでもう事業が終わ

るんじゃないかなという御心配をされてますので、その行き先に例えば先ほど申し上げたとおり、役場から桜町、大津植木線から今のＪＲ肥後大津駅、その間の全体の事業を進めるんだと、狭い道を広くしたりとか、今町長おっしゃったとおり、駅に來た方がそこでいろんな回遊をしていただく、上井手に行く、そういった全体像が思われてるかもしれませんが、住民の方にうまく伝わってないと。そういうような感じがしますので、町として大津駅北口については全体的な事業がある中での今回の転回広場、自由通路、その先にはもっといろんな事業が控えてるんですよと、町としてはそういった事業を見据えたところでやっているんですよというそういった説明を含めたところでやっていただきたいと思います。

それと先ほどの辺地対策については、町の姿勢として待つんじゃなくて、どうしてもやっぱり人口が少ない地域については町から、そういった少ないからそれでいいんですかと、町としても地域を活性化するためにこういった１つの例として辺地対策事業を挙げただけで、こういった辺地対策事業やそのほかにいっぱい事業はあります。その事業を町として地域を活性化するためにこういったことを取り組んでますよと、そういった投げかけをやってほしいなと。それに各地域がどう対応するかはそれぞれの地域の状況ですので、町の姿勢としてそういった姿勢をしっかりと出していきたいなということで今回質問いたしました。

それでは次の質問に移ります。

町の定住促進の質問です。

今回の施政方針の中で、子育て環境の充実は単なる福祉施策ではなく、定住構造の安定と地域活性化を支える基盤政策であると言われました。

また、令和６年６月議会で同僚議員から、定住促進補助事業制度を創設し地域の活性化に寄与すべきではないかと質問があり、町長からは、住宅への補助だけではなく町全体として魅力を出すための幅広い取組が必要だと考えておりますが、既に制度化されている移住支援金による移住推進も行いながら、菊陽町定住促進補助金制度などの制度も参考に町外への転出抑止という観点からも両校区への移住につながる取組の検討を進めていきたいと考えていますと答弁がありました。

補助資料を御覧ください。

こちらは菊陽町定住促進補助事業制度の御案内のチラシと菊陽南小学校区の児童数と校区の人口です。

平成２２年は６４人、平成２７年は７５人、令和２年は８６人、１５年後の令和７年は１０５人と１．６倍です。同じく人口は平成２２年は１，８９５人、平成２７年と令和２年は減っていますが、令和７年１，９４８人と増えています。

児童や人口の増加はいろいろな条件が重なり増加していると思われますが、定住促進補助金制度が定住や移住のきっかけになっていると思われます。その後の取組について町長の考えを伺います。

まず１つ目、町では移住支援金を行っていましたが、令和６年度から北小と東小学校に限定し移住支援を行われました。地域限定した理由とその実績はどうなっているのか。

２つ目、菊陽町定住促進補助金制度などを参考にどのような対策を行っていくのか。

3つ目、町内の未就学児が小学校へ入学するときに町外への転出があっているのではないのでしょうか。町内の小学校への入学が減っているのではないのでしょうか。その実績はどうなっているのか、伺います。

4つ目、町の移住支援は国の補助事業を利用して行っていますが、菊池市や県内の自治体でも定住支援制度があり、それぞれの定住促進が行われています。大津町独自の考えはないのでしょうか、町長の考えを伺います。

5つ目、定住促進補助金だけでは移住促進や転出抑制にはならないと考えられますが、そのほかの取組を行わないと移住促進にはつながらないと思っております。定住促進や移住促進を進めるための考えはないのか、金田町長の考えを伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 村山議員の2点目の御質問にお答えいたします。

令和6年6月議会におきまして、定住促進補助制度の在り方について御質問をいただいた際、町としましては、住宅補助などの金銭的支援のみに頼るのではなく、町全体の魅力や暮らしやすさを高める幅広い取組が必要であること、あわせて既に制度化されている移住支援金の活用や他自治体の事例も参考にしながら、大津東小校区及び大津北小校区への移住・定住につながる方策を検討していく考えをお示したところでございます。

また、先ほどお答えしましたとおり、本町は今後40年、さらにその先も見据え、都市計画マスタープランや立地適正化計画の下で、必要な拠点に必要な機能を配置し、働く場や生活利便性を高めながら、町全体の利便性と持続可能性を高めていくまちづくりを進めております。

定住促進につきましても、こうした長期的なまちづくりと切り離して考えるべきものではなく、町の魅力、働く場、住環境、交通利便性、教育・子育て環境などを総合的に高める中で進めていくことが基本であると考えております。

移住・定住は補助金の有無だけで決まるものではなく、実際、他自治体の見直し事例や人口動態の分析においても、金銭的支援はきっかけや後押しの1つにはなるものの、それだけで持続的な人口定着や地域活性化につながるとは限らず、地域の基礎条件が大きく影響することが示されております。

そのため、本町としましては、個人への給付を広く行うこと自体を施策の中心に置くのではなく、都市計画や企業誘致を通じた働く場の確保、道路や生活基盤の整備、子育て・教育環境の充実、住宅や居住環境に関する課題への対応など、町の魅力と基礎条件を高める施策を着実に進めていくことが重要であると考えております。

その上で、各項目についてお答えをいたします。

令和6年度から北小・東小校区に限定した移住支援金の実績について、まず移住支援金の対象を大津東小校区及び大津北小校区に限定した件についてですが、こちらはもともと町全体の対象としていたものを縮小して実施しているものでございます。

この見直しは令和5年度に示された議会政策提言において、移住支援事業補助金については費用

対効果の面から見直しの検討が必要であるとの御指摘を受けたところです。限られた財源の中で施策効果をより高めるためにというところですが、町としてはこれをなくすのではなく、先ほどお話しした北小・東小校区に限定して、より重点的に整備を実施しているところでございます。

なお、対象校区を限定して以降、現時点においては活用実績はないのが実情でございます。

この点は真摯に受け止める必要があると考えておりますが、一方で、移住・定住は住宅事情や就業、家族構成など様々な要因が重なる中で決まるものであり、重点化後の制度の効果については、一定の運用期間の状況や相談状況、人口動態の推移なども踏まえて見極める必要があると考えております。

今後も制度の周知状況や利用ニーズ、対象地域の実情等を把握しながら、既存制度の運用状況を丁寧に検証してまいります。

次に、2点目の菊陽町定住促進補助金制度などを参考に、どのような対策を行うのかという点についてでございます。

本町としましては、他自治体の制度をそのまま導入するかどうかという観点だけで見るのではなく、どのような地域課題に対して、どのような施策の組合せで対応しているのかという視点で見えております。

菊陽町の制度につきましても、一定の成果が見られる事例であると承知しておりますが、地域の人口動向、土地利用の状況、住宅供給、都市機能の集積状況などが異なる中で、制度だけを切り取って単純に比較することは適当ではないと考えております。

また、冒頭申し上げましたとおり、補助制度は1つの手段ではありますが、それ自体が直ちに持続的な定住促進の決定打になるものではなく、地域の魅力や住みやすさ、働く場などの基礎条件と併せて考える必要があると認識しております。

そのため、本町におきましては、長期的なまちづくりの方向性の下、まずは本町の実情に即して都市計画や企業誘致を通じた働く場の確保、拠点形成、道路や生活基盤の整備、子育て・教育環境の充実など、町そのものの魅力と住みやすさを高める取組を着実に進めてまいります。

次に、3点目の町内の未就学児が小学校へ入学する段階で減少しているのではないかと、その実績と対策についてです。

未就学児の減少につきましては、全国的な出生数の減少の影響により、入学年齢層そのものの母数が縮小している面がある一方で、入学直前の人数の増減につきましては、住宅事情、地価や家賃、通勤・通学利便性、居住選択の変化などによる転出入の影響も別に見ていく必要があると考えております。

本町は、もともと転入・転出ともに多い地域でありますことから、少子化の影響と人口移動の影響の双方を丁寧に見ていく必要があると認識をしております。

実際、町全体で見ますと、入学1年前の推計値と実際の入学者数はおおむね近い水準で推移しておりますが、100%をやや下回る年度が多く、入学時点で僅かな減少が見られる状況にあります。

一方で、その減少幅は大きいものではなく、町全体として急激な流出が生じているとまでは言え

ない状況です。

また、大津東小学校区や大津北小学校区のような小規模校区では、もともとの母数が小さいため、数人の転出入や就学先の変動によって実績が大きく振れやすい傾向があることにも留意が必要であると考えています。

したがって、対策としては、教育環境の充実や子育て支援の強化に努めることはもとより、居住環境や生活利便性の向上、地域とのつながりづくりなど、まちづくり全体の中で総合的に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、4点目の町独自の定住促進補助制度を創設する考えがあるのかという点についてです。

現時点におきましては、新たに町単独の補助金制度を創設する予定はございません。

補助金はあくまで施策の1つの手段であり、制度を設けること自体が直ちに移住・定住の促進につながるものではないと考えております。限られた財源の中においては、個人への給付を広く拡充するよりも、都市計画や企業誘致、先ほど申し述べたことに重点的に投資することが持続的で実効性のある定住促進につながると考えております。

最後に、5点目の補助金だけでは移住促進や転出抑制にはならないのではないか、そのほかの取組についてです。

この点につきましても、私も議員と同様の認識を持っております。

町を選び、住み続けていただくためには、補助金という一時的な支援だけではなく、働く場があること、暮らしやすい住環境があること、子育てしやすいこと、安心して学べる教育環境があること、そして地域に居場所やつながりがあることが重要だと考えております。

そうした取組を通じて、新たに本町へ移り住もうとする方にとっても、今住み暮らしておられる方にとっても、選ばれ、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めてまいります。

今後も人口動向や地域の実情を丁寧に見極めながら、関係部署や地域の皆様と連携し、持続的な地域づくりに取り組んでまいります。

○副議長（三宮美香） 村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） 町長から答弁をいただきました。

補助資料をお願いします。

こちらは町の資料です。

こちらは人口密度の分布図になります。

大津北小校区、東小校区、こちらは1ヘクタール当たりゼロから10人の水色か10人から20人の緑です。

こちらは開発動向になります。どんな開発があるかということで丸がついてますが、北小校区と東小校区にはほとんど丸がついてません。

北小校区を回中で、住民の声ですが、子供たちの数が減っているので小学校が心配との声や、北小は子供が少ないので小学校にやれないので室小に引っ越しましたなどの声を聞いています。

昨年6月の一般質問で、このままでは北小学校に入学する児童が減るので、その対応を早急に行

うべきだと質問しました。児童が減る、それが現実になってきております。地域の方からは、小学校がそんなに少ないとは知らなかったなどの声を聞いています。小学校の件については次回に質問を行いたいと思います。

今回は校区の人口減少対策として定住促進や移住促進が必要と考え、今回の質問を行いました。そのためには地域を知ってもらうことが大切だと思います。

こちらの補助資料は、矢護川団地魅力向上プロジェクトが昨年行われたものです。町、地域おこし協力隊、そして熊本大学の皆様にはお世話になりました。いろいろな方々から声をかけていただき、矢護川を知っていただく、矢護川を知るきっかけになったと思います。

先ほど町長が言われたとおり、知ってもらったからすぐ移住や定住になるとは思いませんが、このようなイベントを行うことによって移住や定住につながっていくものと思っております。

金田町長は施政方針では町民の皆様の声を直接伺い、施策へ着実に反映してまいりますと言われました。これはまちづくり懇談会だけでなく、直接町民の声を聞く機会を設けると認識しています。

人口減少は喫緊の課題と認識しています。先ほど町長が言われたとおり、私としては町の姿勢を聞きたいわけです。補助金をしたからすぐ人口が増えるとは思ってません。

ただ、隣の菊陽町は人口があれだけ伸びてても校区の減少を止めるための1つのきっかけとして補助金を出したと。補助金を出すことによって住宅の何か1つのきっかけになったのではないかということでおっしゃってました。私としては町の姿勢を補助金を出してでも人口を増やしたり子供たちに残ってもらったり定住してもらいたいと、その町の姿勢を聞きたいということです。

その上で、地域の皆様に町の現状を知ってもらい、地域を考える話合いを行う予定はないのか、各地域に出ていって、北小校区はこんなに人口が少ない、東小校区も減ってます、そのほか町内については違う問題もあると思いますが、その辺で町長の考えを伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 村山議員の再質問にお答えをいたします。

大津の今人口減少局面にある地域においても、これからもしっかりと人口を維持・向上させ、人口密度を保つための取組あるいは基本姿勢というふうに認識をいたしました。

まず、菊陽町の話もありましたが、私も以前、菊陽町の幹部の方にお話ししたところ、あくまで聞いた話で申し訳ないんですけども、菊陽町の場合には北部のほうもかなり人口密度が高まって地価もかなり上がってくる中で、もともと南小校区の開発計画もある中で、それに上乗せする形で補助金が創設されたというふうに伺っております。まず開発圧力がありまして、その後に上乗せされたという構造でございます。

ですので、基本として捉えるべきには、やはり地域全体の魅力を高める必要は考えておりますし、実際大津町としましても、まちの構想としては今ある住宅地域の人口密度を高めていくのを基本としている中で様々な取組を行っておりますけども、中心部の地価が上がる中で、北小校区にも数件程度ですけども、戸建ての開発計画が持ち上がっているという話も認識しております。

そういう動きを企業誘致をしながら、あるいはまちの魅力を発信しながら進めていく必要がある

と、それが効果的だと考えております。

そうしたことも含めてこのたび地域おこし協力隊の力も借りながら、矢護川プロジェクトも議員にも多大なるお力あるいは区長の皆様、区民の皆様にお力をお借りしながら進めてきたところです。そうしたことを総合的にしっかりやっていきたいと思っております。

また、地域の声を聞くということでは、その点も含めて今現在校区に限定したまちづくり懇談会をやっておりますので、それをしっかりと続けていくというところではありますけども、その件に関しては今回の一般質問でも別の意見もいただいておりますので、しっかりめり張りをつけながら、地域別でもやりながら、子育て世代向けでもやりながら、あるいは場合によっては過疎地域という視点でもやりながら、いろんな取組を進める中で対面あるいはアンケート等も活用しながら様々な面で声を伺い、それをさらに発信し、対話し、政策として一つ一つ形にしていきたいとそうように思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 村山龍一議員。

○5番（村山龍一議員） 町長のほうから答弁いただきました。

今回御答弁要りませんが、先ほど見直しの中で北小校区と東小校区に見直すときにその条件として、大津町に東京圏から移住される方への移住支援金、さすがに東京圏からはなかなか引っ越しはないと思いますので、そのときはやっぱり町単独ででもその辺を見直してほしかったなと思いました。

最後ですが、第7次大津町振興総合計画に掲げる将来ビジョン、今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち大津の実現を目指して取り組んでいただきたいと思います。

今後大津町の状況はますます変化し、その時代その時代の対応が必要だと思います。今後に期待します。

以上で終わります。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。2時10分から再開します。

午後2時01分 休憩

△

午後2時10分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、田代元気です。3月議会ということで、毎年恒例の花粉症で鼻声で大変お聞き苦しいかと思いますが、精いっぱい努めてまいりますので、もし分からないことがあったら再度確認で聞いていただければというふうに思います。

今回で20回目の一般質問となりました。もう議員も3月から6年目ということで、様々な内容を町民の皆様からの意見を基に行ってまいりました。今回も町民の皆様からいただいた御意見や不安に感じておられることに関して質問を行いたいと思います。

初めに、昨年9月に引き続いてになりますが、町民グラウンドの整備について質問いたします。

昨年9月議会において、町民グラウンドの状況について写真を用いながら質問を行いました。特に使用頻度が高いAコート・Cコートについて、内野部分における砂利や凸凹、内外野の境目の段差、投手プレートが浮いているなどの指摘を行いました。執行部からの答弁では、経年劣化によるコンディションの低下は把握しており、令和3年に策定した個別施設計画においてグラウンド部分を令和9年度に改修工事を、ナイター照明を令和11年度にLED化するとの説明がありました。また、現在確認できているコンディションの低下については、簡易な土壌改良などを検討しながら、利用者の安全確保に努めていくとの説明でした。

その後、教育委員会で現地を確認し、検討していただいたと思いますが、その結果、12月議会において、Bコートの改修工事ではありますが、表面に出ている砂利などを取り除き、また内外野の段差を解消する改修工事を行うとの説明で約280万円の予算を組んでいただきました。

これについては大変ありがたいことではありますが、そのときの12月議会の質疑でも行いました町民グラウンドについては、Aコート・Cコートの利用頻度が圧倒的に高く、Bコートほど荒れている状況ではありませんが、小石が落ちていたり、ピッチャーマウンドのプレートは相変わらず出ている状況で、少年野球の場合、少し前から投げますので、転倒などの危険が大変高いのではないかと感じますし、日頃Cコートで活動しています、うちの子供もお世話になっている少年野球チームの指導者や保護者も、なぜいつも使っているAコート・Cコートではないのかといった意見が多くありました。

昨年4月からこのチームに携わらせていただいて、練習のお手伝いもさせていただいております。昨日も練習がありまして、ノックを打ってますと、打球がイレギュラーして子供の目にボールが当たったということが発生いたしました。ゆっくり打っていたので大したけがになりませんでしたが、もし速い打球を打ってイレギュラーした打球が目にと当たると大変なことになっていたのではないかとこのように思います。また、外野芝生部分も凸凹があり、子供たちも気をつけながらプレーをして、利用する方々にとっては満足いく環境ではないのではないかと思います。

そこで質問ですが、昨年9月にも答弁であった個別施設計画において、令和9年度に改修することとは理解できますが、やはり利用者の安全を確保する上で、Bコートのようにある程度の予算をかけ早急に改修を行うべきだと考えますが、教育長の考えをお聞きいたします。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。田代議員の町民グラウンドの整備についての御質問にお答えします。

町民グラウンドは、大津町運動公園とともに本町のスポーツ振興の拠点であり、町民の皆様が世代を超えて日常的にスポーツに親しみ、健康を維持するための重要な公共施設でございます。また、施設の管理につきましては、利用者の皆様の安全確保を最優先に考えるべきであり、教育委員会としても、その管理責任の重さを認識しているところでです。

議員御指摘のとおり、現在の町民グラウンドには経年劣化により一部不陸や土の硬化などが見ら

れ、競技上の支障や安全面での課題が生じております。野球やソフトボールを愛好される方々において、良好なコンディションでのプレーを望む声があることは認識しており、可能な限り応えていかななくてはならないと考えています。

一方で、町全体の公共施設の維持管理におきましては、将来的な財政負担の平準化を見据え、中長期的な視点に立った個別施設計画に基づき、優先順位を見極めながら計画的な整備を進めることが基本となります。

その中で、本年度修繕を実施中のBコートにつきましては、事故防止に向けた安全性の改善を図ることに加え、今後の大規模改修を見据えた整備手法の有効性の検証としても位置づけております。

教育委員会としましては、今回の改修工事から得られる知見や利用者からのフィードバックを今後の大規模な改修に生かすことで、AコートやCコートを含む町民グラウンド全体がより安全で誰もが使いやすい施設となるよう、町当局とも連携しながら適切な整備を進めていきたいと考えているところです。

なお、詳細につきましては、この後、担当部長より説明させていただきます。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 皆さん、こんにちは。田代議員の御質問に詳細を補足して御説明申し上げます。

町民グラウンドは、野球場としてAコート・Cコート、ソフトボール場としてB・Dコートの計4面を備え、町内外から多くの団体に活用されている施設となっています。

しかしながら、供用開始から相当な年数が経過したことで、各コートにおいて排水性の低下や表層の硬化、さらには競技に影響を及ぼす不陸など経年劣化が進行している現状があります。

本年度、Bコートの改修を先行して実施することとした判断理由について改めて御説明いたします。

Bコートの状況は、内野部分を中心に表土の飛散が激しく、下層にある碎石、軽石層、こちらの露出が他のコートに比べて顕著でした。これはスライディング時や転倒時において、擦過傷や打撲などの大きなけがに直結する極めて危険な状態と言えます。

また、ソフトボールをはじめジュニア世代からシニア層まで、より幅広い年齢層が利用するコート特性に鑑み、人身事故を未然に防ぐ安全対策として12月の補正予算で緊急的に予算措置を講じさせていただきました。

議員御指摘のAコート及びCコートにつきましても、教育委員会及び指定管理者にて現状の確認を行っていますが、ピッチャープレートが表層から突出している状態、内野のクレー部分と外野芝生との境に生じている段差、グラウンド下層に敷き込んである路盤材がまばらに点在していること、こちらも確認しており、足首の捻挫、イレギュラーバウンドによる負傷を招くリスクは認識しています。

町が策定した大津町個別施設計画では、令和9年度にグラウンド4面全ての改修計画を掲載しており、事業費は約7,000万円を見込んでいます。この計画では、主として内野及び外野部分を

中心とした整備を想定していますが、本年度に実施しているBコートの改修において、土の配合や施工後の排水状況、仕上がり具合、耐久性などを検証し、その検証結果を町民グラウンドの全体改修計画に反映させるとともに、全体改修に着手するまでの期間においても、特に危険性が高いとされるマウンド周辺の突出や段差等については、日々の維持管理業務の中で可能な限り応急的な補修あるいは部分整備を実施し、利用者の安全を守る努力を継続し、皆様が心からスポーツを楽しめる安全な環境づくりに引き続き教育委員会としても取り組んでいきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 再度質問いたします。

一応軽微なやつに関してはやっていただくという認識でおるんですけども、大規模改修、個別施設計画に基づいた改修も本当理解できるんですけども、昨日も本当先ほど言ったようにノックを打つとったら子供の顔にボールが当たって、弱い打球を打ってたので大事には本当至らなかったんですけど、今後高学年とかレベルが上がるにつれてやっぱり打球の速さとかも調整しながらやっていくので、もし速い打球が当たったりしたら大変なことになっていたなというふうに思ったところなんですけど。

先日、日曜日、町民グラウンド借りまして、月末に私たちも高校野球のOB大会がありまして、農業委員会の齊藤事務局長のところの天津高校さんと対戦するというので、私たちちょっと燃えてまして、ちょっと練習頑張ってるんですけど、そのときに小学生が自転車に乗ってグラウンドの中入ってきたんですね。知ってるところのお子さんがいたので、ちょっと確認したら、場所を借りているのかいと聞いたら借りてないということだったので、ちょっとグラウンドの整備をしてから帰りなさいということで帰した、それはAコートだったんですけどそういうことがありました。

また、私たち午後1時からCコートを予約していたんですけど、1時になっても外国人と思われる方が数名御利用されてました。多分ダブルブッキングだったのか、私たち予約してましたので多分無断で利用されたんだと思いますけども、こういう無断使用というか、いろんな体育施設とか行きますと、この施設は有料施設ですみたいな看板があって、そういう注意喚起の看板があるんですよ。結局その子供たち一応グラウンド整備はしたんですけど、言わなかったら多分そのまま帰ったかもしれない。

そういう利用があるからグラウンドが荒れる原因になるのではないかなと。要はグラウンドも使って荒れた状態で帰って次雨が降ったらその状態で固まりますよね。そういったのもちょっと考えられると思うので、看板等の設置や、指定管理に出してますので、指定管理者による見回りの強化などを要請するべきと考えますが、その辺について1点説明いただけたらと思います。

昨年4月の時点で指定管理者さん側から町民グラウンド貸し出せる状況にありませんと説明をされたというふうに聞いているんですけども、そのあたりについてどうなのか。特に何もしていないというのはどうなのかな。Bコートについては今後の個別施設計画の大規模改修に向けてやるということだったんですけど、だったら当初でやればよかったのに補正でやってたので、一般質問の効果があったのかなと思うんですけど、昨年の4月の話もそうなんですけど、日頃指定管理者や利用

者団体との協議は行っていないのかを質問いたします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 再質問のほうにお答えいたします。

自転車に乗った小学生がグラウンドに乗り込んできて勝手にグラウンドで遊んでいた、また、お昼ぐらい、借りていたコートの中に外国の方がいらっしゃって、プレーみたいなことをちょっとしていたということで、そういったところがないように看板での明示、有料施設で借りてない人は入ってはいけない、また見回り等が必要じゃないかという１点目だったと思います。

そちらにつきましては、やはり有料施設であるということが分からなければいけないと思いますので、ちょっと現地を確認後、対応をしっかりと考えていかなくてはいけないかなというふうに思っています。

また、指定管理の見回り等、あと我々も外に出る機会が多いですので、グラウンドの巡回あたりができれば我々も指定管理も協働で取り組んでいきたいというふうに思っています。

それと指定管理が昨年４月貸せない状態ですということでお答えした事案があったということなんですが、実は毎月指定管理者との打合せは教育委員会のほうで定期的にやっておりますので、そういった貸せない状況にある場合等は我々のほうもちょっと情報をくださいということで、もうちょっとお互いにしゃべれるようなといいますか、しっかり状況を聞き出せるような打合せのほうにまた充実させていきたいと思います。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○７番（田代元気議員） 部長から答弁いただいたので、しっかり指定管理者さんとか利用者団体とも協議を行っていただいて、その利用者がもう安全で快適でできるようにしていただきたいなというふうに思います。

今回は町民グラウンドについてでしたけども、サッカー場、陸上競技場のほう、先ほど朝の質問でもありましたけど、そういった町民グラウンドに限らず、町が所有する施設で今度の振興総合計画のビジョンで今も未来もみんなが幸せであり続けられるまちとありますので、今も未来もみんなが安心して使い続けられる施設になるようにお願いしまして次の質問に移りたいと思います。

次は、まちづくり町民懇談会について質問いたします。

質問の前に断っておきますけども、このまちづくり町民懇談会自体を否定するものではないということを事前にお伝えして質問に入りたいと思います。また、令和５年に同僚議員が質問した際と重複するかもしれませんが、こちらについても御了承いただきたいと思います。

このまちづくり町民懇談会は、町長１期目の１０１の具体策にあり、振興総合計画や町の施策に反映する上で有効な手段かとは思っております。

開催から数年が経過していますが、参加者も固定化しておりマンネリ化している現状は否定できないというふうに感じております。

私も昨年開催した町民懇談会に天津小学校で開催された会に出席させていただきました。一昨年も参加しておりまして、やはり参加者は少なく、参加されていた方の顔ぶれも同じように感じまし

た。

昨年の懇談会では振興総合計画と都市計画マスタープランについてテーマを設けての開催でした。今定例会に上程されております第7次振興総合計画にも、この懇談会での意見を反映されている説明がありましたが、どの程度反映されているのか、疑問が残るのではと感じております。なぜなら私が参加した大津小学校での懇談会での意見は、会の趣旨とはかけ離れていると感じた意見が多かったと思ったからであります。

その他の会場には所用などで行けませんでした。参加された方の意見やSNSなどでも参加者は少なく、どこも同じような感じだったのではと感じました。

参加者が少ないことについては周知方法についても課題があったのかもしれませんが、広報おおづをはじめ、あらゆる媒体で告知を行っておりましたので、やはり開催方法に問題があったのではと思います。先日の施政方針でも令和8年度も開催すると述べられましたが、これまで同様の開催方法では意味のないものになると感じますが、町長の考えをお聞きいたします。

また、毎回全ての会場で職員の参加が圧倒的に多いのが現状です。懇談会を進行する担当課の職員の参加は理解できますが、職員の参加は職員自ら自発的に参加しているかについても説明をお願いいたします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の2点目の質問にお答えをいたします。

まず、まちづくり町民懇談会の開催方法についてであります。

議員御指摘のとおり、町民懇談会につきましては、継続して参加してくださる町民の皆様がいらっしゃる一方で、参加者層の裾野が十分に広がっていないことや、新たな参加が継続的な参加につながりにくい面があること、また、発言が一部の方に偏る場面が見られることなど、運営上の課題があるものと認識をしております。したがって、開催方法については継続的に見直しをしていく必要があると考えております。

一方で、町民懇談会は、単に人を集めることや要望を受け取ることを目的とした場ではなく、町が地域に出向き、町民の皆様と直接対話を行い、町としての考え方や意思決定の理由を丁寧にお伝えしながら、様々な御意見をいただき、相互理解を深めていくための広聴の重要な機会であると考えております。

アンケートや町政への提案、個別の申出も重要な広聴手段ではありますが、懇談会には、その場で意見と説明を交わし、論点や考え方を見える形で共有できる意義があると考えております。

また、令和7年度の町民懇談会につきましては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、第7次振興総合計画の策定に向けた重要な時期であったことから、校区ごとに御説明し、地域ごとの実情も踏まえながら御意見を伺う意義が大きかったものと考えております。加えて、できるだけ身近な場所で開催してほしいという声も踏まえ、全7校区で実施したところであります。

これまでも、校区ではなく北部・中部・南部に分けるとともに日中と夜間を組み合わせた年や、テーマ別に実施した年もあり、一方向の説明にとどまらずグループワークを取り入れること、会場

での発言に加え、紙やインターネットによる匿名での意見提出を可能とすること、時間帯や開催単位、周知方法を工夫することなど、改善を重ねてまいりました。

また、約200名の参加があったアクセス鉄道に伴う中間駅エリアの説明会や、約70名の参加があった工業団地の説明会のように、関心が集中するテーマが明確な場合には参加者が多くなる傾向も見られております。実際に、中間駅エリアの説明会では、若い方から年代別の懇談会を望む御意見もあり、今後の開催方法を考える上で参考となる声として受け止めております。

その上で、令和8年度につきましては、従来のように全校区で同一で行うことは前提とはせず、これまで行ってきた開催方法の工夫も踏まえながら、例えば全体や肥後大津駅、中間駅エリア、交通、子育て、若い世代向けなど、テーマごとに意見交換を行う回を組み合わせる形を基本に試行してまいりたいと考えております。広聴の機会そのものをなくすのではなく、より参加しやすく、より多様な層の声が届く形へと見直しを逐次しながら継続していく考えであります。

なお、総合計画の改定時期など、地域ごとの実情を踏まえて校区単位で御意見を伺う必要が高い局面においては、校区別開催も選択肢として活用し、今後寄せられる様々な御意見も参考にしながら判断してまいります。

実際に南部・北部・中部でやった際には、校区別に戻してほしいという声もございましたし、先ほどの一般質問でもより細かく聞いてくれという声もございました。そういったところもしっかり受け止めながら、今後も様々な改善を重ねていきたいと考えております。

町民懇談会は幅広い町政課題について対話する場でもあり、参加者数だけでその価値を判断することは適当ではないと考えておりますが、広聴の場である以上は参加者が少なくてもよいというものでは全くございません。より多くの町民の皆様に参加いただけるよう、引き続き工夫と見直しを進めてまいります。

次に、職員の参加についてであります。

職員の参加につきましては、基本的に自発的な参加というよりも職務の一環として位置づけております。その趣旨は、町民の皆様の声をその場で直接受け止め、庁内で共有し、施策の充実や業務改善につなげていくことにあります。

あわせて、職員にとっても、自らの所管だけでは見えにくい地域課題や住民の皆様への生の声に触れる貴重な機会となっていると考えています。特に日常業務の中で住民の皆様と直接接する機会に限られる職員にとっては、町全体の動きや地域の実情を改めて認識する場でもあります。また、地区担当職員につきましては、区長の皆様から、地域との認識共有の場としても参加を重視してほしいとの声をいただいております。その点からも一定の意義があるものと考えております。

ただし、職員の参加が多く見えることで、町民の皆様から見て分かりにくさや参加のしにくさなどが生じている面があるとすれば、その点は今後の運営の中で整理していく必要があると考えております。

なお、テーマを絞った開催に当たっては、内容に応じて関連する所管を中心とした職員配置とするなど、より効率的な運営も図ってまいります。

町民懇談会は、町民の皆様の声を町政に生かすとともに、町としての考え方や判断理由を丁寧に
お伝えし、相互理解を深めながら、よりよいまちづくりにつなげていくための重要な機会だと考え
ています。議員御指摘の課題をしっかりと受け止め、広聴機能としての意義を大切にしながら、運
営方法の改善と見直しに取り組んでまいります。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） 結構長くしゃべっていただいて満足いくような回答だったんですけども、
ちょっと再度質問いたします。

内容についてはいろいろ工夫されて変わっていった、より多くの人が参加されるような取組をさ
れるということだったんですけど、参加される方ですね、私たち議会もいろんな意見交換会とかや
りまして、そういった会って大体要望を言われる方が多いんですよ。私たち議員とは違ってやっ
ぱり町長に直接お話がしたいという方が多分来られてると思うんですよ。そういう貴重な機会がな
かなかありませんので、時間を区切ることで言いたいことも言えない、前回多分3分だったですか
ね、3分だったら言いたいことも言えないし、結局言ったところで要望とかだったのもう時間
も区切らず本当好きなことずっと全部言って満足いく回答をもらえるまでやれたらいいとは思っ
てんですけども、やっぱり言いたいことも言えない、町民は町長と話がしたいから来ている、その辺に
ついて町長はどう思うかを質問いたします。

そして職員の方、職務の一環でということ後ろにぞろぞろと座っておられますけども、多分恐
らく時間外手当、残業代をもらっていると思いますけど、町民の方は多分残業代もらって来てる
というのは多分知らないと思うんですね。私も予算書見て残業代出て来てるんだと思ったので、その
辺お金を出すからには、やっぱり効果が必要で、費用対効果がどのようになっているのかについて
再度質問いたします。費用対効果についてどういうふうに町長、部長でもいいですけど認識してい
るか、よろしくお願いします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問2点についてお答えいたします。

まず1点目は、時間制限等もある中でなかなか十分に意見交換ができていないのではないかと
いうお話だったかと思います。

そこに関しては、やはりトレードオフというか、いろいろございまして、当初の段階にはなるべ
く規制をしない形でやっておったんですけども、その中で皆さん本当に貴重な意見をお伝えいた
だいたものの、もちろん1人10分を超えるような御意見もありまして、その中で本当に限られた方
からしか意見をいただけないというケースや、あるいは途中で帰り出す人が出てしまったりとかそ
ういったこともございました。その中でバランスを取るために、基本は3分というところ、ただ場
合によってはある程度は延長するという運用でやっております。

また、その場でインターネットや紙に書いて出すこともできますので、その中でより簡潔に自分
のお伝えしたいことをしっかりお伝えいただきまして、それに対して町としてあるいは私が町長と
してしっかりお答えする場を取っております。また、その場でなかなか出なかった質問等に関して

は終了後に意見という形で受け取らせていただいております、そのように対処をさせていただいているところでございます。

また費用対効果につきましては、なかなか定量的に出すというのは非常に難しいと思っておりますけれども、やはりもちろん多くの職員さんは日々の業務の中で住民の方とある意味私以上に接している職員さんも多数いらっしゃる中ではございますけれども、どうしても自分の業務だけになりがちのところもありますし、あるいは地区担当職員につきましては、地域との接点づくりというものの、このまちづくりを進めていくのに非常に重要だと認識しております。

ですので、ちょっと定性的なお答えで大変申し訳ないんですけれども、しっかりと町の現状あるいは町民の皆様の受け止め方あるいは町の自分の上司も含めて幹部がどういうそこに関して答え方をしているのか、そういったことを認識する中で一つ一つの業務あるいは職員のモチベーション、人材づくりにつながっているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） もう質問はいたしませんけど、せっかくやるからには、本当職員の皆さんも町のためにも本当にいい会になってほしいなと思ってます。私はもう本当忙しい町長が町民の皆様の意見を直接聞く場所をつくってやっておられるので、有意義な会にしてほしいと思っております。

また、せっかく広報誌あたりも使って開催を案内してますので、周知についてもそうですけれども、開催方法、内容、そして参加された方が今回来てよかったと思っていただけるような懇談会にしていかなければいけないと思いますので、ぜひそういった検討もしっかりと行いながらやっていただきたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

次は中学校の部活動についてですけれども、前回は令和6年の12月ということで、この部活動の問題、何度も行ってきました。今回で何と6回目の質問となりました。

中学校の部活動の地域移行、全教では地域移行から地域展開という言葉に変わってはいますけれども、地域展開とはとの内容に、休日部活動を段階的に地域に移行し、地域の指導者を中心に活動するとありましたので、展開という文言が変わっただけで、移行とやることは何ら変わっていないのかなというふうに認識しております。

この質問私も4月から野球チームで保護者なんですけど、いろいろ練習のお手伝いとか保護者の方とも話す機会がありまして、今度中学校に上がられる今小学校6年生のお子様の保護者の方から部活動どうなるのかとやっぱり大変御心配されておりましたので、この質問また持ってきました。

中学校部活動についてですけど、スポーツ庁、文化庁は令和5年度から令和7年度、今年度までの3か年を改革推進期間と位置づけ、自治体の実情に応じて様々な準備を進める期間としてまいりました。

この間も何度か一般質問や当時の文教厚生常任委員会でも現状と課題については質問を続けてま

いました。本町においては地域移行・地域展開に向け、会計年度任用職員の部活動コーディネーターを採用し、スポーツ・文化部ともに地域移行に向けて他の自治体に先行し、取組を行ってきたと思います。

また、令和6年度には、県の補助金を活用した取組を行ってまいりました。この県の補助金を活用した事業は、南関町と本町2町のみ受けた補助金で、ほかの自治体に先駆けた取組がなされてきたというふうに思っております。

また、私も1期目の委員会で長崎県長与町の部活動改革について、行政視察で勉強させていただきました。当時の教育部長も同行いたしましたので、教育委員会としてもいい勉強になったのではないかなというふうに思っております。

そこで質問ですが、令和5年度から今年度、令和7年度までの3年間の改革推進期間、移行・地域展開に向けて取り組んできたと思いますが、どのような成果や課題があったのか、そしてその課題をどう解決していくのか、伺います。

また、今年度から新しい形でスタートする部活動もあるかと思いますが、どのような形態で部活動が行われていくのか、お聞きいたします。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の3問目の中学校部活動の地域展開についての御質問にお答えさせていただきます。

議員十分御存じであると思いますが、教育委員会では、国が示す令和8年度から13年度までの改革実行期間を見据え、令和5年度から7年度までの3年間の準備・実証期間と位置づけ、休日の部活動の地域展開に向けた体制整備を進めてまいりました。この間、地域移行検討委員会の設置、国の実証事業の活用、大学と連携した学生等の人材活用、合同練習会の実施、指導者研修会の開催、また保護者説明会での継続的な情報提供など、議員も十分御存じだと思いますけれども、段階的な取組を行ってまいりました。

その成果として、地域人材の発掘や学校間合同活動の推進、地域クラブ活動への移行に向けた基盤整備などは進んだと考えております。

ただ一方で、継続的に責任を担える指導者の確保、参加費等の費用負担の在り方、また合同活動に伴う移動・送迎の課題、運営体制の安定化といった課題につきましては、現在も継続して検討中でございます。

令和8年度からは、休日の活動を段階的に地域クラブ活動へ移行してまいりますけれども、拙速に全ての部活動を一斉に移行するのではなく、4月から7月までを試行期間として、この間に課題を整理した上で、中体連終了後の8月以降、準備が整った部活動から順次移行する方針としています。

また、休日の地域展開において、教職員が引き続き指導を希望する場合の取扱いにつきましても、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を整備する予定としております。

今後も生徒がひとしくスポーツに親しむことができる環境を確保しながら、持続可能な地域スポーツ体制の構築を目指してまいります。

この点につきましても、詳細につきまして教育部長より説明させていただきます。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 田代議員の御質問に私のほうからは、これまでの取組内容及び8年度からの具体的な方針について御説明いたします。

国は令和8年度から13年度までを改革実行期間と位置づけ、休日の部活動については原則全ての学校部活動で地域展開の実現を目指す方針を示しております。平日については、課題を整理しながら、さらなる改革を進めることとされています。

町では、これを踏まえ、令和5年度から地域移行検討委員会を立ち上げ、国・県の方向性を踏まえた町の基本方針の協議、組織体制の検討を行ってまいりました。また、国の実証事業を活用し、多様なスポーツの機会の提供として、町内の中学校部活動生徒による合同練習会、参考までに申しますと令和7年度で99回ほど、また生徒たちのこれからの部活動を考えるワークショップ及び専門種目以外のスポーツ体験教室の開催、地元大学と連携した学生等の人材活用、県スポーツ協会をはじめ地元の実業団や高校などのトップアスリート出演による計8種目の指導補助動画コンテンツの作成など実施してまいりました。これらの取組は、地域指導体制の構築や学校間連携の促進に寄与しており、現在の地域展開の基盤形成に生かされています。

なお、課題につきましては教育長のほうからも申し上げたとおり、やはり指導者の確保、あとは送迎の問題、あとは保護者負担の課題、あとは実際に地域展開した場合の実務的な連絡体制とかそういういったものもまだ課題だと思っております。

あわせて国庫補助の概要が大体1月に示されまして、そこで初めて補助の基準等が判明したこともありまして、予算立てというところでも、またこれからしっかり組み立てなければいけない課題かなというふうに感じております。

次に、令和8年度の具体的な取組についてですが、まず前期は4月から7月までを試行期間と位置づけます。平日・休日とも基本は学校部活動としつつ、部員数が少なく中学校単独では活動に制限がある部活動、これと既に地域の指導者による地域活動の展開ができている部活動、こちらに対し地域指導者を派遣し、合同方式による試行を行ってまいります。令和8年度の部員数、指導者の状況等を踏まえ、柔軟な考えで試行の範囲を拡大していきたいと考えています。

また、試行中に生じた課題について整理しまして対応策を講じた上で、8月の中体連終了後を目標に、指導者の研修など、準備が整った部活動から段階的に休日の地域展開へ移行していく考えです。

地域展開の体制につきましては、運営を大津町教育委員会及びNPO法人クラブおおづの共同とし、実施団体をNPO法人クラブおおづとすることを想定しており、実際に指導に当たる者として町体育協会関係者、民間指導者、学生アシスタント等のうち、コンプライアンス研修などを実施した者が学校と連携しながら指導する体制を整えていきたいと考えております。

また、保護者の負担金ですが、国のガイドラインによると月額1,000円から3,000円程度が目安と示されており、部活動参加者と参加しない者との公平性を確保するために、休日の地域展開に係る受益者負担金を定める必要がありますが、保護者からの意見、学校へのヒアリング、検討委員会での協議も踏まえながら慎重に検討していきたいと考えております。

なお、中学校部活動の地域展開における国・県からの補助ですが、部活動の規模や指導者の数、1か月当たりの実施回数等の基準を基に算定され、国、県、町がそれぞれ補助基本額の3分の1ずつを負担する制度設計となっており、試行期間の結果に基づき、改めて必要な予算をお願いしたいというふうに考えているところです。

今後は指導者の確保と育成、安全管理体制の明確化、活動場所や送迎の整理、保護者負担の検討等を引き続き進めながら、休日の地域クラブ活動の基盤を固め、持続可能な地域展開環境の構築を目指すところです。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） ちょっと1点だけ再質問なんですけど、今の答弁で令和8年の4月から7月を試行期間、中体連までと、実施主体がクラブおおづさんということで、スポーツに関してなのかなと思うんですけど、文化部もやっぱりいろんな課題があるのかなと。吹奏楽部なんか去年はあれで、おとしですか、県のマーチングコンテスト、サッカー場でやってる、あれたしか合同で出られたと思うんですけど、文化部についてはどのような部活動、吹奏楽部以外にも文化部はあります。どのような部活動となるのかをちょっと説明いただけたらと思います。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 再度の質問にお答えします。

文化部につきましては、現在ブラスバンド部、それと美術部、コンピューター部等があります。

実態として、コンピューター・美術部のほうは休日の活動がないということで、基本的にはブラスバンドについて地域展開を進めていかなくてはならない状況です。

現在両方とも部員がそろっており、単独での実施が可能というふうにお伺いしています。そこにはブラスバンドのOBの方とか、町の人が今協力をされているそうです。そういったところで、こちらについても地域展開に移る上では町の指導者として登録していただく必要がありますので、そこら辺は丁寧に今後お話を進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（三宮美香） 田代元気議員。

○7番（田代元気議員） しっかり文化部のほうもやっていただきたいというふうに思います。

先ほどからずっとあったのは、やっぱり指導者の確保が大分課題で、指導者の何ですかね、育成というか教育というかそういうのも大事で、やっぱり指導者との出会いというのは子供たちにとって大きな出会いであると思います。

私も中学、高校と野球をしまして、中学校の野球部なんか外部の指導者が2人おられました。役場の方だったんですけど、やっぱりその人との出会いは本当野球の指導以外にも上下関係だったりとか言葉遣い、私も別に言葉遣いいいわけではありませんけども、本当に野球の技術以外の面でも

プラスになったと思っております。そういった経験をやっぱり子供たちにも経験していただいて、立派な大人に社会人に育っていただきたいというふうに願っておりますので、教育委員会の皆様にはこれからも大変であります、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

そして最後になりますが、この3月で現在の役職を離れる方がおられます。この議場におかれましては、木村総務部長、1年間という短い期間でしたが、同じ委員会での審議や行政視察では大変お世話になりました。

また、荒木事務局長とは5年間一緒に働かせていただきました。私事ではございますが、荒木局長とは、私が小学生のとき、町の少年の翼という事業で韓国に引率していただき、様々な御指導をいただきました。5年前、当選証書を頂いた日に、荒木局長が議会事務局長ということで大変心強かったです。まさかこうやって一緒に仕事ができるとは思っていませんでした。いろいろなことがあった5年間であったと、本当に貴重な時間を過ごさせていただきました。

また、3月で役場を離れる職員の皆様におかれましても、これまでの御尽力に敬意を表しますとともに、この経験を生かし、次の立場で御活躍されますことを祈念し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（三宮美香） 本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時56分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和8年第2回大津町議会定例会会議録

令和8年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和8年3月13日(金曜日)

出席議員	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さおり	4 番 大 塚 勝 二
	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕一郎	7 番 田 代 元 気
	8 番 時 松 智 弘	9 番 面 川 秀 貢	10 番 大 塚 益 雄
	11 番 三 宮 美 香	12 番 山 部 良 二	13 番 山 本 富二夫
	14 番 豊 瀬 和 久	15 番 佐 藤 真 二	16 番 坂 本 典 光
欠席議員	1 番 岩 下 啓 史		
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部主幹兼行政係長 田 上 雄 一 兼法制執務係長	
	副 町 長 内 田 清 之	教 育 長 吉 良 智恵美	
	総 務 部 長 木 村 欣 也	教 育 部 長 村 山 博 徳	
	住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長 境 敬一郎	
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿美代	大津町農業委員会会長 津 田 恵 美	
	産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次	農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩	
	都 市 整 備 部 長 高 橋 和 秀 併任工業用水道課長	大津町選挙管理委員会 大久保 純 一 委 員 長	
	総務統括専門官 伊 藤 秀 馬	大津町選挙管理委員会 宮 崎 俊 也 書 記 長	
	総 務 部 長 山 部 美 保 財 政 課 長 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長		

議 事 日 程（第4号） 令和8年3月13日（金） 午前10時 開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○副議長（三宮美香） それでは、本日の会議を開きます。

坂本議長より欠席の届けが出ていますので報告します。

坂本議長から欠席の届出が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、三宮が議長の職務を行います。よろしくお願いします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○副議長（三宮美香） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山本富二夫議員。

○13番（山本富二夫議員） 皆さん、おはようございます。今日、傍聴に来ていただきありがとうございます。また、ネットの配信での傍聴ありがとうございます。

今年は昨年に続き、秋・冬場は雨が少なく、特にニンジン農家の方は太りが悪いと言われておりました。

白川の水位も昨年に比べたら、私が知るところでも、見た感じでは10センチぐらい少なめに感じます。全国至るところの貯水池で、ダム水位が減少し、大変困っておられます。小雨は飲み水を地下水に頼っている私たちの地下水源の低下にも、今後、顕著に表れてくると思っております。私は、地下水を守るためにも、今後も一生懸命湛水事業などに取り組んでまいりたいと思っております。

今回は、3問の質問を行います。

まず第1に、阿蘇くまもと空港から中間駅経由で大津町の国道57号線までの第3の空港線を。2に大津町の山林や田畑の住宅地を守る対策をすべきだ。3、中学校、幼稚園、保育園の給食費を町独自で無償化に取り組むべきだという3点を質問します。

まず第1に、阿蘇くまもと空港から中間駅経由で大津町の国道57号線までの第3の空港線についてです。

町長は、101の具体策の中で、一つは南北新道路整備に向けた計画づくり、二つ目は、阿蘇くまもと空港への新道路とうたわれております。この具体策を町長は、町民に対して実現すべきだと思います。

道路整備は、これからの大津町の発展につながるものです。菊陽町は、町の発展を考えて南北横

断道路3路線の整備をされたので、今の発展につながっているのです。現在の阿蘇くまもと空港へのアクセス道路は、二つの空港線がありますが、朝晩の混雑はひどい状態です。その改善策は空港地下トンネルの拡張は無理だと思うので、もう一つ空港線は必要だと感じております。

岩坂区や中島区は白川の氾濫時には、高遊原地区への町道はあるが、道が狭く、車の離合も難しい道路であります。災害を考えたら、避難道路としての役割は果たしていないのが今の町道です。道路として南部地区の要望は以前からあるので、町は整備をしてもらいたいと考えております。

資料1をお願いします。

この写真は、鉄道の下に4車線の道路です。アクセス道路沿いに取付け道路が新設されると、その取付け道路を県や国に対し、くまもと空港から大津町の国道57号線まで4車線道路として考えて、実現に向けて取り組んでももらいたいです。

道路や鉄道が整備されることにより、町は大きく発展すると思います。アクセス道路の土地がかかる沿線の農家の方々からは、鉄道の高架橋ができれば、作物は1日1時間日が当たらないなら100日で100時間の日照不足になると、それをどうにかしてほしいという悩みを聞きます。

日照対策にもなるので、4車線道路の整備は必要不可欠だと考えております。

次に、資料2です。

これは沖縄県的那覇空港からてだこ浦西駅のパークアンドライドの写真です。アクセス道路ができれば、また鉄道ができれば中間駅に1,000台収容できるパークアンドライドの駐車場を整備して、空港利用者の駐車場として、町周辺の駐車場不足にも、また町のイベント、つつじ祭り、地蔵祭り、からいもフェスティバル等の駐車場不足の問題解決にもなります。役場職員の駐車場としての位置づけもできると思います。

今後ますます役場周辺の駐車場の確保は難しくなるので、アクセス鉄道の中継駅駐車場の活用も考えていくべきではないでしょうか。駐車場の利用も増えるし、アクセス鉄道の利用者の増加にもつながります。もし、大津町から菊陽町に県営の野球場ができれば、野球場には必ず駐車場の問題が出てくると思います。そのときにも、駐車場に車を止め、電車を利用して球場まで行けるので、利用者の皆さんは、非常に助かると思います。

この駐車場は、料金的には1時間で100円、最高で400円で、1泊2日であれば1,060円という価格になります。

このアクセス、パークアンドライドは、いらいら解消や運動不足の解消、ガソリン代の節約、駐車場料金の節約、CO₂の節約ということで、三つの優しいといううたい文句で沖縄県はパークアンドライドの駐車場を設置しておられます。

アクセス道路の整備とともに、中間駅を起点とした県道瀬田竜田線の周辺整備も踏まえて、中間駅周辺整備も同時に行ってもらいたい。整備が行われるならば、アクセス鉄道を利用して、南部地区の活性化にもつながる。アクセス道路を活用した第3の空港線要望を強く私自身求めるものであります。また、町民の方もそれを望んでおられると思っております。

第3の空港線を将来は阿蘇くまもと空港から高尾野の高規格道路へとつなぐ道路として、国や県

にアピールすべきだと思います。30年、50年を見据えた取組にぜひ町長は取り組んでもらいたいと思います。まちの未来の発展を町長は持つべきだと思います。

そこで、下の三つの点について伺います。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道沿いの道路の整備を第3の空港線として整備をしていただきたい。

②中間駅を利用した多目的駐車場の整備を行い、パークアンドライドとしての利便性を考えてはどうか。

三つ目に、南部地区の開発を促進する道路整備の位置づけをどう考えているのかについてです。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。山本議員の1点目、阿蘇くまもと空港から中間駅を経由し国道57号へ至る、アクセス鉄道沿いの道路を「第3の空港線」として4車線で整備するよう国や県へ強く要望すべき、との御質問についてお答えします。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道については、令和16年度末の開業を目指し、現在、県において都市計画決定や鉄道事業の許可に関する手続きが進められております。本町といたしましても、この鉄道整備を着実に進めることに加え、中間駅周辺を含む沿線地域の交通利便性や生活動線の確保を図っていくことが重要であると考えております。

その上で、現時点の県の計画は、議員御提案のように空港から国道57号までを結ぶ連続した管理用道路を整備するものではなく、鉄道敷設により既存の町道や農道に影響が生じる箇所について、付替え道路等により必要な機能を確保する考え方であると認識をしております。

一方で、議員御指摘のとおり、空港周辺、とりわけ滑走路下のトンネルを通過するルートに交通が集中し、渋滞が常態化していること、また、町内の南北方向の道路ネットワークが弱く、企業進出や宅地開発の進展に伴って交通負荷が増していることは、本町としても重要な課題であると認識をしております。

このため、空港方面への道路整備の必要性につきましては、空港アクセス鉄道とは別事業として、これまでも県に対して要望をしてきたところです。

本町としては、まずは空港アクセス鉄道を着実に進め、その早期実現を図ることを優先すべきであると考えております。その上で、新たな大規模道路整備につきましては、アクセス鉄道を契機、追い風にしつつも、線路整備そのものと一体的に重ねるのではなく、別途、国や県に対して要望し、必要な検討を進めていくべきものと考えております。

その一方で、鉄道整備に伴う付替え道路等につきましては、地域の分断が生じないように、農耕車両や生活車両の動線を十分に確保する観点から、県としっかり協議をしてまいります。

また、南北の幹線道路網の強化につきましては、町としても重要な課題であり、具体的な考え方は3点目で申し上げます。

町を取組を基本としつつ、国や県の支援も求めながら進めてまいります。

本町としましては、空港アクセス鉄道の実現を着実に進めるとともに、沿線地域の交通利便性の向上と生活動線の確保及び地域のにぎわいづくりにしっかり取り組み、将来のまちづくりにつなが

る交通基盤の整備を進めてまいります。

2点目の「中間駅を利用した多目的駐車場の整備」についてお答えをいたします。

中間駅につきましては、空港アクセス鉄道の整備を見据え、本町としても重要な交通結節点となるよう、新たな都市計画マスタープランにもしっかりと位置づけながら、その実現に向けて取り組んでいるところであります。

また、中間駅周辺の開発につきましては、今後、地域や関係団体との勉強会等も開催しながら、必要な開発規模等を整理していきたいと考えています。

山本議員御提案の中間駅を活用した多目的駐車場を整備し、パークアンドライド等に活用してはどうかという点につきましては、自家用車交通の一部を公共交通へ転換させることで、空港方面・熊本市内方面への交通負荷を抑制し、定時性の確保や渋滞緩和に寄与し得る手法の一つであると認識しております。

一方で、中間駅周辺においては、限られた土地の中で、住宅、商業、業務機能などと駐車場機能をどのように配分していくかが重要な論点となります。駐車場を多く取れば、その分、住宅・商業の用地は減ってしまう中で、どのようにやっていくかという観点でございます。

このため、多目的駐車場の在り方につきましては、パークアンドライドとしての需要や効果、周辺道路への影響、整備・運営の手法なども踏まえ、中間駅周辺全体のまちづくりとの整合の中で整理していく必要があると考えております。

また、先ほど役場職員の駐車場等の言及もありましたけども、この町なかにつきましては、まちづくりの整備計画の中で、駐車場等の整備も計画をさせていただいたところでございます。

現時点で具体的な整備方針を申し上げる段階にはございませんが、今後、中間駅周辺の開発と併せて、必要な機能として位置づけるべきかどうか、関係機関や地域の皆様との意見交換も踏まえながら、整理をしてまいります。

3点目の「南部地区の開発を促進する道路整備の位置づけ」についてお答えをいたします。

空港アクセス鉄道の整備が進み、中間駅周辺を含む南部地区において、駅利用や周辺開発に伴う交通需要の増加が見込まれる中、道路整備は極めて重要な課題であると認識をしております。

また、町中心部と南部地区を結ぶ道路につきましては、時間帯により渋滞が発生しており、通勤・通学等の日常交通にも支障が生じていると認識をしております。

このため、本町としましては、国道57号こちら（県道大津植木線）と県道瀬田竜田線を結ぶ南北道路、さらに県道瀬田竜田線、県道瀬田熊本線の道路改良につきまして、中間駅周辺の交通結節機能を支え、南部地区の開発を促進するための基盤となる道路として位置づけております。

あわせて、これらの道路は、町中心部への交通集中を抑え、通過交通と生活交通の分離を図ることと、町全体の渋滞緩和や交通の円滑化にも資するものと考えております。

今後は、中間駅周辺を含む南部地区のまちづくりと一体的に、必要な道路ネットワークの整備を進めるため、国や県の支援も求めながら、計画的に取り組んでまいります。

○副議長（三宮美香） 山本議員。

○13番（山本富二夫議員） 町長のほうから、今説明を受けました。今、阿蘇くまもと空港は朝晩は非常に渋滞がしております。渋滞緩和をなくすためにも、第三空港線は今でも必要だと私は感じております。

今から阿蘇くまもと空港が利用者が今以上に倍増するのではないかと考えられます。その時点では、さあ造ろうと思っても間に合わないのです。いい機会がこのアクセス鉄道の沿線に取付け道路を活用した4車線の道路の建設ではないかと私自身は思って今回質問した訳です。

町長が言われるような、後で周辺整備しながらということでは遅いのではないかとということで、町や国に対して強く要望していただきたいと思うのですが、町長のお考えをもう一度、国や県に対して、アクセス性と同時にアクセス道路の新設について考えるか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

すみません、お伝えの仕方が悪かったかもしれませんが、おっしゃるように、このアクセス鉄道が通る、線路が通るというのは道路整備を進める上でも、よい契機だと思っております。また、国の予算等を取りに行くにつきましても、何もないところに道路をとというのは非常に難しい中で、中間駅という拠点がある中での道路整備というのは一定の説明もしやすいものだと考えております。

ただ、考え方としましては御承知のとおり、今、空港アクセス鉄道の整備が六百数十億かかるという中で、その財源そのものをどうやっていくのかという議論がまだ成立してないところ、またB/Cにつきましても成立させなければ、なかなか進めることができないという中で、かつ側道に関しても現時点では全てを通す訳ではないので、そこをそのまま使うというのも難しい状況でございます。ですので、時期としてはもちろん、そこに合わせたタイミングで追い風に乗ってやっていきたいところではありますけど、要望の仕方としまして、鉄道事業に盛り込んでやるということではなく、それとは別次元の話として、しっかり南北道路の必要性等を国に対して求めているというふうに思っております。

なお、最初の答弁でもお答えしましたが、道路を通す話はこれまでも重ねてきたところですが、その中で今の着地点に現状は来ているという状況でございます。

以上になります。

○副議長（三宮美香） 山本議員。

○13番（山本富二夫議員） 再々質問します。

ぜひ第三の空港線については国等に要望していただければと思います。私は今年の年初めに岩坂の区長を訪ねたときに、アクセス鉄道は、地域ではそれはもう県がやられる、国がやられることだから協力しないことはない。よければ中島や岩坂にとって空港への町道があまりにも狭いので、その空港線のほうを何とか車が離合できる町道にしていただけないかという要望がありましたので、その町道の拡張について、町長が今どう考えられているのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 山本議員、ただいまの質問は、通告書には入っていないと思いますが。

山本議員。

○13番（山本富二夫議員）　じゃあ、岩坂から空港については、ぜひ高遊原台地についての道については、ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、2番目の大津町の山林や田畑や住宅地を守る対策をすべきです。

T SMC進出以降、新たな課題として、近年日本全国で外国人や外国資本による山林、特に水源地や防衛関連施設周辺などの土地の取得が外国人による取得が増加していると、新聞やラジオ等で聞いております。これは他人事ではないと思います。

資料2の、すみません、お願いします。

資料2を見ていただくと、ここに付箋をつけたところの、ここにダムができております。

今回、この部分に白川の畑井手の取入口なんですけども、日当たりの悪い畑なんですけども、昨年地元の内牧の、それも農家にとっては一番大切な畑井手口、取入口の近くの畑、雑種地といいますかね、約30アールを外国人が太陽光発電の設置をしたいので購入したいと不動産業者を通じて打診があったということで、地主さんから私にこうやって土地ば買いたいけど、ここに太陽光を据えろと言うけど、ここは日当たりも悪いし、考えてみてもちょっとおかしいよねというふうなことを言われました。

話を聞いたら、今回は断ったということで言われたので、ああそうですかという話をしましたけども、こうやって、もう本当に投資目的の外国人の方が大津町に土地建物に興味を大変示しておられると思っております。また、大津町の現状を見ても、やはり購入されたと聞くと、これから大津町が発展するための投資開発なら大いに歓迎したいんですけども、現実には外国人からの購入者の方がそのような目的ばかりではないと考えております。

北海道の次にT SMC工場近くの大津町の土地は、外国人や外国資本から見れば、すばらしい地域であると感じておられると思います。ただ、投資目的の土地は、環境保全の立場からも、問題が起らないとは考えられません。

国や県だけに土地の売買を任せるのではなく、大津町自身もしっかりとこういう外国の資本からの土地購入に対しては、目を配って進んで取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、町は早急に対策をすべきだと考えます。そのために、町は外国の方と外国資本と大津町の地域の皆様と共栄共存できるためのしきたりや町の条例や国の法律等をよく理解してもらうためにも、もしそういう話があったときには、きちんと説明をして、町として、やはりこの土地は十分に町のためになるか、いやこれは投資目的だと思うのであれば断るぐらいのことを考えて取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、（1）の土地の売買の規制については、国に強く要望すべきだと思います。土地の売買の規制については、町の独自の対策が考えられるのであれば考えてほしいと思います。

（2）投資目的の外国人が建物や土地の購入後、管理について、空き家や耕作放棄地がトラブルにならないように指導すべきだと考えております。T SMCが出てきて、本当に土地の売買が大津町は活発になってきておりますけども、最近不動産屋さんから聞くと、もうその土地が、利用者が

住宅地についてもそうですけども、利用者が少なく、売買の話も来ているということですので、ぜひそういう面でも、町長は住民のために、また町の発展のために考えていただきたいと思います。そのことについて町長にお伺いします。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の２点目、「大津町の山林や田畑や住宅地を守る対策をすべきだ」との御質問にお答えをいたします。

投資目的による土地取得が各地で報道される中、本町においても、山林・農地・住宅地などの土地資源を守る観点から、適正な土地利用の確保に取り組むことは、重要であると考えております。

また、取得された土地や建物が適切に管理されない場合には、雑草の繁茂や耕作放棄地の発生などにより、周辺環境へ悪影響を及ぼすことも懸念されるため、取得後の適正な管理の確保も重要な課題と認識をしております。

初めに、「土地売買の規制について国に強く要望すべきだ。町の対策は」との御質問についてお答えします。

町としても、無秩序な土地取得や、その後の不適正な利用・管理に対する地域の不安は十分認識しており、地域の土地利用や生活環境を守る上で看過できない課題であると受け止めております。

その上で、本町としては、まず現行制度の下で対応できる事項に着実に取り組み、地域の実情に即した適正な土地利用につなげていくことが重要だと考えています。

なお、国においては、重要土地等調査法による調査制度が設けられているほか、農地については、農地法に基づく許可制度があり、無秩序な取得や転用が行われないよう、一定の仕組みが整えられています。

本町においても、農地の売買や転用については、農業委員会による審査を適切に行い、地域の農業や土地利用に支障が生じないよう、関係機関と連携しながら適正な運用を図っていきます。

また、国土利用計画法に基づく届出制度についても適切に運用し、土地取引や土地利用転換の動向把握に努めます。届出があった場合には、受理や形式確認、内容の把握を行った上で、地域の実情や土地利用計画との整合を踏まえ、必要に応じて意見を付して県へ送付します。

あわせて、土地取得や土地利用をめぐる国の制度議論や動向を注視し、本町として課題があると考えられる事項については、県や関係機関とも情報共有をしながら、必要な対応をしていきます。

次に、「投資目的による建物や土地の購入後の管理について、空き家や耕作放棄地がトラブルにならないように指導すべきだが、町の対応は」との御質問についてです。

土地や建物の所有者の国籍にかかわらず、適切な管理が行われず、空き家や耕作放棄地が地域の環境や農業に影響を及ぼすことは、町としても重要な課題です。

このため町としては、取得後に管理不全や法令・条例に反する利用が生じた場合に、関係法令等に基づいて適切に対応していくことを基本としています。

住宅については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空き家に対して、所有者への助言・指導などを行います。

農地については、農地が持つ多面的機能の維持と地域農業の持続的発展の観点からも、耕作放棄地につながる安易な放置は望ましくありません。このため、農地法や農業委員会の活動を通じて、耕作放棄地の発生防止と農地の適正利用に取り組んでおります。今後も農業委員会等と連携し、農地取得後も適切な管理・利用が図られるように、必要に応じて状況を把握しながら対応をしていきます。

また、山林等における太陽光発電設備の設置を含む開発については、令和5年度に施行した大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例に基づき、計画段階から協議を行い、自然環境及び生活環境に十分配慮するとともに、事故・災害・公害の防止に努め、維持管理や撤去等についても、災害の未然防止の観点から適切に対応をしていきます。必要に応じて関係機関とも連携をしながら対応します。

今後も、投資目的を含む土地取得に伴う無秩序な利用や管理不全が地域に支障を及ぼすことのないよう、既存制度を的確に運用し、地域の土地利用と生活環境の保全につなげてまいります。

○副議長（三宮美香） 山本議員。

○13番（山本富二夫議員） ぜひ、いろんな土地の取得については、国や県等の関係、十分保たれて、この町の財産が有効に生かされるように取り組んでいただきたいなと思います。また、今日の熊日の新聞においても、外国人の地下水利用について、やはり規制をするような都道府県が結構出ているということで新聞に記載されておりました。そういうのも踏まえて、今後も土地の取引等については、町長のこれからの取組を期待しております。

3問目に移ります。

中学校、幼稚園や保育園の給食費無償化を町独自で取り組むべきだについてお伺いします。

私自身、一般質問で給食費の無償化を取り上げるのは、3回目だと思います。給食費の無償化の質問は、多くの同僚議員も取り上げておられます。

資料3、すみません、資料をお願いします。

これは熊本市の学校給食の配膳の写真です。これは大津町の学校給食の写真です。副食がやはり1品足りないかなと、これは父兄と話しても、副食が足りないと言われてますので、熊本市はその点は充実しているので、あえて熊本市の写真を今回ここに出したわけです。

今の給食センターでは、やはりこれ以上の副食は無理と伺っております。国の補助金を活用した小学校給食費の無償化が4月から始まります。

一部自治体では、小学校、中学校、保育園等の給食の無償化にも取り組んでおられます。国補助金を当てにするのではなく、町長は給食無償化を決断すべき時期に来ていると思います。

これから大津町に住もう、子育てや若い世代にとって、幼稚園、保育園の給食費無償化は非常に魅力あるものだと思います。大津町に住んで子育てをしたいと思われると思います。

また、中学校の親にとっても、小学校の給食費無償化が始まるのであれば、中学校の給食費の無償化も同じ義務教育だからと期待されるのは当たり前です。私にも、何で中学校も給食費の無償化がないのって尋ねられます。

今後、幼稚園や保育園の給食無償化を進めていこうと考えておられるのか、現在の幼稚園や保育園の大津町の児童数は930名で、1人当たりの給食費が4,900円と伺っております。幼稚園は12か月と計算した場合には総額で5,500万ぐらいになります。また、中学校の場合は、生徒数が1,300人、1人当たり5,700円、11か月として、金額的には年間8,150万、保育園と中学校と合わせた全体で1億3,300万ぐらいの給食費の負担にはなると思いますが、町は子育てしやすいまちづくりのためにも、また大津町に移住・定住してもらうためにも、中学校や幼稚園、保育園の給食無償化にぜひとも取り組んでもらいたいものです。

熊本県45市町村のうち、15自治体が完全無償化、一部助成している自治体もあります。財源は他の町村でもされているふるさと納税の一部を活用して行うことはできると思います。

子育てしやすいまちとするためにも、給食無償化について、町長に伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の3点目、「中学校、幼稚園や保育園の給食費無償化を町独自で取り組むべきだ」との御質問にお答えをいたします。

子育て世帯への支援を充実させ、若い世代に大津町を選んでいただけるまちづくりを進めていくことは、本町にとって極めて重要なことであると認識をしております。給食費の負担軽減は、そのための重要な施策の一つでございます。

一方で、定住や転入の判断は、給食費の無償化だけで決まるものではなく、教育・保育環境、子育て支援、相談体制なども含めた総合的な暮らしやすさの中で選ばれるものと考えております。そのため、本町では給食費負担の軽減も含めつつ、教育・保育環境全体で選ばれるまちを目指しているところです。

その上で、本町では、限られた財源の中で、まずは子供たちの命と安全、そして学びと育ちの質を支える教育・保育環境の基盤整備を優先して進めております。学校教育の分野では、ICT環境の充実や校舎等の計画的な改修・更新、体育館空調の整備など、子供たちが安全かつ良好な環境で学べる基盤整備を進めております。あわせて、教育指導員の配置充実など、人的支援の強化にも取り組み、子供たち一人一人に目が届く体制づくりを進めているところです。

また、保育・幼児教育の分野におきましても、老朽化した公立園の移転統合・新築を進めるとともに、認定こども園と子育て支援拠点の一体的な整備により、相談支援機能の強化や安心して子育てできる環境づくりを進めております。

こうした中で、学校給食につきましては、令和8年度から国の給食費負担軽減交付金を活用し、小学校給食費の無償化に取り組む方針としております。

一方、中学校につきましては、現時点で国の恒久的な財源措置が講じられていない中ではありますが、物価高騰の影響が続く中でも、保護者負担が急激に増えないよう、地方創生臨時交付金等を活用し、給食費の増額改定を行わず、平成26年度から負担水準を維持する方針としております。また、就学が困難な御家庭に対しましては、就学援助制度の周知と活用を引き続き進めてまいります。

さらに、幼稚園・保育園につきましては、世帯所得や第3子以降など一定の要件に応じた副食費免除の制度があり、本町としても、物価高騰分に対する副食費の一部補助を実施するなど、必要な支援を継続しているところです。

議員御提案の中学校、幼稚園、保育園まで含めた町単独での無償化につきましては、その意義は十分理解をしております。

その上で、本町としましては、給食費等の負担軽減も重要な子育て施策の一つと認識はしておりますが、限られた財源の中では、まずは子供たちの安全・安心と学び・育ちを支える教育・保育環境の基盤整備を優先しているところです。

あわせて、保護者負担の軽減についても総合的に進めておるところです。

なお、中学校、幼稚園、保育園まで含めた町単独での恒常的な無償化を実施する場合には、先ほど議員からお示しありましたとおり、毎年度約1億3,000万円を超える一般財源相当額を継続的に確保していく必要があります。

そのため、本町としましては、現時点では、まず小学校給食費無償化を着実に実施するとともに、教育・保育環境の基盤整備、中学校給食費の負担水準の維持、就学援助、就学前施設における副食費軽減などを進めてまいります。

その上で、中学校や就学前施設における負担軽減の在り方につきましては、国・県の制度動向や財源措置、小学校給食費無償化の実施状況も踏まえながら、状況を見極めて判断をまいります。

○副議長（三宮美香） 山本議員。

○13番（山本富二夫議員） 私が今回、給食費の無償化っていうのを取り上げたかっていうのは、確かに小学校が4月から無償化になるということもありますけども、今まで多くの同僚議員が給食無償化については、一般質問で取り上げております。だけど、何一つ前に進んでいないというのが現状です。

今回、小学校が無償化になったという部分での負担は親にとっては本当に助かる部分だと思います。うちの町ができないのではないと思います。先ほども、副食が一部少ないっていうのはやっぱり給食センターがやはり今の状況では一品増やせないという状況です。その部分も考えて、やはり町長は給食センターの今の状況で副食が無理ならば、給食費の無償化とか、そういうのをやっぱり前向きに考えていってもらいたいと思います。

軽減と言われますけども、軽減ではなかなか私たちが町民の皆様にお答えするときに、町は軽減をするとは言ってるけどということになると思います。

そこで、再質問します。

町で1人当たり3,000円ぐらいの軽減のための補助金等は出せないかどうかについてお伺いしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

給食費を一部減免する考えはないかという趣旨と認識をいたしました。まず、給食費無償化に関

してなんですが、これまで様々な議員から本当に貴重な御意見を多数いただいているところでございます。その中で、できる・できないというお話をすれば、それは財源を持ってくれば、もちろん実現はできる話でございます。ただ、できる・できないの別に、やるべき・やらざるべきかの議論があると思っております。その中で、大津町は、今様々な施設がある中、あるいは給食センターの中でも、仮に建て替えを行い、最新設備にすれば、キャパシティ的には副食を増やし、もう一つおかずを増やすことも可能かと思えます。ただ、結局は、財源は一つしかないので、何に優先してお金を割り振っていくということかなと思っております。

その中で、給食費の無償化というのは家計支援の中で非常に効果もありますし、困っている方が多くいることも分かっております。ただ、今、町として、私の考えでは優先すべきことは、今南小等、様々な学校がありますけども、そういったところをしっかりと整備していくこと。また、温暖化等も進む中で体育館の空調もしっかりと整備していくこと。そうしたところに優先的にお金を配分していったときに、どうしても現時点では給食費、本当に厳しい世帯には就学援助で対応しながら、あるいは物価高騰の中で一部しっかりと負担を抑えながらやっていくことが、バランスを取れた、かつ未来を見据えた、もう今も未来も幸せであり続ける大津町の実現につながると思っておりますので、そういう考え方で進めております。

ただ、中学校の給食費無償化の必要性という、あるいは効果というのは十分認識しておりますので、そうした政策を進める中でしっかりと判断をしていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 山本議員。

○13番（山本富二夫議員） 中学校の給食の無償化については、やはり町独自で財源を充てるべきだと私は感じております。補助金頼みでは、国が今度中学の無償化というのを考えるまで保護者としては待たなければいけないと思いますので、ぜひ町長の英断で給食費の無償化に取り組んでいただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。

午前10時47分 休憩

△

午前11時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

清原さおり議員。

○3番（清原さおり議員） 皆様、こんにちは。傍聴にお越しの皆様、またモニター、インターネット配信で御覧の皆様、ありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、3番議員、清原さおりが通告に従い、一般質問を行います。

今回、私は日本版DBS、いわゆるこども性暴力防止法施行に向けた大津町の準備体制について質問いたします。

本年12月に日本版DBS、いわゆる子ども性暴力防止法が施行されます。

子ども性暴力防止法については、令和6年通常国会に提出され、令和6年6月19日に成立。同月26日に公布されました。

令和8年、今年の12月25日に施行されます。

子ども家庭庁から施行ガイドラインが公表されています。

ガイドライン冒頭のはじめにという言葉に書かれている内容を抜粋して読みます。

教育・保育等の現場における子どもへの性暴力の事案が後を絶たない。子どもへの性暴力等は、子どもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対にこれを防がなければならない。

子どもに対して教育・保育等を行う事業は、子どもの心身の健やかな育成に資することを目的としており、こうした場において、子どもの心身に重大な影響を与える性暴力等の被害を生じさせることは、その目的に反するものである。

また、こうした事業は、従事者が子どもへの指導などを通じて支配的、優越的立場に立ち、継続的に密接な人間関係を持ち、親などの監視がない状況の下で、子どもを預かり、教育、保育等をするなど、特別な社会的関係がある。

このため、子どもに対する性暴力等の発生に特別の注意を払うことが求められる。

このような理念と社会の責任を具現化すべく、学校設置者等及び民間教育・保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和6年6月に成立した。

法の施行に当たっては、ガイドラインで示す事項を適切に事業者及び従事者に実施していただくとともに、国民全体に対する啓発活動等、あらゆる対策を推進していくことにより、社会全体の責任として、子どもに対する性暴力を決して許さない社会の実現を目指していくと書かれています。

この制度について、子ども家庭庁ホームページから文言を抜粋してまとめてみました。資料をお願いします。

ここの、私が作ってまとめたものなんですけど、この青の丸の部分に、多分、一番これを言いたいんだろうなというところで、ちょっと書いてあるんですが、子どもに対する性暴力を決して許さない社会の実現っていうのが、ここの法律の趣旨というふうに私は理解しております。

しかも、ガイドラインによれば、社会全体の責任、もう事業者や行政だけの問題ではなく、社会みんなが考えなければならない、守らなければならない法として理解しております。

制度趣旨としては、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、自社による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務づける。

制度対象としては、こちらの画面のほうを見ていただきたいと思いますと思うんですけど、事業者が行う各事業、業務が、児童等との関係で、支配性、継続性、閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業義務を規定とあります。この義務づけるとは、何を義務づけるかということ、ソフト面、ハード面ともに、防止措置を講じることはもちろんですが、特定性犯罪前科の有無の確認、そして特定性犯罪前科等の措置に適正に管理するための措置が義務となります。

対象となる事業者の区分なんですけども、一番下の4行にまとめてますが、義務対象というところを御覧ください。

小中学校、幼稚園、認可保育所、認定こども園、また児童養護施設、障害児施設などは、公立・私立を問わずに全ての施設や事業者が義務対象となります。

下のオレンジ色で書いている認定対象というところを御覧ください。

学童保育やこどもの居場所事業、学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に、法律の対象となります。この申請は任意ということになります。

また、正規職員だけではなく、会計年度任用職員、委託事業の職員、さらには継続的にこどもと関わるボランティアなど、例えば地域学校協働活動なども想定されており、自治体、現場に与える影響は決して少なくありません。

今回の質問では、実際に事業者が行う実務内容については触れません。例えば、何か事案が発生した場合の対応はどうするのかとか、そういう内容のことは今回は論点といたしません。

まずは制度の趣旨と概要のみ触れさせていただいています。

補助資料、次のページをお願いします。

こちらの資料を御覧ください。

施行までに検討すべき論点や課題は山積みで、複雑に考えがちですが、今、自分たちがやるべきことを整理していけば、先が見えてくるのではないかと思います。こちらにまとめているものは、ごく一部で、一番下の米印に書いてありますけど、今連絡会議等が設置されていて、円滑な施行及び運用に向けて検討を進めている最中というふうに聞いています。

まだまだこれだけ、1から7、たくさんあるんですが、そちらのほうもはっきりとまだ決まっておらず、検討課題として挙げてありました。

また、次のページをお願いします。

ただ、現在考えられている大きな留意点があります。この制度は単に犯罪歴の有無を調べることが目的ではないです。確認結果の適切な取扱い、個人情報の厳格な管理、不当な差別や排除を生まない配慮といった極めて慎重な制度運用が同時に求められている仕組みとなっています。

この個人情報の厳格な管理というのは、事業者のパソコン内にデータも残してはいけない。

個人に犯罪歴があることはおろか、ないことも漏らしてはいけないということです。

例えば、保護者さんとかが、この方は勤務しているから犯罪歴はないってことですよねという雑談になったとしても、はいと言うのは、それも個人情報の漏えいとなります。これは個人情報に関することなので答えられないと回答することが求められます。

事業者に就労するスタッフ全員にも徹底周知しなければなりません。

また、認定事業者は必ずしも認定取得する義務はなく、先ほど言ったオレンジの部分の事業者ですね。もし取得した場合、国のデータベースに報告する義務など事務作業が膨大になることに注意が必要です。

ただし、認定取得して得られる最大のメリットは、認定を受けた事業者として、社会に広く示す

ことができるということですが、認定を取得しない、もう申請をしないという事業者でも、このことも性暴力防止法について理解せず、対策を講じることもしなくていいというわけではありません。法の遵守は、全ての人に当てはまります。

事業者さんなりの対策をしたり、研修を行ったりするような説明、研修の機会を設けることが大事だと思います。

ちょっと複雑なんですけど、私なりに整理をいたしますと、まず、こども性暴力防止法は、今年末に施行されます。これは社会全体の責任で、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現を目指すということが、大本の、根本の趣旨です。

対象事業者は防止措置、また特定性犯罪前科の有無の確認等を行いますが、個人情報適正に管理する事務作業が発生するということをきちっと認識する必要があるという内容です。

私なりに今、大津町で取り組むべきことを整理しました。

施行まで1年を切り、庁内の体制の整備、義務対象はもちろんですが、広い範囲の関係者や町職員への説明、研修等のスケジュールを考えると、待ったなしの対応が求められると思います。

それでは、質問に入ります。

初めに、体制整備について伺います。

この制度は、教育委員会、福祉部局、人事、総務部局、委託事業担当など複数部局にまたがる対応が必要になると考えられています。非常に横断的な制度だと思っています。

①番、本法への対応について、大津町としての所管部署はどこでしょうか。

②番、庁内の連携体制はどのように構築する予定でしょうか。

次に、実務面について伺います。

本制度は、国のデータベース照会、本人同意の取得、情報の厳格管理など、現場にとって新たな事務負担と高度な個人情報管理を伴います。現場任せ、個別判断任せにすれば混乱や萎縮、ひいては人材確保の困難にもつながりかねません。

そこで、①番、町として、認定対象事業者の想定を示していただきたいです。

②番、国のデータベース照会、本人同意、情報管理等について、町として運用方針を示す考えはありますか。

③番、個人情報保護制度との関係について、町としてどのように整理しようとしていますか。

最後に三つ目の質問です。

関係者への説明、研修、相談・支援体制について伺います。

この制度は、趣旨を誤解すれば疑われる制度、監視の制度と受け取られ、現場職員や地域ボランティアの意識低下や、担い手不足を招くおそれもあります。

一方で、制度の趣旨と目的を正しく共有できれば、こどもを守るための共通ルールとして、現場の安心感につながる可能性もあります。

そこで伺います。

①番、町として、施設職員、関係者、ボランティア等に対し、制度の趣旨や運用について説明す

る機会を設ける予定はありますか。

②番、職員・関係者向けの研修の実施計画や施行までのスケジュールがあれば教えてください。

③番、不安や疑問、運用上のトラブルが生じた場合の相談窓口や支援体制を整備する考えはありますか。

町長、教育長の答弁を求めます。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 清原議員の「日本版DBS（こども性暴力防止法）施行に向けた大津町の準備体制について」の御質問にお答えいたします。

先ほど議員からもございましたが、こども性暴力防止法とは、教育・保育など、こどもに日常的に接する場における性暴力を未然に防止し、こどもの心身の安全を確保することを目的とし、令和6年の6月に成立し、令和8年の12月25日に施行される法律です。

町としても、本制度の趣旨を重く受け止め、こどもが安心して学び、生活できる環境を確保するため、関係機関と連携しながら、制度施行に向けた準備を着実に進めていく必要があると考えております。

詳細は、議員が御紹介されたとおりですが、本制度は単なる法令対応にとどまるものではなく、こどもの権利と安全を守るための実効性のある仕組みとして受け止めており、町として、関係部署が連携しながら、体制整備や対象整理、説明・研修、相談対応などを計画的に進めていく考えであります。

その上で、議員からの3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目、町の体制整備についてです。幅広い事業者が対象となりますので、町としての統一的な運用方針を基に、関係部署が連携して対応していきます。相談や問合せにつきましては、その内容に応じて、子育て支援領域は子育て支援課が、学校領域は教育委員会が窓口となる体制を整えていきます。これにより、事業者や関係者が迷うことのない分かりやすい運用体制を構築していきます。

なお、安全確保措置の指導監督につきましては、義務対象事業者は認可等を所管する行政庁が行うこととされており、認定事業者に対しては、国のこども家庭庁が直接監督を行う仕組みとなっております。

続いて、2点目の実務面についてです。本町における認定対象事業者の想定につきましては、現在、国が示すガイドライン等を踏まえながら整理を進めているところです。

とりわけ、町が指定管理または委託により実施している事業、例えば学童保育などにつきましては、子供たちの安全を最優先に考え、認定取得を基本的な方向として、実務上の課題整理を進めていく考えであります。

今後、対象事業者の範囲について早期に明確化し、関係事業者への丁寧な周知を図るとともに、円滑な制度対応に努めてまいります。

また、町としての運用方針について、本制度は国の統一的な枠組みに基づき運用されるものです。

その上で、本町としては、適正手続の確保、不当な差別につながらない運用、事業者への丁寧な説明、実務上の混乱防止といった事項を整理しながら対応を進めていく考えです。

次に、個人情報保護制度との関係についてです。性犯罪歴の有無の確認は、再犯防止の観点から極めて重要な措置であると認識をしております。一方で、この犯罪事実確認記録等は、個人情報の中でも特に配慮が必要な秘匿性の高い個人情報であるため、法においては、個人情報保護法上の規律に加え、より厳格な規制として事業者に対し、情報管理規定の策定及び遵守を義務づけるとともに、取得・利用・廃棄・報告に至るまでの各段階において適正な管理を講ずることが求められています。

御質問の3点目の関係者への説明、研修、相談支援体制についてです。

本制度は新たな仕組みであることから、事業者や現場職員にとって、制度内容や手続が十分に理解されていない部分も想定されます。

そのため、本町としては、関係事業者への説明会の開催や職員研修の実施、制度利用に関する相談窓口の整備などを進めるとともに、国や県が示す資料や研修教材を活用しつつ、町内の対象事業や相談先など、必要な補足事項を整理し、関係者への周知や現場での共有につなげてまいります。

また、事業者や関係者からの相談や問合せにつきましては、その内容に応じて教育委員会、または子育て支援課につなぐ運用とすることで、関係者が迷うことのない体制を整えてまいります。

最後に、町が設置する施設における対応について御説明します。

本町は、町立小中学校及び町立保育所・幼稚園における従事者の性犯罪歴を確認する本法の義務対象者となります。確認の主体は、町長部局の人事担当及び教育委員会となりますが、新規採用時の確認に加え、現職職員につきましても、法令及び国のガイドラインに沿って適切に手続を進めていくこととなります。制度施行に向けた準備を着実に進め、子供たちが安心して学び、生活できる環境の確保に努めてまいります。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。私からは清原議員の御質問につきまして、学校教育の現場における対応についてお答えさせていただきます。

日本版DBS、いわゆるこども性暴力防止法は、子供と日常的・継続的に関わる者について、性犯罪歴の有無を確認することにより、子供への性暴力を未然に防止することを目的とする制度であり、学校現場においても極めて重要な制度であると受け止めています。

まず、学校領域における対象者の整理についてですが、町立小中学校においては、校長・教頭・教諭等の県費負担教職員に加え、町費負担の会計年度任用職員、特別支援教育支援員、部活動指導員、外部講師、学習支援員、学校司書、さらには会計年度任用職員ではない見守り活動等に関わるボランティアの方々など、子供と継続的に関わる多様な人材が学校運営に関わっております。確認の実施主体につきましては、任命権者との関係で言いますと、県費負担教職員については熊本県が、町費負担等につきましては町が確認を行うこととなります。ただ、先ほど答弁しましたように、学校教育現場には、それ以外の多様な方々の関わりがあります。教育委員会としましては、任命権の

所在を踏まえつつ、県教育委員会及び今後町長部局と連携しながら、本制度の趣旨を踏まえ、どの業務が対象となり、どの範囲まで確認を要するかについて、町の統一方針の下で具体的に整理し、学校現場での運用に齟齬が生じないよう調整を図っていくところでございます。

次に、学校現場での実装についてです。

本制度を形式的な確認作業にとどめることなく、実効性ある安全確保措置とするためには、確認のタイミング、本人同意の取得方法、結果情報の管理、配置判断の在り方など、具体的な運用手順を明確にすることが重要です。教育委員会としましては、町の統一ルールに基づく学校向け手順書を整備し、校長会等を通じて周知徹底を図り、全職員への理解の深化に努めていきます。

また、地域人材や外部講師、ボランティアなどにつきましても、制度の趣旨や必要な手続について、丁寧な説明を行い、子供の安全確保と教育活動の円滑な継続が両立できるよう配慮していきます。

研修につきましても、単なる制度説明にとどまらず、現場で判断に迷いやすい場面への対応や、関係者からの質問への説明方法など、実務に即した内容とし、施行までの間に段階的に実施していきます。特に、校長・教頭など管理職及び実務担当者を中心に制度理解と適正運用の徹底を図ります。

さらに、制度運用に伴う不安や疑問、トラブルが生じた場合に備え、学校から教育委員会へ速やかに相談できる体制を再整備するとともに、内容に応じて、町長部局や関係機関と連携しながら対応する仕組みを構築します。学校現場が孤立することのないよう、責任を持って支援していくところです。

教育委員会としましては、本制度を学校におけるセーフガーディング体制を一段と高める契機と捉え、こどもの権利と安全を守る、実効性ある運用に向け、着実に準備を進めてまいります。

○副議長（三宮美香） 清原議員。

○3番（清原さおり議員） 着実にスケジュール感を持って対応していただけるという御答弁で、私も非常に安心したところですが、再質問をしたいと思います。

先ほどの私の問いと皆さんの答弁も同じような理解だと思ってますが、法の理解と共通認識というのが、やっぱりマストだなと思っているところですが、例えば関係者っていう中に、これは多分、整備がある程度進んでからとは思いますが、多分、保護者への説明というのも非常に大事になってくるのではないかと思います。

やっぱり理解を求めるという説明っていうのは必須だと思いますが、法の施行前に実施していただけるかどうかということが1点。

二つあります。もう一点が、例えば雇用契約ですね、会計年度任用職員さんとかと雇用契約結ばれると思いますし、各事業者さんは、就業規則等の見直し等も多分、早急に必要になってくるのではないかと思います。そちらのことはどう考えていらっしゃるかというこの2点を質問したいと思います。

○副議長（三宮美香） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おはようございます。ただいまの再質問につきまして、まず1点目の保護者の説明につきましては、施行前に実施できるのかというところですが、広報等で制度実施についてはしっかり周知していく必要があると思っておりますので、そういった形で実施していきたいと考えております。

2点目の雇用契約に関しましては、ガイドラインは出てますが、まだマニュアル等が出てないところがございますので、そういったのと合わせて、町のほうでも確認しながらやっていきたいと考えております。今回、今年12月から始まる日本版DBSは過去の犯罪履歴を確認するだけでなく、やはり子供を守るため、そして真面目に働いている職員を守るための制度でもあります。なので、日常の職場づくりや環境づくりも併せてすることで、初めてこの効果を発するような制度でございます。そういったところで、町としましても研修とか相談とか、そういった対応も含めてスムーズにスタートできるように事業者と協力しながらやっていきたいと考えております。

○副議長（三宮美香） 清原議員。

○3番（清原さおり議員） 今、大隈部長が発言された、スムーズにスタートをしていくためについていう言葉が本当にそのとおりだと思います。まだ12月まで時間はあると言っても、もう今3月です。もう12月の段階では、もう、よし準備完了した、スムーズにスタートしようということができるように、今、保護者さんへの説明等も考えていらっしゃるということで、非常に安心したところです。

これで終わりたいと思いますが、日本版DBSは、あくまで入り口のチェックにすぎませんし、犯罪歴がない人が職務に就いた後で初犯となる場合は防ぐことができません。本質は、日常的に子供の安全を守る文化を町としてどうやって育てて、どう仕組み化するかにあります。今回の法対応を契機として、大津町においても、こどもの権利や安全をまちの基本姿勢として明文化する取組へつながっていくことを期待しまして、私からの質問を終わります。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。

午前11時29分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○6番（大村裕一郎議員） 改めましてこんにちは。それでは、議席番号6番、大村裕一郎が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は食農教育について、物価上昇に伴う町の動きについての2問となります。

それでは、1問目の質問に入りたいと思います。

持続的な農業の形成において必要なものは、主に従事する人、耕作する土地、持続的な経営を維持するための農畜産物の価格の3点が挙げられると以前から一般質問にて発言をしてきました。こ

の質問は従事する人、持続的な経営を維持するための農畜産物の価格に関して質問いたします。

それでは始めます。

国では、心身の健康と豊かな人間形成を目指し、食育基本法が２００５年に制定され、食は知育・徳育・体育の基本であると位置づけられ、国、地方公共団体、学校、保育所、地域が連携し様々な取組が食育として実践されてきました。

また、ＪＡグループにおいても、先ほど述べた食育と農業を掛け合わせた食農育が提唱され、ふだん口にする野菜の名前が分からないなどの知識不足、子供の朝食欠食、コミュニケーションがなく、１人で食事をする、いわゆる孤食などの課題解決のため、地産地消の取組や農業体験、親子料理教室、市民菜園、バケツでの稲作り、作文・図画コンクールなどが行われています。

この活動は、副次的ではありますが、食や農業を身近に見ることによる農業の持つ多面的な価値の理解や、食材を選ぶ目を育てることにもつながります。

学校によっては、農業体験だけ、食育だけ実践されているようですが、農業の大切さや大変さを学んだ上で、その食材を使って調理し、食す。これを全て通して学ぶことで、食の価値、農業の価値を学ぶことができると考えております。

町として、この食農育を推進すべきではないかと考えますが、町長、教育長の考えを問います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆さんこんにちは。大村議員の御質問にお答えいたします。

食は命の源であり、それを支える農業への理解を深め、食と農のつながりを学ぶことは、健全な食生活の実践にとどまらず、本町の基幹産業である農業の多面的な価値を次世代に継承していく上で重要であると認識をしております。

本町におきましては、これまでも大津町健康づくり推進計画に基づく取組に加え、地場産物の活用促進や農業関係団体と連携した収穫体験など、食と農を結びつける取組を推進してきました。具体的な取組を挙げますと、南小学校区でネットワーク大津が実施しております稲刈り体験や麦踏み体験をはじめ、本町と菊陽町、おおきく土地改良区が連携して実施しております田んぼの学校では、田植や稲刈りなどの農業体験に親子で参加する取組を長年行っております。

これらの取組は、議員御提案の食農教育の視点にも通ずるものであり、子供たちが食を支える農業への理解を深め、地産地消や食への感謝の心を育む上で、意義あるものと考えております。

今後も、ＪＡや生産者の皆様、地域組織、教育委員会等との連携を一層深め、地域資源を生かしながら、学校ごとの実情も踏まえた食と農に触れる学びの機会の充実につながる環境づくりに努めてまいります。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。大村議員の「食農教育について」の御質問にお答えいたします。

先ほど議員からもありましたけれども、ＪＡにおける食農教育は、食育の中でも特に農業と食の関係に焦点を当て、農業体験などを通した食と農の関係や生産者の工夫や苦勞、地域農業の重要性

を学ぶことを大切にされていると認識しています。

また、学校における食育は食育基本法に基づき、学校教育活動全体を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てることを目標に取り組んでおり、食料生産への理解や自然の恵みへの感謝などを育むことも求められています。

議員御提案の食農教育と食育は、食べ物がどのように作られるかを学ぶ過程におきまして、食材の背景にある人の営みへの共感を深めるなど、共通点も大変多いことから、町内の学校におきましても、JA等の協力を得ながら、田植体験や学校農園での野菜等の栽培などを行っているところがあります。

一方で、近年本町の中心部におきましては、以前のように児童・生徒が農作物や営農の様子を目にしたり、農家の方々と直接接したりする機会も少なくなっております。それを補完する一つの事例として学校給食センターに勤務する栄養教諭が自ら地元の農家へ足を運び、生産現場の創意工夫や作物を育てる上での苦労、消費者に美味しいものを届けたいという生産者の思いなどを直接取材させていただき、動画を作成しております。これを担任と協力しながら、給食の時間や、食育の授業において活用しているところでございます。

このほかにも、教科指導の一環として、生産者の思いを知る様々な取組を通して、子供たちは生産者を身近に感じながら、食に関わる方々への理解や感謝の気持ちを育んでいるところです。

今後も栄養教諭の専門性を最大限に生かすとともに、学校教育活動全体を通じた食育の充実を図っていきたいと考えております。

なお、詳細につきましてはこの後、教育部長のほうから説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 皆さんこんにちは。私のほうからは大村議員の「食農教育について」の御質問に、実務的な観点からお答えいたします。

学校教育におきましては、学習指導要領に基づき、食に関する指導を教育活動全体の中に位置づけております。具体的な推進に当たっては、以下の3点を柱として取り組んでいます。

一つ目は、教科等との関連づけによる知識の定着と実体験の整合です。生活科、理科、社会科、家庭科などの授業において栽培活動と座学を効果的に組み合わせております。

低学年でのミニトマト等の栽培、中・高学年での特産品であるカライモや米作りの体験を通じ、成長の過程を五感で知るとともに、一粒の米、一粒の野菜にかけられる手間暇を理解させることで、食べ物を大切にする規範意識の醸成を図っております。

二つ目は、総合的な学習の時間等において、農家の方やネットワーク大津、JA等の皆様をゲストティーチャーとして招聘するほか、中学校の職場体験学習におきましても、農家で受入れ事例がございます。

実際の農作業に従事し、生産者の経営哲学やプロの技術に直接触れる経験は勤労観の育成のみならず、農業を将来の選択肢として捉え直すキャリア教育としての高い効果を確認しているところであります。

なお、こうした貴重な学びの機会を維持・拡大するためには、協力いただける農家の確保が不可欠です。今後、町長部局や農業関係機関と緊密に連携し、子供たちの学びを支えていただける農家の発掘にも努めてまいります。

三つ目は、生きた教材としての学校給食の活用と、情報発信の強化です。給食の時間は、食農教育を実践する生きた教材の場です。栄養教諭が継続的に実施している農家取材の内容を給食時の放送や掲示物、食育だより等を通じて体系的に発信しております。

提供する地場産物と、その生産背景にある情報を、セットで児童・生徒へ届けることで、日常的に食と農への関心を高める工夫を凝らしております。

今後の推進につきましても、現在展開しているこれらの活動を各学校の指導計画の中で、より効果的に連動させ、運用の質を向上させることで議員御指摘の課題解決に資する食農教育を引き続き推進してまいります。

○副議長（三宮美香） 大村議員。

○6番（大村裕一郎議員） 再度質問いたします。今回、まずこの質問をするに至った背景として、よく野菜の値段が上がったというところで、テレビなどでよく報道があるんですけれども、そういった姿を見て、やはり農家の方たちというのは非常に肩を落とされて、営農意欲というのが失われている現状がございます。

そういった中で、やはりその根底的な原因っていうのは、やはり日本全体の話もあるんですけれども、その食品自体の価値っていうのを皆さんがしっかり理解がまだ深まっていないっていうのがあるのではないかなというふうに思ってます。ただ、そういった中で、今回やはりその農家の方たちの姿が見えるような教育っていうのが必要ではないかなと思いますけれども、様々される中で農家の方たちがしっかり入っていただけるような仕組みを今後構築していくのかどうか再度質問いたします。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 大村議員の再質問にお答えいたします。

通常、野菜の値段が上がれば、高く売れてよかったなと思うようですが、実態としては購買の意識が下がって、実際苦勞されているというお話だったと思います。そういう中で、消費活動であったり、そういったものをきちんと子供たちも理解できるように農家との交流とか、そういったものをしっかり取り組む必要があるのではないかと御質問だったかと思います。

町では、キャリア教育にも当然力を入れております。キャリア教育を推進していく中で、やはり農家との交流、農業体験、そういったものは必要だと思います。あわせて、地産地消の理解、こういったものにもつなげていく必要があるかと考えております。

町としては、JAさん、またネットワーク大津さん、様々な団体があります。また、個人で協力していただける農家さんもありますので、そういった農家さんも引き続き発掘しながら、職場体験、そういったことに協力いただければ、子供たちもしっかり農業を理解できると思いますので、引き続きキャリア教育を基盤とした農業理解に努めていきたいと思っております。

○副議長（三宮美香） 大村議員。

○6番（大村裕一郎議員） 私、すごく最近いいなと思ったことがありまして、私の息子の教科書を見たときに、その教科書は税金で賄われています。大切に使いましょうと記載があったんですけども、食品も同じで、農家の方々が本当に大切に苦労して作られていますので、そういった精神とこのををしっかり子供たちに伝えていっていただきますようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、物価上昇に伴う町の動きについてになります。

2022年頃から年2%強で物価上昇が続いておりますが、国際情勢の悪化に伴い、さらに物価高に向かうことが予想されます。もちろん物価高対策で国・県なども様々な対策を講じておりますが、身近な部分で、町民の方々に影響がある部分を抽出して3点を質問します。

まず一つ目は、施政方針でうたわれていた地域役員等の成り手不足に関してです。私が把握しているだけでも少数ではありますが、いわゆる区長さんの方が40代で子育て世代の方もいらっしゃいます。そういった方は仕事の時間を削って区長を務めていらっしゃいます。

ですが、現在支払われている委託などの対価に対する報酬は適切なものなのか。その報酬が適切ではないから、成り手がいないのではないかを問います。

二つ目は、中学校区実行委員会の名目で地域学校協働活動に対して、全ての小中学校に年1万5,000円が支払われておりますが、その活動費のお金は十分に足りているのか。

三つ目は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条、第3条に記載のある契約5,000万円、物品700万円や、町長の専決事項の金額の見直しを物価上昇に伴い行うべきではないか。この3点を問います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の2点目の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、物価が継続的に上昇する中で、町民生活のみならず、行政運営の様々な分野においても影響が生じておりますことは、持続可能な町政運営を行う上で重要な課題であると認識をしております。そのことを前提として、私からは1点目と3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問の1点目、行政区嘱託員等の成り手不足の要因についてであります。これまでアンケート等を通して、行政区嘱託員からいただいた御意見としては、報酬等が低いことが担い手不足の主たる要因として挙げられている状況にはなく、文書配布など行政区嘱託員等の業務の負担をはじめ、地域の高齢化や就労年齢の高齢化による担い手の減少を主な原因として挙げられております。

こうした結果も踏まえ、町としては、まずは行政区嘱託員等の業務負担軽減を図ることが重要であるとの考えから、令和8年4月より、行政区嘱託員等による文書配布を月2回から月1回へと見直すことといたしました。業務量の軽減により、担い手確保につなげていきたいと考えております。

現在、行政区嘱託員に応じた委託料を、行政協力員には文書配布事務への報償費をそれぞれお支

払いしているところではありますが、これらはいずれも近年改定を行っていない状況でございます。

今回の文書配付業務の見直しに伴い、配布日数が月1回となり、業務量がおおむね半減することから、行政区嘱託員の戸数割を1,400円から1,200円に、行政協力員の報償費を600円から400円に整理いたします。額の見直しは基本的に業務量の変更に応じた見直しでございます。物価高騰が続く中で、報酬水準の在り方について検討すべきとの御指摘は重く受け止めておりますが、まずは業務の効率化と負担軽減の効果を見極めることが重要であると考えております。

その上で、来年度は文書配布の見直し後の状況を検証しつつ、次の段階として、業者によるポスティングの導入なども含め、業務の在り方を検討してまいります。その際には、物価上昇等の社会情勢も踏まえ、行政区嘱託員等に係る費用の在り方についても併せて整理してまいります。

次に、3点目の専決事項等の金額の見直しについてですが、物価上昇や公共工事費の高騰については、町としても認識しており、インフラ整備や老朽化対策の進展により、事業規模が拡大している状況も踏まえる必要があると考えております。

一方で、議会の議決制度は、町の重要な契約や財産取得について議会の関与を確保し、透明性と統制を担保するための制度であり、物価上昇のみを理由に自動的に見直す性質のものではないと認識をしております。

現在のところ、現行基準により議決案件が過度に増加している状況や、事業執行に支障が生じている状況には至っておりません。

今後、物価動向や事業量の推移により課題が顕在化した場合には、実態を丁寧に検証の上、議会の議決案件制度や専決事項の取扱いも含め、議会と十分協議しながら検討してまいります。現時点で直ちに改正が必要との判断には至っておりません。

今後とも、物価上昇による社会情勢や地域の実情を踏まえながら、持続可能な町政運営に努めてまいります。なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 私からは、大村議員の2点目の「地域学校協働活動に対して、町から支出しているお金は十分に足りているのか」との御質問にお答えします。

まず、地域学校協働活動におきまして、地域の方々が快く積極的に携わっていただいていることに対しまして、心より感謝を申し上げます。

地域学校協働活動は、登下校の見守りや学校敷地の美化、本の読み聞かせや郷土学習に至るまで、幅広い分野で地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動であり、地域の皆様のボランティアによってしっかりと支えられています。

教育委員会では、その活動を推進するため、学校運営協議会を置く全ての小中学校に5万円の活動費を補助しています。また、大津町青少年育成町民会議を通して、各校に1万5,000円が補助されており、こちらが先ほど議員から御紹介があったものだと思います。これらの補助金が地域学校協働活動の一助になっているものと考えております。なお、一部の学校では、地域づくり活動支援事業補助金を活用しながら、活動の充実を図られた例もあるとお聞きしているところです。

一方、2月に実施しました地域学校協働活動統括コーディネーターと町事務局との協議の中では、活動を支える人材確保の課題や、統括コーディネーターが行う広報活動の困難さに加え、イベント等の開催時における資金調達の難しさなどの声が寄せられました。

教育委員会としましては、今後、このようなコーディネーター会議や学校からの意見を伺いながら、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する大きな役割を担っていただく地域学校協働活動が今後とも充実し、また持続可能な活動となりますように、補助金も含めた支援の在り方については検討してまいります。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは、3点目の専決事項等の金額の見直しについての質問に関し、議会の議決案件制度と現行基準の位置づけについて御説明いたします。

まず、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号において、議会の議決に付すべき契約や財産の取得・処分については、政令で示される基準を下限として条例で定めることとされております。

地方自治法施行令では、自治体の区分ごとに下限基準が整理されており、町村においては、工事または製造の請負は予定価格5,000万円以上、不動産または不動産の買入れ等は700万円以上を下限基準として定めることとしております。

本町では、この施行令基準と同額を条例で定め、運用しております。

直近の議決案件の件数は、工事請負契約が令和5年度3件、令和6年度3件、令和7年度6件、財産取得が各年度2件となっております。

令和7年度は件数が増加しておりますが、新規のインフラ整備や施設の長寿命化対策など、全体的な事業量の増加が大きく影響しており、物価上昇のみが要因ではございません。

県内の状況を見ますと、菊陽町や玉東町のように、財産の基準額を実情に応じて引き上げている例もございますが、多くの町村では施行令と同水準の基準を採用しております。

以上を踏まえますと、本町の現行基準は標準的な水準であり、現時点で制度運用上の大きな支障は生じてないと整理しているところです。

このような状況において、議決基準額を引き上げますと、首長の執行権限に対する議会の関与の範囲が相対的に縮小し、結果としてチェック機能が弱まるおそれがあります。また、予定価格5,000万円以上の契約における500万円以内の契約変更を町長の専決事項とする指定につきましても、専決の要件となる変更金額の引下げについては、同様の考えであります。

そのため、これらの基準額の見直しに当たりましては、単に工事費等の高騰だけでなく、議会の関与の在り方、透明性の確保、住民への説明責任など総合的な観点から慎重に検討する必要があると考えております。

今後も工事費の動向や他自治体の状況を注視しつつ、議決件数の増加を含む執行上の課題が生じた場合には、客観的データに基づき検証を行い、議会の議決案件の基準や専決事項の取扱いも含め、議会と十分協議の上、適切な基準の在り方について研究してまいります。

○副議長（三宮美香） 大村議員。

○6番（大村裕一郎議員） まず一つ目に関してですけれども、こちらちょっと再度質問させていただきたいと思います。

今、区長さんのほうに行政嘱託員等の方たちにアンケートを取られたということでございますけれども、実情として代われる方がいないと言われている方が大半ではないかなというふうに思っています。そして、地域の中での役を受けたがらない若手の方が増えてきてる中で、実際、現状として、ある程度の金額をもらわないと、皆さん仕事されてる方もいらっしゃいますので、先ほど述べましたとおり40代で、子供さんがいらっしゃる方もいるといった中で、自分の仕事を切ってまで受けないというのが実情ではないかなというふうに思っています。そういった状況を踏まえた上でも、先ほど言われたような負担軽減だけを行うのか、そこを再度質問させていただきたいと思います。

二つ目、三つ目に関しては承知しているので大丈夫です。

○副議長（三宮美香） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 議員の再質疑にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、現在ではフルタイムで働かれる共働き、こういった方がおられまして、非常に地域の役員の成り手、困られていると思います。そこで、まず町としましては、行政区嘱託員は町からの文書配布や連絡調整など行政事務の補助を担っていただく立場と、一方で自治会長として地域の自主的な活動やコミュニティー、運営を行う住民組織の代表としての立場があります。両者は役割・性格とも異なることから、その役割につきましてはしっかりと整理しておく必要があると考えているところです。

その上で、今後につきましては文書配布の見直し後の状況を検証しつつ、業者によるポスティングの導入など、業務の在り方そのものについて検討を進めてまいります。その際には行政区嘱託員の皆様からいただいている御意見や、自治会との役割分担の整理、物価上昇など社会情勢を踏まえながら行政区嘱託員に係る報酬の在り方についても併せて検討してまいりたいと考えております。

町としましては、地域の担い手となる皆様の負担軽減と持続可能な地域の運営の両立を図る観点から、丁寧に議論を進めてまいりたいと考えているところです。

○副議長（三宮美香） 大村議員。

○6番（大村裕一郎議員） 検討していただけるというところなので、しっかり実情を見ていただいて、今後も検討、よりよい方向での検討をお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（三宮美香） しばらく休憩します。

午後1時30分 休憩

△

午後1時40分 再開

○副議長（三宮美香） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山部良二議員。

○12番（山部良二議員） こんにちは。本日はお忙しい中、傍聴にいただき、誠にありがとうございます。

います。それでは議席番号12番、山部良二が通告に従い質問を始めます。

12月の質問に続いて、再度肥後大津駅前の陣内踏切について質問いたします。

この踏切は、駅に隣接する駅隣接踏切であり、もともと遮断時間が長く、朝夕は慢性的に車列が発生いたします。

資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。

列車が発車する前から遮断機が降下する構造のため、警報開始から遮断降下までが約15秒、列車待ち、ホーム停車中が60秒から90秒、安全確認を行い、発車し、通過までが15秒、1列車当たり平均して約90秒閉鎖する計算になります。いろいろ、様々な要素でもっと長くなる可能性も十分にあります。ここにアクセス鉄道整備に伴う大幅増便が加わり、現在肥後大津・宮地間は上下約38本ですが、将来は約162本、実に4倍になります。

資料1の2を見ていただいてよろしいでしょうか。これは7時から8時のシミュレーションです。単純に時間換算すると、朝7時から8時までで約12本の列車が通過する計算です。

駅隣接踏切では、1回の遮断時間が、先ほども申しましたが約90秒が一般的です。これを掛け合わせると1時間のうち少なくとも18分、最低でも30%が遮断状態となります。つまり3分に1回閉まる踏切です。

これはもはや少し不便という話では表せられません。車が滞留する、バスが遅れる、通学路が遮られる。そして最も重要なのは、緊急搬送が遮断される可能性があるということです。命に関わる問題です。

さらに、交通量を保守的に見積もっても1時間当たり600台の通行があれば、1回の遮断で約15台、距離にして100メートル以上の渋滞が発生いたします。一時間に数十回これが繰り返されれば、200メートルから300メートル級の渋滞は十分に起こり得ます。

全国的に見れば、これは開かずの踏切の同水準であり、立体交差を検討するレベルの数値です。私はここで何も町を責めたいわけではありません。しかし問題は、町が現状や数値を把握しているかどうかです。感覚ではなく、データの話です。

そこで端的にお伺いいたします。交通量調査は実施していますか。遮断時間、遮断率、渋滞長の将来予測はありますか。緊急搬送、消防活動への影響試算はありますか。実施済みなら、その数値を示してください。未実施なら、いつまでに行うか明言していただきたい。

アクセス鉄道は、未来の夢物語ではありません。実現前提の事業です。問題が起きてから対策をするのでは、行政は後追いとなります。事前に予測し、事前に備えることが行政の責務ではないでしょうか。

さらにお伺いいたします。立体交差を検討すべきではないでしょうか。また南北を通ず迂回路整備等、具体的な検討スケジュールを示していただきたい。県の具体的な計画が発表されてからでは間に合わないと思います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の1点目の質問、「陣内踏切問題について」お答えをいたします。

陣内踏切につきましては、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備に伴い、列車本数の増加によって踏切遮断の影響が大きくなり、交通渋滞や緊急車両の運行、さらには地域住民の生活への影響が懸念されることから、町としても重要な課題であると認識をしております。昨年12月議会におきましても、陣内踏切への対応について同趣旨の御質問をいただき、町としては、立体交差化を含む複数の手法には、周辺環境や役場アクセス、事業費などの面で大きな課題があること、また交通量調査も踏まえながら対応を検討していく考えをお示ししたところであります。

町では、令和5年度に交通量調査を実施し、陣内踏切周辺の交通の実態把握に努めてきたところであり、列車本数の増加による一定の遮断影響も想定しながら検討を進めております。したがって、町としても陣内踏切への影響につきましては、決して軽く見ているものではなく、その大きさを十分認識し、重く受け止めているところでございます。

その上で、重要なのは、その認識を前提として、どの対策がより実現可能であり、かつ効果的に進められるのかを見極め、優先順位をつけて対応していくことであると考えております。

踏切の立体交差化や線路の高架化、あるいは既存道路の大規模な改良といった手法につきましては、実現できれば一定の効果が見込まれるものと考えますが、事業規模、用地取得、周辺への影響、事業期間などを総合的に踏まえますと、現時点において、まず優先して進める対策として位置づけることは難しいと考えております。

そのため、町としては、影響の大きさを前提とした上で、実現可能性と時間的制約を踏まえ、実効性が高く、後追いとならない対策を優先して進めていくことが重要だと考えております。具体的には、踏切に交通が集中しないよう、踏切遮断の影響を受けにくい位置で南北道路を整備し、交通を分散させることを基本方針として、代替ルートの検討・検証・計画づくりを進めているところであります。これにより渋滞の緩和に加え、緊急時の通行確保にもつなげてまいります。

あわせて、踏切周辺の安全対策につきましても歩行者や自転車を含めた安全確保や事故防止に必要な対策を整理するとともに、踏切の遮断時間を可能な限り抑えるための制御面、運用面での工夫についても関係機関と協議しながら、改善の可能性を探っております。

また、本件につきましては、県に対して本町の懸念や考え方をお伝えし、現在も相談・協議を継続しているところでございます。

今後も、空港アクセス鉄道整備の進捗を踏まえながら、県や関係機関と連携し、陣内踏切周辺の交通対策安全対策の具体化を進めてまいります。

なお、令和5年度に実施した交通量調査の内容につきましては担当部長より答弁をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 皆様こんにちは。私のほうから、交通量の調査について御説明をさせていただきたいと思います。

令和5年度に大津町道路交通調査を実施いたしまして、町内8か所の交差点についての調査を行っております。陣内踏切交差点付近の自動車交通量につきましては、7時から19時までの12時

間で全ての方向からにはなりますけれども、合計6,829台の交差点流入があり、現況調査では、7時から8時台が最大の交通集中時間帯という結果ではなく、午前中は10時から11時、午後については17時から18時に交通量のピークが見られました。

一方で、空港アクセス鉄道整備後につきましては、列車本数の増加に伴い、時間帯によっては踏切遮断が交通の流れに与える影響が、現在より大きくなることが想定されます。町としては、こうした現況調査と将来の影響想定を双方を踏まえ、既存の踏切に交通が集中する構造を前提とした対策だけでは限界があることから、踏切の影響を受けにくい位置で南北道路を整備し、交通を分散させる方向で検討を進めているところでございます。

今後も引き続き、効果的な道路の位置や線形、周辺道路との接続も含め、具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 今お伺いした交通量調査が令和5年ということで、今後、JASの第二工場とかができれば、まだ人口も増えるし、交通量もまた増えると思います。そんな中で、今、先ほど1時間で6,829台ですかね、（「12時間で」の声あり）

12時間ですか。そのうちの17時から18時が多いということだったのですかね、ピークがですね。ということは、朝夕の通勤時間帯、その時間は列車の本数も先ほど言った12台ぐらい走りますからね。かなり私の心配する状況になるということとはほぼ間違いないかと思います。

今、交通量調査はしたけれども、あと遮断時間とか遮断率、渋滞長、緊急搬送、消防活動への影響評価等の数値としてはまだ把握はしていないということだろうと思います。

やはり、この問題は簡単な問題じゃないんで、先ほどからもお話がありましたけど、県・国、JR九州と具体的な協議をやっぱりこれからは集中して行う必要があるのではないだろうかと思っております。今、県の復興基金の未執行分110億円、これアクセス鉄道に回すみたいな話もニュースで聞いたことがありますので、そういうところをこの立体交差に使うように、町のほうから県に対して提案するようなことも必要ではないでしょうか。

今、町長からもありましたけど、南北に道路を造って車を逃がすみたいな話もありました。具体的に南北に迂回路を造ったとして、その利用率の見込み、それと渋滞緩和効果の検証を行っていく必要があるのではないかと思っております。

また、道路を造っても、この問題が解決するのかというと、そこはちょっと疑問があると思うんですよね。交通対策は道路を造った事実ではなく、どれだけ交通が分散するか、その効果がやはり全てではないかと思われます。仮に、踏切待ちが90秒で迂回通路に二、三分かかるのであれば、多くの運転者は迂回せずに踏切を待つと思うんですよね。これは人間の行動としてはごく自然なことだと思います。つまり、遠回りの迂回路では、交通は分散しない。そういうふうに私は思っております。結果として、渋滞は残ります。

そこでお伺いいたします。南北を通す迂回路の整備により交通量が何%減少すると試算しているのか。交通需要予測やシミュレーションは実施しているのか。また、数的根拠はあるのか。

もし試算がないならば、効果検証なしで整備を進めるということにもなりかねませんので、また陣内踏切の遮断率は30%という、もう構造的な問題が大きいですから、やはり先ほども言いましたが立体交差など抜本的な対策が必要ではないでしょうか。

南北に道路を通すだけでは十分とは言えないと思いますので、再度その点について、町にお伺いしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） それでは、山部議員の再質問に対して御説明をさせていただきますと思います。

まず、議員御指摘の遮断時間や遮断率、渋滞長、緊急車両への影響などの詳細な評価についてでございますけれども、町としましては、踏切遮断が交通の流れや緊急対応に与える影響を客観的に把握することは重要であるというふうには認識しておりますけれども、現時点におきましては、先ほど御説明をさせていただきましたように、令和5年度に実施しました交通量調査により、交通の実態把握を行っている段階でございます。議員御指摘のような遮断率や渋滞長などを含めた詳細な交通解析については空港アクセス鉄道の計画状況が確定していないことから、想定は当然しておりますけれども、確定的な数値として成立している段階には至っておりません。

次に、県・国・JRとの協議についてでございますけれども、本件につきましては、これまでも熊本県を通じて町の懸念や課題について共有を行っているところでございまして、今後も鉄道事業の具体化の進捗に合わせまして、必要な交通対策や安全対策について、関係機関との協議を深めていくことを考えております。

また、南北道路の整備によります交通分散効果についての質問でございますけれども、町としましては、議員御指摘のとおり、道路整備は整備すること自体が目的ではなく、実際に交通がどの程度分散され、渋滞緩和につながるかという効果が重要であるというふうには認識しております。

そのため、現在周辺道路ネットワークの状況や交通の流動などを踏まえながら、交通分散の可能性について、道路の具体的な位置や接続形態、周辺土地利用などの条件によって結果が大きく変わるため、現在検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、陣内踏切につきましては、空港アクセス鉄道の整備に伴い、交通環境への影響が想定される重要な課題であるということは町としても十分認識しておりますので、鉄道整備の進捗や周辺交通の状況を踏まえながら、県や関係機関とも連携し、段階的に実効性のある交通対策の具体化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 大体の話は分かりましたが、これは町長に確認したいんですけど、県の詳しい計画が分からない以上、どういうのが一番効果が高いのかっていうのはまだ何とも言えないと思うんですけど、調査できる場所は、もう早急に調査することが必要ではないかと思っております。

やはり、今から早急に調査しないと、やっぱり安全確認なしで事業が進んでいるような感じにな

るのじゃないかなと、そういうちょっと懸念点があるんで、それについて町長の認識をお伺いしたいと思います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再々質問にお答えいたします。調査に関してですけれども、その答弁させていただきましたとおり、令和5年度に交通量調査をやっておりまして、そこに基づきながら実際、閉まる時間等シミュレートして算出しているところでございます。ただ、議員のおっしゃるように具体的に何%ということに関しては、実際の運行等がもう少し固まらないと出てこないところでありますし、問題は、その程度が影響が大きい小さいかというところの最初の把握が大事だと思ってます。そういう意味で言いますと、町としても山部議員のおっしゃるように、この影響は多大であると思っております。

そうした中、論点としましては、やり方としては、もう線路そのものを上げる、道路そのものを上げる、あるいは迂回路というものがありますけども、それにはそれぞれ成立条件がやっぱり異なります。事業費も異なりますし、事業期間も異なりますし、また道路が大きくなればなるほど、地権者の数も異なりまして、住民の皆様の影響、あるいはその実現可能性というのも影響しております。そういうことを勘案した上で、成立するものを選んでいくことが町の責任であると考えております。

その中で、現時点では、やはり迂回路をしっかりと整備する中で交通を分散させることが、この10年後足らずを見通したときに最も取るべき手法だと思っております。また、もちろんその迂回路だけで全て改善できるとは町としても思っておりませんので、JR等とも協議しながら、なるべく踏切の時間が縮まるお話、あるいは南北ルートも1本ではなく、それを補完するような何かしらの手だて等も町としてこれからさらに突き詰めていかないといけないというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 言われたとおりだとは思いますが、やっぱり今後、この問題は引き続き問題提起したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の学校の部活動において発生したハラスメント事案についてお伺いいたします。

部活動における外部指導者のハラスメント問題と教育委員会の安全配慮義務及び再発防止の制度化についてお伺いいたします。

本質問は、個人の責任追及ではなく、子供たちの安全を守る仕組みを確立するため、設置者である教育委員会の対応を確認するものです。

令和6年以降、部活動において、外部指導者による威圧的な言動が続いているとの相談が保護者から寄せられ、令和7年7月には有志一同として、分離措置等を求める要望書が教育委員会に提出されました。

しかし、その後半年間以上にわたって聞き取りや事実確認、具体的な改善措置がなく、また内容が十分に説明されているとは言えず、また分離措置が取られなかったと聞いています。

部活動は学校教育の一環であり、子供の安全確保は最優先事項です。顧問教師、外部指導者に注意、指導や、必要に応じて物理的な距離を取る措置を講じることが、設置者の責任ではないでしょうか。子供が不安を抱えたまま活動する状況は決してあってはなりません。

そこでお伺いいたします。再発防止のため、通報相談窓口の整備、外部指導者への研修義務化、採用時の適格性確認、問題発生時の速やかな分離措置、契約停止、ルールの明文化など、町の仕組みとして制度化をするべきだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山部議員の御質問にお答えさせていただきます前に、このたび、本町の部活動の外部指導者に係る事案に関しまして、関係する生徒及び保護者の皆様に御心配をおかけしていますことにつきまして、教育行政を預る者として重く受け止めております。また、本件につきましては、保護者の皆様の間でも様々な御意見があることは承知しております。

教育委員会としましては、今後事案対応を整理し、外部指導者を含む部活動の運営について管理体制を再整備してまいります。

それでは、山部議員の「部活動におけるハラスメント」についての御質問にお答えさせていただきます。なお、事案についての詳細な答弁は、関係者への配慮上、差し控えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会に提出された要望書につきましては、担当から当該中学校の部活動指導の在り方について、一部保護者の方々から御意見が寄せられたとの報告を受け、教育委員会としましては、その内容について、学校に連絡するとともに、学校と連携しながら、聞き取り等を通して状況の確認を行ったところです。

その過程におきまして、外部指導者には継続して校長による指導等を行いながら、部活動指導の改善を図るとともに、教育委員会としましても、改善を図るために厳正な対応をしています。

また、学校側としましては、この間、関係する生徒たちと関わりながら、生徒間及び外部指導者との関係性の改善を図ってきたところであります。

なお、学校におきましては、当該部活動の保護者会の開催が難しい状況が続いておりましたけれども、今月に開催することができ、教育委員会も同席する中で、これまでの部活動内における事案について、その対応の経緯や今後の部活動運営についての話をしています。

ただ、参加できなかった方もあったため、再度の保護者会を求める参加者の声もあったと報告を受けているところです。

中学校の部活動は、生徒が自主的・主体的に参加し、仲間と協力して活動することを通して、心身の健全な発達や学校生活の充実につながるという大きな意義があります。しかし、その一方で、部活動という集団活動の場においては、生徒間のトラブルが起こったり、指導者の指導の在り方について、様々な受け止めや意見が生じたりすることも少なくありません。日常の部活動の管理責任を担う学校としましては、生徒間のトラブルの原因を探り、解消することで、さらなる関係性を構築したり、指導者の指導力を改善し、高めることで活動を充実させたいと願い、当事者間あ

るいは保護者を含めた中での話し合い等を大事にさせていただいております。

しかし、そのような手法では解決できない生徒に関わる深刻な事案等を訴える声がある場合は、早急に教育委員会と学校との情報共有及び連携の中で、事実を客観的に確認するとともに、適切に生徒への支援を行う必要があると考えています。

部活動は教育課程外の活動ではありますが、学校教育の一環として行われるため、学校管理下の活動として、校長の管理責任の下で実施されますけれども、教育委員会としましては、今後の中学校部活動の地域展開も見据えますと、外部指導者による不適切な指導を防止するためにも、議員から指摘されているような点も含め、学校単独ではなく、教育委員会主導の制度化が必要であるとも考えています。

御指摘の通報・相談窓口の設置についてですが、学校内だけの相談体制では通報が抑制される可能性がありますので、教育委員会における生徒、保護者、教職員が利用可能な相談窓口の明確化や、電話及びメール等の複数の連絡手段について、生徒への制度の周知を徹底します。

通報後の対応につきましては、通報受付後、速やかに事実確認を行い、その概要を把握し、教育委員会が事案の緊急性や重大性を判断し、必要な安全確保や必要に応じて分離措置などの対応も検討します。その上で、場合によっては、即時活動停止や調査委員会の設置を行い、処分を含めた再発防止につなぐ仕組みの明確化に努める考えです。

さらに、外部指導者の採用時の制度につきましては、現在、休日部活動の地域展開に向け、指導者の登録制度を立ち上げており、学校が個別に人を探す方式ではなく、教育委員会が外部指導者を登録・管理するような制度に向けて検討を進めていきます。

採用時の面談における指導力や前歴等の確認、宣誓書の提出、外部指導者研修の受講を必須といたします。

なお、学校の管理体制も強化し、部活動の運営の責任者を明確にし、外部指導者の単独運営とならないようにするとともに、先ほどの通報制度に加え、部活動に関する定期的な指導者との面談や、必要に応じた生徒アンケート等を行うよう検討します。

以上のような制度設計の中で、生徒の安全と安心を確保するとともに、部活動の透明性を高め、全ての生徒が心理的な圧迫を感じることなく、心身ともに健やかに活動に専念できるよう環境を整備してまいります。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 再度お伺いいたします。これはもう個別案件なので、あまり詳しい話はしませんが、やはり子供が学校で安心・安全に学べるような学校にしていくことがもう本当に重要だろうと思っています。

3月6日に被害を受けた保護者や子供から、校長先生に対する感謝の礼状を拝見させていただきました。

校長先生に対し、分離措置を決断していただき感謝しかないという言葉や、子供たちからは、やっと明るい未来が見えました。これでやっと部活動に戻ることができそうですなど、感謝の言葉が

つづられていました。

ただし、この礼状の中に、残念ながら教育委員会に対する不信感がつづられていました。教育委員会は、分離措置などを実行せず、被害が拡大する中、半年間放置したことと、初動のまずさが今回の問題につながったのではないかなどということが書き連ねてありました。

その上で伺いいたします。ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、この件は教育委員会の安全配慮義務違反に当たるのではないかと思います。簡潔な答弁を求めたいと思います。

○副議長（三宮美香） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 山部議員の再質問にお答えします。

学校運営につきましては、学校教育法に基づき、校長が学校の運営責任者として日常の教育活動を統括しており、部活動の設置、顧問の配置や指導体制、練習メニューや大会参加、活動日程など、部活動の具体的運営は校長の権限になります。

また、部活動の実施における安全配慮義務につきましては、①施設・設備の点検や危険箇所等への対策などの安全な活動環境の整備、二つ目に、顧問教諭の最適な配置や、無理のない練習計画、指導者の安全教育や研修などの指導体制の確保、三つ目に、活動時間や休養日の設定や事故発生時のマニュアルの整備などの事故防止のルールづくり、4番目に、応急処置や救急対応、保護者との連絡体制などの事故発生時の対応体制、これらの観点がございます。これらの整備は、学校及び教育委員会がそれぞれの役割を担う中で行うものであると認識しています。

今後とも、学校と連携しながら、生徒が安心・安全に活動に参加できるように努力してまいります。

なお、御指摘の安全配慮義務違反の成否という法的な判断については、教育委員会は判断できる立場ではないと考えます。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 今の答弁を聞いて、この個別案件に対しての違反かどうかの判断は差し控えたいということだと思います。

では伺います。教育行政において、生徒の安全確保は最も重要な責務だと思っております。教育委員会として、今回の対応が完全に適切であったのか。それとも、改善すべき点があったのか。この点について、教育行政の責任として明確にお答えいただきたいと思います。

最後に申し上げます。子供にとっての1年は、私たち大人の1年とは全く重みが違います。心も体も大きく成長するかけがえのない時間です。やり直すことはできません。この大切な時期に、指導者の言動によって、不安や恐怖を感じながら、学校生活を送ることは決して望ましい姿ではないと思います。担任任せの対応ではなく、仕組みとして、ルールとして、誰が対応しても子供を守る体制を整え、明文化し、制度として確立することを再度重ねて約束していただきたい。子供たちが安心して全ての活動に打ち込める環境を必ず守ると誠意ある答弁を求めます。

○副議長（三宮美香） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山部議員の再々質問に対してお答えさせていただきます。

今回の事案についての検証、あるいは教育委員会の判断が正しかったのかといったような御質問ではあったかと思いますが、この事案が今継続中でありまして、そういうことも含めながら、また教育委員会だけでは解決できない事案でございます。これまでも学校と教育委員会がともに連携しながら、様々なことを関わってきておりますので、今後も学校としっかりと連携しながら、学校長が担うべきところと、教育委員会が担うべきところとの役割の責任をしっかりと果たしながら解決、あるいは今後のルールづくりにつなげていきたいと思っておりますのでございます。

加えまして、最後の決意ということでございましたけれども、先ほども申し上げましたように、学校部活動は、生徒が主体的にスポーツや文化活動に取り組み、技能の向上とともに、協調性や責任感などの社会性を育む教育活動でございます。仲間と共に同じ目標に向かい、喜びも悔しさも分かち合いながら、人としての豊かな成長をしていくかけがえのない大切な学びの場であると認識しています。

ただ一方で、部活動を取り巻く環境も変化しており、今後の休日部活動の地域展開も見据えますと、生徒が安全で安心して活動できる環境を整えることはこれまで以上に重要になってくるものと受け止めています。

教育委員会としましては、学校現場の実情を十分に踏まえながら、今後とも各学校と丁寧に連携を深め、図り、指導体制や安全管理の充実に努めてまいります。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） もう3回質問したので、もうこれ以上質問できないので、またあれなんです。残念ながら、今の答弁では十分な説明があったとは、少し受け止められないのではないかと感じております。やはり生徒の安全確保は極めて重要な問題でありますので、教育委員会において、改めて検討していただくことと、6月にこの問題を再質問しようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは3点目に入ります。

三吉原北出口線の振動問題についてです。

地域住民からは、家屋の揺れ、睡眠障害、騒音、ひび割れ不安など、こうした切実な声が寄せられています。

原因は明確です。大型車両、とりわけ10トンダンプの通行増加です。本来、夜間は通行禁止ですが、夜間もばんばん通っているということです。道路工学では、4条則という基準があり、10トンダンプ1台の道路損傷は、普通車約1万台に相当します。1台で1万台分です。仮にダンプが100台通れば、普通車100万台分のダメージがあります。生活道路が耐えられるはずがありません。塗装が壊れ、段差ができ、振動が増幅され、さらに劣化します。完璧な悪循環です。これは理論ではなく、現地で既に起きていることです。一部補修の繰り返しでは対応できなく、既に生活環境被害が発生している状況です。にもかかわらず、一部区間のみの補修となっております。

確かに、三吉原北出口線4車線化は重要だと思いますが、JASM等の進出等で、交通量が増え、地域の住民の皆様は、かなり疲弊しています。生活道路は物流道路ではなく、住民の生活環境を守

るのが行政の責任ではないでしょうか。もう様子を見る段階は終わっていると思います。

資料３－１を見ていただいてもよろしいでしょうか。

美咲野沿いの北出口線は時間帯通行規制を行っておりますが、実際には地域住民の話では通行規制時間帯にも大型ダンプが通っているということでした。

この表を見ると分かるとおり、一番効果が高いのは、時間帯規制ですが、実際には有効だとはなっていません。そこでダンプ交通時間帯規制から美咲野１丁目から５７号線北ルート入り口までの生活道路をダンプ等の全面通行禁止、または物流ルートの変更を今すぐにでもやるべきではないでしょうか。

また、具体的な道路打ち替え工事実施時期を明確に示していただきたい。以前、打ち替え工事は継続的に行うという答弁をいただいておりますが、全く進んでおりません。それを踏まえ、大型車交通量調査は実施したのか、舗装打ち替え、補強工事の年度計画を作る必要があるのではないかと。さらにもう１点、ドラモリ大津翔陽台間の町道、通学路の整備ですが、４車線化に伴い、全く進んでいません。子供たちの安全を第一に考えるなら、４車線化と同時進行で歩道の整備を行う必要があると思いますが、以上の点について伺います。

○副議長（三宮美香） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の３点目の質問にお答えいたします。

三吉原北出口線における舗装改良工事におきましては、令和５年６月定例会において御指摘をいただき、現状を調査した上で、必要な対応に取り組んでいく旨を答弁し、進めてきたところですが、その進捗について、住民の皆様が改善を実感できてない部分があるという御指摘は重く受け止めております。

当該路線は、企業進出等に伴う交通量の増加、とりわけ大型車両の通行増により渋滞に加えて、振動・騒音など生活環境への影響が生じており、沿線住民の皆様の負担が増している状況にあります。

町としては、こうした影響の軽減に向け、国の交付金事業を活用し、FWD調査等の結果に基づきながら舗装工事を進めております。

一方で、交通量が多いため、十分な強度を確保した施工が必要であることに加え、国庫補助の内示の減や工事費の上昇もあり、全線を一举に整備することは難しい状況でございます。

しかしながら、住民生活への影響が大きい箇所や安全上重要な箇所から引き続き改善を進めていきます。

また、ドラッグストアモリから翔陽台に係る町道の歩道整備につきましては、通学路を含む歩行者の安全確保の観点から必要なものと認識しております。これまでもカラー舗装などできる限りの対応を継続しているところです。

当該箇所は町道三吉原北出口線多車線化事業の中で、交差点改良を行う区間でもあることから、その事業と整合を図りながら歩道整備を進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 私のほうからは、町道三吉原北出口線の舗装改良及びドラッグストアから翔陽台に係る歩道整備につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、三吉原北出口線の舗装補修・改良につきましては、これまでの要望や、前回の一般質問も踏まえ、国の道路ストック事業を活用して、FWD調査を実施し、既存舗装の強度などを把握した上で、今後必要となる交通荷重に耐え得る十分な強度を備えた舗装構成となるよう、舗装工事を進めているところでございます。

一方で、事業の進捗が思うように進んでいない要因といたしましては、町長のほうからもございますように、国庫補助の内示減などにより、年度ごとの事業量を計画どおり確保できないことに加え、工事費の上昇や交通量の多い路線での交通規制等の調整が必要となり、同じ予算で実施できる施工延長が伸びにくいことが挙げられます。

昨年実施をいたしました工事では、改良延長約40メートルに対しまして、事業費は約1,600万円で、路盤構成や夜間工事でもあることから、1メートル当たり約40万円を要しております。これは一般的な舗装の5倍程度となるような単価となっております。このため、現時点では、限られた事業費の中で、影響の大きい箇所から優先して整備を進めていく必要がございます。

また、議員御指摘の大型車両の交通量調査や交通規制等についてでございますが、令和5年度に周辺道路を含めた交通量調査を実施しておりまして、これによりますと、美咲野交差点の朝7時から19時までの12時間で全ての方向から約2,700台の大型車両の通行が確認される結果となっております。このほか、将来交通も踏まえつつ、FWD調査と連動し、現在、舗装改修事業を継続しているところでございます。

また、通行規制の点につきましては、時間帯の規制は現在も行っているものの、通行許可がある車両もあること、さらには周辺道路や地域交通への影響も大きいことから、全面的に規制を行うのは現状難しいかと考えておりますけれども、引き続き取締りを行う交通管理者に対し、情報共有を図ってまいります。

このような状況ではございますが、町としましては、当該事業は重要な事業として位置づけておりますので、今後につきましても引き続き安全面への影響が大きい箇所、振動・騒音など生活環境への影響が大きい箇所、通学路や緊急車両動線など、重要性が高い箇所を優先箇所として見極め、舗装工事を継続してまいります。

次に、ドラッグストアから翔陽台に係る歩道整備について御説明をさせていただきます。

当該区間につきましては、通学路を含む歩行者の安全確保の観点から、歩道整備は必要と整理しております。また、当該区間のうち、交差点部を中心とする区間につきましては、町道三吉原北出口線多車線化事業に伴う交差点改良と関連する部分であることから、その事業の中で舗装整備を進めてまいります。

一方で、その先の区間につきましては、多車線化事業の進捗と整合を図りながら、歩道整備を検

討してまいります。

このため、歩道整備全体の完成時期を現時点で明確にお示しすることは難しい状況ではございますけれども、その間につきましても、これまでと同様に交通安全プログラム等と連動し、カラー舗装など可能な限りの対策を講じながら、歩行者、特に児童生徒の安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 遅くはなるけど進めるということで、1点だけ、特にセブンイレブンからローソンまで、本来はあそこは一遍にするとところだったけど、先ほど言ったとおりに、予算がかかるんでということなんで、ただ途中で工事が止まったままなんで、あそこもう本当、早急にやってほしいし、美咲野に入る道路際がまたよく揺れるんで、そういうところはもう早め早めにやってほしいのが一つと、通学路の歩道もなんですけど、あそこはもう夏場とか、梅雨明けには草がいっぱいになって、歩道を歩いたり、通学の自転車が通るときに、大きくつながるから大型トラックなんか来たときに、非常に危ないんで、その点はできるわけ、ちゃんとその対応をすることについて、再度伺いたいします。

○副議長（三宮美香） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 山部議員の再々質問に関しまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

セブンイレブンから美咲野4丁目の丁字路までの件についてだったかと思いますが、先ほどの答弁と重複する部分もございますけれども、国の交付金事業を活用させていただきながら、FWD調査の結果に基づいて、必要な強度を確保した舗装工事を進めて行きますけれども、国庫補助の内示減や工事費の上昇であったり、交通量の多い路線でもあるため、交通規制調査などの制約もあり、完成時期をちょっとお示しすることは非常に難しい部分あるんですけども、状態が悪い影響の大きい箇所から優先をして段階的に舗装の打ち替えは進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど通学路の話につきましても、できる対策からはやっていきたいというふうに、子供たちの安全確保を優先して対応していきたいと、対応できるものからはやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（三宮美香） 山部議員。

○12番（山部良二議員） 以上で質問を終わります。

○副議長（三宮美香） 本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時32分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和8年第2回大津町議会定例会会議録

令和8年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和8年3月16日(月曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さおり
	4 番 大 塚 勝 二	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕一郎
	7 番 田 代 元 気	8 番 時 松 智 弘	9 番 西 川 秀 貢
	10 番 大 塚 益 雄	11 番 三 宮 美 香	12 番 山 部 良 二
	13 番 山 本 富二夫	14 番 豊 瀬 和 久	15 番 佐 藤 真 二
	16 番 坂 本 典 光		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部主幹兼行政係長 兼法制執務係長 田 上 雄 一	
	副 町 長 内 田 清 之	教 育 長 吉 良 智恵美	
	総 務 部 長 木 村 欣 也	教 育 部 長 村 山 博 徳	
	住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長 境 敬一郎	
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿美代	大津町農業委員会会長 津 田 恵 美	
	産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次	農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 高 橋 和 秀	大津町選挙管理委員会 委 員 長 大久保 純 一	
	総務統括専門官 伊 藤 秀 馬	大津町選挙管理委員会 書 記 長 宮 崎 俊 也	
	総 務 部 長 総 財 政 課 長 山 部 美 保		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 郷 春 美		

議 事 日 程（第5号） 令和8年3月16日（月） 午前10時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（坂本典光） それでは、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（坂本典光） 日程第1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第2 一般質問

○議 長（坂本典光） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香議員。

○11番（三宮美香議員） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、三宮美香です。傍聴にお越しの皆様、また配信を御覧の皆様、ありがとうございます。

では、通告に従い一般質問をします。

質問は大きく二つです。1、外国にルーツを持つ子供及び保護者の日本語習得の把握と習得支援の仕組みづくりについて、2、介護認定における申請から決定までの期間短縮と広域連合との連携強化による事業効率化についてです。

1、町内の学校に在籍する外国にルーツを持つ子供及び保護者の日本語習得と習得支援の仕組みづくりについてです。

資料1の①は、次期振興総合計画策定に向けて、町が参考とした基礎調査報告書の一部です。大津町内における外国人人口の推移が示されています。

年々増加しており、2018年から2023年までの5年間で500人増えています。

国籍もベトナム、フィリピン、中国、台湾など多国籍化しています。大人は多少日本語を学んで来日されるようですが、子供は違います。

中段は、学校教育課からいただいた日本語指導を受けている大津町の児童生徒数です。この表からも日本語指導を受けている児童生徒が増えているのが分かります。

先日の熊日新聞に大津町での日本語指導の取組が掲載されていました。

現在、日本語指導支援員の配置は行われていますが、室小学校1校に1人のみです。

さて、町は外国ルーツを持つ児童生徒の日本語の習得状況をどの程度把握されているでしょうか。また、習得に向けた指導について、十分な時間確保ができていると認識されているでしょうか。

資料一番下の表です。大津町では現在、有志の元教員の先生方が、外国にルーツを持つ子供たちの勉強会を自主的に開催されています。先生方はふだんそれぞれお仕事をされており、週に一度の開催ですが、中国、ネパール、ベトナムなど11人の子供たちが参加しています。つい先日、中国籍のお子さんが2人入りましたので、13人になります。

資料1-2、これは有志の先生方がされている勉強会の様子です。写真は左から幼児が読書を学んでいる様子、中央は小学生がかかるた遊びを通して言葉を学んでいる様子、右は中学生、高校生が日本語能力試験を受けるための問題集です。

このように、かるた遊び、学習支援、日本語指導、日本語会話の練習など、それぞれの子供の状況に合わせた支援が行われています。この勉強会は、場所代も教材も、有志の先生方の手弁当で運営されていて、教材は毎回先生が大きな袋に入れて持ち込まれています。

3月7日に熊本・外国ルーツの子ども支援連絡協議会の研修会がありました。大津の勉強会に参加している中学生の感想が資料に掲載されています。

この勉強会はいろんな先生がいる、数学、国語、日本語の先生もいるから、いろんな勉強ができてとても助かりました。同じ中国語で話せる高校生も来るので、中国語で話ができよかったです。友達ができましたと書いてありました。また、保護者の感想としては、家で勉強する習慣がないので、勉強会に来て勉強時間が確保できたことがよかった。全く日本語ができない状態で中学生になっているので、親として心配があったが、その状況を理解した上で、勉強を教えてもらえたのでよかったという声が紹介されていました。

つまり、これは全く日本語が分からない状況で学校の教室に入り、支援員が来る時間以外は授業内容が理解できていない。家では母国語で生活しているため、自宅学習も難しい。そうした状況の中で、この勉強会が子供たちを支えているのだと思います。

さて、近隣の菊陽町では、人権教育課の事業として、外国人住民を支える取組が行われています。子供たちの勉強会に協力される先生には、費用弁償があり、会場費も免除されています。

また、以前から学校内でのアナウンスも多言語化が進んでいます。そして、日本語習得は、その子供だけの課題ではありません。保護者の日本語理解が不十分である場合、学校との連携や行政手続、進学相談等に支障が生じる可能性があります。

以前、総合政策課でも広く日本語教室をされていたと思いますが、いつの間になくなっていくようです。いい取組だったのに残念だと思いました。

NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもとでは、20回目となる生徒と保護者のための説明会、進路ガイダンスを開催されています。

下の写真です。県の教育委員会からの説明、多くの親子が参加をされています。熊本県の高校入試では、一定の条件がありますが、特別措置、特別配慮があります。しかし、中学校の定期テストで、もともとの配慮がなければ、特別措置や特別配慮を受けることはできません。

また、小学校への編入時期によっても受けることができないことがあります。

資料1の③です。日本語の習得、進学機会損失の回避など、少し考えただけでも多くの対応が考えられます。外国にルーツを持つ子供と保護者が地域で安心して生活し、将来にわたって自立できる環境を整えるためには、単発的支援ではなく、日本語習得を体系的に支える仕組みづくりが必要と考えます。町の考えを問います。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。三宮議員の1点目、「外国にルーツを持つ子供及び保護者の日本語習得の把握と習得支援の仕組みづくりについて」の質問にお答えいたします。

外国人ルーツを持つ子供たちや、その保護者にとって日本語の理解や習得は、学校での学びだけではなく、日常生活や行政手続、進路相談など、地域で安心して暮らしていく上で、重要な基盤であるものと認識をしております。

特に、保護者の日本語理解が十分でない場合には、学校からの連絡事項の理解や各種制度の案内、行政手続などにおいて支障が生じることも考えられることから、子供本人だけではなく、家庭全体を視野に入れた支援が必要であると受け止めております。

このため、町長部局におきましては、外国にルーツを持つ保護者をはじめ、外国人住民が生活に必要な情報を適切に受け取ることができるよう、相談体制の整備や情報提供の工夫に取り組んでおります。

具体的には、外国人相談窓口において、行政手続や生活に関する相談対応を行うとともに、生活情報については、多言語による案内や、やさしい日本語を利用した分かりやすい情報提供に取り組んでおります。

また、窓口対応の改善を図るため、職員を対象としたやさしい日本語講座を実施し、外国人住民にも分かりやすい説明ができるように取り組んでいるところです。

さらに、地域との円滑なコミュニケーションを図るため、区長会の研修の機会を活用し、やさしい日本語に関する講座を実施するなど、地域における情報伝達の工夫や理解促進にも取り組んでおります。

こうした取組を進める中で、外国にルーツを持つ家庭の中には、教育だけではなく、子育て、福祉、生活支援、行政手続など複合的な課題を抱える場合もあることから、教育委員会や学校とも連携しながら、必要な情報が適切に伝わり、必要な支援先へ適切につながる体制づくりを進めていきたいと考えております。

あわせて、地域において行われている日本語学習支援や居場所づくりの取組についても、その実情の把握に努めながら、教育委員会や学校とも連携し、今後の支援の在り方を整理してまいります。

○議 長（坂本典光） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。三宮議員の外国ルーツの子供及び保護者への対応等に係る御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、大津町では近年、外国人人口が増え続けており、令和7年10月時点では

外国人1,243人のうち50人が16歳未満であり、うち学齢期の児童生徒は22人、就学前の子供さんが28人いました。この数は、日本国籍を持つ子供は含まないため、外国にルーツのある子供の数で言うと、さらに多くの子供たちがいると考えられます。

このような状況の中、外国ルーツの子供及びその保護者への支援につきましては、大津町教育委員会でも幾つかの施策に取り組んでいるところです。

まず、外国ルーツの子供への日本語の初期指導の実施があります。本町では、平成25年度から学校からの要請を受け、NPO法人に日本語指導員の派遣を委託しており、本年度は日本語指導を希望する16人の児童生徒に年間平均で約100時間の日本語指導を受けてもらっています。

また、日本語の初期指導が終了した子供たちには、教科指導において特別の教育課程を編成して行うこととなりますが、こちらにつきましても、今年度より熊本県から1名の加配をいただき、所属の室小学校で該当する児童への指導や教職員への支援等に当たるほか、他の小中学校で外国ルーツの子供を担当している教職員への指導・助言も行っているところです。

また、昨年9月には、熊本県から日本語指導モデル地域の指定を受けており、本モデル地域事業における外国ルーツの子供及び保護者の支援策として三つの柱を定め、事業を進めています。

一つ目の柱は、外国人児童生徒等の受入れ体制の強化です。外国人の親子が大津町に転入してきた際には、丁寧なヒアリングを行い、指定学年変更希望の有無、今後の日本での滞在期間、日本語指導の希望について聴取し、その内容を学校に確実につなげていきます。

学校においては、受入れに際し、外国人児童生徒やその保護者へのより具体的な聞き取りを行いますが、この一連の流れをさらに組織的、計画的にできるよう工夫・改善を重ねていきたいと考えているところです。

二つ目の柱は、外国人児童生徒等の保護者への支援についてです。

保護者が気軽に悩みを相談し、教育委員会が寄り添っていけるような体制整備を進めていく方向で検討しているところです。先月には、外国ルーツの親子交流会を初めて開催し、何でもお悩み相談コーナーも開催いたしました。今後もこのような取組を計画し、保護者の支援にも努めていきたいと考えています。

三つ目の柱は、学校での支援体制の強化です。本年度は室小学校を重点推進校に指定し、室小学校を中心に、学校における受入れマニュアルの作成や日本語教室の環境整備を行いました。また、教育委員会主催で、小中学校教職員向けの研修会を実施し、外国ルーツの児童生徒の受入れに対する教職員の対応の在り方について、意識の向上を図っています。

なお、日本語指導モデル地域事業での取組のほか、中学校の授業においては、外国ルーツの生徒に対して、翻訳機の活用や生徒個人のスマートフォンによる翻訳アプリ使用の配慮を行っているほか、定期テストにおける翻訳アプリの使用、必要に応じたルビの表示、試験時間の延長など、柔軟に対応しているところです。

教育委員会としましては、今後ともこれらの取組等を積極的に実施しながら、外国にルーツを持つ子供とその保護者が地域で安心して生活できるよう、支援の在り方を充実させていきたいと考え

ています。

なお、議員から紹介がありましたように、有志の皆様による勉強会が実施されていることは承知しているところです。今後、そのような皆様方との連携も視野に入れていきたいと考えております。

○議長（坂本典光） 三宮議員。

○11番（三宮美香議員） 再度質問をします。まず、町長の答弁にありました区長会の研修、これは私も見学をさせていただきましたが、とてもよい取組だと思いましたので、ぜひ継続していただきたいと思っています。

再質問は、教育委員会としては、子供たちの日本語習得は、今の現状の取組で大丈夫だと思われるのかというところ。それから高校の入試の際に、中学校の定期テストでの配慮があれば、高校入試でも特別措置を受けられる、特別配慮を受けられるということですが、大津町の中学校でも、その定期テストでの特別措置を行うことを考えているのか、または行ったことがあるのか。

三つ目に、資料1－3に、第20回外国ルーツの生徒と保護者のための説明会、進路ガイダンスを載せましたが、この進路ガイダンスを大津町は御存じだったのか、また大津町のほうからこちらのほうに親子を案内したことがあったのか。

それから、4番目に親子の交流会をされたとおっしゃいましたが、何組ほどの参加があったのか。

そして、最初の質問のときに少し触れましたが、以前、町で行われていた日本語教室ですが、継続できなくなった理由も分かればお聞かせください。

○議長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） おはようございます。三宮議員の再質問にお答えします。

まず、町が行っている日本語指導、こちらのほうで子供たちの日本語の習得は十分かということでございます。

まず、NPOに委託している日本語指導においては、まずレベルチェックというものをを行います。そこで日本語をどれくらいしゃべれるか、どういった課題を解いていただいて、高めていくかというところをやっておりますので、まず習得状況の把握については、NPOを活用した把握ということで、これは常に取り組んでいるところであります。

あと、2点目の中学校から高等学校へ上がる時の特別措置、こちらにつきましては承知をしております。当然、大津中、大津北中には、それぞれ進路指導主事がおりまして、そちらが熊本県高校教育課が開催する会議等に出向きまして、そちらで特別措置の内容は把握してまいります。持ち帰ったものは各学校のほうで共有をして、こういった特別措置がある、特別措置については記録もしなきゃいけないということで現在取り組んでおります。

それと、NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもとの取組、ガイダンスがあっていることを知っていたか、こちらは承知しておりました。ただ、保護者への案内というところに関しては、ちょっと不十分だったかなとも思っております。実は、NPO法人の外国から来た子ども支援ネットくまもとは、町の日本語指導モデル事業の運営協議会の委員にお一人招聘しておりますので、そちらから十分な情報提供を受けており、参考にさせていただいているところです。

それと、先日の教育委員会主催の交流会ですけど、3組の方がいらっしゃいました。

なかなかアナウンスが十分に行き届いてなかったところもあるかと思うんですけども、今後計画する中では、しっかりと声かけをしながら、早めの周知、また様々な団体等を通じて数多く参加していただけるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、おはようございます。私のほうからは、以前町のほうで実施していました日本語教室、これの実績についてお答えしたいと思います。

日本語教室のほうは令和5年度に楽しい日本語、初歩を学ぼうということで、大津町におられる外国人の方々をサポートに募りまして、約40名ほど募りまして、学習会のほうを行ったところですけど、令和5年度につきましては16回行いまして、1回平均、サポーターと受講生合わせて15名程度参加がございました。ただ、実施につれて参加者が減ってきてまして、令和6年度におきましては第5回目で参加者のほうが残念ながらゼロになりまして、サポーターの方々といろいろ御相談しながら、ちょっとしばらく休憩してみようということになりまして、学習会のほうを中断した経緯がございます。

説明は以上になります。

○議長（坂本典光） 三宮議員。

○11番（三宮美香議員） 再度質問をします。再々質問ですね。

まず、今総務部長のほうから言われた日本語教室ですが、最初は受講者が多かったけれど、だんだんニーズに合わなくなってきたというふうに理解しましたが、ではニーズに合わなかったからやめたのではなくて、ニーズに合わせて継続していけるように取り組むべきだったと思いますが、今後どのように考えていらっしゃるのか、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

また、学校教育課のほうには、親子の交流会は3組出席がありましたということでしたが、先ほどの説明では16歳未満のお子さんが22人、就学前のお子さんが28人いるという説明でした。そこで3組というのは、周知が足りなかったということも言われましたが、とても少なくて残念なことだったと思います。

自主的に勉強会をされている勉強会のグループもそのことを知らなかったのも私もちょうと驚いたところでした。今後、連携をしていきたいというふうにおっしゃいましたが、どのように情報共有をしながら連携をしていこうと思っているのかという点と、少なくとも、今自主的にされている勉強会の会場費の免除など、活動を支える形での支援はできないのかをお尋ねします。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 日本語学習会の今後についてのお尋ねだったかと思います。日本語学習会、令和5年のとき実施しておりましたときは、いろいろ町のイベントの日、こういった日などに開催するときは参加者が多かったり、また、テーマを設けて、単に日本語の学習会じゃなくて、テーマを設けて、防災やごみ出し、こういったテーマを設けたときは多かったのもので、こういったところを中心に、今後優良な事例、菊陽町のほうであるということなので、そういったところを研究しながら

ら、また再度やっていけるように考えていきたいと思います。

○議 長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 私のほうからは三宮議員の再々質問、大津外国ルーツの子どもの勉強会で
すかね、そちらとの連携、あと支援についてお答えをさせていただきます。

まず、最後にあった会場の使用料とか、そういったところの御支援ですが、生涯学習施設の使用
料につきましては、条例及び減免基準を定めております。町が主催あるいは共催・後援する事業で
ある場合には減免について行うことができることになってます。しかし、今回の勉強会につきまし
ては、志のとても高い活動というのは理解しておりますが、有志の方による自主的な活動という位
置づけであることから、ほかの地域貢献に取り組んでいただいている自主団体との公平性を担保す
る必要もあり、現在のところ、使用料の減免には至っていないところです。

一方で、この活動については、今町が行っている中学生を対象とした地域未来塾、こちらの派生
事業として体制や内容を整えることで、国の補助事業に該当する可能性も考えられます。

今後、団体の方と教育委員会としっかり協議を行って、熊本県教育委員会にも示唆をいただきな
がら、そういった組立てをすることによって支援ができないかということを検討していきたいとい
うふうに考えております。

○議 長（坂本典光） 三宮議員。

○11番（三宮美香議員） 特に、大人は自分たちが仕事をしなくて日本にいらっしゃっているところ
がありますが、子供は親の都合で日本にきた子供たちなので、その状況を考えて支援をお願いし
たいと思います。

では、二つ目の質問に移ります。

介護認定における申請から決定までの期間短縮と、広域連合との連携強化による事業効率化につ
いてです。

高齢化に伴い、介護認定申請件数は増加が見込まれる中、要介護認定は30日以内に行うことと
されています。資料2の①に現行の要介護認定の流れが記載されています。これは厚労省が出して
いるものです。

1、まず町への申請、そこから2番目、認定調査が入ります。そして、主治医の意見書の取得、
4番目に広域連合による認定審査会、そして最後に、町による決定通知が出されるというこの期間
を30日以内でと厚労省から言われています。

私は、さきの広域連合議会において、4番目の広域連合が管轄する認定審査会について、認定審
査会の効率化のためのオンライン開催を提案しました。

厚労省からも、要介護認定を30日以内に行うための取組として、審査会のオンライン開催等の
ICT化の取組を推進されています。広域連合では、理解はしているが、まだその環境が整えられ
ないということでした。

しかし、認定審査会のみならず、申請から決定通知までの全体の流れを効率化することが住民サ
ービスの向上の観点から重要であると考えます。

資料２－２に、認定審査を３０日以内に実施するための参考となる期間を示してあります。

資料２－３の下、こちらになりますが、これは厚労省から公表されている令和５年度の各自治体のデータから抜き出したものです。

一番左の認定審査期間を厚労省は、３０日以内と言っています。大津町は３７．３日です。次の認定調査所要期間平均日数、厚労省は７日以内です。大津町は１３日です。真ん中の主治医意見書所要期間、厚労省は１３日以内です。大津町は１７．８日です。次の介護認定審査会等事務処理機関、これは広域連合の管轄になります。厚労省は１２日以内です。大津町は１５．４日です。最後に、３０日以内の件数は、大津町は２５．０％です。ほかの自治体と比べて、実は大津町は頑張っているほうだと思います。

しかし、申請を出した住民側からすると、早く通知が欲しいわけです。親の退院の日が迫っているのに、いつまでも決定が下りなければ、ケアマネジャーさんも決まらず、デイサービスも利用できず、介護する家族は仕事に行けません。介護は急にやってきます。厚生労働省の雇用動向調査によると、２０２４年に離職した人の中で、介護・看護を理由とする人は約９．８万人いたそうです。うち、男性は３．４万人、女性は何と５．９万人で、女性が約６３％を占めているということでした。

介護認定申請から決定通知までの全体の流れを効率化することが住民サービス向上の観点から重要と考えます。よって、町としての現状と今後の改善方針を問います。

○議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の２点目、「介護認定における申請から決定までの期間短縮と広域連合との連携強化による事業効率化について」の質問にお答えをいたします。

要介護認定は、住民の皆様が必要な介護サービスを利用するための重要な入り口であり、適切かつ速やかに認定を行うことは、住民生活を支える上で極めて重要であると認識をしております。また、法令において、要介護認定は原則３０日以内に行うものとされており、その趣旨は必要な方ができるだけ速やかに介護サービスの利用につながるようにすることにあると受け止めております。

特に、退院後間もない方など、早期のサービス利用が必要な場合においては、迅速な認定の重要性は一層高いものと認識をしております。要介護認定は、町の認定調査、医療機関が作成する主治医意見書、そして菊池広域連合による認定審査会という複数の工程を経て行われる仕組みであるため、町だけで完結する事務ではありませんが、各工程の状況を丁寧に検証し、認定までの期間短縮につなげていくことが重要だと考えております。

町といたしましても、議員から御提案のありました認定審査会のオンライン開催を含め、各工程における課題を的確に把握し、町として改善できる部分は着実に見直すとともに、菊池広域連合とも連携し、認定までの期間短縮に向けた取組を進めてまいります。

詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（坂本典光） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、本町における現状と課題、今後の取組について御説明い

たします。

要介護認定は、申請後、町が行う認定調査、医療機関が作成する主治医意見書の取得、菊池広域連合の認定審査会での審査という三つの主な工程を経て、町が認定結果を決定し、通知する流れとなっております。

本町の令和5年度における申請から決定までの平均期間は37.3日であり、全国平均40.8日、熊本県平均41.6日と比較すると短い水準にありますが、法令上の原則である30日以内に決定できている割合は約25%にとどまっており、さらなる短縮が課題であると認識しております。

工程ごとの状況を見ますと、議員から御説明がありましたとおり、それぞれの平均所要期間として、申請から認定調査までが平均約13日、主治医意見書の取得までが平均約17.8日、審査会での審査までが平均約15.4日となっており、特に主治医意見書の取得までに一定の期間を要する傾向が見られます。

期間に影響する要因としては、医療機関における主治医意見書の作成に一定の期間を要する場合があることに加え、認定審査会は開催日や1回当たりの審査件数が定められていることから、申請件数が多い時期には、審査までの期間が延びる場合があるということが挙げられます。

このため、町が直接対応する認定調査について、可能な限り速やかな調査実施に努めるとともに、実施体制の調整や内部事務の見直しを行い、調査終了から審査会付議までの期間短縮に取り組んでおります。

また、主治医意見書につきましては、医療機関に対し提出の目安期間を周知するとともに、未提出の場合には早期に状況確認を行うなど、提出までの期間短縮に努めております。

さらに、令和8年度に導入予定の介護情報基盤により、主治医意見書などの情報連携が電子化されることで、手続の迅速化が期待されております。国の標準化の動きに合わせ、導入に向けた準備を進めてまいります。

認定調査会につきましては、菊池広域連合において開催されておりますが、開催日や1回当たりの審査件数に一定の枠があることから、審査件数が集中する時期には、審査までの期間が延びる場合があります。このため、申請件数の状況を踏まえた開催日程や、審査件数の調整など、より円滑な運用について、広域連合と協議を進めてまいります。

また、議員の御提案のオンライン開催につきましても、認定審査会の運営の効率化につながる可能性があることから、広域連合における検討状況も踏まえながら、必要な情報共有と協議を行ってまいります。

また、国の通知の趣旨を踏まえ、がんや臓器不全の末期などにより、心身の状況が急激に悪化する方を含め、新規申請や区分変更など、早期に介護サービスの利用につなげる必要性が高い案件につきましては、迅速な認定調査や審査手続を行うよう運用しており、必要性の高い案件にできるだけ速やかに対応できるよう努めております。

なお、認定結果をお待ちいただく期間においても、暫定ケアプランの活用などにより、必要な介護サービスが利用できるよう対応し、利用者の皆様の不安や負担の軽減に努めております。

今後につきましても、利用者の皆様が安心して介護サービスを利用できるよう、認定までの期間短縮に向け、関係機関と連携しながら改善を進めてまいります。

○議長（坂本典光） 三宮議員。

○11番（三宮美香議員） 確認と再質問です。確認は、町では必要性の高い案件については特に気をつけて進めている対応ができているというようなお話だと受け取りました。あと、主治医意見書と認定調査、広域連合のところの話を特に強く言われたと思いますが、町は進めたいけれど、やはりそこがネックになっているというような受け取りでよろしいでしょうか。

町からも広域や主治医に意見をしているが、なかなか進まないというような回答でよかったですか。

○議長（坂本典光） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質問に対しまして、まず必要性の高い案件に対応できているのかということでございますが、例えば国におきましても、がん等により、介護サービスの提供に急を要する方については、速やかな開始に特段の配慮を求めているところです。本町におきましても、その趣旨を踏まえ、個々の状況に応じた迅速な対応を行っております。

認定、また認定結果を待つ間も暫定ケアプランの活用等により、必要なサービスが途切れないよう配慮しているということで、実施してきているというところでございます。

二つ目に、認定期間短縮における課題が広域連合や主治医の意見書というところではないかということでございますが、広域連合におかれましても、今一定の枠があることから、その枠のちょっと拡大、または忙しい、件数が多い時期と、そうでもない時期の割り振りの改善、そういったところを今市町村と協議しながら、実施に向けて、期間短縮に向けて動いているところでございます。

主治医意見書につきましては、先ほども申しましたとおり、介護基盤連携が進みましたら、そういったところも、紙での提出ではなくて情報連携でできていくことから、もっと早くできるようになると思います。

町も総合的に、要因はその二つだけではございませんので、総合的に工程のそれぞれの取組の見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（坂本典光） 三宮議員。

○11番（三宮美香議員） 皆さんも御承知とは思いますが、本当に介護は急にやってくるものなので、住民の方々が本当に困らないように進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（坂本典光） しばらく休憩いたします。

午前10時42分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩下啓史議員。

○1番（岩下啓史議員） こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、私、1番議員、岩下啓史が通告書に従い一般質問を行います。

私は大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

本日3月16日は、熊本地震が発生し、10年という節目の年になります。犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表します。私自身、当時は立野で被災し、立野小学校に避難して一夜を過ごしました。あの地震から10年がたち、防災の意識と備えの大切さへの思いを新たにしています。

それでは、まず1問目、昭和園リニューアル事業は、町民との協議の上、計画すべきではないかです。

今年の1月に昭和園再編及び認定こども園建設に関する説明会が開かれました。広場再整備ゾーンの計画では、整備して木々を伐採するなどして、インクルーシブ遊具を造るということでありましたが、地域住民の方からは不安の声が出されました。

そこで、現在計画されている公園整備の内容とその理由を伺います。

前回の説明会を踏まえ、私は何名かの方に意見を伺いました。そこでいただいた意見を共有し、今後の計画につなげていただけたらと思っています。

まずは近隣住民からの意見です。

主に認定こども園の建設や昭和園のリニューアル事業に対して反対というわけではないですが、今ある昭和園のよさを残してほしいという内容で、町内中心部において、自然を感じれて、心がほっとするような場所だから、木々を伐採して整地するなどせずに、今の形や雰囲気を残した上で造ってほしいということでした。

また、南側からの100段ほどの階段を上っていくのが大変だから、エレベーターなどを設置し、ベビーカーでも上っていけるようにしてほしい。これは園内も同様で、健康的な方でも、障害をお持ちの方でも、ベビーカーでも、安全に気軽に園内を散歩できるような通路を整備してほしいという意見もありました。

また、町内では、子供が水遊びできる場所があまりないため、猛暑時など涼めて、水遊びができる場所も欲しいということで、木々の伐採により影がなくなってしまうのはよくないということでした。

ここで問いたいのは、整備の中身以前にこのリニューアル事業の進め方であります。

前回の説明会では、冒頭で町民と一緒につくっていきたいと思っているので、忌憚なき意見をお願いしますと説明があった上で、都市計画課から説明会があり、広場の再整備や木々の伐採、インクルーシブ遊具の設置などが示されました。これに対して不安の声が出されたのですが、そもそも前提として、町が昭和園のリニューアル事業を町民と一緒につくっていきたいということであれば、説明会という形でなく、意見交換会という形にすべきだったのではないかと思います。

また、6月から整備するのは、駐車場の再整備と南側の階段と東側の橋梁のみで、主たる昭和園内の整備は令和10年度以降だということがしっかり伝わらずに質疑応答に入ってしまう、町民の不安をおおる形になってしまったのではないかと思います。

だからこそ、今後のリニューアル事業計画においては、説明とヒアリングをするだけでなく、共同形成のプロセスを取るということを町がしっかりと表明することが大事だと思っています。

また、こういうときに動かなければならないのは、町役場だけでなく、議会も同様だと思っています。

志免町議会では、議会が主導でまちづくりに関してのワークショップを何回も重ねてきており、近年では100人ほど動員されているらしいです。そのワークショップでは、グループ分けをして、そのグループごとの運営、ファシリテーションを議員が務めることになっており、最初のうちは議員が発表するということになっていたらしいですが、回を重ねるたびに、町民の方が積極的な発表をしたいということになり、今ではけんけんごうごう、町民の方同士で議論されているようです。

次に、現役の保育士の方にも伺いました。

実際に現場を御確認いただいたわけではないですが、適度な傾斜が筋肉発達に寄与することや、木々の存在が距離感の認識と情緒の発達につながることで、さらに、落ち葉や木の実などがある自然の中で遊ぶことで、多くの学びや発見にもつながるとのことでした。

子供の発達のために公園をどのように整備するのがいいのかと考えますと、子供の遊びはどのようなものがあって、それらを安全確保のためにどうルール化して規制していくのかという視点が必要です。

そこで、いろいろと調べてみました。資料をお願いします。

ノルウェーのサンドセンター教授によりますと、子供が身体的けがの可能性を伴う挑戦的な遊びを自ら求め、それらに挑戦することでリスク評価能力、身体能力、自己肯定感、回復力を高めるとし、この挑戦的な遊びを六つに分類しています。

これらの六つの遊びは子供が行う上で、自ら怖いけれども楽しい。だから挑戦するのか、それとも怖いからやめておこうという選択をするのかというような、安全と経験の葛藤と二者択一を行っているということが指摘されており、これをリスクプレー理論と呼んでいます。

この理論では、子供の異なる発達段階に合わせて体験させてあげることが必要で、年齢による区切りよりも、その子が今どの段階にいるかという保育を行う方の主体的な体験を重視しています。

このリスクプレー理論を紹介するのは、昭和園リニューアル事業においても、安全面の確保のために、リスクと考えられるようなものを排除して整備された、そういう場を提供することが子供の目線に立ち、心身の発達を促す上で最善だと言えるのかという視点に立つためであります。

さらに、幾つかの研究によると、子供の遊び場環境を考えると、リスクとハザードという2種類の危険を区別しています。

ここで留意すべきは、子供が予測できない危険、ハザードであります。これは例えば遊具が壊れている、ガラス片が落ちているなど、子供が認識できないものや回避できないものであり、これらが制度的欠陥になり得るものとしてマネジメントする必要があります。

その一方で、リスクは挑戦的な経験として、子供自身が二者択一の上、挑戦し、経験や成長、自己肯定感を獲得することができるように、安全にデザインすることが必要です。

昨年、同僚議員の一般質問で、プレーパークの提案がありましたが、昭和園のリニューアル事業においては、できること・できないことはあるかと思いますが、検討の余地はあるのではないかと考えます。

このリスクとハザードの視点で見たときに、プレーパークは安全がデザインされた環境下の中でいろんな体験ができるように整備されているものでないかと思います。

このプレーパークでは、スタッフが常駐していて危険な箇所がないかチェックしたり、子供が安全に遊べるように付き添ったりと、見守る活動もしているとのことでした。

このような考え方にに基づき、日本では自然保育というのが各地で行われているようです。簡単に紹介します。

事例1番、板橋第二小学校の取組です。小学校1年生クラスで紙芝居を先生が行って、物語の中のチョウチョウを助けるために、みんなで校庭の自然から生き物や植物などを発見して元気づけてあげようというような形で、子供たちは楽しく校内を駆け回り、いろいろなものを探して自発的に報告したくなるというような取組を行っています。

次に、事例2番、奈良県矢田南幼稚園です。園内にバタフライガーデンを造り、様々な生き物と触れ合えるように環境を工夫しています。どうやってバタフライガーデンを造ったのかまでは分かりませんが、生物多様性をつくる上で大事なことは、いろんな花や木々の果実や、種、蜜などを媒介するチョウチョウや虫などの生物の存在は必要不可欠です。

そのような意味でバタフライガーデンの持続性は評価できるものでありますので、これを造ろうということになったのではないかと思います。そんなバタフライガーデンを持つ矢田南幼稚園では、日々子供たちはたくさんの発見をするようです。

チョウチョウを呼び込むためにはどうすればいいかを園児で考え、仕掛けをつくるという取組もされているようです。

次に、事例3番、森のようちえんウィズ・ナチュラについてです。現在は認可外保育園で、園舎はありますが、基本的に保育のほとんどを野外で行っておりまして、自然との触れ合いはもちろんのこと、野外料理、畑仕事など、地域の方や保護者参加型で行うことも多いとのことでした。

このように、自然保育と言えど、千差万別でいろいろな形のものがあるようです。

以上のことを踏まえますと、昭和園の再編整備においても、一概に木々を伐採して、インクルーシブ遊具を造るという方向性ではなく、現在の自然環境を残した上で、子供たちが昭和園でいろんな遊びをやってみたいという場所を提供するには、どうすればいいのかという視点に立つことが必要だと考えます。

私のヒアリングによりますけれども、ちゃんと保育士が目を通せる環境下であれば、昭和園のような森林公園でも十分に子供の遊び場になるとのことで、特に未満児にとって危ないと思うような場所であれば、別の場所に移るなどして、現場の危機管理によりマネジメントができるのではないかと思います。

また、現在の昭和園は木々が鬱蒼としていて、高低差や障害物も多いことから、小さい子供を連

れて遊びに行くのはちょっとという意見もあるとのことですから、そのあたりはバランスを取って計画を練り込んでいければと思っています。

そこで、町として昭和園のリニューアル事業について、町民や昭和園利用者も混ぜて大規模に一緒につくっていくワークショップなども行い、多面的な意見を出してもらおうというような考えはないでしょうか。

最後に、いろんな方から話を聞きますと、やはり今まで昭和園に対し、深い思い入れや歴史を感じているという方もいらっしゃいます。このリニューアル事業に対しては、子育て世代だけでなく、今まで利用されてきた地域の住民の思いも大切にすべきだと考えます。

だから、昭和園の歴史や町が進めてきたつつじ祭りの文化、そこに根づく町民の感情や思い出にも寄り添うという姿勢を町民に示すことが求められていると思いますが、町長、いかがでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 岩下議員の1点目、「昭和園リニューアル事業は町民との協議の上、計画すべきではないか」についてお答えをいたします。

昭和園は長年にわたり町民の皆様に親しまれてきた公園であり、つつじ祭りをはじめとする本町の文化や歴史、町民の皆様の思い出とも深く結びついた大切な公共空間であると認識をしております。

したがって、本事業の推進に当たりましては、町民の皆様の声を丁寧に伺い、説明と対応を重ねながら進めていくことが重要だと考えております。

また、昭和園の再整備につきましては、特定の世代だけに限られた空間とするのではなく、子供から高齢者まで様々な世代が集い、憩い、交流できる拠点として再生していくことが重要だと考えております。

その中で、認定こども園を昭和園に整備することは、単に保育・教育の場を設けることにとどまらず、日常的に子供たちの声や活動があることで、公園全体に柔らかなにぎわいを見守りの空気を生み出し、多世代が自然に関わり合える環境づくりにつながる意義があるものと考えております。

昭和園は、緑や樹木、地形など、自然を感じながら過ごすことができる環境を有しており、こうした特性を生かしながら、地域の子供たちも安心して利用できる公園として整えていくことに意義があると考えております。

町としては、これまでも住民説明会を開催し、計画の考え方や検討状況について説明をするとともに、御意見を伺いながら検討を進めてまいりました。認定こども園につきましては、令和10年4月の開園を目指して先行して整備を進めてまいります。園舎を中心とした子供たちの安全確保や駐車場整備など、公園利用とも密接に関わる部分については一体的に対応していく考えです。

昭和園全体のリニューアル計画につきましては、令和9年度から計画づくりに着手し、その過程で住民参加の機会を設けながら、公園の在り方や整備の方向性を整理してまいります。

その際には、昭和園の歴史や景観、つつじ祭りの文化、そこに根づく町民の皆様の感情や思い出

に十分配慮することが重要であると認識しております。

一方で、昭和園は4ヘクタールという東京ドームと同じくらいの広さがある魅力的な公園ですが、現在の昭和園には低木・中木・高木が入り乱れ、場所によっては見通しが悪く、暗い、怖いといった声があり、桜やツツジの時期を除いて、利用者も限定的であることも受け止めなければならないと考えております。

このため、町としては昭和園らしい景観や歴史文化といった守るべき価値は大切にしつつ、安全性や利用のしやすさの観点から、見直すべき部分は見直すという考えの下、計画づくりを進めてまいります。

その上で、計画づくりに当たりましては、住民参加を基本としつつ、必要に応じて民間事業者や専門的知見を有する方々の意見も参考にしながら、昭和園の魅力向上につながる方策を検討してまいります。

また、インクルーシブなまちづくり、公園づくりの視点も踏まえ、昭和園の特性も生かしながら、誰もが利用しやすい公園として整備してまいります。

詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） こんにちは。私のほうからは、昭和園リニューアル事業の詳細について御説明をさせていただきます。

まず1点目の現在の昭和園リニューアル事業、公園整備の内容についてでございますけれども、本事業は昭和園を子供から高齢者まで多様な世代が集い、憩い、交流できる拠点として再整備していく考えの下、進めているものでございます。

認定こども園につきましては、令和10年4月の開園を目指し、先行して整備を進めておりますけれども、昭和園全体のリニューアルにつきましては、令和9年度から計画づくりに着手する予定としております。

そのため、現時点では公園全体としてのゾーニングなど基本的な整理の段階でございまして、具体的な施設配置や整備内容等につきましては、今後、計画づくりを進めていく中で精査し、整理していくこととしております。

なお、園舎を中心とした子供たちの安全確保や動線、駐車場整備など、認定こども園の整備と密接に関係する部分につきましては、後追いの対応とならないよう、必要な部分から先行して整理し、公園全体の計画と整合を図りながら進めてまいります。

次に、2点目のインクルーシブ遊具を検討している理由についてでございますけれども、年齢や発達段階、障害の有無にかかわらず、子供たちが共に遊べる環境づくりを進めることで、誰もが利用しやすい公園へ更新することを目的としているものでございます。

あわせて、広場機能を再生することによりまして、遊びの場としてだけでなく、見守りやすさや回遊性、滞在性の向上など、公園全体の利用のしやすさの向上にもつながるものと考えております。

一方で、遊具の種類や規模、配置につきましては、昭和園の地形や自然環境、景観との調和、利

用実態、町民の皆様の受け止め方にも十分配慮し、今後の計画づくりの中で整理をしてまいります。

3点目の未満児にとってのリスクへの対応についてでございますが、日頃の見守りや現場の危機管理が重要であることは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、公園は不特定多数の方が利用する公共の場でございまして、利用者の年齢や状況も様々であることから、町としては、現場の対応のみに依存するのではなく、施設・環境の側面からも安全性を確保し、事故の未然防止を図ることが必要であると考えております。

その一方で、昭和園の樹木や地形を生かし、自然の中での遊びや体験を通じて成長につなげていくことを大切にする視点も重要であると考えております。

したがいまして、安全性の確保を前提としつつ、自然の中で適度に体を動かし、バランス感覚や体力を養うなど、子供たちの健やかな成長につながる環境づくりについても併せて検討をしてまいります。

そして、認定こども園の園児のみならず、地域の子供たちも安心して安全に利用できる公園となるよう整備を計画してまいります。

また、樹木の取扱いにつきましては、昭和園の景観や町民の思い出と深く結びついている点、そういったものを踏まえつつ、ツツジや桜など、昭和園らしさを感じられる要素は大切にしながら、見通しの悪さや暗さ、不安感につながっている箇所については、安全性や利用のしやすさの観点から整理を検討していきます。

4点目の町民や昭和園利用者と共に、昭和園の再編と認定こども園の建設を進めていくことについてでございますけれども、公園の再編とこども園整備、こちらにつきましては、空間的にも機能的にも密接に関係するものでございます。

このため、町としましては、両者を一体の計画として捉え、園児の安全性や動線、公園利用との調和、景観や行事との関係などについて、総合的に整合性を図りながら検討を進めていく必要があるというふうに認識しております。

今後の計画づくりの過程においては、町民参加の機会を設け、グループワークや意見交換などを通じて、利用者や町民の皆様の声を伺いながら、公園の在り方や整備の方向性を整理してまいります。

その際には、多様な声を受け止め、景観、安全性、行事利用、維持管理などの観点から論点を整理した上で、町として計画に反映すべき内容を検討してまいります。

5点目の昭和園の歴史や文化、そしてそこに根づく町民の感情や思い出への配慮についてでございますが、昭和園は、つつじ祭りをはじめとする町の文化や記憶と結びついた場所でございます。

町としましては、整備に当たりまして、歴史的背景や景観、町民の皆様の思い出を尊重し、守るべき要素は大切にしながら、将来世代に引き継げる公園として整備していく考えでございます。

また、昭和園らしい景観を大切にしつつ、安全性や利用のしやすさとのバランスを図りながら整備を進めてまいります。

○議 長（坂本典光） 岩下議員。

○1番（岩下啓史議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問します。まず、令和10年度からこども園スタートを目指しているということで、令和9年度から昭和園内の計画づくりを進めていきたいということでありました。

そこで、ちょっとお伺いしたいのは、この令和9年度から行う計画づくりの中で、とても前向きな答弁で、大体委員のほうに意識は共有できているのかなと感じてはいるんですけども、今後どのように計画というか、町民との協働形成の場をどのようにして図っていききたいのかというふうに考えているのかというのを、町長の考えを伺いたいです。

以上です。

○議 長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） それでは、私のほうから岩下議員の再質問について御説明をさせていただきたいと思います。

令和9年度から計画をしております昭和園リニューアルに向けた計画づくり、その進め方等についてということだったかと思いますが、昭和園の再整備に当たりましては、多くの町民の皆様の御意見を伺うことが重要であると、先ほどから、町長の答弁にもございましたように考えております。

そのため、これまでの説明会に加えまして、今後の計画づくりの過程については、意見交換の場やグループ形式の議論など、より多様な意見を伺うことができる手法について検討していきたいというふうに考えております。

具体的な方法につきましては、計画作成の段階に合わせて整理をしていきたいと思っておりますけれども、多くの皆様の意見を伺いながら進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 岩下議員。

○1番（岩下啓史議員） 前向きな答弁をありがとうございます。

私自身、今回の調査を行っていく中で日本を含めた世界での保育の在り方の大きな変化には驚きました。今回は奈良県の取組を紹介しましたが、2025年時点で、自然保育を積極的に推進するために、認定や認証制度を設置している県は、ほかにも5県ほどあるとのこと。このような新しい制度をつくるというのはなかなか難しいと思いますけれども、これをどのようにデザインして機能させるのかというふうに考えますと、その主体である子供や若者自身に昭和園をどうしていきたいのかということヒアリングと一緒に考えましょうというプロセスを踏むしかないと思っているんですね。

最後に申し上げますけれども、今回の一般質問では保育と公園整備という実に多面的な示唆が必要となる内容になりましたので、いろんな方からの意見や事例を紹介させていただきました。私の本意としては、昭和園リニューアル事業は、町民との協働の上、進めていってほしいというのが1番にあります。

そのために、実際にどのような実務を行っていくのかといった点について、今後もしっかり議論

ができるようなものになることを目指しておりますので、それらの点からも、今後も取り上げてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

それでは、2問目の質問に移ります。

ゼロ歳から2歳児の保育料無償化について、町長にお尋ねします。

私も今年で35歳と、私自身、子育てに優しい大津町をつくることは大きな課題でもあります。物価高騰で紙おむつやウェットティッシュ、子育てにかかる経済的負担が大変だという声をたくさん聞いてきました。

今回の一般質問では、そんな子育て世代の声に耳を傾けて、安心して子育てができる子育て支援日本一の大津町を目指して一般質問を行います。

現在、保育料については、3歳から5歳までの子供は、全国的に無償化されています。しかし、ゼロ歳から2歳までの未満児については、課税世帯の場合、保育料の自己負担が必要となっています。

一方で、住民税非課税世帯や生活保護世帯については、子供の人数に関係なく、ゼロ歳から2歳までの保育料も無償化されています。

また、第3子以降については、国や県の制度により、実質的に保育料が無償、第2子は半額となる仕組みも整えられています。

しかしながら、現行制度では、第1子や第2子のゼロ歳から2歳児を育てる課税世帯については、保育料の負担が生じている状況にあります。簡単に述べますと、課税世帯だと第1子は全額負担です。所得金額や利用している園の種類などで、第1子の認定に係る条件が指定され、条件に合えば第2子は半額になりますが、条件に合わなければ、2番目の子供でも、第1子認定されて全額負担になります。

本当に、何でこんなにややこしい制度になっているのか、利用者目線で考えると分かりにくいですし、事前に第2子半額補助の条件を分かっていたのならばよかったのというふうになりかねない、大変面倒で支える側の視点の制度になっているのではないのでしょうか。

さらに、2024年の10月のデータによりますが、1歳児、2歳児の保育率は59.3%で、この10年で見ると24.2ポイントと大きく増えています。

本町では、担当課の聞き取りによりますが、保育料算定の階層のうち、中間層の世帯から保育料が高いとの御意見をいただくことがあるとのことでした。

そこで、私のほうでも調べてみましたけれども、特に保育料区分で言う第6階層から8階層、年間でおおよそ25万円から40万円程度の保育料を負担している世帯が最も負担感が大きいのではないかと思います。

これは私の推定によりますが、所得区分で見ると、おおよそ年収300万円から450万円程度の世帯が多いと想定されます。

住宅費や車の維持費、日々の生活費、そして子育てにかかる様々な費用が重なる中で、年間25万円から40万円という保育料は、可処分所得に対してみても大きな負担となっているのではない

かと考えます。

また、子供がゼロ歳から2歳の時期というのは、家庭にとって最も手のかかる時期でもあり、育児と仕事の両立について多くの家庭が悩みながら生活している時期でもあります。こうした中で、保育料の負担が大きいことが家計や生活設計に影響を与えているのではないのでしょうか。

資料を御覧ください。

現在、大津町は人口増加が続き、企業進出も進み、地域としての活力は着実に高まっています。

しかし、その一方で人口増加率は2010年から徐々に減少傾向が続いています。

さらに、自然増減を見ますと、2023年に死亡数が出生数を上回りました。社会増減におきましても、ここの黄色が死亡数でありますので、黄色のほう为上回りましたということですね。

社会増減におきましても、転入総数はほとんど変わりませんが、転出総数は大きく増えています。2018年と2013年の比較によります。そこの総数を転出数で見ているということですね。

次に、資料4番、2018年の転入超過数と2023年の転出超過数の内訳を見ますと、2018年に菊池市と北九州市からの転入超過数が出ていたにもかかわらず、2023年には逆転して、転出する人のほうが大きくなっています。それぞれ、ペンでちょっとアンダーラインを引いているところですね。

このように、近年においては、周辺自治体や福岡県に転出する人が転入者と比較して増えている傾向にあります。

こうした中で、子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進めていくことは、今後の人口施策や地域の持続的な発展を支える上でも重要な視点であると考えます。

そこでお尋ねします。

まず1点目に、現在の未満児保育料制度において、年収300万円から450万円程度の世帯が可処分所得に対して比較的高い負担を担っている可能性について、町としてどのように認識されているのかお伺いします。

2点目に、ゼロ歳から2歳児の保育料を無償化した場合、町としては、どの程度の予算規模になると見込まれているのか。現時点での試算があればお示してください。

そして最後に、子育て世代への支援をさらに充実させる観点から、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化について、町として検討していく考えがあるのか、町長に伺います。

以上です。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 岩下議員の2点目、「0～2歳児の保育料無償化について」の質問にお答えいたします。

保育料は、まず3歳から5歳児につきましては、令和元年から国の制度により、全国的に無償化が実施されております。

一方で、ゼロ歳から2歳児の保育料につきましては、応能負担の原則の下で、市町村民税所得割額に応じて御負担をお願いしております。その中で、住民税非課税世帯については無償とされてい

るほか、独り親世帯や障害手帳交付者がいる世帯については、軽減措置が設けられております。

また、要件に該当する場合には、第2子は保育料半額、第3子以降は無償となるなど、子育て世帯の状況に配慮した仕組みとなっております。あわせて、本町の保育料設定におきましては、国の定める額よりも低く設定することで、全世帯にわたり一定の負担軽減を既に図っているという側面もございます。

議員御指摘のように、一定の所得があるため、各種軽減の対象になりにくい一方で、子育てにかかる支出が集中する世代においては相対的に負担感が高まりやすい面があるものと受け止めております。

あわせて、現行の多子軽減等の算定要件につきましては、保護者の皆様にとって分かりにくさを感じられる面があるとの御指摘も踏まえ、町としても、制度の案内や情報提供の在り方について、分かりやすさの向上に努めてまいります。

将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、これまでもこども医療費助成の拡充や、子育て世帯の家計負担の軽減につながる子育て支援施策の充実に努めてまいりました。

しかしながら、ゼロ歳から2歳児の保育料を全面的に無償化にした場合、概算では年間1億2,000万円を超える恒常的な財政負担が見込まれ、安定的な財源の確保が大きな課題となります。単年度の措置ではなく、財政状況や他施策との優先順位を踏まえながら、将来にわたり継続できる制度設計が必要となります。

また、人口増加や企業進出に伴う税収の伸びがあるとしても、それが今後にわたり安定的に継続するかも含めて慎重に見極める必要があります。恒常的な制度を支える財源としては、教育、福祉、防災、道路・交通、公共施設の維持更新など、増大する行政需要全体の中で、適切に配分していく必要があります。

そのため、子育て世帯の負担軽減という視点の重要性は共通の認識を持つものではございますが、直ちに全面無償化を実施することは、現時点では慎重な判断が必要であると考えております。

今後につきましては、国・県の制度動向、他自治体の状況、本町の財政見通しを総合的に勘案しながら、子育て世帯の経済的支援の在り方について研究を続けてまいります。

あわせて、子育て世代にも選ばれるまちづくりは、保育料の負担軽減だけで実現するものではなく、安心して子供を産み育てられる環境、良質な保育、相談支援、居場所や交流の場の充実などを総合的に進めていくことが重要だと考えております。

そのため、先ほどの昭和園周辺の子育て支援拠点整備をはじめ、ハード・ソフト両面から子育て環境の充実を図り、子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進めてまいります。

○議長（坂本典光） 岩下議員。

○1番（岩下啓史議員） ありがとうございます。

多子世帯の軽減についての分かりやすさの向上をということだったんですけれども、どういうふうに図っていきますかっていうことを聞きたいんですね。

あと、その財政的な話で1億2,000万円でありますけれども、保育料、予算の問題だと思う

んですけれども、大津町の財政力指数、令和4年度から6年度において0.73ポイントで財政調整基金が令和7年度末で34億2,000万円です。ここから今年度の繰入金5億9,000万円を差し引いても28億3,000万円、ここを使うことで予算は出てくるのではないのでしょうか。

さらに、先ほどの説明でもありました大津町の保育料の基準額ですけれども、国よりは低い設定にしているということだったんですけれども、中間層、全世帯の中央値よりやや低い4階層から6階層の経済的負担が高い、可処分所得に対しての負担の割合で見たときに相対的に高くなってしまっているということは留意すべき事項でありますので、この層の負担基準額を大幅に下げて、少なくとも所得に対する負担率をほかの階層と比較して同等レベルの負担率になるように保障するべきではないと思いますけれども、町長はいかがでしょう。

資料を御覧ください。次のページです。

熊本県が行ったこともまんなか熊本の実現に向けた子ども・子育てに関する町民アンケート調査の結果についてです。

現在の制度では、未満児に対し、3子目は無料ですが、2子目は条件付で半額、1子目は全額負担です。現在の子供の人数は2人が最も多く38%になってますが、この層に十分に支援が行き届いてない制度の現状があるのではないのでしょうか。

次に、理想の子供の人数で最も多いのが3人で50%です。この円グラフから分かりますように、3人以上を望んでいる家庭は実に半分以上あります。

しかし、現実としては、半分以上がゼロから2人の子供の人数になっています。なぜ理想の人数を持っていないのでしょうか。

右上のグラフを御覧ください。理想の子供より人数が少ない理由を尋ねたアンケートでは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが55.3%と、次点から大きく差を開けて最多になっています。さらに、右下の若年層が熊本定着に対し、充実させるべきものは何かというアンケートに対しては、子育てしやすい環境の充実が最多となっております。理想の子供の人数と現実とのギャップを埋めるには、子育て環境を充実させるのが最も効果的であり、多くの方が望んでいることではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、再度町長に保育料の無償化をするのか、しないのかを問います。

以上です。

○議長（坂本典光） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質問につきまして、中間層の利用者負担額、まず下げるのかということと、その後の全体的な無償化のところだと思いますけれども、中間層の皆様の負担感につきましては、本町としても認識しているところでございます。

その上で、本町の利用者負担額につきましては、先ほども町長のほうから申し上げましたとおり、国の基準額より低く設定しており、これまでも町の一般財源を投入しながら、保護者負担の軽減に配慮してきたところでございます。

また、議員御指摘の第6階層から第8階層を見ますと、本町の設定額は近隣の菊陽町や合志市と

の比較において、階層ごとの差はあるものの、第7階層では最も低く、第8階層では菊陽町と同額、合志市より低い設定となっており、全体としても一定の負担軽減に配慮した水準にあるものと認識しております。

さらに、近年は保育士等の人件費等をはじめ、保育の提供に必要な経費全体が上昇している中にもあっても、保護者の皆様に御負担いただく額を増額することなく対応してきたところでございます。

したがいまして、中間層に限定したさらなる引下げにつきましては、公平性や財源面の課題もあることから、直ちに実施できる段階にはないところで、全体的な無償化についても同様でございます。今後、今後も保育サービスの安定的な提供と保護者負担のバランスを踏まえながら、適切な制度運用に努めていきたいと考えております。

○議長（坂本典光） 岩下議員。

○1番（岩下啓史議員） 再々質問します。

町民の負担額については、合志とか菊陽とかと比べると、同額であったり、低いようになってるということだったんですけれども、先ほど伺ったところで、多子世帯への軽減措置の内容を分かりやすく伝えるための向上を担っていきますということだったんですけれども、それ、もう一度御説明いただけないでしょうか。

あと、町長の施政方針演説では、子育て世代の町外流出と生活基盤にかかる負荷も顕在化しつつありますと述べられています。また、子育て支援、教育環境日本一のまちづくりも掲げています。

本気で子育て支援日本一のまちづくりを目指すのならば、ほかの自治体に先んじて、大津町が保育料の無償化をすることが必要だと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

南小国町では、おうち育児を応援ということで、10か月から2歳未満のお子さんを自宅で見守る方に月5万円支給する制度を今年度より始めたとのこと。

大津町でも町長が目指す子育て支援日本一のまちづくりのために、今の大津町の人口動態や地価の上昇を鑑みても、保育料の無償化は何としても必要だと思いますし、何を言っても多くの方がこの無償化を望んでいると思いますので、ぜひお願いしたいです。

また、昨今の物価高騰による子育て世帯の経済的負担は本当に大変だと思います。

そこで子育て世代向けへのどんなサービスが望まれているかというようなアンケートを行う考えはないでしょうか。

以上、伺います。

○議長（坂本典光） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの御質問のうち、私のほうから多子世帯等に対して制度の分かりにくさ向上の部分と、アンケート等のニーズ把握についての部分についてお答えいたします。

まず、多子世帯等の制度の分かりにくさにつきましては、ホームページ等の改善や、入園申込時の窓口での説明等をしっかりやっていきたいと考えております。

また、ニーズ把握につきましては、現在毎年実施している町民アンケートをはじめ、また保育園の保護者アンケートなどを実施して、ニーズの把握には努めていきたいと考えております。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 岩下議員の再々質問にお答えいたします。再質問もいただきまして、再々質問いただきましたが、再質問の中で4点ございまして、再々質問の中では、言い漏れたものも含めて2点だったかと思います。

まず、ちょっと重複することもありますけども、先ほどの子育て世代の分かりやすさということなんですけども、側面としては、いかに届けていくか、届きやすさというところと、二つ目がやっぱり分かりやすさというものがあると思います。先ほど部長がありましたとおり、しっかり届く形で様々な方法を使いながらお届けして、その届く情報自体も分かりやすく、しっかり見直しを進めたいと、そのように思っております。

また、財源のところで財政調整基金等を使うことでできるのではないかというお話もございましたけれども、財政調整基金というものは緊急の点も含めて見直しを持って使うものでございます。その中で、この財政調整基金も織り込んだ上で、今議会でも様々な御提案をいただきましたけれども、財源調整をしながら進めているところで、これから様々なハード事業等もある中で、この財政調整基金が今あるからといって使うのは非常に難しいというふうに考えておりますし、今も未来も、みんなが幸せであり続けるためには、ここはちょっと見極める必要があると、そのように認識をしております。

また、中間層の負担の割合に、3点目に関しましては先ほど部長からありましたとおり、もちろん、この近隣市町村の合志や菊陽よりも、より低く、あるいは大津町より低く設定している町もあるのも事実ではございますけれども、町としましては一定程度配慮した値段設定、料金設定にさせていただきますところでございます。

また、それも含めて4点目の子育てしやすい環境づくりというところで医療費の無償化ですとか、様々なことを、町の財源でできることを進めているところでございます。さらなるこの無償化等に関しましては、やはり国の支援等も必要な部分もありますし、あるいは町の財政がさらに安定する中で見極めていく必要があるものというふうに考えておりますので、現時点、今すぐというのは難しいというふうに認識をしております。

そうした中、子育て支援日本一をどのように実現していくかという話でございますけども、答弁のほうでもさせていただきましたとおり、やはり子育て支援日本一であるためには、まず一つにはその保護者、子供たちも子育て世帯である一方で、住民の幅広いサービスを受ける住民の一人であるというふうに認識しております。ですので、しっかりと様々な防災ですとか、交通・産業等も両立させながら子育て支援を行っていく必要があると思っております。

その上でですけども、この子育て支援だけに特化した部分でも、やはり経済的支援の話が一つと、もう一つは、いかに子供たちの環境づくり、子育てしやすい、あるいは保護者が相談できる、そういったところにも見極めながらやっていく必要があると思っております。やはり財源、財源という話ばかりして毎回恐縮なんですけども、やはり、財源限られてる中では、いかに配分していくかということが重要だというふうに思っております。今、岩下議員がおっしゃったように、さらにまち

づくりアンケート、あるいはこれから世代別のまちづくり懇談会とかも考えていくと話しましたけれども、様々なお声、あるいは御助言、アドバイスもいただきながら、この町が子育て支援日本一であるために、よりよい方策を考えていきたいと思っております。

もちろん、その中では議員からの御助言等もしっかりいただきながら、反映をできる部分はしていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（坂本典光） 岩下議員。

○1番（岩下啓史議員） もう質問はしませんが、財源のところでは恒久的な財源という人口の問題であつたりというのは大いに鑑みるところでありますので、そこは理解できるんですけど、今年度の繰越金で1億円出ていて、これの繰り越した金額1億円、その、小さいところになってくるかもしれないんですけど、そこから捻出するだとかっていう考え方の議論も必要だと思いますし、さらに子育てのしやすさ、環境というところで考えますと、スポーツの森のインクルーシブパークで、よく、やっぱり夕方にお子さん世代、親御さんと一緒に遊ばれてる方がたくさんいらっしゃるんですね。本当にあそこは喜んでもらってるんだろうなと思っておりますけれども、やっぱりそういった方たちにもお声がけをして、こういったニーズというか、子育て支援のためには何が必要だと思っておりますかというようなプロセスを取ることもできるんじゃないかと思うんですね。

いつも公的なものでイベントをします。それに来てくださるっていうだけではなくて、こっち側からアクティブにするというような議論も必要ではないかと思っています。

そんなところを御提案させていただいて、私からの一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂本典光） 本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時46分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和8年第2回大津町議会定例会会議録

令和8年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第6日)

令和8年3月17日(火曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さおり
	4 番 大 塚 勝 二	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕一郎
	7 番 田 代 元 気	8 番 時 松 智 弘	9 番 面 川 秀 貢
	10 番 大 塚 益 雄	11 番 三 宮 美 香	12 番 山 部 良 二
	13 番 山 本 富二夫	14 番 豊 瀬 和 久	15 番 佐 藤 真 二
	16 番 坂 本 典 光		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長 金 田 英 樹	総務部主幹兼行政係長 兼法制執務係長 田 上 雄 一
	副 町	長 内 田 清 之	教 育 長 吉 良 智恵美
	総 務 部	長 木 村 欣 也	教 育 部 長 村 山 博 徳
	住 民 生 活 部	長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長 境 敬一郎
	健 康 福 祉 部	長 大 隈 寿美代	大津町農業委員会会長 津 田 恵 美
	産 業 振 興 部	長 岩 下 潤 次	農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩
	都 市 整 備 部 併任工業用水道課長	長 高 橋 和 秀	大津町選挙管理委員会 委 員 長 大久保 純 一
	総務統括専門官	伊 藤 秀 馬	大津町選挙管理委員会 書 記 長 宮 崎 俊 也
	総 務 部 財 政 課 長	山 部 美 保	
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	郷 春 美	

議 事 日 程（第6号） 令和8年3月17日（火） 午前10時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（坂本典光） それでは、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（坂本典光） 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第2 一般質問

○議 長（坂本典光） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

西川秀貢議員。

○9番（西川秀貢議員） 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、傍聴にお越しいただき、心より感謝申し上げます。いよいよ議会も最終日、千秋楽を迎えました。結び前として、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

議席番号9番、西川でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

私が繰上げ当選で議席をお預かりしてから、早いもので1年がたとうとしております。この1年間、町民の皆様をはじめ多くの方々の思いや期待を背負い、この場に立っております。商売を営む者として、現場で感じる声を農工商並進の精神の下、町政に届けることが私に与えられた責務であると考えております。

金田町長は、これまで農工商並進を掲げ、大津町は農業、工業、商業が互いに支え合い、発展してきた町であり、今後も3つの産業が連携してこそ、地域の活力が生まれるとの考えを示してこられたと理解しております。

企業進出が進む一方で、農業の担い手不足など課題もありますが、私自身も商工の立場から、町の産業がそれぞれの強みを生かし、ともに成長していく未来づくりに力を尽くしたいと考えております。

また、この3月をもって御退職される職員の皆様、そして、新たな部署へと異動される皆様におかれましては、長年にわたり大津町の発展のために御尽力いただきましたことに心より感謝申し上げます。

それぞれの新たなステージがより一層の御活躍と充実した日々となりますようお祈りいたします。

その上で、荒木事務局長におかれましては、この3月をもって役場での長年の御勤務の中で、議会事務局長として議会運営の円滑化に御尽力いただき、私たち議員を温かく支えてくださいました。その御功績に深く感謝申し上げますとともに、新たな門出が実り多きものとなりますよう心よりお祈り申し上げます。

現在の天津町を見ますと、企業進出や子育て世代の転入など、町の活力を支える動きが続いております。一方で、将来の少子高齢化への備え、災害への対応、教育、福祉の充実など、取り組むべき課題は多岐にわたっております。こうした状況の中で、町民の皆様が将来にわたって安心して暮らせる天津町をつくるのが、私たち議会に課せられた大きな使命であると感じております。本日はその使命の一端を果たすべく、幾つかの課題について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問は、町内事業者の活用による庁舎・中央公園の利便性向上と地域活性化についてでございます。

現在、本町では、庁舎敷地内での販売について、福祉団体関係に限って許可を出しているとなっております。一方、近隣の菊陽町や合志市では特段の規則を設けず、町内外の事業者であっても所定の手続を経れば販売が可能となっており、より柔軟な運用がなされております。

本町においても、職員や来庁者の利便性向上、さらには町内事業者の支援という観点から、まずは町内の飲食事業者に限って販売を認めるなど、一定の範囲での拡大を検討してもよいのではないかと考えます。曜日を振り分ける、出店場所や時間帯を調整するなど、運用面での工夫も可能ではないでしょうか。

さらに、この点に関連して申し上げますと、資料を御覧ください。

この資料は、2月22日の午前中ぐらいだったと思います。多分11時ぐらいに私が中央公園を通ったときの状況でございますが、設置されたワンピースのゾロ像の効果により、平日、祝日を問わず、観光客やインバウンドの来訪が増えている状況がございます。せっかく多くの方が訪れているにもかかわらず、飲食や休憩の選択肢が限られているため、滞在時間や満足度の向上につながりにくい面も見受けられます。そこで、中央公園についても、一定のルールを設けた上で、キッチンカーなどの出店を認めることにより、町のにぎわい創出や情報発信につながるのではないかと考えます。特に町内の事業者に出店をお願いすることで、地域経済の活性化にも寄与し、町としての費用負担もほとんど生じません。それらを踏まえ、以下の点について伺います。

まず、現在庁舎内で福祉団体に限定している理由とその運用状況、次に、町内事業者から出店を認める方向での見直しの可能性、次に、曜日割り振り等を含めた柔軟な運用の検討状況、次に、中央公園におけるキッチンカーなどの出店を認めることについての考え方と、観光振興、地域経済への効果の見通し、以上お尋ねいたします。

○議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。西川議員の1点目、町内事業者の活用による庁舎・中央公園の利便性の向上と地域活性化についての御質問にお答えをいたします。

町内事業者の活用や来庁者・来園者の利便性の向上、さらには地域のにぎわいづくりを進めていくことは、地域経済の活性化の観点からも重要であると認識をしております。

一方で、庁舎や公園などの公共施設において販売等を行う場合には、施設の目的や利用環境との調和、公平性や安全面への配慮が必要であり、それぞれの施設の特性を踏まえた運用が求められるものと考えております。

その上で、まず、役場庁舎敷地内での販売についてお答えをいたします。

役場庁舎は行政サービスを提供する施設であることから、これまで施設管理などを踏まえ慎重に運用してきており、現在、先ほど議員からありましたとおり、庁舎敷地内での販売については、障がい者就労支援施設による弁当販売を、就労訓練や社会参加の機会確保を目的とした福祉施策の一環として例外的に認めているところです。

また、大津町の役場周辺には飲食店や弁当販売店が多く立地しており、これらの固定店舗は設備投資などの負担の下に営業されております。庁舎敷地内で一般的な移動販売を認めた場合には、周辺店舗の営業に影響を与える可能性もあることから、これまで慎重に対応してきたところです。

庁舎は主に行政サービスを提供する施設であり、庁舎敷地を常設的な営業の場として提供するものではなく、営利活動を自由に行う場ではないことを基本としております。

また、庁舎敷地内で販売等を行う場合には、行政財産の目的外使用として整理する必要があることから、施設利用への影響や公共施設としての公平性、衛生や安全管理などにも配慮しながら、一定のルールの下で整理をしていく必要があると考えております。

その上で、本町としては、庁舎を営業の場として開放するものではなく、町内事業者を広く知っていただき、実店舗への利用や町内回遊につなげていく地域活性化・事業者PRのための政策的な取組として、弁当販売などについて一定の条件の下で例外的・試行的に実施できないか検討を進めているところです。

また、弁当販売に限らず、農産物や菓子類などの物品販売についても、同様の考え方の基で整理をしていく必要があると考えております。

この取組は、庁舎敷地を営業の場として常設化するのではなく、機会を限って試行的に実施するものであるため、実施回数は月1回程度、同種の販売が重なり過度な競合が生じることのないよう配慮しつつ、飲食と物販の各1店舗によるローテーション方式とし、販売時間はおおむね2時間程度を想定しております。

また、使用料については、行政財産の目的外使用としての整理を前提としつつ、町内事業者のPRや地域活性化を目的とした短時間・限定的な試行的取組であることから、関係規定に基づき減免の可否を整理してまいりたいと考えております。

なお、現地での調理は行わないなど、周辺店舗への影響にも配慮した形で整理をしていきたいと考えております。

次に、中央公園におけるキッチンカー等の出店についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ゾロ像は本町にとって貴重な観光資源であり、国内外から多くの方に訪れ

ていただくなど、町のにぎわいの創出に大きく貢献しているものと認識をしております。

その一方で、現状ではゾロ像を目的に来園された方が、公園内で過ごす時間が短く、結果として一部通過点となっている面があることを、町としても課題として認識をしております。

また、中央公園の遊具につきましては、家族連れの皆様を中心に多くの方に利用いただいております、こうした利用実態も踏まえながら、中央公園を、町内外から多くの方が訪れ、ゆっくりと過ごしたいと思える憩いの場として整備していくことが重要であると考えております。

このため、本町では、一定のルールの下で公園内にキッチンカー等を出店していただけるよう、現在、出店に関する要綱等の仕組みづくりを進めているところであり、必要な整理を行った上で、できるだけ早期の試行的な実施につなげていきたいと考えております。

制度の検討に当たりましては、まず、公園施設の利用状況を十分に踏まえた上で、出店形態や出店位置を適切に定めていく必要があると考えております。

あわせて、中央公園には子育て健診センターも立地しており、来園者の中には子育て健診センターを利用される親子や、日常的に公園を利用される町民の皆様もおられることから、単ににぎわいを創出すればよいというものではなく、そうした利用者の動線や、安全で快適な利用環境にも十分配慮する必要があると考えております。

そのため、出店者の選定方法や募集方法、公園利用者への影響、維持管理面への影響、ごみ処理や安全確保、衛生面への対応に加え、子育て健診センター利用者や一般の公園利用者の安全性・快適性を損なわない仕組みとして整理してまいります。

また、こうした制度につきましては、開始当初から固定的に運用するのではなく、一定の試行期間を設け、その中で公園利用者の反応や利用状況、管理運営上の課題等を確認しながら、必要な検証を行っていききたいと考えております。

今後も、関係機関の御意見を伺いながら、にぎわいの創出と、公園利用者の安全性・快適性の確保という両立を図りながら、中央公園の滞在性及び魅力の向上につなげてまいります。

○議長（坂本典光） 面川議員。

○9番（西川秀貢議員） 今、町長から答弁いただきましたが、それなりに前向きな感じかなという気はしました。

例えばこの中央公園については、そもそもこの第7次振興総合計画のパブリックコメントの意見等、回答の中に、県内外から多くの方が写真撮影をしているにもかかわらず、土産を買う場所もなく、ただ通りすがりの観光になっている。もう少し滞在して消費してもらう工夫が必要じゃないかとか、いろいろこういうのが載っています。

今、私がこういった質問をしていますけど、本来ならばゾロ像ができた時点で、こういったことを先にやっとかんといかんだったじゃないかなと思っております。なぜならばですね、例えばこの第6次の振興総合計画の中に、肥後大津駅をはじめとする中心市街地から周辺地域への誘客につながる大津町の観光資源と食のコラボレーション等の施策の検討、企業誘致、商業・観光施設への誘客支援に向けたシティプロモーションによる本町の魅力の外部向け情報発信の推進ですね、これは

第6次。

今度は第7次になって、商業・観光施設に加え、町全体の魅力を再発見し、誘客と消費につながるシティプロモーションの推進、熊本空港・阿蘇・熊本市・菊池地域を結ぶ広域観光園の中核として、「通過点から滞在の起点へ、そして立ち寄られる町」への転換と、いろいろ訳分からんこつ、えらいよかこつ書いてはあるですけど、じゃあ今まで第6次のときに何ばしてきたかと思うわけですよ。

実際、これは検証してもらおうと、じゃあこの第6次からも来とるですけど、食のコラボレーションって、今まで何がどぎゃんなって思ってたわけですよ。そういったところは、私たちにしてみると遅かし、ようよう今頃になって中央公園も動き出したかって、今、いう感じであると思ってるわけですよ。

中央公園のほうはそれで分かりましたけど、例えば今度は庁舎もそうですよ。庁舎についても、確かに福祉団体は団体で構わんとですけど、やっぱり私が聞いてみると、役場に行きづらいとか、何かちょっと厳しいな、役場に行って、用事が終わったらすぐ帰れんとか、結構そういう人が多いですよ。そぎゃんしたときに、そういったのも含めて、公平性というのであれば、やはり昼の弁当もそうですけど、例えば3時になったら、リングあめとか、イチゴとか、いろいろ持っている人がいますので、そういったところを入れれば、役場が明るくなると思うとですよ。そういったところは町民にしてみると、役場も明るくなって、役場に用事はなかばってんが、ちょっと行ってみて、キッチンカーで何か買ってきて帰ろうかなとか、そういったのがこのまちづくりにつながっていくとじゃなかかな。要は、敷居が高過ぎるといわれるわけですよ。もしこういったことを、中央公園にしてもですけど、もうちょっと早めにしとんならですよ、ゾロ像だけにぞろぞろ来とっとうごとですたいな。県外からも、海外にしてもですよ。そういったところを、これは何かもうちょっとやればよかったんじゃないかなと思っております。

こうした行動の積み重ねが、これから始まる駅周辺整備とか、アクセス鉄道に対する期待感が高めて、町全体の回遊性とにぎわいを生み出す原動力になっとじゃなかかなと思っております。何より今言いました役場も明るくなるし、町長がいつも財源のこつば言っておられますが、町内の事業所にお願ひすつとですね、お金もかかりません。実際、この役場がにぎわいの起点となることで、駅周辺とか、商業エリアへの人の流れを生み、それが将来の町の姿につながっていくと思うんですけど、これについては町長どう思われますか、お尋ねいたします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、総合計画のパブコメ等でもゾロ像周辺のにぎわいのところは御意見が出ていたところでございます。その中で1つには、先ほどお話ししましたとおり、今後、前向きに進めていくわけですが、やはり一般の公園利用者の方が、子育て世代の方も多くいらっしゃる中で、その中のバランスというのはしっかり図っていく必要があると思っております。

また、お話にもございましたけども、この駅周辺のにぎわいというのは、この中央公園だけで

はなく、駅全体として位置づけていく必要があると、このように考えております。そうしたことから、この間、くまモンベースの誘致ですとか、あるいは議員の皆様にも御意見いただきながら、駅周辺のまちづくりの周辺整備計画を一つ一つ進めてきたところです。これからはそれがしっかり出来上がってきましたので、また新たな予算も提案させていただいておりますけども、その中央公園と肥後大津駅あるいは南口と北口の動線がつながって、その中からにぎわいあるいは経済効果がしっかり生まれていくようなことをしっかりやっていきたいと思っております。その中では、遊休町有地の活用、また、場合によってはP a r k－P F I等を町としては検討しておりますので、そういうものもより深掘りをしていきたいと、このように考えております。

また、庁舎につきまして、1点は、この間、福祉事業所等の出店も町としても検討しながら認めて拡大をしてきたところですが、今回、議員からの御指摘も踏まえて、次の一步を踏み出す準備をしているところでございます。

ただ、懸念点としては、大きく2点ございまして、やはり1点目は、役場は行政サービスを提供するのが一義的なところで、今現在でも時に駐車場不足ということもございます。そういったところも1つにはしっかりと見極める必要もございまして、もう一つは、弁当販売の事業所を含め、この役場周辺には飲食店を営んでいる方もたくさんいらっしゃいます。そうした飲食店は、やはり固定費ですとか、固定資産税を払った中でやっておられまして、そういった方々にどういった影響があるのかということもしっかりと見極めて、右も左も見ながら進めていく必要があると思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、この全体のにぎわいづくりというところ、そして、民間の力をしっかり生かしていくことも御指摘のとおりですので、十分踏まえてこれから進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 面川議員。

○9番（西川秀貢議員） この役場での例えば販売許可という提案ですね、これをですね、単なる一時的なイベントではなく、まちづくりの一環として位置づけることで、役場庁舎そのものが地域の魅力発信の拠点となり、町内事業者の活躍の場を広げ、来庁者の利便性向上にもつながると思っております。

さらに、中央公園での取組と合わせて展開することで、役場から駅周辺、そして商業エリアへと人の流れが生まれ、町全体の回遊性を高める可能性も期待できます。

こうした小さなにぎわいの芽を積み重ねていくことこそが、アクセス鉄道の開業や、駅周辺整備を見据えた将来像につながり、通過点から滞在の起点へという、第7次振興総合計画の方向性を現実のものとしていく第一歩になると考えております。

何度も言いますが、町としての費用負担もほとんどありませんので、町内事業者の力を借りながら実現できる取組をしていただきたいと思いますので、それを申し添えまして、次の質問に入ります。

続きまして、肥後大津駅周辺整備を見据えた南口閉鎖時間帯の南北通行確保に関する課題についてでございます。

肥後大津駅の南口、ビジターセンターは大津町が所有し、現在はシルバー人材センターの方々が管理を行っているとは承知しております。しかし、最終便の到着後から始発便までの時間帯は南口が閉鎖されるため、南北の通り抜けができない状況となっております。その結果、南口から北口へ移動する際、横の踏切を利用せざるを得ず、大きく迂回しなければならないため、始発列車に間に合わないケースが実際に発生しているといった事象が生じております。

肥後大津駅は町内外の利用者も多く、特に早朝の通勤・通学者にとっては大きな影響があります。安全面の確保や管理体制の問題があることは理解しますが、町としても利便性向上の観点から、改善を検討すべきではないかと考えます。

そこで、伺います。

まず、最終便から始発便まで、南口を閉鎖している理由とその必要性について、町としてどのように認識しているのか。

次に、ＪＲ九州との協議状況、または今後、協議を行う予定があるのか。

次に、利用者の利便性向上のため、町としてどのような改善策を検討していくのか、お尋ねいたします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の２点目、肥後大津駅周辺整備を見据えた南口閉鎖時間帯の南北通行確保に関する課題についての質問にお答えいたします。

肥後大津駅南口の通行時間につきましては、駅利用者や送迎を行う方々の利便性向上という観点から、議員御指摘の趣旨は十分理解をしております。特に、列車運行時間中における南北の行き来のしやすさや送迎動線の改善、駅利用環境の向上という点は、今後の駅周辺整備とも関わる重要な課題であると認識をしております。

一方で、南口通行につきましては、これまでの経緯を踏まえる必要がございます。もともと南口側の通行は、安全上の観点から一度封鎖された経緯があり、その後、安全管理を前提として例外的に通行が認められてきたものであります。

したがいまして、開放時間をどうするかという問題だけでなく、誰がどのように安全を確保するのかという点が前提になります。

その上で、利便性向上の必要性は認識しつつも、安全確保の在り方やＪＲ九州との協議条件を十分に確認し、利用実態や必要となる負担も踏まえながら、必要性、効果及び実現可能性を見極めた上で判断をしてまいります。

詳細については、担当部長より説明をいたします。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 改めまして、皆さん、おはようございます。南口への通行に係る安全確保について、私のほうから御説明をさせていただきます。

肥後大津駅の南口については、陳情駅として町がＪＲ九州と協議の上、特別に認められた形で通行が実現している状態になります。本来駅員のいる有人駅においては、入場券を購入しないと駅構内へ立ち入ることはできませんが、特別に通行許可書を持って行き来することを認めていただいております。当然、安全確保についても求められているところになります。現在は、シルバー人材センターによる管理の下で一定時間開放しておりますが、通行時間の延長を検討するに当たっては、実際にどの時間帯にどの程度の利用があるのか、現在の人員体制で対応が可能なのか、シルバー人材センターで難しい場合、別の委託や別の人員確保が必要なのかどうか、その場合にＪＲの了解が得られるかどうか、安全管理上どのような運用が必要かといった点を具体的に整理する必要があります。

なお、現時点で町が確認している範囲では、当該時間帯の通行や周辺歩行の状況は限定的と見られるところではありますが、把握の方法や期間によって異なり得るため、必要性の判断に当たっては、引き続き実態を確認していく必要があると考えております。

また、もし現在の運用の延長だけで対応できない場合には、費用や人員体制、運用条件は大きく変わってまいります。そのため、利便性の向上だけでは単純に判断するのではなく、利用実態、必要な体制、安全管理の条件、ＪＲとの協議内容を踏まえて検討する必要があると考えております。

西川議員には以前から、開放を望まれる町民の声があることをお知らせいただいております。町としても肥後大津駅、そしてＪＲ九州の熊本支社と協議を進めている状況になります。現場レベルでの安全上の懸念点や、ビジターセンター設置を協議した時点での条件等を一つ一つ確認しながら、話を進めている段階です。

したがって、現時点におきましては、通行時間延長を直ちにお約束できる段階ではございませんが、利便性向上の必要性そのものは認識しており、駅周辺整備や駅利用環境の向上も見据えながら、ＪＲとの協議、利用実態の把握、人員体制や安全管理条件の整理を進めながら、見直しの妥当性を見極めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、単なる時間延長の是非だけではなく、南北のアクセス、送迎の動線、駅周辺の使いやすさ、駅の拠点性といった点も含め、全体としてより使いやすい駅環境となるよう取り組んでまいります。

○議長（坂本典光） 西川議員。

○９番（西川秀貢議員） 使いやすかって、使いにくかけん、私が今質疑しよっとですけど、町民の方からの意見をちょっと聞いてみますとですね、最終便から始発便までの間、南口が閉鎖されているため、南北の移動には横の踏切を利用せざるを得ませんと。しかし、この時間帯は周囲が暗く、踏切付近は車両の離合も多く、歩行者にとって、必ずしも安全とは言えません。特に始発列車に乗るために急いでいる利用者は走って踏切に向かうこともあって、かえって危険が増しているということでございます。

一方、この時間帯は列車が運行しておらず、駅構内の線路上に列車が進入することもないと。そういう状況ば踏まえるとですね、南口を完全封鎖する必要があるのかなと思うところござい

ます。仮に北口はずっと開いとるわけですが、南口はシャッターは閉めるだけですかね。今は安全性とかを言われるとであれば、防犯カメラなんかも大分よかつがあるわけですが、そういったものでカバーができるってじゃなかかなと私は思っとるところでございます。

仮に24時間通るこつがいかなんというのであればですね、南口の現在の利用できる時間帯ば見てみますと、この資料ば見てください。上りの最終便は22時44分と22時57分、上りの始発が5時11分と5時38分ですね。ちゅうことはですね、今、シルバーさんが朝の6時から10時までおられるということで、10時から次の朝の6時までが閉鎖という格好になつとるんですけど、この時間帯ば見れば、10時を11時は1時間ずつずらすわけですね。10時ですけど、あと夜は11時まで、朝は5時から、そういうふうにすればですね、始発に間に合うわけですよ。そして、最終便にも間に合う。普通考えたときに、列車が通るわけですが、その時間帯に開いとらんということはおかしかじゃなかかなと思うんですけど、1時間ずつずらせば問題なかかなと思って、いつも私も楽ばつかじゃいかんけん、自分なりにちょっと計算ばしてみました今度は。1時間ずつ延ばしたときに、例えば1時間ずつ延ばしたときに、時給1,500円で計算すると2時間ですたいね。1日3,000円、3,000円ば365日でしたときに109万5,000円、これば2人にしたときに219万円ですよ。この219万円ですね、今言われよるこの利便性と、それと踏切ば通ったときに反対に危ないと。走っていったりせんといかんけんですね、そういうのが補われるとあればですね、ぜひこれはやる意味があつとじゃなかかなと思うんですけど、またこれいろいろ思いますけど、何でんあつたときには間に合わんもんですけど、この219万円出すことで、それは町民の命が守られるんならば、それはそれでしていく必要があつとじゃなかかと思えますし、そもそもJRが動きよる時間帯は開けとかないかんと思つとるんですが、町長にお尋ねいたします。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 面川議員の再質疑にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、本当に町民の安全性や利便性の向上に必要な支出であればですね、ある程度、町側としても財政負担を考えるべきであるというところは十分理解しております。

もともとは肥後大津駅、振り返ってみると、北口のみ駅やつたところですよ。そこに対して、ある程度、町が財政負担をする中で、必要最小限というか、ある程度利用者が一定多い時間帯をどうにか開けられないかというところから、南口の設置あるいは陳情が始まったところになります。

そういった中で、いろいろ考えますと、確かに議員の御指摘のとおり、最終の出発、始発の時間に合わせて少し委託を延長できないかということなんですけど、それ以前にも最終便の到着便とかもありますので、最終便の到着になると夜中の12時を越えるときもあります。そういった中で、シルバー人材センターさんに、今現在、委託をしております。3交代制で行っておりますが、そのローテーション自体の見直しも発生する可能性がありますし、そもそも夜中までシルバー人材センターが請け負えるかどうかもあります。その中で、例えばじゃあ夜だけ別のところに委託するのとなると、また委託料の増額も出てくるようになっていくところになりますので、なかなか単純

な費用比較だけというのができないところなので、そこはしっかり見極めていきたいと思っています。

我々としても、もう少し本当に町民の方の望まれることがどのぐらいの数なのかというのをしっかり見極めていきたいと思っていますところでございます。その中でも十分しっかり見定めていくところでございますので、またその前にＪＲとの協議が、まだ今のところ、かなり以前からのを振り返っているところですので、なかなか進展が思うようにいっていないところになりますので、まずはＪＲさんとの協議を最優先に進めながら、その上で、そういった費用比較も今後検討してまいりたいと思っていますところでは。

○議長（坂本典光） 面川議員。

○９番（西川秀貢議員） 私がここで質問しようとは、町民の方からそういった話があったけん言いよるわけであってですね、町民の方にしてみると、ビジターセンターが天津町の持ち物と知らん人も多かいですよね。駅としか思っとらっしゃんけんですね。だけん、その行政の考えと町民については違うということですよね。

そもそもさっきから言いよるごつ、列車が通る時間帯には開けとかやんだろうというだけです。そこばやっぱ町民は思っとるけんですね、その辺りはもう一回、やっぱちゃんと検討せんといかんとかやなかかなと思いますし、せっかく今から天津駅周辺の整備もしていくわけですが、利便性とか、安全とか、いろいろごたごた言うばってん、取りあえず列車が行ったり来たりする時間帯は開けとくとかが当たり前じゃにやあかな。駅じゃにやあごつなつとじゃなかつかなというところが町民の意見ですけど、その辺はもう一回考えた方がいいと思いますので、検討されてください。

この肥後天津駅周辺は、今後、本格的な整備が進んで、町の玄関口として機能がさらに高まっていくことが期待されております。そんな中で、南口の閉鎖時間帯における南北通行の確保というのは、単なる利便性の問題にとどまらず、将来の駅周辺整備の方向性とも深く関わる重要な課題であると思っています。

町民の安全を守り、誰もが安心して駅利用できる環境を整えることは、これからのまちづくりの基盤となるものでございます。駅周辺整備を進める今だからこそ、南口の運用を含め、利用者目線に立った改善を総合的に検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地域通貨（ポイントカード）システム導入による給付事務の効率化と地域経済活性化についてでございます。

物価高騰対策、子育て支援、非課税世帯への支援など、国や自治体による様々な給付金、商品券の配布が続いております。しかし、現状の給付方法には幾つかの課題があると感じております。まず、給付金や商品券の配布にかかる事務経費が非常に大きく、場合によっては、実際の給付額よりも経費のほうが高くなってしまいうケースがあります。印刷費、発送費、広告費、事務作業の人件費など多くのコストが発生し、その結果として、配布時期が遅れるという問題も生じております。

こうした課題を踏まえ、注目したいのが高森町が導入している地域ポイントカード制度でござい

ます。

資料を御覧ください。

この制度は、住民の皆様が日常の買物を地元商店で行うことでポイントがたまり、そのポイントが地域内で再び使われるという地域経済の環境を生み出す仕組みとなっております。この制度の大きな特徴は、単に一時的な消費を促すのではなく、地元で買物する習慣そのものを育てることができる点でございます。この習慣が根づけば、商店の売上げが安定し、商店街の活気が戻り、地域の雇用や交流も生まれ、結果として町全体の活性化につながると考えております。

さらに、ポイントカード制度は、一度仕組みを整えれば、毎年多額の予算を投じる必要はありません。地域未来投資交付金などの外部財源を活用すれば、初期費用の町負担も大きく抑えることが可能でございます。

また、デジタル商品券とは異なり、利用が町内に限定されるため、お金が町外に流出せず、確実に地域経済の底上げにつながるという利点もあります。今後も、物価高騰や生活支援が必要となる状況が続くことを考えますと、毎年の支援金を配るだけの対策から、地域経済が自ら回り続ける仕組みづくりへと転換することが、大津町にとって持続可能な選択ではないかと考えます。

そこで、大津町として、高森町のようなポイントカード制度を導入し、地元商店を利用する習慣づくりを通じて町全体の活性化を図る考えはないのか、お尋ねいたします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の3点目、地域通貨及びポイントカードシステム導入を通じた給付事務の効率化並びに地域経済活性化に関する御質問にお答えをいたします。

議員御提案の趣旨は、給付事務の効率化と地域内消費の拡大をどのように両立させるかという点にあり、本町としても重要な政策課題であると認識をしております。

議員御指摘のとおり、近年の物価高騰対策や子育て支援、低所得世帯への支援策など、国や町の施策に基づく給付金や商品券事業は頻回に実施されております。今後も社会情勢の変化に応じ、こうした家計や地域経済を下支えする支援事業は継続的に求められることが予想されます。

しかしながら、これまでの各種支援事業におきましては、その都度、システム構築や委託費、印刷・郵送費などの事務関連経費が多額に発生しており、例えば直近の重点支援交付金を用いた商品券事業におきましても、商品券原資約3億6,600万円に対し、事務関連経費に約2,800万円を要するなど、多額のコストがかかっている現状もございます。議員が経費が多数にかかっていると御懸念のとおり、この事務コストの抑制は、持続的な財政運営の観点から本町としても強く認識している課題でございます。

その一方で、こうした事務経費は、単にデジタル化・電子化に置き換えれば当然に解消する、ゼロになるものではなく、制度設計や対象者への対応の在り方によっては、システム利用料や支援体制、加盟店対応等を含め、総コストがかえって増加する可能性もあると認識をしております。

また、給付に当たっては、必要な方にできるだけ迅速かつ効率的にお届けできる仕組みを整えることも重要な課題であると認識をしております。

その上で、ここで論点を整理して申し上げますと、御提案の制度は大きく3つに分けて整理して考える必要があると思っています。具体的には、1つ、地域経済を支えるために通年で運用する「常設の地域通貨・ポイント制度」、2つ目が、物価高騰対策等に対応する「単発の給付・商品券事業」、3つ目が、健康づくりや地域活動に参加を促す「目的別のポイント事業」に分けて考える必要があると認識をしております。

先日、1人目の一般質問の議員にてお答えした電子商品券の検討は、主として、先ほどの2番目、「単発の給付・商品券事業」における電子化の可能性について申し上げたものであります。

これに対し、今回議員が御提案の高森町のような仕組みは、先ほどの単発給付よりも、1つ目の通年で運用する「常設の地域通貨・ポイント制度」の性格が強いものであり、制度目的、運用体制、固定費の構造が異なることから、分けて考える必要があると思っています。

常設の地域通貨制度につきましては、地域経済活性化の可能性を持つ一方で、平時かの運営体制や継続的な財政負担を伴うものであり、単発の給付事業の電子化とは別建てで慎重に判断すべきものと考えております。

したがいまして、現時点におきまして、本町として常設の地域通貨制度を直ちに導入する考えには至っておりません。

町としましては、制度を導入すること自体を目的化するものではなく、公平性、安全性、持続可能性、費用対効果を踏まえた全体最適の観点から判断してまいります。

その一方で、単発の給付・商品券事業における電子化や、既存の民間システムの活用可能性、近隣自治体の事例整理につきましては、先日本町にお答えしたとおり、比較検討を進め、次の施策の判断に使える材料をしっかりと整えてまいります。

常設制度についても、将来的な選択肢として完全に排除するものではなく、本町の条件に照らして成り立つ余地があるのかどうか、引き続き見極めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） それでは、まず、私のほうから給付金や商品券配布に伴う事務負担や迅速性について御説明をさせていただきたいと思っております。

面川議員の給付金や商品券配布に伴う事務負担や迅速性の課題が続いているという御指摘についてですが、先ほど町長も答弁しましたとおり、直近の「くらし重点支援商品券」でも決して少くない額の経費がかかっているところですし、それに係る事務負担も一定程度発生していることは所管としても十分認識をしているところになります。

単発での給付・商品券事業における電子化につきましては、精算や集計の効率化、利用実態の把握、住民利便性の向上といった可能性があると思っております。

一方で、本町のように高齢者を含む全町民を対象とする場合には、紙やカードの併用、郵送、窓口支援、加盟店の対応、問合せ対応までを含めた総コストと実務負担を見なければならず、現時点で明確な優位性があるとまでは言い切れない状況でございます。

直近の「くらし重点支援商品券」の制度設計においても、少しでもデジタル化、電子化に近づけることができないか幾つかのシステムについて費用比較したところでございます。換金や集計といった点では事務の効率化が図られるものの、デジタル対応が難しい方のことも考えると一定の発送業務のほか、どうしても事務負担が発生するところであり、費用面でも比較した幾つかのシステムでは決して安価になるものではございませんでした。システムによっては事業者側の手数料負担の問題などが発生するものもあることから、導入システムについては現在も慎重に検討を進めているところでございます。

県内の先行事例では、当初、自治体独自のアプリを開発したものの、かなりのランニングコストが必要となり、せっかく開発したアプリの活用を断念し、もともと商店街が運用していたポイント制度のシステムに自治体が改良を加えて活用する方向へと転換した事例などもございます。もともとある民間のシステムを活用することに行政が公費を投入するのに比べ、最初から行政がシステムを構築するとなると、維持経費も含めどうしても多額の費用がかからざるを得ません。

既存のシステムについても、議員御提案のもののほか、数多くのシステムが次々と乱立していつている状況であり、それぞれメリットとデメリットを抱えております。

また、今回議員が御提案の高森町のような通年運用型の地域通貨制度につきましては、単発事業の電子化とは別に、制度そのものを維持するための恒常的な財源と運営体制が必要となります。

したがいまして、単発事業の電子化は比較整理を進めつつ、令和8年度のできるだけ早い時期で一定の判断をつける方向で考えております。

常設の地域通貨制度につきましては、財源、事務体制、人口規模に応じた管理負担、地域内消費への効果、これまでの地域通貨導入までの経緯なども踏まえ、現時点では別建てで判断していくこととなります。

○議 長（坂本典光） 面川議員。

○9番（面川秀貢議員） 今、話ば聞いていますと、えらい何か自分としては、何のことば言いよんなったか分からんですけど、そういうふうな考えがあるなら、何で今までしとかんとかということですよ。今までどぎゃんそこの経費がかかってきとつとか、それをじゃあ前回の同僚議員のデジタル商品券もそうですけど、こういったのがどんどんどん話が出てくる前に、今のような話はしとかんだったじゃなかだろろうかと思うとですよ。

今、何人かの議員がどんどんどんどんつつくけん、じゃあ今から検討するとか、その財源の問題とか、それは今言う話じゃ大体なかですよ。私が何で高森の話ばするかというと、高森なんかは人口も減ってきよってですね、その町内で、要は町外に金ば出さんで、町内で回さんといかんわけですよ。だけん、そういった仕組みばまずつくってやる。この仕組みが私はすばらしいなと思ったんで、この資料の最後のほうを見てください。

ここに、さっき言いましたように、今までのこの上のは令和3年から7年までの大体の実績ば抜粋しとつとですけど、それはもう7, 000万から経費だけかかるとるわけですね。この下のほうは赤で囲んであるとこは、これは実際、システム開発だけであればこのくらいしかかかりませんよ。

大津町もシステムを開発するだけなら、恐らくこのくらいしかかからんとじゃなかかなというて、私もちょっと勉強してきたとこだったわけです。

何を言いたいかと。こういったことをすればですね、お金も大津町に落ちて、税金も返ってくるわけですよ。こういうのに使わんで何に使うかと思うとですけど、それとですね、この制度はですね、地元で、さっき言いました買物ばするとポイントがたまって、そのポイントが地域内で再び使えと。地域経済ば循環させる仕組みがあるわけです。先ほど申しました一度制度ば整えとですね、毎年の経費も大分抑えられて、そして外部財源の活用で初期費用も軽減できるということです。

また、大津町というところは企業が多い町でございますので、この企業さんにも協力してもらってですね、福利厚生の一環として従業員にこのポイントば付与してもらおう。そしてこういうことばすれば、従業員の満足度の向上と、地元の商機の促進につながって、町全体の経済の底上げが期待できるということです。何が言いたいかと。企業も何もかも一緒になって、大津町の底上げばせんといかんじゃなかですかということです。

さらには、このポイントは商店だけでなく、タクシー、バス、病院、ホテルとか、町内の幅広いサービスも利用できるように設計することが可能でございます。生活、移動、医療、観光といった分野で使えるようになればですね、町民の利便性は大きく向上して、町内での消費がさらに広がるということでございます。

加えて、これまで取り組んできた水水ポイントにおきましても、時代の変化に合わせてこうした仕組みに移行することで、新たな効果につながっていったのではないかと。この単なる給付ではなくて、行政、商店、企業、交通、医療、観光が同じ仕組みば共有して、そして町内でお金が回り続ける持続可能な経済環境をつくることこそが、これからの大津町に求められる方向性と私は思いますが、町長にお尋ねいたします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在他の店舗、菊陽町をはじめの活性ですとか、オンラインの通販等の隆盛等に含めて、町内消費というのはどうしても外部化する傾向にあると思っております。そうした中、まさに面川議員と同様の考えで、今回あるいはこれまでの給付に関しましても、単に現金を配るのでなく、住民の方からはもちろん現金がいいという声もありますけど、そうした中でも商工会の皆様にも御協力を得ながら、商品券事業というところで、町内でお金を回る仕組みというのを構築してきたところでございます。

その中で、電子化にするか、あるいは通常の券面にするか否かの議論でございますけども、これは全員協議会で今までもしっかり御説明してきましたとおり、費用対効果の中で、少なくともこれまでは明確な利点が見れなかったというところでございます。やはりシステム化につきましても、システムの開発経費あるいはランニング経費あるいは着金等を委託するに当たっても、様々な経費がかかってきます。ですので、これをアナログの券面を電子化したからといって、そのシステムの

経費が必ずしも下がることではないと思っております。

ただ、先ほど議員からもございましたとおり、もうシステムあるいはテクノロジーは日進月歩で進んでおります。ですので、これからもしっかりとどんなサービスができてきたのかも含めて、その費用対効果、利便性、両立できる仕組みというのはしっかりと研究、検討を今も進めているところで、これからもしっかりやっていきたいというふうに思っております。

また、高森町の形式でございますけども、この恒常的に高森町がポイントを維持するために、給付だけではなく、健康づくりに対するプレミアムを町独自でお金を出して発行するという取組を行っております。ですので、単純にお金が回るだけではなく、住民の方もやはり何かしらのプレミアムがなければ、それを使うインセンティブが生まれませんので、そこをどう創っていくかが問題だと思います。

その中で、企業のほうからというお声もありましたけれども、やはりその企業が本当にあるかどうかの研究等も必要でございますし、町としては、基本的にはしっかりと町の中で回る仕組みをつくっていかなければならないと思っております。

先ほど水水の話もございましたけど、そちらにつきましては、御指摘のとおり、散らばっている観点もありますので、今後熊本のアプリのほうに連動・連携を図っていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本典光） 面川議員。

○9番（西川秀貢議員） まあいろいろ町長が、今、上手に言われましたけど、要は何が言いたかったかといいますと、最終的にはですね、こういった質問をしていますけど、町長が、じゃあこの町ばどこに引っ張って連れていきよっとなあいつも感じるわけですよ。例えばゴールがここだぞというところを、ここがゴールだと言うてもらえば、そこに向かうけん協力してくれと言うなら、私たちはしっかり協力してそこに向かっていきます。しかし、ゴールがどきょんとか訳分からんで、あっちゃ行って、あっちゃ行かやんとか、こっちゃ行かやんとか分からんことは状況が、今の状況と思っとなるもんですけんが、でも、その中でやっぱりいかに税金ば抑えて、町長が今よう言われるですよ。最少の経費で最大の効果と。それば考えながら私もいろいろ提案していきよっとなあまあ言いよるところで、そういう気持ちですよ、いつも。でも、なかなか方向性が分からんもんですけんが、何かそういうところがやっぱり今の町の姿勢になってきよっとなあなかなか。常にやっぱりそういうふうなことをリーダーシップと言われるとであれば、もうちょっとなあここに行くとなあって、みんなで行かやんぞという、そこで邪魔すると思ったときは、私が責任ば取ってというぐらいの気色があって言ってもらわんならですよ、誰もこれはついてききらんなあなかなかと思うわけですよ。そのために私たちも1年以上いろいろなことばして、まちづくりばしてきよっと思おうとですよ。やっぱりそういうところがちょっとなあ欲しいなと。そういった上ではですね、こういった今日言った、私が提案したどれもが、大津町が通過点から滞在の起点へと進化していくために不可欠な取組であると考えております。小さな改善の積み重ねが町の未来を大きく変えていくと信じてお

ります。町民の期待に応える力強い町政運営をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（坂本典光） しばらく休憩します。１１時１０分より再開いたします。

午前１１時００分 休憩

△

午前１１時１０分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、清原議員より早退の申出がっておりますので、報告いたします。

一般質問の発言を許可します。

時松智弘議員。

○８番（時松智弘議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、８番議員、時松智弘、一般質問に登壇をいたします。

３月１４日、大津町生涯学習センター・文化ホールにおきまして、菊池地区、この名称は、菊池市、合志市、菊陽町、大津町の４つの自治体を指した合同の自衛隊の入隊・入校予定者の激励会というのがありまして、金田町長もおいでになっていただきましてどうもありがとうございました。私はこの町の自衛官募集相談員をさせていただいておりますので、もちろん参加をさせていただいておりますし、当日は同僚議員のほうにもおいでをいただいてありがとうございました。

この菊池地区から実に３９名の自衛官となられる方が誕生することになっておりまして、国防の志の高い若者がそれだけいらっしゃる。そして、毎年のように出るんですけども、美咲野からも入隊・入校予定者が出まして、３名の方がこのたび航空自衛隊と陸上自衛隊に入隊をされることになっております。非常に心強いと思いますし、私も町議会議員として、防災や日本の防衛というものに一生懸命取り組んでいかれる自衛官の皆さんをしっかりと支援していきたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、一般質問を行います。

傍聴、インターネット配信、また録画配信を御覧になる皆様、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

空港アクセス鉄道第３セクター本社の誘致についてを質問いたします。

昨年１０月３１日、県は鉄道事業者と合同で空港アクセス鉄道の運営は上下分離方式で行うと発表がされました。現在町も参酌をしている仙台空港鉄道と同様の流れになっています。インフラである線路や用地管理、運行車両や営業組織などと分離することは、鉄道の収支改善に非常に有効であります。線路や用地管理を第３セクター方式で行うとありましたが、政府または地方公共団体、第１セクターですね。昔は国鉄というのがありましたけれども、それが第１セクターですね。民間企業、第２セクター、これは皆さんの例でいくと、熊本電気鉄道あるいは西日本鉄道のような民間の企業ですね。それとは別で、共同出資により独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人として位置づけられるのが第３セクターであり、その多くは設立が比較的容易な株式会社、社団法人などの形態を取り、半官半民の中間的な形態となっていることは御承知と思います。

資料をお願いします。

この第3セクター鉄道という響きは、赤字体質の象徴のように語られてきました。当初、この言葉は日本国有鉄道及びJR各社の赤字ローカル線、特定地方交通線を引き受ける事業主体として知られるようになりました。これは国の法律でやりましたが、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法というのがかつてあったんですけれども、これにおいて、赤字の尻尾切りをやりました。国鉄の経営改善を促進するために特定地方交通線を廃止の対象とし、旅客輸送密度4,000人未満、1日4,000人乗らない路線や、なおかつ貨物輸送密度が4,000トン未満の鉄道路線のことを指しています。

第1次廃止特定交通線、地方交通線であったのは、身近なところと言いますと、国鉄の高森線になります。高森線が南阿蘇鉄道として昭和60年に再出発をしました。もともと利用客の少ない路線がやすやすと黒字転換をするはずもなく、現在も赤字に苦戦をしていることは経営状態からうかがい知れます。

ここに資料で載せておりますのは、平成筑豊鉄道というのがあります。旧国有鉄道の伊田線という線路ですね。偶然なんです、この平成筑豊鉄道の第3セクターの本社がある駅が金田駅といいます。金田町長と同じ名前なんです。そもそもこの金田駅は設置をされる予定がありませんでした。資料に書いているとおりで、もっとその手前の赤池というところに鉄道の駅をつくるはずだったんですけれども、そのときに木材、石炭、石灰石を運搬する、昔は船でそれを運んでいた。海運というか、川筋でそれを運んでおったんですけれども、その船頭たちが鉄道なんか来たら食いつぶれであると。料理屋と一緒に反対運動もしたんです。しかし、その赤池町から金田町のほうに、その駅のほうを移してつくりましたとなったときには、町の発展はがらりと変わって、金田町が筑豊の中心になり、赤池町はどんどん寂れていきました。そして最終的には、この平成筑豊鉄道の本社まで金田駅のほうにできてしまった。これは赤池の発展を阻害しましたということが、赤池町史の中へ出てくるんですね。それぐらい辛辣に振り返りをされておりまして、いかにインフラというのが目先の損得でやっちゃ駄目なんだということを表しております。この宇都宮照信さんという方は、私にこういった鉄道の資料をたくさん提供していただけるんですけれども、その方と2人で話すんですけども、辛辣な表現なんです、インフラ整備に素人は全く不要であります。

2枚目です。

宮城県第3セクター仙台空港株式会社、町長も御覧になられていると思いますが、その株式会社の場合は、空港利用者増加、沿線の開発に成功し、令和7年3月期における売上げは約11億円、営業利益は約1億5,000万円、経常利益は1億4,800万円を計上する優良企業です。

あんまり高森のほうの南阿蘇鉄道と比較してはちょっと酷なんですね。もともと赤字だったものを黒字転換するのはすごく苦労があります。草村町長も一生懸命頑張ってそれをやられているんですけれども、これはですね、両者の経営手法の問題ではありません。先ほど言ったとおりで、赤字のものを黒字化することと、そもそも費用便益の高いものは別なんですね。

熊本空港アクセス鉄道の費用便益、いわゆるB/Cの調査数値に疑義を呈している声が少々聞か

れますが、旧国鉄の路線を引き継ぐのではなく、新線建設がベースである第3セクター鉄道の多くは、大手私鉄、西日本鉄道や阪神や阪急などが加盟をする日本民営鉄道協会や、公営交通事業協会に加盟するれっきとした企業であります。仙台空港鉄道しかり、熊本空港アクセス鉄道が設立されれば、時間はかかりますが、県の財産になるのは明らかであります。

町内において、鉄道の専門家とか称する人が、根拠不明な利用不足者案による負の遺産になるということをまことしやかに喧伝しまして、真に受けたマスコミの方が、あたかも大津町で反対運動が起きているみたいなことになりましたが、本町の発展を阻害する迷惑千万な話でございました。

次の資料です。

さておき、かつて仙台空港鉄道株式会社は宮城県庁の近傍に所在をしました。宮城県が事業主体となり、民間企業と連携し、鉄道事業者の許認可を取り、アクセス鉄道の建設が進むにつれ、本社所在地を名取市に移しました。その際、設置した中間駅である杜せきのした駅の下に本社を置いております。鉄道事業地域に運行管理施設を設置するのは当然のことです。総務委員会の行政視察でもお示しをしたとおり、危機管理の上でも、防災の観点でも非常に重要なことです。

今後、令和16年に向けて、熊本空港アクセス鉄道の路線が開業されるまでに、今、ロードマップでお示ししていますが、赤い矢印のところですよ。肥後大津駅周辺とか、中間駅の周辺とかに本社を誘致することは、町の発展への波及効果が必ずあります。町長は中間駅設置とともに、熊本空港アクセス鉄道の拠点を町内につくり、合わせて第3セクター事業に出資することについて、いかがお考えか尋ねます。

○議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の1点目、空港アクセス鉄道を運営する第3セクター本社の誘致並びに事業者への出資に関する御質問にお答えいたします。

第3セクター本社の町内誘致及び事業者への出資につきましては、地域経済の波及効果や雇用の創出、さらには町としての関与の在り方といった観点から、本町の将来を考える上で重要な論点であると認識しております。

現在、県においては令和16年度末の開業を目標に協議が進められておりますが、事業主体となる第3セクターの設立時期や本社機能の規模、運行管理拠点の配置など、具体的な枠組みや収支スキームについては、現時点では未確定な部分が多い状況です。

議員が例示された名取市の仙台空港鉄道は、施設の保有と列車の運行を一体的に担う、いわゆる第一種鉄道事業であり、利用者の増加が直接収入の増加につながる構造となっております。

そのため、本社機能や運行管理拠点を沿線に置くことの結びつきも、比較的強かったものと考えております。

一方で、熊本県が想定している空港アクセス鉄道は、インフラを担う主体と列車を運行する主体を分ける上下分離方式が基本とされております。県の説明によれば、県が中心となって設立する第3セクターが線路や駅施設などのインフラを整備・保有・維持管理し、第二種鉄道事業者であるJR九州が列車の運行を担う仕組みとされております。

このため、熊本における第3セクターは、仙台空港鉄道のように運賃収入が直接帰属する構造ではなく、本社機能や拠点配置の考え方についても、仙台の事例をそのまま当てはめることはできないものと考えております。

こうした枠組みが未確定な現段階におきまして、本社機能につきましては、町内に立地しない場合と比べれば、立地することのほうが本町にとって望ましい面があるものと認識をしております。

一方で、そのことによる税收、雇用、関連事務機能の集積など、具体的な効果の大きさにつきましては、現時点では事業スキームや組織の内容が定まっておらず、量的に見通せる段階にはございません。

したがいまして、本町としましては、形式的な所在地のみに着目するのではなく、実際にどのような機能が置かれ、町にどのような実質的効果が生じるのかを見極めることが重要であると考えております。

その上で、本町としましては、実際の機能配置や中間駅周辺のまちづくりも含め、本町にとって実質的な効果が高まるように、県及び関係機関に対し必要な働きかけを行ってまいります。

また、出資につきましては、別の論点で考える必要があると認識をしております。

出資を行うことにより、経営への一定の関与が可能となる利点がある一方で、出資額に見合う発言権や関与の実効性がどの程度確保されるのか、将来的な収支状況によって財政的な負担が生じる可能性をどう考えるのかといった点も十分に見極める必要があります。

今後も、県及び関係機関と連携しながら必要な情報収集と分析を重ね、出資の可否につきましては、本町にとって実質的な利益につながる形になるかどうかを見極めた上で、適切に判断してまいります。

○議長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質問をいたします。

今、町長のほうから、本社を誘致することは前向きに考えますと。ただ、その辺りの効果がどうなるかということが1点お答えいただいたと。

あと、出資のほうですけれども、要は、幾らお金を積んだからといって、口出しをできる範囲がどこまであるのかというようなお話でしたが、株式会社という体裁をもし取られるのであれば、株主になることそのものが、株主というのは力が強いですから、そこはしっかりと出資をしていただきたいなど。ただ、その会社というものが実態がないものだ、その言葉というのは出さないんですね。

大津町として鉄道の事業に出資をしている例が2つありますね。熊本高速鉄道株式会社、あとは南阿蘇鉄道株式会社でありますけれども、南鉄のほうは肥後大津駅に乗り入れをしておりますから、ダイヤの編成とか、このような列車を走らせてほしいとか、ニーズをお伝えする場がありますよね。そういったところでちゃんと取り組んでいるんですが、この熊本高速鉄道株式会社って何やっているのか。列車を買ってですね、JRに貸してやっているんですね。それで何の効果があるかというたらないんですよ、あんまり。要するに、購入している車両もそんなに多いわけじゃないですから、

要は、費用負担を求められて出しているだけでありまして、口は出せるわけがないんですね。

しかし、この空港アクセス鉄道の敷地、用地というものは、大津町が大部分協力をするんですよ。それについては、見返りという言い方はないかもしれませんが、しっかり発展の基盤となるべく、口出しができる組織をつくってもら。それを働きかけていくことこそが、うちの町の発展になりはしないかと思うんですね。

さっき資料で見せました。もう一回お願いします。さっき、資料で見せましたが、私はこの赤池みたいになってほしくないんですね。ある特定の人たちがわあわあ言っ、そのチャンスを逃してしまったらいけないですし、もう一つ言いますと、この杜せきのした駅の周辺というのは物すごく発展をしています。商業施設があつたりもしますけれども、結局、そこがメインじゃなくてですね、この杜せきのした駅の下にそういった本社拠点があるということの最大のメリットは、そういった町が協力をしている用地のトラブルまではいかないですけど、何か困り事があつたときに迅速に対応をしていただける窓口をつくるということです。これ100%効果があるんですから、本社が多分出来上がるとしたら、あと候補地は西原村と思うんですけど、じゃあそちらに皆さんが出向いていって話をする。そもそも論、この鉄道に多大なる協力をしているのは我が町ではないかと思ひますので、本社誘致のメリットはそういうところにありますから、もうちょっと丁寧に答えていただきたい。いつつくるとか、そういうことではなくてですね、本社をつくることの意義というのを町長からもう一回教えていただきたいです。

あともう一つが、その出資のことについては、具体的には出資をした後に、どのような経営の関わり方をしていくのかというのを、具体的なお考えがもしあれば教えてください。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

質問の趣旨としましては、本社がどこにあるかという点もございすけども、これからこの会社ができるに当たって、町としてどういう関わり方をするのが町の便益を最大化できるかという趣旨のお話だと認識をいたしました。

その中で、町としては、やはり実質的な効果がどの程度かというのはしっかり見極める必要があると思っております。また、用地の話もありましたが、基本的には県のほうが鉄道のほうの用地買収等は進めていきまして、その中では、もちろん大津町が提供することになる、あるいは協力することになる土地もありますので、その貢献度といいますか、というのは町としてもしっかりやりながら、ただ具体的な便益も手に入れていきたいというふうに思っております。

その上でなんですけども、出資に関しましては1つちょっとありまして、1つは発言権がどの程度担保できて、それが実際どういうふうに町の便益あるいは利便性等につながるかどうか1つと、もう一つ大きいのが、リスクというところで、出資するということで一定のリスクも踏まえる必要が出る可能性もございす。実際にリスクと言えるかは分かりませんが、今、南阿蘇鉄道も、高森町、南阿蘇等も一定の資金を出しながら、一般財源は出しながら運営・運行をしているところだございす。そういったところで、先ほどゴールのお話もありましたが、まずは町として目指

すべきゴールかどうかなのかというのはしっかり見極めた上で、その中で、おっしゃるように、便益を最大化するための取組を進めていきたいと思っております。

ただ、現時点でまだ固まっていないものが多くございますので、なかなか詳しく言える状況ではございませんけども、この段階からしっかりと情報を集め、そして必要な働き方で種をまいておくことが、最終的なゴールにつながっていくと思いますので、そこはしっかりと意識した上で進めていきます。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） 都市計画マスタープランと立地適正化計画の中では、もう中間駅の話が出ていますね。これについては、先般の審議会のほうで審議経過終了いたしまして、答申をされたものであります。様々な有識者の方からも、その中間駅を設置することに対して、非常に効果があるだろうというお話はもう出ているんですね。ただ、あるけれども、じゃあそれをどうやってつくるかというのが、すみません、もう一回お願いします。

ロードマップは、これは未来の空港アクセス鉄道のロードマップに恐らく当てはまっているんですけれども、要は、この流れでいくと、令和9年度以降、その鉄道事業許可というのが出た後、3セクができるのはもう間違いないんですね。そして列車が設置をされる令和14年までに、それを固めておかなきゃいけないという非常に近い未来の話なので、ちょっと今、町長として具体的なプランはまだありませんという、どういうふうに経営に関与するとか、会社にどう関与することかという話にならなかったんですけど、そこを詰めていただいて、しっかり事務方と協議をいただいて、道路建設などをするときには予算が必要になりますよね。そういった働きかけでの複合的にできくるものだろうと私は思っておりますので、期待をしております。

次の質問に移ります。

町村合併70周年におけるシティプロモーションについてお尋ねをします。

令和8年は町村合併70年を迎える節目でございます。町の魅力を最大限に生かし、新たな取組も立ち上げながら、大きくPRをしていく絶好の機会を迎えております。

昭和31年8月1日、大津町、陣内村、平真城村、瀬田村の一部、護川村の一部、錦野村の一部が対等合併をし、大津町が発足をいたしました。町村合併と市町村建設促進法という法律があって、そこで皆さんが合併したんですね。昭和の大合併ということが起きまして、あちこちの都道府県で、市町村で、町制施行70周年というイベントがどこそこあっているんですね。

しかし、比較検討していただきたいのは、この大津町という名称は古くから伝わるものであります。そこら辺のと言ったら、ちょっと怒られるから言いませんけど、70周年じゃないんですよ、うちの町の場合は。そもそも廃藩置県の後、大津町史あたりを見ていきますと、その大津町という名前が出てきます。それだけでも135年以上の有史の歴史があります。

さらに言えば、その地域には大津氏という豪族の方がおられて、そこまでルーツをたどると物すごい流れになります。今日はやりませんが、そういった形で、古式ゆかしき由緒のある町の名前

だということを皆さんに御理解いただきたいと思います。

赤字の話はさっき触れましたが、当時はたくさんの市町村が乱立をしておりまして。市町村数は9,868あったそうです。そこで昭和の大合併をやって3,472になったんですが、そういう市町村財政というのは、体制的にはもう赤字の傾向だったわけでありまして、合理化、広域化、効率化が急務となっていた中、戦後復興に伴う経済の膨張により、住民の生活圏をしっかりと支えていくという意味で、その大合併は起きております。

現在の全国市町村数は、平成の大合併、またさらにありましたけれども、そこで1,718となっております。もう随分合併しましたが、財政健全化が目標だったんですけども、今後の日本の経済動向や人口形態、特に少子高齢化の時代においては、持続可能を考えなければ立ち行かないんですよ。なので、この資料があります。いわゆるコンパクトシティというのをつくらなければいけない。そしてプラス・ネットワークというのをやっていますけれども、都市計画のほうですね。この考え方が分からんという人がいるんですね。分からんことはないと思うんだけど、小国町という町がありますけど、そこは7つ小学校がありました。蓬莱小学校とか、下城小学校とかあってですね、しかし、もうどこの小学校も子どもの数がいなくて、今は小国町というのは小中一貫校なんです。なので、そういったふうに集約化していかないと組織が崩壊するわけですから、コンパクトシティを目指さなければいけないというのはあるんですね。

ただ、暮らしやすき我が町に磨きをかけて、大きく宣伝をしていって、実際に住民の満足度を高めていくということも並行してやっていかなければならないと思います。

町村合併60周年に当たった平成28年の予算書や予算の概要の合併60周年記念事業というのをひもとけば、実に様々な計画が示されていたことが分かります。実行委員会への補助の成果として、大津町のゆるキャラである「からいもくん」を新たに作成して各イベントでPR、小学生を対象とした台湾との国際交流事業、美咲野小学校との交流、2泊3日での計画、そうした35名程度が台湾へ、高雄市へという流れでした。そして、大津町元気づくりのためのカラオケ大会、グラウンドゴルフ大会、地下水保全事業と連携し町有林の記念植樹、白川ラインハーフマラソン大会、ジョギングフェスティバルとは別に、本田技研、HSR九州の中でリレーマラソンをやるとか、NHK公開ラジオ収録をやるなど、そういった様々な企画がなされておりました。もちろん合併60周年記念式典においては、町民表彰など様々な事業を計画されていたそうです。

町長も幾度か触れているとおり、今年は熊本地震から10年目の節目を迎えます。熊本地震発生後、式典の開催が危ぶまれる中、北部・中部・南部での今後の町の復興のための計画づくりに反映させていくための座談会や、大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッションというのも美咲野小学校でありました。大小イベントが中止や延期になる中、当時、女子サッカーの人気がありまして、プレナスなでしこリーグ2016 INAC神戸レオネッサvs浦和レッドダイヤモンズレディースの試合が大津町総合運動公園でやられたりしておると。そういう取組もあったと聞いております。

さて、各種イベントの強化を行い、活力ある地域づくりは、既に提案されている令和8年度当初

予算からも大いにくみ取れるところはあると思いますが、さっきも同僚議員のほうからシティプロモーションの話がありました。シティプロモーションというのは戦略なんですね。そのきっかけをつくって、しっかり広報していかなきゃいけないのに、何にもやられてないようにしか見えないうちよと言われたのは正鵠を射ていると思うんですよ。じゃあせつかくのこの節目ですよ。70周年、熊本地震から10年という、迎えるこの節目を非常に大切にさせていただきたいなというふうに考えております。

町長からも積極的に具体的な内容を本会議でも発信していただきたい。施政方針演説のほうに出ておりましたけれども、既に議員側からも、我々側からも、様々この70周年ということに対して、熊本地震からの10年という節目において、アプローチをさせていただいている事業もあります。御協力をいただき、盛大かつ夢のある取組へと仕上げていただきたいと思います。町長に令和8年の町村合併70周年記念、シティプロモーションの計画を伺います。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の2点目、町村合併70周年におけるシティプロモーションについてお答えをいたします。

令和8年度は、町村合併70周年と熊本地震から10年という、2つの大きな節目が重なる年となります。本町にとりましても、これまでの歩みを振り返り、町の発展に御尽力いただいた多くの方々への感謝を共有するとともに、その成果や経験を未来へつないでいく大変意義深い年であると考えております。

特に本町におきましては、合併60周年の際には関連する様々な記念事業を計画し、予算を計上しておりましたが、熊本地震の影響により十分な事業を実施することができなかった経緯がございます。

こうした経緯も踏まえ、今回は、町村合併70周年と熊本地震復興10年という2つの節目を一体的に捉えながら、各種記念事業やイベント、広報媒体などを通じて、本町の魅力やこれまで培ってきた地域の力を町内外に広く発信するとともに、町民の皆様はもとより、新たに本町で暮らし始めた方々にも、大津町への誇りや愛着を感じていただける機会としていきたいと考えております。

その中でも、熊本地震復興10年に合わせた取組としては、まず4月の熊本地震セミナーにおいて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、震災の経験や教訓を次の世代へつないでいくとともに、復旧・復興を支えていただいた多くの方々への感謝を改めて共有する機会としていきたいと考えています。

その象徴的な取組の1つとして、6月には自衛隊音楽隊による記念演奏会を開催し、熊本地震の際に復旧・復興を支えていただいた自衛隊をはじめ、多くの皆様への感謝の思いを広く共有していきたいと考えております。

また、合併の日である8月1日には、町村合併70周年記念式典を開催し、これまでの本町の歩みを感謝とともに振り返り、次の10年、20年後の大津町の姿を町民の皆様とともに描いていく機会としていきます。

さらに、この節目の機会を活用し、町出身の著名人による記念公演を文化ホール事業として実施することで、各分野で活躍されている本町ゆかりの方々の姿に触れていただき、特に子どもたちや若い世代に夢や希望を感じてもらい、町民の皆様にも改めて地域への誇りや愛着を感じていただく機会にもつなげていきたいと考えています。

あわせて、スポーツ、産業、文化、歴史など、本町の様々な魅力や資源をこの節目の年の中で有機的に結びつけながら、年間を通じた発信へとつなげていきたいと考えています。

こうした取組を一過性の記念事業にとどめることなく、町の魅力の再認識や継続的な情報発信、交流の広がりにつなげ、町内外における本町への関心や関係人口の拡大にもつなげていきます。

とりわけ、これからの10年は、肥後大津駅周辺の橋上駅化和駅ビル整備、空港アクセス鉄道の整備と中間駅の設置検討、中九州横断道路の開通、さらには県サイエンスパーク構想の稼働など、本町の未来を大きく形づくる変化が見込まれる重要な期間でもあります。

こうした将来を見据えながら、この記念事業を新しい10年のスタートラインとしても位置づけ、本町の魅力発信と交流人口の拡大、さらには地域のにぎわい創出につなげていきたいと考えています。

また、私自身も、広報紙やホームページ、SNS、各種行事の機会などを通じて、節目の年にふさわしい発信を積極的に行っていきます。

具体的な事業の内容につきましては、担当部長より説明いたします。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは、町村合併70周年及び熊本地震復興10年を契機とした具体的な取組についてお答えします。

まず、熊本地震復興10年の節目に合わせた取組としまして、4月に熊本地震セミナーを実施し、震災の経験や教訓、防災の重要性について改めて共有する機会とします。

また、図書館における震災関連資料の展示などを通じて、震災の記憶や教訓を後世へ伝えていく取組も行います。

次に、復興への感謝を表す取組として、6月には自衛隊音楽隊による記念公演会を開催します。熊本地震の際には復旧・復興を支えていただいた自衛隊をはじめ、多くの関係者の皆様への感謝の思いを広く共有する機会とします。

そして、町村合併70周年の節目となる8月1日には、町村合併70周年記念式典を開催します。式典では、長年にわたり町政の発展や地域づくりに御尽力いただいた方々に対する町功労者表彰を行う予定としており、本町に貢献された方々にも幅広く光を当ててまいりたいと考えております。

また、式典に合わせた取組として、町出身著名人からのメッセージ及び子どもたちの未来へのメッセージを併せた記念映像の制作を行うほか、町の歴史や歩みを紹介する資料展示、記念誌の作成、町民参加型のはがき絵募集事業などを予定しております。

さらに同日には、文化ホール事業の1つとして、町出身著名人による記念公演を開催します。

また、関連事業として、熊本地震に多大な支援をいただき、現在もイベントなどを通じた相互交

流が続いている滋賀県大津市で開催される「大津っ子まつり」への参加による交流事業をはじめ、体育協会設立70周年に合わせた記念スポーツ講演会、バイクのまち大津町とホンダ熊本製作所創業50年を組み合わせた展示企画、ゾロ像設置5周年記念イベント、デザインマンホールの設置などを予定しております。

さらに、大津つつじ祭りや各種スポーツ大会、文化ホール事業など既存のイベントにつきましても、合併70周年の冠を付して実施するなど、多方面での展開を図ります。

これらの取組につきましては、広報紙やホームページ、SNSなども活用しながら町内外へ広く情報発信を行ってまいります。また、年間を通じて切れ目なく周知を行うことで、多くの方に節目の年を実感していただけるよう努めてまいります。

なお、各事業の具体的な内容や実施時期等については、今後、関係部署や関係団体とも連携しながら調整を進め、町民の皆様をはじめ多くの方々に御参加いただける事業となるよう取り組んでまいります。

○議長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） このシティプロモーションの考え方というのは大体分かりました。町がどのようなことをやるのかということも教えていただきました。あとは、それをどうやって広く知らせていくのかということで、SNSを使うと。あと大津には信頼性の高い広報おおづという巨大な広報が、周知の場所がありますので、そういうところでちょっと盛り上げていっていただきたい。

そして、この大津町というのがどれだけ関心が高いのかということが、もう本当に新聞やテレビ、テレビはあんまり出ませんが、新聞等では、もうネットの記事とかでは、大津町の記事はたくさん出てくるわけでありまして。そこでシティプロモーションとは、行政側から積極的に発信する広報を、これを強化することがいかに大事であるかですね。広報が大事であるかということを念頭に置かれて、まだまだ年度内で予算のそんなにたくさんかからないようなものであれば、取組というのは可能だと思います。

教育長、私を見ていただいているんですけども、例えばですね、小学校や中学校の子どもたちが、町が70周年だということが分かって、そして、何か自分たちでつくり上げようじゃないかということ考えたときにはですね、それがまた町へのプロモーションになっていくわけですから、そういったところを大事にして、まずは知らせるということなんですね。70周年なんだよと。熊本地震10周年なんだよということをやっていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

3問目に移ります。

資料をお願いします。

次は、ノイジーマイノリティや反対活動家の対策について伺います。

先ほど来、1問目と2問目というのは、非常に町にとって大事な、そして心地よいお話が多かったんですけど、心地よくないことをやります。

住民説明会や懇談会、パブリックコメントやアンケートの収集は町の政策決定への方向性を慎重

に判断し、住民が求める自治の体現に非常に有効な方法であるということは承知をしております。要するに、町が取り組みますアンケートの中に自由意見も含めて、結構私は参考にさせていただきま。なぜかという、それは仕組みとして大多数の意見を自分の体に取り入れるには非常に有効な手段なんですね。町の大多数の人がどのようなことを考えているのかというのは、実は選挙の話をしちゃいけないのかもしれないですけども、私はですね、それをちゃんと調査をしまして、分析をしまして、何%の町民の人たちがこういうことを考えていますという指標として出したんですね。そのページが非常に好評だったんですね。何で好評だったかという、やっぱりそこに事実があるからなんですね。根拠があるからなんですね。そういったものをしっかりと考えていかなければならないと私は思います。

さっきは広報の話をしましたが、次は広聴の話をします。

町長が考える広聴の仕組みづくりは、物事を進めるには、まずは状況を把握・分析して、やることや、やり方を決定する必要がある。次に決定した事業を実際に進めるためには、さらに膨大な時間と労力を要する。よって、私は実際に取組に着手する前に、できる限りのデータや根拠を求めるとともに、目指す成果を最大化するため、何が最善かを徹底的に考えてもらっていますと。町長就任以来、耳触りのよいことだけやるのではなく、賛否が分かりやすいテーマにおいても、町の今と未来のためなら、今、石を投げられてもやるべきことをやると、101の具体策を言っているんですね。

これね、非常に立派な理念だと思うんですけど、私はちょっと石を投げられるわけにはいかないので、あんまりやりたくないんですが、しかしながらですね、皆さんの意見というのは、賛否分かれることを町長は決めていかなければならないというようなつらいお立場におられるのは分かりますが、役場の職員にしてみればですね、石は投げられたくないんですよ。だから、そういったことを丁寧に説明するときは、町長が先頭に立って、イニシアチブを取ってやるべきだと思うんですが、それを住民説明会の場に生かしていくとかいう話だったですよ。見える形で広聴ができるようにする。町の方向性や説明を行う場所として、まちづくり住民懇談会を使っていますけど、別の同僚議員の答弁のときに出てきました。それはいいです。それはそのとおり、でも、広報発信の仕方、SNSもある。広報紙もある。だったら町長が定めてつくった101の具体策も有効でしょう。ただ、その場にいる人は大変なことがあるんですよ。だからそういうところもちょっと考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

つまりは、広聴の仕組みの中でどれだけ厳しい意見をぶつけられようとも、町の未来につながるものであれば、批判を承知の上、多くの民意を反映して、トップダウンで進めていくという決意、決意は大事です。

ただ、昨今、一部住民、活動家と呼んで差し支えない住民の反対運動により、町役場及び支援をいただく県職員への侮辱や報道に、あたかも、さっきも言いましたけど、大津町民に施策への反対運動が巻き起こっているかのような誤解を生んでいることに、怒りを通り越してあきれている次第であります。

これ、資料の一番下のやつが本物ですよ。これ、ひどいと思いませんか。市長さんにですよ、選挙の民主主義の破壊だ、詐欺師、裏切り者、泥棒、早く辞めろ、懇談会で叫ばれているんです。これユーチューブで検索してもらったら分かります。ここで、どこの市というのは私は言いませんが、ヒントは右のところにあります。見直そう、都市計画道路を守ろう、はけの自然と暮らしと書いていますが、これヒントです。その町の住民説明会をまあ見てください。市長さんもかわいそうだけど、役場、その市役所の職員もかわいそうです。そういうことをやったら、じゃあその計画は止まる。すばらしい意見を俺らは言ってやっているんだから聞いてくれという調子でやられると、町の方向性がくぎれます。熊本弁で言うんですけどね。じゃあそうならないためにどうすればいいのかというのがアンケートだよと私は思っているんです。

資料の2枚目に行きます。

そこでですね、まちづくり町民懇談会や、県、町が主催する住民説明会において、質問と称して長時間、カラオケボックスじゃないんですから、マイクずっと握って、根拠が根底から崩れているような主張や、行政批判を行う人、これ、町長、前にありましたよね。コロナの後にまちづくり町民懇談会をやったとき、私はまだ若い経験のない議員でしたから、ある人がずっとそのわけの分からん主張をしていることについて批判をしたんですね。批判をしたら、私にその矛先が来ないで、町長に行ったんですけど、そういう人ってまちづくりに本当に要るのかなと思うんですよ。少数意見の尊重は民主主義に大事なことです。大事なことですけど、活動家は要らないです。私はそう思っています。壊れたCDのように、何度も同じような主張を繰り返すのみならず、先般の振興総合計画の策定や、都市計画マスタープランでパブリックコメントでも同様のものを見ました。少数の意見、本当は大事、だけど、受忍限度を超えたものはただのパワハラです。そういったものは要らないと私は思っております。受忍限度があります。役場の職員にも受忍限度があるんです。そういった要望は絶対に出してはいけないと私は思っています。

ただ、そのパブリックコメントでは、根拠は何ですかといったら、この上のところにありますけれども、これは法令ですね、行政手続法というのがあって、そういった住民からの意見を集約するという、意見の提出を求めるという仕組みなんですけど、このパブリックコメントを募って、振興総合計画や都市計画マスタープランをつくらなければいけないというルールは多分ないんですね。広聴しなきゃいけないというのはあるんですよ。意見を聞かなきゃいけない。まちづくり基本条例の中にもありますから、皆さんの意見を聞きますよ、広く聞きますよという仕組みはあります。ただ、パブリックコメントをやれとか、そういうのは全くないんですね。だからその手法というのは、町長御自ら決めて、しっかりと整理をしていただきたいなというふうに思っています。

これ、物すごく大事なものは、例えば誰かに何かを説明しましたということが、何か所でも、何か所でも、何か所でも起きると。例えば私は10か所に説明行きました。皆さん、うんうんと言っていたきました。だから正しいんですというやり方ですね。だからそうじゃなくて、そのもともと冷徹に、冷静に分母をちゃんと測って、意見の集約で何%ありますというのを示さなきゃいけないんですけど、大体反対活動をする人はみんなそんな感じなんですね。あの人が言うたけん、この人

が言うたけんって、それは根拠にならんですばいって私は思うんですけども、言葉がちょっと激しくなって熊本弁になりましたが、失礼いたしました。

そうした上で、意見の提出先や、一定の意見提出期間を定めて、広く意見を求める制度によって、パブリックコメントというのがありますが、その前提が崩れていくようなことが時々ありますよということです。

資料3枚目です。

まちづくり基本条例から照らせば、第14条の2に定める、町の執行機関は、総合計画の策定に当たって、町民の意見が反映できるように広く町民の参画を得て策定しなければなりませんとうたう中に、パブリックコメントという根拠はないんですね。その仕組みに偏りがあってはいけません。若年層を含め広く町民が意見に参画する機会を、1人の人がわあわあしゃべれば、逆に失わされていくわけですから、そういった各種説明会での手法は大きく見直していただきたいなというふうに思っています。

表で見せておりますのは、これは統計学で出ております。学術で出ているんですね。プラス・マイナス5%の誤差率、信頼度95%と考えたとき、そしたら、その意見を集約するにはどうしたらいいのかって、結果は384人の御意見をいただければ、それはもう分母は何ぼでもいいんですよ。1万でも3万でも10億でもいいんです。384のサンプルを均等に、ちゃんと偏りがなく集めて、結果を示せば、その方向性は出てきます。しかし、その誤差というのはやっぱりどんどん詰めていかなきゃいけないと思います。

大津町の町民アンケートのサンプル数は、大体1,300、1,500と言われているから、この数字でいくと、プラス・マイナス3%の誤差率相当であり、皆さんは胸を張って、その政策を立案基礎とするのは全然構わないです。しかし、さらにですね、町の北部・中部・南部、若年層と壮年層とか、男女とか分けて、サンプリングしていくなら、この数というのはやっぱり3,000とか4,000にしていくと、やはり情報の精度、確度って上がっていくと思うんですよ。そういったことが、じゃあお金かかるでしょうと言われますと、現行のアンケートシステムが約300万でしたかね。それぐらいのことでちゃんと皆さんの政策の礎というのはできるんですから、これは重視していただきたいなというふうに思っております。

すなわちは、N値を今の3倍に増やすような、アンケート送付者を増やして、ウェブ等も活用して精度を高め、町民の意見が可視化、数値化された指標を基に町政を進めるべきです。

現在の広聴の仕組みは、いたずらに行政職員を疲弊させてはいませんか。良識ある住民を萎縮させてはいませんか。また、流言蜚語にも等しき議論、こういったものが巻き起こり、町の健全な運営を阻害はしていませんか。答弁をお願いします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の3点目、ノイジーマイノリティや反対活動家への対策についてという表題の質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、政策を進める過程においては、強い反対意見が示される場合もございます

が、町としましては、いかなる意見があっても、まずは真摯に受け止め、丁寧に説明責任を果たすことが行政の基本であると認識をしております。

意見の内容や表現の強さにかかわらず、誠実に向き合う姿勢こそが住民の皆様との信頼関係の基礎になるものと認識をしております。

結果として、当事者の方にすぐに御理解いただけない場合もございますが、丁寧に説明を重ねること自体が、町の考え方や判断の理由について、広く町民の皆様の理解につながるものと考えております。その点も踏まえまして、私も説明会等の場におきましては、やる、やらないにとどまらず、やらないなら、その理由あるいは成立条件というのをしっかりお伝えした上で、なるべく建設的な議論につながるように、情報提供も併せて行っているところでございます。

また、この場でしっかりと私のほうからも考えを直接町長として伝えることによって、ある程度、現場職員の皆様が直接毎回同じ質問を受けることも、減ることに寄与しているのではなかろうかというふうに思っております。そこは説明責任としても、広聴としても、大事なことだと認識をしております。

一方で、またこれまでも今後も、政策決定は声の大きさや参加人数の多少によって左右されるものではございません。町民の皆様の御意見もしっかりと受け止めた上で、法令や振興総合計画との整合性、財政負担や費用対効果、さらには将来世代への影響などを総合的に勘案し、客観的かつ合理的に判断しております。

町民の皆様の意見の把握につきましては、毎年、先ほど議員からもございましたが、町内3,000を対象に町民アンケートを実施し、約5割の1,500件程度の回答を得ております。この規模の有効回答数は、統計学的にも信頼水準95%で、誤差おおむねプラス・マイナス2.5%とされておりますので、町全体の傾向を把握する上で、政策形成の基礎資料として一定の精度は有しているものと考えております。

その点も含めて、本町の政策判断は、限定的な場での意見のみに左右されるものではなく、広く町民全体の傾向を踏まえた上で行っております。

また、町民懇談会などの広聴の場において、参加者層の固定化や、発言が一部の方に偏る場面があることなどは課題として認識しており、より幅広い層の意見を把握できるよう、見直していく必要があることは今議会でもお伝えしたとおりでございます。

このため、令和8年度につきましては、従来のように全校区で同様の説明を行う形式を前提とするのではなく、まず町全体に関わる内容を説明する機会を設けた上で、交通、子育て、若い世代など、テーマや対象を工夫した意見交換の場を組み合わせることで、開催方法を見直していきます。あわせて、会場での言葉による発言だけではなく、紙やインターネット等による意見提出も組み合わせることで、発言を戸惑われる方も発言しやすく、より多様な声を把握する形につなげてまいります。

なお、意見表明の範囲を超え、誹謗中傷や秩序を乱す行為があった場合には、職員や他の参加者の安全と尊厳を守る観点から、適切に対応いたします。

行政は開かれた存在であるべきですが、健全な議論の場を維持することも重要だと考えております。

今後も、幅広い意見収集に努め、丁寧な説明責任を果たしながら、大津町の将来にとって最善と判断する施策を着実に進めてまいります。

○議 長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質問をいたします。

そうですね、私がちょっと今申し上げたかったのは、昨日から不愉快なんですよ。辺野古ですね、沖縄の辺野古です。高校生の方が亡くなったんですね。それで、亡くなったのは何だったのかと。遊覧船に乗っていて、転覆して事故に遭いましたという、当初、速報で出ました。琉球新報か何かやったですかね。どんどん真相が分かってきますと、それは遊漁船のようなものであり、2隻で運航していました。修学旅行の学生が乗っていました。

その次に続報で入ってきたのは、日頃からそういった米軍基地の移設に対して反対運動をしている人たちではないかというような臆測が流れ、そして、今朝の新聞もテレビも一斉にそれを報じております。ヘリ基地反対協議会という人たちが運営している2隻の船に乗って事故に遭いました。なぜ私がそれを不愉快でたまらないものかという、これはですね、国の施策に反対する人たちが反対活動をしていたところなんですよ。その人たちの言い分は、国会議員や現職の首長さん、議員さんなども乗っておられたと。あたかも何か安全性が確保されているような言いぶりであり、謝罪会見になってないような感じだったんですね。

私は思うんですけども、少数の意見って大事ですよ、そりゃ。反対活動もやってもらっていいですよ。ただですね、その行き過ぎた行為や安全性というのを全く考慮できない人間が、一人の命を奪ったということについて、大変不愉快であると思っています。報道では救助されている姿も見ました。サンゴ礁に投げ出された人たちが血だらけになっておりましたが、ああいうことが本当に許されていいものなのだろうか。

私の町、私たちの町、大津町において、そういった活動家の人がですよ、何らかの理由で、あそここの施設を見てくださいって、あの状況を確認してくださいみたいなことをやっている間にけがでもしたら、それは町政の責任ですかねとなったら、ならないと言うでしょう、絶対。その人たちの責任ですと言うかもしれないけれども、結果、そういった人を許している議論があったことが、私はいけないと言っているんですね。反対活動はしていいんですよ。ただ、論破しないと。聞くだけじゃ駄目なんです。私はそうは思わないというのをちゃんと姿勢で示さないと、さっき説明の中で、1問目のときに言いましたが、あたかもこの町では、空港アクセス鉄道反対派がみんなでシュプレヒコールを上げているような印象を与えてしまうんですって。そしたら、それが何か所も何か所もって、もしですよ、もし町長がどこかのイベントと一緒に写真を写ってですよ、写真写って、ほら町長と友達なんだって、町長もこれは反対しとんもんなんというのをばらまかれたらどかんします。だからそういう脇の甘いことが発生してしまうんですって。そうならないようにするためには、自らの姿勢というのをしっかり示すなら示さなきゃいけないんですよ。民意はあるかもしれないけど。

それをよりどころにするのが、町長の言葉の激しさではなくて、アンケートという手法に行ってくださいと私はお願いをしているんです。

先ほど精度プラス・マイナス2.5%ですとおっしゃられて、十分にその基礎資料であるということは答弁の中であつたと思いますが、先ほども私もちょっと指摘をさせていただきましたが、町の北部・中部・南部、掛け3ですね。男女になりますから、掛け6です。壮年層と若年層になったら掛け12ですよ。だからそれぐらいの数がアンケートで出てこないとおかしいので、ちゃんと予算を積み増しして、精度の高いアンケートにし直すとか、考えるところ、余地はないのか、もう一度お尋ねします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

議員も重々御承知の上でのこの質問あるいは発言かと思いますが、やはり表現の自由ということもございますので、その反対意見等を表明することは非常に大事なことでありますし、表現の自由として憲法で保障されたことでございます。その中で、議員御指摘のしっかりと町として、あるいは私も町長として、発信は必要だと思っております。

したがって、その上で、1つには、まちづくり懇談会というのをしっかりオープンな場で、なぜそのような判断をしたのかということ、あるいは、なぜそのような判断を選ばないということは、議場でももちろんそうですけども、しっかりとある程度、論理立てて御説明しているつもりでございます。

その上で、アンケート等もより一層生かしていけないかということなんですけど、これまでも中間駅周辺整備の商業施設等もそうですけども、アンケートも一定の範囲で生かしているところがございます。また、アンケートにとどまらず、実際的な定量的な数字ということで、車の量ですとか、どれぐらいの方が他市町村に流れているとか、そういったことも見合わせながらやっております。

その中で、時松議員のおっしゃるアンケートに特化したところで言いますと、1,500という数値を見ると、町全体は十分な数値、信頼性の置ける数値であると思っておりますが、御指摘のとおり、仮に校区ごと、かつ性別ごと、かつ年代別とすると、サンプル数は不足しているというのは統計では御指摘のとおりだと思います。その上で、ちょっとどうしていくかということに関しましては、少しそのほかのデータとの位置づけ等も踏まえて、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、あるいは、今までのとおりのアンケートをするのか、プラスアルファのアンケートするかということにもあると思います。ですので、ちょっとここでやり方を変えるか、変えないかという答えをすぐに出す状況にございませんけども、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） もう質問はいたしません、もうこれはですね、純然たる事実というのが

やっぱりあるんですね。私はその純然たる事実というものをしっかりと受け止めて話をしなければいけません。二元代表制であるところの議員には、予算は1円もないんですね。予算を握っているのは町長でありますから、私たちが有効な提案をすることによって、それを実現に近づけていくということが大事であると思います。

そして、先ほど来からアンケートという形で広聴がというお話をさせていただいておりますが、もうそんなことを言うまでではないです。私たちは、4年に一度のそうした民意をしっかりとくみ上げる仕組みをつくっています。それ、すなわち選挙です。町長はそうやって胸を張って、大差で当選をされた町長でありますから、十分住民の総意を酌んでいると考えて、政策というものはもっと強く前向きに、アグレッシブに出していただきたいなというふうに思っておりますし、ここにいる議場の議員も、またその町民の負託に応えられるような、ちゃんと期待に応じられるような根拠と明確な理論をもって、また議論に臨みたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長（坂本典光） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後0時10分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和8年第2回大津町議会定例会会議録

令和8年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第7日)

令和8年3月19日(木曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史 2 番 中 山 直 之 3 番 清 原 さおり 4 番 大 塚 勝 二 5 番 村 山 龍 一 6 番 大 村 裕一郎 7 番 田 代 元 気 8 番 時 松 智 弘 9 番 西 川 秀 貢 10 番 大 塚 益 雄 11 番 三 宮 美 香 12 番 山 部 良 二 13 番 山 本 富二夫 14 番 豊 瀬 和 久 15 番 佐 藤 真 二 16 番 坂 本 典 光
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 総務部主幹兼行政係長 田 上 雄 一 兼法制執務係長 副 町 長 内 田 清 之 教 育 長 吉 良 智恵美 総 務 部 長 木 村 欣 也 教 育 部 長 村 山 博 徳 住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範 教 育 部 次 長 境 敬一郎 健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿美代 大津町農業委員会会長 津 田 恵 美 産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次 農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩 都 市 整 備 部 長 高 橋 和 秀 大津町選挙管理委員会 大久保 純 一 併任工業用水道課長 委 員 長 総務統括専門官 伊 藤 秀 馬 大津町選挙管理委員会 宮 崎 俊 也 書 記 長 総 務 部 長 山 部 美 保 財 政 課 長 会 計 管 理 者 郷 春 美 兼 会 計 課 長

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 1 号	学校給食無償化の実施に関する決議について
発議第 1 号	中学校給食費の早期無償化等の保護者負担軽減を求める意見書の提出について
議案第 35 号	あけぼの団地上水道改修工事（2 期工事・機械設備）請負契約の締結について

議 事 日 程（第 7 号） 令和 8 年 3 月 1 9 日（火） 午前 1 0 時 開議
開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 令和 7 年度・令和 8 年度議員派遣について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発委第 1 号 学校給食無償化の実施に関する決議について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 発議第 1 号 中学校給食費の早期無償化等の保護者負担軽減を求める意見書の提出について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議案第 3 5 号 あけぼの団地上水道改修工事（2 期工事・機械設備）請負契約の締結について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長（坂本典光） それでは、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長（坂本典光） 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長（坂本典光） 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題といたします。委員会審査報告書は議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

大村裕一郎経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（大村裕一郎） 皆様、おはようございます。

ただいまから、令和 8 年 3 月 3 日に経済建設常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 3 号関連、議案第 2 0 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号関連、議案第 2 8 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号の 1 0 件であります。

当委員会は、審査に先立って、3月4日に関係する10か所の現地調査を行い、その後、委員会室403において、執行部より説明を求めながら審査を行いました。

審査の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第13号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

農業委員会事務局関係では、さしたる質疑はありませんでした。

次に、産業振興部農政課関係では、委員より、農産物のブランド化は第6次振興総合計画でも上げられていたが、どのような対策をしていくのかとの問いに、執行部より、第6次振興総合計画の目標を完遂できていないこともあり、継承する形で強力に推進し、ブランド化を図っていきたいと考えていますとの答弁があり、意見として、第6次振興総合計画からの継承となると16年間に及ぶため、具体的な対策をお願いしたいとの意見がありました。

次に、産業振興部商業観光課関係では、SNSの発信について、1-4-2に記載してある三つのことを検証するには、宿泊客にアンケートを取ることが大事ではないか。その回答が指標であるべきで、その指標を毎年検証することはできないか。また、振興総合計画について、基本構想、基本計画を策定し、実施計画は単年度予算で示すことのメリットは何かとの問いに、執行部より、宿泊税の関係で、宿泊者及び事業者からアンケートを取っていますので、内容を見直しながらさらなる把握に努めます。また、振興総合計画は、町の最上位計画になります。いわゆる町の羅針盤と言われるもので、町の方向性を記載する計画です。なるべく具体的に記載したいところではありますが、具体的に細かく書き過ぎると、今度は長いスパンの中で、修正、変化に個々に対応できなくなる可能性があるので、ある程度方向性だけを示させていただいて、細かい事業内容については、毎年度予算と併せて広く示させていただいているところです。計画の立て方としては、この形が行政として最善だと考えていますとの答弁があり、意見として、振興総合計画や予算についてのPRが不足していると思うため、PR効果の高いLINEなどを活用し、町民の方に知ってもらうことを第一義に考えてもらうことが必要であるとの意見がありました。

次に、産業振興部企業振興課関係、都市整備部都市計画課関係、都市整備部建設課関係、都市整備部下水道課関係では、さしたる質疑はありませんでした。

議案第13号関連では、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第20号、大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、委員より、条例改正の時期が遅いのではないかと問いに、執行部より、菊池広域連合火災予防条例が改正され、林野火災注意報と林野火災警報が位置づけられたことにより、大津町山林原野火入れに関する条例を改正することになります。なお、施行日までに火入れ許可申請があった場合は、同条例における火入れ許可証の指示事項に菊池広域連合火災予防条例改正に係る中止事項を記載して運用することとしていたため、公布日からの施行となりましたとの答弁がありました。

また、委員より、菊池広域連合火災予防条例で足りているのであれば、条例改正の必要はあるの

かとの問いに、執行部より、大津町山林原野火入れに関する条例は、森林法に伴う火入れに関する手続条例であり、実務的な火入れに関しては、菊池広域連合火災予防条例が優先される条例になると考えています。今回、火災予防条例において、林野火災の予防上危険な気象状況となった場合に、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令するとともに、発令時における防火指導の強化や使用制限の徹底が追加されたため、大津町山林原野火入れに関する条例第14条も改正すべきと判断しましたとの答弁がありました。

議案第20号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第24号、町道の路線廃止についてであります。

こちらに関しては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第24号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第25号、町道の路線認定についてであります。

委員より、新たに認定する町道作分上井迫線の起点部は、町道新多々良高尾野線に接続してなくてよいのかとの問いに、執行部より、二つの町道は接続しておらず、北側復旧ルート部分は国管理となりますので問題ありませんとの答弁がありました。

議案第25号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第26号関連、令和8年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会事務局関係では、委員より、現在の農地転用の状況はとの問いに、執行部より、TSMC進出発表前の3年間では年平均71件の転用申請があっていました。発表後の3年間では年平均102件となっています。令和7年度に関しまして、7月頃までは同じ推移をたどっていましたが、その後の申請件数は落ち着いています。しかし、TSMC第2工場の工事が再開されたこともあり、相談件数は増加していますとの答弁があり、意見として、転用申請件数が増加していることは感じていた。優良農地を守っていく取組を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、産業振興部農政課関係では、鳥獣被害防止対策で鹿の頭数が増えており、電気柵を跳び越えて入ってくるとのことだが、有効な対策はあるのかとの問いに、執行部より、県にも有効な対策を確認しているが、効果的な対策までは見つかっていないのが現状です。引き続き有効な対策を研究していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣が出てくるところは緩衝帯がないところが多い、緩衝帯を整備する考えはないのかとの問いに、執行部より、昨年度、森林公園周辺において、森林組合と連携し、緩衝帯部分の刈り払いを実施しました。今後も、基本財産林保護員や猟友会、森林組合等と連携し、緩衝帯が必要な場所では対策を実施したいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、山林の作業道の整備は今後どのように考えているのかとの問いに、執行部より、作業道は、町有林だけではなく私有林の管理にも必要となります。令和8年度当初予算に計上している森林管理意向調査は、今後、私有林を誰がどのように管理していくのかを確認する調査となります。山林をどのように維持していきたいかを確認した上で、まとめて山の管理ができるような作業道の整備を進めていきたいと考えています。また、意向調査は、町内の山林の範囲が広いため、

地区ごとに分けながら順次進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、農地耕作条件改善事業は、町が事業主体になるメリットはあるのかとの問いに、執行部より、町が事業主体となることにより、農家の費用負担だけではなく、事業負担も軽減できるメリットがあると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、現在、国際情勢の悪化により原油が高騰し、農業への大打撃が考えられる。町として対策を検討しているものはあるのかとの問いに、執行部より、国が様々な補助事業を実施することも考えられるため、燃油対策、機械導入補助も含め、国の動向を注視し、随時、情報発信しながら、要望があった場合には補正予算にて対応をお願いしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、産業振興部商業観光課関係では、委員より、バイクのまち大津町事業のところで、企業振興課はバイクと企業、商業観光課はバイククラブフォーラムとなっていて、同じようにバイクのまち大津町を売り出すイメージだが、違いは何か。バイククラブフォーラムには企業側は協力してくれるのかとの問いに、執行部より、企業振興課は、企業の歩みと町の歴史とを一緒にPRするもので、バイククラブフォーラムは、バイク関係団体のフォーラムでバイク文化を根づかせるだとか、バイクに対する理解を広げてもらって、世界のシェアの半分を占める日本のバイク文化をもっと根づかせたいなどの取組です。企業からは、場所の提供も含め、全面協力すると返事をいただいています。バイククラブフォーラムは、バイク業界の全国的なイベントが今回大津町で開催されるため、併せてバイクのまち大津町をPRする狙いがあり、若干性質は違いますとの答弁がありました。

また、委員より、ビジターセンター駐輪場区画線設置工事で区画線を引くとのことだが、点字ブロックを塞いでいるという問題点を把握しているのかとの問いに、執行部より、点字ブロックを塞ぐことがないように区画線工事を行っていきますとの答弁がありました。

また、委員より、駐車場を利用する自転車が何台あって、スペースをどのくらい確保しなければならないということを考えるべきで、応急的に区画線を引いても根本的な解決にはならないと思う。北側駐車場のように自転車止めを設置するなど、根本的な対策を行うべきではないのかとの問いに、執行部より、駅周辺まちづくり基本構想で、駅周辺整備を検討しているため、今回はソフト的な手法で対応する考えですとの答弁がありました。

また、委員より、創業支援金について、経済効果など目に見える形の成果が委員会で示されていない。支援した先がその後どういう効果があったか確認しているのかとの問いに、執行部より、3年間補助してきた成果としては、新たにパン屋さんやカフェ、美容サロンなどが創業されています。これらの成果として、例えば、税収が幾ら上がりましたというのは難しいですが、大津町にはこういう事業者があるということは紹介でき、活性化につながっています。成果の測り方は課題で、活性化のコンテンツとして活用するなど考えています。また、創業支援金を受けて3年間は商工会と一緒に事業の状況を聞き取りするようになっており、継続的に支援を行っていきますとの答弁があり、意見として、支援金だけ出して終わりではなく、商工会等との連携や、バックアップをすることで支援金も生きてくると思うので、継続的なフォローをしてほしいとの意見がありました。

また、委員より、創業支援金だが、一定の成果は出ていると思う。創業支援というのは、大津町で今から創業して頑張ろうという人を支援するもので、二、三年で成果を出すのは難しい。1年に1回聞き取り調査や商工会でのセミナーを受けないといけないとしているところはよいと思うが。今回、上限額を100万円から30万円に変更した理由は何かとの問いに、執行部より、創業支援金は3年間で終了しましたが、町としても創業をチャレンジする方を応援したいということで、町独自の補助を新規制定しました。これまでの申請額を調査すると平均50万円以下でしたので、来年度は、法人30万円、個人20万円とさせていただきました。また、新たに中小企業省人化・省力化機器等導入補助金を新規制定していますので、創業支援補助金と省力化補助金、利子補給を活用しながら継続した支援を行っていかれたらと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、創業補助金は、去年の実績から今回減額しているとのことだが、これまで50万円以下が多かっただけの可能性もある。大津町で創業して頑張ろうという人がいて、今までどおり100万円だからこその事業もあると思う。上限額を100万円から30万円に減額した理由は何かの問いに、執行部より、町としてもたくさん支援できれば創業する人の支えになるということころは認識しているが、新たな事業としてスモールスタートする人に使っていただいて、その一助になればということで一旦線を引かせていただきましたとの答弁がありました。

意見として、創業補助金で商売する人を応援すると後で税金として町に帰ってくるので、力を入れて取り組むべきであるとの意見がありました。

また、委員より、地蔵祭り補助金は、商工会からの要望額は780万円と聞いているが、補助金を700万円とした理由は何かの問いに、執行部より、本年度予算の商工会からの要望額は700万円でしたが、前年度同様の650万円で補助を行っています。来年度の要望額は780万円でしたが、商工会と相談をさせていただいて、最終的に、50万円加算の700万円補助金を計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、地蔵祭りの決算額は1,000万円で、1,000万円のうち、前年度の繰越金が150万円、協賛金が150万円である。祭りスタッフは、大津町に恩返ししたいとの思いで汗をかいている。今回は繰越金があるので何とかなるかもしれないが、繰越金がなくなると成り立たなくなるおそれがある。780万円の要望に対して700万円に減額してやっていけると考えているのかとの問いに、執行部より、地蔵祭り決算額の経費のうち、委託費用と警備費用を鑑み、前年度予算からは増額していますが、来年度の決算状況を見ながら、今後の補助金は引き続き協議させていただきますとの答弁があり、それに対しての意見として、祭りをしないとやっているわけではなく、これからも大津町のために汗をかくし、来客者3万5,000人規模の祭りを実行委員会で開催しているところはあまりないので、次の世代に残そうと思うならば真剣に考えてもらいたいとの意見がありました。

また、意見として、先ほどから何点か根拠を説明されたと思うが、根拠になっていない部分がある。例えば、創業補助金で創業する人が準備資金として幾らお金を準備して、初期投資をどれぐらいしています。だからその何%を何件、町として支援したいが、予算に限りがあるため、この補助

金額になっているというのが本来の説明だが、それがないので根拠が分からない。地蔵祭りの補助金についても、例えば、近隣市町村が何%ぐらい出しているか、協賛金は何%あるのかを調べ、だからこの金額になっていますという説明ではないため、納得できないし審議もできない。適切な根拠をもって説明をしてほしいとの意見がありました。

また、委員より、岩戸溪谷遊歩道復旧工事は、以前の経済建設常任委員会では、地域別のパッケージとしての観光振興を行った上で遊歩道として位置づけをするべきと意見したと思うが、検討はしたかとの問いに、執行部より、第6次振興総合計画の中では、南部まちづくり計画で、江藤家住宅と岩戸溪谷を生かしたにぎわいの動線づくりを位置づけられています。また、第7次振興総合計画でも、観光振興に岩戸溪谷を記載しつつ、南部の振興に生かしたいと記載しています。岩戸溪谷は駐車場に隣接し、トイレもあって、少し入れば森の神秘性を感じることができ、パワースポット的な場所であると認識しています。復旧の暁にはしっかりPRを行い、多くの方に、現代社会における癒やしの場として訪れていただきたいと思っております。それを踏まえた上で、取組について今考えているところですが、過去にも内牧地区のフットパスルートの検討を行ったこともありますので、もう一度復活させることと、岩戸溪谷へのアクセス道路である町道畑内牧線は、菊池山鹿地域自転車ネットワークの路線に指定されているため、サイクリングロードとして活用できるのと、自然が非常に豊かな地域でありますので、それを生かした取組と親和性が高いオリエンテーリングを計画しています。日本オリエンテーリング協会にも相談していて、いわゆるナビゲーションスポーツ、位置情報を使ったスポーツ活用についても模索しています。町に野外活動研究会という団体があり、そのメンバーに声かけして、自然を生かした取組をしたいと相談しています。また、県立大学の学生とも一緒に連携協定の中で取組ができないか相談しています。これらを進めながら、地域の歴史をつなぐ場所でもありますし、震災復興のシンボルとしての位置づけ、自然を生かした地域活性化の南部の拠点として活用を進めたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、バイクのまち大津町という表現はいつから始めたのかとの問いに、執行部より、バイクのまち大津町という言葉ですが、もともと観光協会が観光振興に取り組む中で、バイクの聖地阿蘇の入り口であるミルクロードは大津町からで、すぐ横に道の駅があり、観光振興という部分で国内唯一の二輪生産拠点の企業があるということから、まず、観光協会から取組が始まり、オートバイ神社を誘致し、バイクのまち大津として新聞に取り上げられたこともあります。バイクのまち大津町という言葉を使い、地域活性化につなげたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、バイクのまち大津町は企業側もしっかり推進しているのかとの問いに、執行部より、バイクラブフォーラムの会場などの御協力もいただいています。また、バイクのまちとして、町内企業との協力関係も今までは潜在的にあったと思いますが、今後は顕在化させるような取組を進めていきますとの答弁があり、意見として、バイクのまち、スポーツのまち、現在の宿場町と様々な言葉が使われているが、町民の方から何をしたいか分からないと言われる。全部が中途半端になっている。例えば、新たに企業が進出するということで、自治体の名前を変えて強烈にプランニングをした市町村もある。大津町でも中途半端に取り組み、お金を無駄にすることがないように、

何に軸を持ってやっていくのか考えてもらいたいとの意見がありました。

次に、産業振興部企業振興課関係では、委員より、町内高校生の就職予定者の状況が分かれば教えてほしいとの問いに、執行部より、翔陽高校では、3年生約250人の半数程度が就職されます。そのうち8割以上が県内へ就職し、約3割が町内へ就職しています。企業連の取組としては、企業ガイダンスや工場見学などを行っています。また、企業と学校との情報交換会では、企業の採用担当者と学校の就職担当の教員との顔合わせの場を設けてあり、年々町内企業への就職者率も増えています。今後新たにに取り組む予定の中学生の企業見学会などの取組を通して、町内企業への就職率を上げていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、人材不足も企業の課題である。あけぼの団地の高層階の空き部屋を企業へ福利厚生として活用してもらうために貸すことなどは検討しているかとの問いに、執行部より、町営住宅を所管している都市計画課からは、町営住宅は所得制限などの条件があると聞いていますが、貸出しについては今後も協議を続けていきますとの答弁がありました。

また、委員より、中学生の企業見学会はよい取組だと思う。対象が町内中学生及び保護者となっているが、企業としては町内に絞ることにメリットがあるのか。町外まで対象を広げていくことも可能なかとの問いに、執行部より、企業連からは町外在住の方の参加も募ってみてもよいのではないかという声もいただいておりますが、初めての取組ですので、まず今年は町内の中学生を対象として実施し、その後、アンケート調査を行い、改善しながら進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、町内だけの有効求人倍率を把握しているかとの問いに、執行部より、町内だけのデータは把握しておりません。今後、ハローワークにも確認しながら把握していきますとの答弁があり、意見として、肌感では人材不足を感じているが、きちんと数字でも把握していただきたいとの意見がありました。

次に、都市整備部都市計画課関係では、委員より、あけぼの団地の駐輪場でのいたずらや犯罪を防ぐため、防犯カメラ設置などの防犯対策について、今回の予算に計上されているかとの問いに、執行部より、あけぼの団地内の駐輪場については、注意喚起の看板を設置し、周知を図りました。防犯カメラについては、防災交通課の負担金活用を地元自治体等へ働きかけていきます。また、駐輪場の防犯対策について、現行予算で対応できる部分については、既存の照明を人感センサーつきの照明へ切り替えていくなどの対策を実施する予定ですよとの答弁がありました。

また、委員より、町営住宅の家賃基準について、収入や扶養状況の変化により家賃が大幅に上がり、民間住宅との価格差が少なくなるケースがある。一方で、あけぼの団地の高層階では入居率が低い状況も見受けられる。このような状況を踏まえ、家賃基準の運用方法を見直すことで、入居継続を可能とし、空き住宅の有効活用につなげることも考えられるのではないかと。また、近年の生活スタイルや物価上昇も踏まえ、家賃基準の改善について検討する考えはないかとの問いに、執行部より、町営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき算定しており、低所得者に対して安価な住宅を提供するという制度の趣旨から、町独自で家賃基準そのものを改定することは難しいものと考えていま

す。また、公営住宅における高額所得者への対応については、適切な制度運用を求める観点から、国からも法令に基づいた適切な措置を講じるよう通知がなされているところです。一方で、あけぼの団地の高層階につきましては、入居率が低い状況も見受けられることから、施設の在り方や空き住戸の活用方法については今後の課題であると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、昭和園の整備計画についてお尋ねしたいとの問いに、執行部より、再整備を予定している昭和園につきましては、子育て支援課が中心となり、来年度から、駐車場、橋梁、園舎の施設整備を順次行う計画です。まずは、駐車場整備を予定していますが、園舎整備の期間中に都市計画課で昭和園全体のリニューアルに向けた調査・設計を行い、令和10年度以降に順次工事を進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、肥後大津駅周辺まちづくり推進事業で具体的に何を行うのかとの問いに、執行部より、駅周辺整備については、南北をつなぐ自由通路及び橋上駅の調査・設計、駅南側の町有地を活用した駅前施設や役場周辺の町なか立体駐車場の可能性調査から、事業者選定、歩行者が滞在・回遊できる空間づくりのための社会実験などの業務委託を行う予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、新駅周辺市街地形成検討業務について、委託料が高額だが、どのような事業内容かとの問いに、執行部より、地元住民や関係団体との勉強会を開催し、駅周辺に必要な施設などのイメージを共有し、将来のまちづくりのビジョン（イメージパース等）を作成するための支援業務ですとの答弁がありました。

また、委員より、肥後大津駅周辺の駐輪場整備は、今回のまちづくり推進事業に含まれているかとの問いに、執行部より、駐輪場の整備は、今後の自由通路整備や駅前広場の再編工事の中で一体的に進めていく予定です。今回の予算は、まずは自由通路の設計等を行うものであり、実際の工事費は含まれていませんとの答弁がありました。

次に、都市整備部建設課関係では、委員より、維持工事、道路改築工事それぞれ、今回、工事を予定している箇所を除いて残っている要望件数はどの程度あるのかとの問いに、執行部より、まず、維持工事関係については、昨年度から今年度にかけて新たに123件の要望がありましたが、そのうち65件については既に対応を終えています。残った58件と、昨年度までの未対応分42件を合わせた上で、改めて優先順位をつけ、今回14か所を予算計上させていただきました。また、これ以外にも400件以上の道路や水路などに関する軽微な相談があっておりますが、これらは適宜対応しているところです。なお、道路改築工事等につきましては、現在取り組んでいる事業を継続して実施していく予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、町道塔ノ坂線歩道整備測量設計業務委託について、町道三吉原北出口線多車線化事業のスケジュールに合わせながら計画するとのことだが、町道三吉原北出口線の整備は時間がかかると思われる。スケジュールはどのように考えているのかとの問いに、執行部より、町道塔ノ坂線の歩道整備については、多車線化事業の説明会を行う中で、説明会参加者より強く要望された路線になります。多車線化事業では、翔陽高校の西側の交差点から南へ擦りつける区間まで歩道整備を行いますが、室小学校東門までの区間は多車線化事業では取り組めませんので、別事業におい

て計画していきたいと考えています。令和８年度に歩道整備における測量設計を行い、多車線化事業と併せて、翔陽高校と用地交渉を進め、なるべく同時並行で進めていければと考えていますが、まずは、多車線化事業を主に進めていきますとの答弁がありました。

また、委員より、子育て支援拠点として整備を予定している昭和園の周辺整備についてお尋ねしたいとの問いに、執行部より、昭和園の周辺道路については、関係各課で協議を行っており、工事に伴う大型車両の進入については、朝夕の通学時間帯を避けることや動線の管理など、発注者として適切な対応に努めていきます。あわせて、防災交通課では、令和８年度当初予算の路肩の青色塗装や白線の補修を計上しており、周辺の暗い箇所についても調査を行い、必要に応じて防犯灯の設置を検討することとしています。なお、公園管理者でも支障となっている樹木の管理などについては、適宜対応していく予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、平川の準用河川の改修について、今後のスケジュールはどのように考えているのかとの問いに、執行部より、今回の基本設計業務委託では、河川延長約１２キロの流下能力を調査し、断面が不足している箇所などを把握することを目的としています。調査結果に基づき、断面が不足する箇所については、交付金を活用し、護岸のかさ上げなどを実施していくことになります。その場合、令和９年度から詳細設計を行うことを想定していますとの答弁がありました。

また、委員より、平川と上流部で合流している堀ヶ谷川の改修計画はあるのか。また、堀ヶ谷川を準用河川に指定する考えはあるのかとの問いに、執行部より、河川の改修については、原則、下流域から整備していくことになりますので、まずは河川沿いに住宅地等がある平川の流下能力を把握し、必要に応じて改修を行っていく計画です。普通河川である堀ヶ谷川については、現時点では改修計画や準用河川に指定する予定はありませんので、災害等により河川断面を阻害するなどした場合には、適宜対応していくこととなりますとの答弁がありました。

次に、都市整備部下水道課関係では、さしたる質疑はありませんでした。

議案第２６号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第２８号、令和８年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてであります。

こちらに関しましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第２８号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第３１号、令和８年度大津町工業団地整備事業特別会計予算についてであります。

委員より、企業への分譲開始はいつから始めるのか、早く売却をしたほうがよいのではないのかとの問いに、執行部より、周辺自治体では、造成工事完了前に企業の募集をしています。同様に、造成完了前に企業を募集し、確定測量後にすぐに売買契約ができないか検討していますとの答弁がありました。

また、委員より、全協で説明のあった軟弱地盤というのは初めて聞いたがどういうことなのかとの問いに、執行部より、昨年１月から３月にかけて、地盤の地質調査を行っております。工業団地予定地の３か所で４０メートルほど採掘した結果、地表から３メートル程度の深さまでは黒ボク、

その下の5メートル程度が赤ボク、その下が阿蘇4と呼ばれる阿蘇山の最後の噴火の堆積、その下が阿蘇3と呼ばれる阿蘇4の一つ前の噴火の堆積物になります。N値が50以上あれば、地盤が固く、支持層があることになりますが、支持層は地表から35メートルから40メートルとのところにあります。企業は支持層までくいを入れ、建物を建設することになりますとの答弁がありました。

また、委員より、民間企業だと事前に調査をして、軟弱であればそもそもその土地を購入しない。事前に地盤を調べられたのではないかとの問いに、執行部より、基本設計を行う前提として地盤調査を行っています。工業団地の場所がピンポイントで地盤が弱いわけではなく、周辺の開発でも同じ状況と聞いています。今後、土壌解析を実施する予定にしており、その結果に応じて最良の方法を検討していきます。また、売却の際には、地盤の状況の資料などを提供し、企業を公募していきますとの答弁がありました。

また、委員より、軟弱地盤の整備にかかった費用は、売却時に売却金額に上乗せするのかとの問いに、執行部より、売却金額は、軟弱地盤整備も含めた全体事業費が一つの判断材料になると考えています。不動産鑑定も含め、売却金額の検討を進めていきますとの答弁がありました。

また、委員より、地下水涵養に資する取組は実施していくのかとの問いに、執行部より、県の地下水涵養に関する指針では、地下水を利用する人以外も連携して涵養事業に取り組むこととなっていますので、現在、開発協議の中でも地下水涵養を実施するよう県からも指導を受けています。そのため、造成に伴う涵養箇所としては、北西側の緑地及び周辺の緩衝帯を緑地とすることで、地下水涵養のエリアとして設定しています。企業用地については、舗装せずに引き渡すこととなりますので、企業が立地する際に、地下水涵養を含めた環境等への配慮・協力を含めた環境形成協定を締結する予定としています。その中で、雨水浸透ますや雨庭などの協力を依頼することとしていますとの答弁がありました。

議案第28号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第32号、令和8年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

委員より、第4水源地のポンプについては、年1回ほど点検をしているのか。どうして壊れたのが分かったのかとの問いに、執行部より、点検につきましては、施設の総合管理委託で毎月状態の確認を行っています。その中で、通常時間当たり38立米から48立米ぐらいの取水量であったものが、予備ポンプの取替え前は、時間当たり約24立米まで減少していました。なお、インターネットを介してポンプの稼働状況などが見られるようになっていますので、そちらも随時確認していきますとの答弁がありました。

また、委員より、議場で企業会計の説明の在り方について質疑があったが、例えば、第5水源地の部分をもう少ししっかり説明したほうがよいのではないかということと、もう一点が、資産減耗費の部分の詳細説明が足りていないのではないかということを言われている。全体的なところなので、それ以外の部分も説明が不足しているのではないかという質疑だったと思うが、その点はどのように考えているのかとの問いに、執行部より、第5水源地の事業計画や経費の回収計画につきましては、昨年12月3日の全員協議会で説明をさせていただいたところです。また、その他の予算

につきまして、企業会計の予算書には一般会計のような説明の欄がなく、少し分かりにくいと思いますので、現在は、予算の概要に主な内容や金額をできる限り記載することで補完するようにしていますとの答弁がありました。

また、委員より、第5水源地上に関しては全員協議会で説明されたと思うが、今回、取水ポンプの費用などもあるので、できれば資料を使って議員全員が見られるような形を取っていただきたい。また、予算の概要に詳しく記載しているという説明があったが、資産減耗費について、概要には、更新に伴い除却する資産の除却費を計上と記載しているだけなので、何を除却するかなどを入れてもらえると詳しくなるのではないかと思う。そのような対応をしていただきたいと思うがいかがかとの問いに、執行部より、資産減耗費につきましては、除却するものや、故障によるものか、計画的な更新によるものかななどを記載していきたいと思います。その他の予算につきましても、全てを概要に記載すると膨大になりますので、委員会や、必要に応じて全員協議会などで説明させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

議案第32号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第33号、令和8年度大津町公共下水道事業会計予算についてであります。

委員より、デザインマンホールの蓋は1枚50万円とのことだが、通常と比べて高いのではないか。通常の蓋の金額はどのぐらいかとの問いに、執行部より、通常の蓋であれば12万円程度ですが、予算計上しているものは型から作るタイプで、型枠を新たに作成する必要があるため、別途22万円程度かかります。あわせて、着色する部分は着色数に応じて費用が発生するため、現在は多めの着色数で計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、下水道に興味を持っている人は少ないのではないか。観光などのPRにもつながるのかとの問いに、執行部より、マンホールカードは全国的に取り組まれており、現在1,221種類が発行され、758自治体、熊本県では9自治体で、国が広報活動を推進しています。下水道に興味関心を持ってもらうことが第一ですが、テレビや新聞でも特集が組まれ、全国からカードのために来られる方も多く、マンホールの写真を撮ってSNSに投稿されることから、観光振興の効果もありますとの答弁がありました。意見として、観光振興の効果があるのであれば、例えば、配布枚数など効果が分かるようにしてもらいたいとの意見がありました。

また、委員より、下水道会計は赤字であり、前年度に料金を値上げした中で、この事業について町民の方に納得してもらう必要があるがどのように考えているかとの問いに、執行部より、令和6年度の値上げを検討していく中で、住民に対する周知や丁寧な説明が足りてないという御意見をいただいたことから、興味を持ちづらい下水道に対して理解してもらうために、令和8年度より、まず興味を持ってもらうための広報活動に力を入れています。ホームページで下水道処理の専門的な内容をまとめた特集記事を公開し、昨年のからいもフェスティバルでは、マンホールの躯体を持ち込み、マンホールの中に入ってもらって体験型のイベントや、クイズを通して興味を持ってもらう取組を行いました。デザインマンホールの制作についても、地元高校生にデザインを依頼するなど、住民を巻き込みながら取り組み、経営状況の理解と使用料改定の必要性の理解につなげたいと考え

ていますとの答弁がありました。

また、委員より、昨年、デザインマンホールは難しいという答弁だったが、来年度予算で計上するに至った経緯について説明してほしいとの問いに、執行部より、マンホールカードは全国統一のガイドラインに沿って著作権の整理や継続的な配布体制の確保などの一定の要件を満たす必要があり、直ちに事業実施に踏み切るのは難しいという趣旨で申し上げたところです。その後、要件整理や関係先との調整を含め、配布場所や配布方法、また、情報発信の運用体制等についても具体的に検討を重ねた結果、ガイドライン要件を満たした形で実施できる見通しが立ったこと。また、来年度は町村合併70周年や復興10年という節目の年でありますので、下水道の広報の観点から、こうした機会を生かしながら実施したいと考え、来年度の当初予算に必要経費を計上させていただきましたとの答弁がありました。意見として、作成を1種類にするのは会計への影響を最小限に抑えた上での判断だと思うが、交換する蓋は耐用年数を過ぎたものにするなどして、より会計への影響を少なくしてほしいとの意見がありました。

議案第33号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

次に、議案第34号、令和8年度大津町農業集落排水事業会計予算についてであります。

委員より、将来的に農業集落排水処理区域を統合する予定だと思うが、現在どのような状況かとの問いに、執行部より、錦野地区の公共下水道への接続については、令和12年度を予定しています。矢護川地区と杉水地区の統合については、杉水地区の汚水流入量の増加の状況を踏まえて時期を検討している状況ですとの答弁がありました。

議案第34号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

以上、経済建設常任委員会の報告を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（坂本典光） ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

△

午前10時48分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本富二夫議員。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和8年3月3日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、会議議会規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号関連、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第26号関連、議案第27号、議案第29号、議案第30号の9件であります。

当委員会は、審議に先立ち、3月4日に関係する14か所の現地調査を行い、その後、委員会室402において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかに

すべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第13号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、さしたる質疑はありませんでした。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、子どもの権利が尊重され、安心して生活できる地域の実現の目標指標について、虐待が増えているという背景があり、虐待リスク抑制のため、子どもの権利に対する保護者の理解を深めていくという説明があったが、執行部より、町においても虐待件数は増加傾向となっております。虐待防止の観点から、乳幼児期の健診等において、子育ての初期段階から子どもの権利について保護者に対して周知を図っていきたいと考えています。町全体として、子どもの権利の認知度が向上していくことが、子供の健全な成長につながると考えており、今回、目標指針と設定しました。

健康福祉部介護保険課では、委員より質疑はありませんでした。

健康福祉部健康保険課関係では、委員よりさしたる質疑はありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員よりさしたる質疑はありませんでした。

教育部教育施設課関係でも、委員よりさしたる質疑はありませんでした。

教育部生涯学習課関係でも、委員よりさしたる質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第13号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員より、余裕活用型の認可では、園に年度途中で保育入所がある場合は、余裕活用型の定員枠がなくなり、後から、こども誰でも通園制度を利用したい子供が利用できなくなるということもあるのではないか。利用の保障がされる必要があるのではないか。執行部より、各園で利用定員を定めることになりますので、その定員枠は確保の上、受け入れることになります。利用する際には、事前に保護者と園で面談を行い、利用計画を立てて、実際の利用となります。定員枠が埋まっている場合には、町内の他の実施園で案内することなどし、できるだけ利用できるように調整をしたいと考えています。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第15号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、改正前の給食等含め日額2,000円はなくなり、1時間当たりの利用料金も250円から300円となり、これまで一時保育を利用していた方からすると、結果的に値上げになる。特に、1日利用していた方は、給食費込みで2,000円だったが、1時間単位で計算すると負担が増える。そこで、利用者の方に対して、その点も含めてきちんと説明する必要があるのではないか。これから1時間300円で高くなり、給食費も別に払わなくてはならないということか。執行

部より、これまで250円で実施していた一時保育は、町としての支援の考え方の中で設定したものにありますが、今回については、国の制度に基づく形で1時間300円という形になります。その点については改めて説明が必要だと考えております。

委員より、一時保育事業は、日額2,000円で、1時間250円から300円に改正ということで、利用者からすると不利益改正となる。この場合は、利用者への説明など事前に手続があるのではないかと。執行部より、まず議会での説明をさせていただき、その後、利用者の方への説明を進めていく予定です。

討論反対、一時保育事業は、これまで給食込みで日額2,000円であったものが、実質負担増につながるものであり、利用者への説明も不足しているため、反対する。

採決の結果、議案第18号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、令和7年度税制改革により、給与所得控除の最低保障額が50万から65万に引き上げられたが、この趣旨は何か。執行部より、物価上昇等に対応し、特に低所得者層の税負担を軽減することを目的としています。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第19号については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、体育施設の予約について、他の施設ではオンライン予約が可能であるが、なぜ体育施設は導入されていないのか。執行部より、現在、大津町では、社会教育施設等について、まちかぎりリモートによる施設予約システムを利用しています。しかし、総合体育館の場合、メインアリーナにバドミントンコートが8面あり、コート単位での予約管理が必要となります。現在のシステムでは対応が難しい状況です。指定管理者とも協議を行いまして、システム改修の可能性について検討していますが、改修には1年以上の期間と数百万単位の費用が必要との見積りが出ています。現在、DX担当課と協議をしながら検討を進めていきます。

委員より、指定管理者の提案書には予約システム導入は含まれていると記載している。現状で導入できていないのは、当初提案と異なるのではないかと。執行部より、現行システムは既に開発終了しているため、新たなシステムの改修についても難しい状況です。指定管理者とも協議を続けており、早期導入を目指して検討しています。

委員より、体育施設の減免については、内規のみで運用されているようだが、住民への周知が十分とは言えない。内規をきちんと例規化すべきではないかと。また、町外利用者を3倍とする根拠は何か。現在、内規により減免を行っています。全額減免は、町または教育委員会主催事業、小中学校体育連盟主催大会、町体育協会等主催大会などになります。一部減免は、学校部活動、高校体育連盟主催大会、障害者大会などとなっています。今後、利用料金体系などと併せて整理を考えています。町外利用者の3倍料金につきましては、近隣自治体においても町外料金を3倍とする例が多い状況です。

総合体育館の空調整備に伴う料金の算定方法を説明してほしい。執行部より、空調設備の整備に伴い、年間の必要経費として、電気代、ガス代、保守点検費用などを含めた総額約807万円を基に、稼働日数、稼働時間から1時間当たりの費用を算出し、利用者負担割合を3割として、メインアリーナ1時間当たり3,000円、サブアリーナ1時間当たり700円と設定しました。

委員より、体育館の予約システムについて、半面利用など詳細な料金体系にできるよう、早期に改善すべきではないか。執行部より、現在の予約システムと料金体系については、利便性向上のため、シンプルで明快な体系となるよう全体的な見直しを検討しており、できる限り早期の対応に努めます。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和8年度大津町一般会計予算についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、扶助費の障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業の二つで17億円近い支出となり、国・県の財源もあるが、町全体予算200億のうち1割近くとなっている。その中で、放課後等デイサービス事業所が増えているが、想定している機能を果たしているのか。執行部より、障害福祉サービス、障害児通所支援の扶助費は年々増加しています。特に、障害児通所支援の放課後等デイサービスは利用者が伸び続けており、利用者数も増加しています。町内や菊池圏域においても事業者が増加していることや、発達障害等の早期確認、早期対応を進める中、療育サポートが広がっていることもあり、全体的に伸びていると考えています。

委員より、基幹相談支援センターについて詳しく説明してほしい。執行部より、基幹相談支援センターは、ふくしの相談窓口の中に設置しており、障害福祉サービスの利用に関する相談や、不安定、情緒安定に関する相談などのほか、町内各相談支援事業からの困難事例に関する相談を受け、毎月50から60人の相談者に対し、200件ほどの相談対応を行っています。また、基幹相談支援センターが中核となり、同行支援や、課題解決に向けた支援機関との連携を行うこととともに、困難事例を題材とした研修会を開催し、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、要保護児童対策地域協議会では、どのような支援や協議を行っているのか。執行部より、要保護対策地域協議会、略して要対協は、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がその子供や保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に設置・運営されています。

委員より、出生数が減っている状況だが、町立認定こども園の建設において、定員数の設定は100人のまま進めていくのか。執行部より、公立保育園等再編方針の中で、大津保育園と陣内幼稚園の統合の話になったとき、児童数は合計で160人でしたので、その規模で論議をスタートしました。ここ数年は児童数が減ってきている状況であります。現在では、合計して100人ほどとなっています。

委員より、インクルーシブ遊具はどのように整備されているのか。執行部より、インクルーシブ

遊具は、公園整備の中で、公園再整備ゾーンに整備される予定です。子育て支援施設においても、室内で遊べる遊具の整備を予定しています。

委員より、こども園の園庭の遊具と支援施設の遊具について教えてほしい。執行部より、建物の形状としては、こども園と子育て支援施設は併設されていますが、こども園側にはこども園の園庭があり、園児の教育のための一般的な遊具を設置予定です。支援施設のほうは、室内で誰でも遊べる場所を目指していますので、インクルーシブな遊具も含め、利用者が使いやすい遊具を整備していきます。支援施設の外は芝生広場になりますが、面積的に大きな遊具は置けないので、ゼロ歳から2歳の子供が乗って楽しむような小さな遊具を置く予定です。

委員より、人が集まるようになると思うが、監視カメラ等の配置はどうするのか。執行部より、設計が進み次第、配置計画をしていく予定です。こども園敷地内の駐車場については、防犯対策として、防犯カメラなどの設置を検討しています。意見として、施設ができることで交通量も増えると思うが、最近は住宅も増えてきているため、道路整備など安全対策もしっかり考えていただきたい。

健康福祉部子育て支援課大津保育園関係では、記載のとおりです。

健康福祉部子育て支援課陣内幼稚園関係では、記載のとおりです。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、介護保険特別会計繰入金について、重層的支援体制整備事業とはどのような事業か。介護保険特別会計から一般会計に移行した地域介護予防活動支援事業や地域包括支援センター運営費について詳しく説明してほしい。執行部より、重層的支援体制整備事業は、高齢者・障害者・子供・生活困窮などの分野に関わる住民の複雑・複合化した課題を包括的に支援する体制を整備する事業となっており、共生社会を目指して、部署横断的に連携して実施する取組となっています。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、不妊治療助成事業費補助金は拡充となっているが、特定不妊治療と先進医療の内容について教えてほしい。いつから利用できるのか。執行部より、特定不妊治療は、体外受精及び顕微授精などの治療を指し、自己負担に対し、上限5万円の助成を予定しています。また、先進医療は、国が定める先進医療として実施される不妊治療で、保険適用外となる医療であることから、その費用に対して、上限5万円の助成を予定しています。本町では、一般不妊治療及び特定不妊治療についても町単独で助成を行い、経済的負担の軽減を図るものです。

教育部学校教育課関係では、委員より、吹田団地から通学する児童へのバスの通学補助及び定期券購入について、使い勝手が悪いという声があり、町は現状を把握するため、実態調査を実施するとともに、改善できることがあれば検討すると聞いているが、進捗状況はどうなっているか。執行部より、先般の本会議において、吹田団地から通学する対象児童約100名のうち、定期券の申請率が6割にとどまっていると委員より受け、令和8年度に実態調査を行いたいと考えております。大津東区の保護者会の会長と相談し、実情に応じた補助の在り方を検討していきます。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、国の制度により、小学校の給食費は無償化されるが、中学校まで無償化の対象としなかったのはなぜか。小中学校はいずれも義務教育で

あることから、同時に無償化すべきではないか。執行部より、小学校の給食は、国の制度により財政支援が行われることとなっていますが、中学校につきましては、現時点での国の財政支援はなく、町が単独で実施した場合は、毎年約9,000万の新たな財源負担が生じることとなります。このため、国の制度に基づき、小学校からの無償化を先行して実施することとしたものです。なお、中学校の給食費につきましては、平成26年度に見直しを行って以降、改定は行っておりません。本来であれば、食材費の実勢価格を踏まえと値上げが必要な状況ですが、保護者の負担軽減の観点から、給食費を抑えてきました。中学校給食費の無償化につきましては、近隣市町村においても取組が広がっている状況であることは認識していますので、今後、国の制度や財源措置の動向を注視しながら検討していきます。

教育部教育施設課関係では、除草剤等の学校施設での管理について、基本的に昨年と変わらないのか。草の繁殖著しい6月から9月において、集中的に除草作業ができるような仕様書に変更したいと考えています。

教育部生涯学習課関係では、委員より、中学校の休日移行が始まるが、予算はどこにつけられているのか。執行部より、今回の計上は、保健体育総務費の報酬、会計年度任用職員報酬2名分、同じく報償費の中学校部活動地域指導者謝礼金、役務費のスポーツ傷害保険料として、地域部活動指導者40名分となっております。

委員より、給水ポンプのユニットの改修工事だが、9月の常任委員会の中で、水道水と井戸水のコスト比較をお願いしていたが、資料がある。資料の中では、ポンプのイニシャルコストは1,800万だと言われているが、実際に出てきたものは4,372万4,000円との数字がある。それに置き換えて仮に算出した場合、水道水のほうが安くなるが、水道水の利用を再検討すべきではないか。執行部より、運動公園の井戸ポンプユニット改修と水道料金との比較ですが、コスト比較で30年の設定で9月議会のときに御説明しています。まず、井戸水を使った場合、イニシャルランニング、修繕料を含めて大体6,450万円と、水道水を使った場合は8,000万円かかりますから、1,550万円経済的ですよという御説明を差し上げました。今回、ユニットポンプの工事費で4,350万円ということになっております。ポンプの更新も前回と一緒に1,800万円を計上させていただいております。ランニングコストも同じ金額です。

討論反対、給食費について、公平性・平等性、また、義務教育の果たすべき役割という観点から、小学校、中学校同様に取り扱われるべきものであり、小学校だけを無償化することは考えられない。中学校も同時に無償化されるべきであるが、その予算が盛り込まれていないことから、本予算案に反対する。

採決の結果、議案第26号関連については、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和8年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、子ども・子育て支援納付金の均等割は、18歳未満が軽減され、18歳以上が賦課される仕組みはどのようなものか。執行部より、子ども・子育て支援金の目的を踏まえ、18歳未満の均等割は全額軽減となります。既存の低所得者や未就学児の軽減措置を適用した上で、残りの均

等割額を18歳未満の軽減分とし、その軽減された分を18歳以上に賦課することとなります。仕組みとしては複雑ですが、結果として、18歳以上の被保険者全員に均等割1,500円が賦課されることとなります。

討論反対、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金は、実質負担増につながる。また、18歳未満の軽減は、これまで子育てを頑張ってきた世代では、自分たち子供以外の分での負担が増え、世代間での負担に格差が生まれるため、反対する。

採決の結果、議案第27号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、令和8年度大津町介護保険料特別会計予算についてであります。

委員より、歳入である第1号被保険者保険料が増加している一方で、介護給付費準備基金の繰入額が減少しているが、その理由は、執行部より、介護保険料は、3年間の事業計画に基づき作成されたものであり、給付見直しや公費負担等を踏まえた上で不足分を第1号被保険者保険料で賄う仕組みとなっています。

討論反対、今回の予算は、直ちに被保険者の負担が増えるものではないと理解しているが、今後、介護保険の第1号被保険者が増加していく中で、将来的に保険料や負担金が増えていく可能性があることを懸念している。さらに、事務的経費やケアプランに係る利用者負担金が増加する可能性もあり、これらに対する実効的な対策が不十分に示されていないことを考えるため、本議案に反対する。

採決の結果、議案第29号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、令和8年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

健康福祉部健康保険課、委員より、町の後期高齢者医療費に対しての給付金額は幾らか。執行部より、予算上に直接は出てきませんが、市町村は後期高齢者医療費の12分の1を負担することとされており、本町では、一般会計、款3項1目3節18後期高齢者医療広域連合負担金として4億1,258万円を計上しています。

討論反対、後期高齢者医療制度は、医療の発達や高額化に伴い負担が大きくなっている。新しく子ども・子育て支援納付金が増えたり、後期高齢者の負担が増えていく構造になっているので反対する。

賛成、保険である以上、給与が増えれば負担が増えることは当然であり、バランスを取らなければならない。給付が増えることで負担が増えるのはおかしいという考え方は違う。令8年度予算としては、バランスを取るための制度として適用され、適切な処理がされているため、賛成する。

採決の結果、議案第30号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議 長（坂本典光） 時松智弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（時松智弘） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、総務常任委員会に令和8年3月3日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規則により御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第12号、議案第13号関連、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第23号、議案第26号関連の8件であります。

当委員会は、審議に先立って、3月4日に現地調査を行い、その後、委員会室401において執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、付託前本会議で質疑があった点も含め、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第12号、大津町振興総合計画基本構想の策定についてであります。

委員より、振興総合計画の実施計画は、予算に反映される重要なものだが、町民や議会に対して、いつ、どのような形で分かりやすく説明するのかという問いに、執行部より、実施計画は、3年間のローリング方式で予算編成の基礎として作成をしています。これまでは、町民や議会への説明が十分ではありませんでしたが、第7次計画からは実施計画を公表します。新年度の段階で内容を整理した上で、改めて説明、公表を行う予定であると答弁がありました。意見として、実施計画は、金額まで記載された分かりやすい表を作成し、町民がいつでも確認できるよう公表してほしいという意見がありました。

また、委員より、計画書にある福祉のまち、スポーツのまちといったスローガンについて、なぜそのような表現になったのか。歴史的な経緯を含めて、町民に分かりやすく明示はできないかという問いに、執行部より、福祉については、福祉のまちづくりに取り組むという表現を用いています。スポーツやその他の丸々のまちといったスローガンについては、これまで十分に整理ができてなかった面もあります。議会からの指摘を踏まえ、その根拠や原因を含めて全体的に整理をしていきますと答弁がありました。

また、委員より、各分野の目標がばらばらに立案されている印象がある。例えば、インクルーシブな社会を目指すのであれば、教育だけでなく、医療・福祉・介護・道路整備などが連携した大きな目標として掲げるべきではないかという問いに、執行部より、計画の最上位概念として、将来ビジョン「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち大津」を掲げています。このビジョンを実現するための五つの政策分野の方針を定めており、分野ごとの連携や詳細な内容は、その下の基本計画において整理をしていますと答弁がありました。

また、委員より、町民の意見を反映させる手段として町民懇談会やアンケート調査があるが、町はどちらに重きを置いているのか。また、基本条例に基づき、広く町民の参画を得るための工夫がされているのかという問いに、執行部より、最も多くの意見を得られるのは、対象者の多い町民アンケートであると考えています。また、町民懇談会も直接意見を調査する重要な場の一つとして位置づけています。そのほか、各団体へのヒアリングやパブリックコメントなど、多様な手法を組み合わせることで計画を策定したと答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

議会事務局関係、総務部総務課関係では質疑はありませんでした。

総務部総合政策課関係では、委員より、予算科目において、空き家対策事業が従来の企画費から地域づくり推進費に変更されている。これは振興総合計画の策定に伴い、町の方針が変わったということかという問いに、執行部より、総合政策課では、広報や地域づくりなど多岐にわたる業務の一つとして科目で管理をしており、分かりにくいという指摘がありました。そのため、実態に合わせて予算科目を整理し、空き家対策や広報など項目を明確に分けることとしました。空き家問題については、今後も停滞することなくより一層強化をして取り組む方針ですと答弁がありました。

財政課関連では、意見として、次回の計画策定の際には、プライマリーバランスだけではなく、未来に向けた先行的な投資もしていることが財政計画で分かるようにするとよいと考えたと意見がありました。

総務部防災交通課関係では、委員より、4-5-1 地域防犯対策の強化で犯罪防止に向けた防犯カメラの設置補助事業の推進について、第6次計画では記載がされておらず、新規で掲載をしている。全体的な実施計画をどのように進めていくのか確認したいという問いに、執行部より、防犯カメラの設置補助事業は補助件数も拡充をしており、力を入れているため、地元地域と相談をしながら進めていきたいと考えていますと答弁がありました。意見として、実施計画を作成した際には、交通委員などにも情報を共有してほしいという意見がありました。

総務部人権推進課関連では、委員より、あらゆる機会を通じた人権啓発活動の推進とあるが、子供たちにとって差別をなくすことはもちろん大事だが、まず、子供の人権が守られているかが大事であり、権利が守られていることを知って、お互いの権利を守らないといけないということに気づくと思う。子どもの権利について学ぶ時間はどれだけあるのかという問いに、執行部より、子どもの権利については、学校の取組が主になりますが、隣保館学習を通じて、どうしたら人権が守られるのか。差別に対してきちんと自分の意見が言えるようになるなどを学校と協力をしながら取り組んでいきますと答弁がありました。

住民生活部住民課関連では、質疑はありませんでした。

住民生活部環境保全課関係では、4-4-4 温暖化対策の推進についてデコ活の記載があり、町として地球温暖化対策に取り組みながら、町民へも啓発をしていくよい取組だと思うが、町役場の公用車にはEV車やPHEV車が導入されておらず、町民への啓発も含めて町が率先して導入する予定はないかという問いに、執行部より、デコ活は、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称で、二酸化炭素を減らす脱炭素でカーボナイズーションと、環境によいエコを含むデコと活動を組み合わせた新しい言葉で、町では、二酸化炭素排出削減に向けて、町民一人一人が無理なく活動ができるように記載をしています。町としては、脱炭素対策に効果的な活動を検証しながら、公用車の購入などについて、所管課と情報共有など連携をしながら検討していきますと答弁がありました。意見として、要約しますと、グリーン購入の取組を検討してほしいという意見がありました。

住民生活部税務課関連では、委員より、徴収業務において一部を委託しているが、これから先どういった展望を考えているのかという問いに、執行部より、徴収事務の一部を委託したことにより、これまで取り組むことが難しかった案件に取り組むことができるようになり、成果が出ていると感じています。これから先は賦課業務の一部を業務委託することにより、より公平・公正な賦課に取り組むことができるよう考えていますと答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第13号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、大津町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

委員より、見舞金・転居費用助成金については、要綱ではなく規則で定めなくてよいのかという問いに、執行部より、規則については法規範性があり、住民の権利義務に直接影響がある場合に用い、罰則規定を設けることができると解釈をされており、要綱は法規範性がなく、事務手続や運用の細目、住民の権利義務を直接制限しない範囲で運用を定めるものと解釈をされています。今回、見舞金は法的権利として保障するものではなく、行政の判断で支給する任意的給付であり、住民の権利義務を直接定めるものではないこと、また、犯罪被害者等基本法は、自治体に対し、支援の理念、施策の方向性、連携の枠組みを求めているものであるため、基本理念、町・町民及び事業者の責務、連携協力、支援施策（相談支援、情報提供、経済的支援）を条例で定め、金額や手続などの運用は要綱で定めることとしましたと答弁がありました。

また、委員より、現在、条例を制定し、喫緊で支援を行う必要のある方がいるのかという問いに、執行部より、現在はいませんと答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、大津町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、公示送達について、具体的な事例があれば説明してほしいという問いに、執行部より、例えば、施設の使用許可の取消しや指定管理者の指定取消しなどの処分を行う場合であります。本来であれば相手方に通知をする必要がありますが、所在不明などにより通知ができない場合、公示送達により通知したものとみなすということになります。なお、本町では、これまで実際にこの条例に基づく公示送達を行った事例はありませんと答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第16号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、通勤距離が2キロ未満の職員には通勤手当は支給されない。しかし、駐車場が必要で借りている職員もいるため、駐車場手当を支給してもよいのではないのかという問いに、執行部より、駐車場手当は通勤手当の枠組みの中で支給をすることとありますから、2キロ未満の職員は対象外

になりますという答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。

質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、辺地総合整備計画の策定についてであります。

委員より、対象が内牧地区であれば、公共的施設の整備など、どのような事業であっても辺地債を利用して実施できるのかという問いに、執行部より、辺地総合整備計画は、公共的施設を整備する際に策定するものです。例えば、内牧地区の公共施設を整備する場合には、その内容を踏まえた整備計画書を新たに作成することで、辺地債を事業財源として活用できるようになりますと答弁がありました。

委員より、以前は、対象地域に対して、辺地振興のために事業に取り組みませんかという住民説明会を開いていたと聞きますが、改めて町から周知を行うべきではないかという問いに、執行部より、平成17年頃までは、町として積極的に活用していた経緯があります。現在の姿勢としては、辺地だから、あるいは起債が使えるからという理由で事業を行うのではなく、町全体の事業計画の中で辺地債が活用できる場合に利用するという考えを取っていますと答弁がありました。意見として、辺地振興に対する町の姿勢を示すためにも、有利な財源があることを住民に説明をし、地域の活性化を促すような働きかけをしてほしいと意見がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第23号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和8年度大津町一般会計予算についてであります。

議会事務局関係では、委員より、熊本県町村議会議長会で毎年開催されるオンライン研修について、現在の形より、各議員が講師を選んでオンラインを受講できる形にできないか。また、講師については議長会でしっかり協議をしてほしいかという問いに、執行部より、議長会のオンライン研修会では必ずアンケートが回収されており、参考にし、次回を計画されていますが、日程や予算の都合等も含め、講師を決定されています。講師の提案等があれば議長会へ必ず伝えていきますと答弁がありました。

会計課関連では、委員より、財政調整基金の繰替え運用時の利息について、どのような点が問題で、どのような改善が必要なのかという問いに、執行部より、令和7年度は、大型事業や補助事業が重なり、歳出が先行する一方、補助金の入金事業完了後となるため、年度途中で資金不足が生じています。このため、財政調整基金からは、繰替え運用により資金補填を行っている状況です。これまでは、公金間における一時的な資金移動であること、マイナス金利政策の下で利息額が極め

て小さかったことに加え、利息を支払う場合には、予算計上や伝票処理など事務負担が増えることから、決裁を受けた上で、無利息で繰替え運用を行ってきたところです。今後は、財政課と協議するとともに、公金管理検討委員会においても審議いただき、方向性を整理したいと考えていますと答弁がありました。意見として、メリット・デメリットを整理してもらい、財政的なメリットがなく、職員の事務が増え、ミスにつながるということであれば利息はないほうがいい。また、事務は発生するが財政的なメリットがあれば、効率的な事務の方法を模索していけばよい。デメリットばかりであれば利息を伴う必要はないのではないかという意見がありました。

また、委員より、防災の観点から考えたときに、資金の緊急調達が必要な場合、財政調整基金から無利子による運用、有利子による運用、また、金融機関からの一時借入れの三つのうち、最も調達しやすい方法はどれかという問いに、執行部より、無利子による運用は、予算措置の必要がなく、事務処理も最小で済むため、最も迅速に資金の調達が可能であると考えていますと答弁がありました。意見として、防災を所管とする総務常任委員会では、財政調整基金からの無利子による運用で不具合があるのか疑問がある。一方で、さらに金利が上昇した場合には、事務処理に要するコストを上回る可能性があり、有利子での繰替え運用や、金融機関からの一時借入れを選択肢とする可能性もある。いずれの方法にも課題があると思われるので整理をお願いしたいという意見がありました。

総務部総務課関連では、委員より、瀬田駅のトイレ管理について、所管は総務課でよいのかという問いに、執行部より、町が施設を譲り受けた当初から総務課で対応している経緯があり、現在も総務課で管理していますと答弁がありました。意見として、本来であれば、トイレなどの施設は、財政課や商業観光課などが所管するほうが望ましいと考え、検討してほしいという意見がありました。

また、委員より、電子計算機費のDX推進事業について、約4,800万円の委託料や使用料が計上されているが、具体的な内容を説明してほしいという問いに、執行部より、窓口業務の効率化を図るため、窓口DXシステムの導入を予定しています。本システムは、オンライン申請等による行かない窓口、対面での確認は必要だが、申請書の記入を不要とする書かない窓口、職員が対話により手続を整理する相談窓口の三つの形態で住民の手続を整理するものであります。この窓口DXの資料は、各常任委員会審議記録総務常任委員会の項目の中に③の項目で出ておりますので御参照ください。マイナンバーカードの情報の読み取りや住基システムとの連携、ガイドランスの表示により、職員の聞き取りの作業量を減らし、住民の書類作成負担を軽減します。職員、住民双方の負担軽減を目指すものであり、試算では、導入により、年間約3,433時間の時間短縮効果を見込んでいると答弁がありました。

また、委員より、生成AIの活用について、職員のニーズはあるのかという問いに、執行部より、現在、試験的に導入している生成AIについて、利用状況を確認したところ、約44名の職員が利用しており、主な用途は、文章の要約、挨拶文の作成、画像生成など、一定のニーズがあると認識していますと答弁がありました。

委員より、行政文書の作成において、文章の修正や表現の調整など、A I を使うことを考えているのかという問いに、執行部より、議案や法令に基づく文書では慎重な確認が必要ですが、会議資料や挨拶文、説明資料など、文章作成・整理については有効な活用が考えられると答弁がありました。

また、委員より、合併70周年の式典用記念映像作成において、メッセージをもらう予定の町出身著名人はどのような人を検討しているのかという問いに、執行部より、現在、町出身の著名人として、陸上の赤崎選手、元バレーボール選手の古賀紗理那さん、元宝塚の真風涼帆さんなど、一流のアスリートや文化人の中から3名程度を候補として検討しているところです。子供たちの未来につながるような機会となるように取り組みたいと考えていると答弁がありました。この合併70周年記念事業も同じように資料を添付させていただいております。

総務部総合政策課関連では、委員より、ふるさと納税について、高額納税者の負担割合が減る応能負担の原則との整合性はどうかという問いに、執行部より、国の制度上、所得が高い方の軽減額が大きくなる面はありますが、町には貴重な税収が入ります。流出した個人住民税の75%は普通交付税で補填をされるため、町にとっても有利な制度と考えていますと答弁がありました。

また、委員より、企業版ふるさと納税の使途はどのように決めているのかという問いに、執行部より、企業版ふるさと納税については、寄附を受ける際に使途を選択できる項目を設けており、寄附を頂いた企業の意向を反映した上で町の事業に活用しています。令和8年度については、計画している子育て支援施設の整備費用に充当する予定ですと答弁がありました。意見として、以前、寄附金を道路整備に活用した際に適切なものなのかという意見があった。基金化という手法を取らない場合であっても、使い道の整理と透明性の確保を徹底し、納得できる形で運用してほしいと意見がありました。

また、委員より、ガバメントクラウド利用料はなぜこれほど費用がかかるのか。どのような内容なのか。また、この費用は毎年かかるものなのかという問いに、執行部より、自治体が使用している住民基本台帳や税などの基幹業務システムについて、国が推進する標準化・共通化に伴い、これまで自治体ごとに運用していたシステムを国が指定するガバメントクラウド上で運用する仕組みに移行するものです。対象業務は国が定めた20業務で、クラウドを利用するための費用になります。ガバメントクラウドの利用料は今後も継続して発生する費用になりますと答弁がありました。

委員より、システム標準化の費用対効果について、今後、議会で説明してほしいがどうかという問いに、執行部より、標準化による機能的な変更はなく、費用対効果での比較は難しいですが、新規導入する生成A I や窓口D X による業務時間の削減効果については整理し、お示ししたいと考えていますと答弁がありました。

また、委員より、空き家対策について、老朽化した空き家の除却だけではなく、空き家の活用について考える必要があるのではないか。町内の空き家のうち活用できるものと老朽化しているものの割合はどの程度かという問いに、執行部より、町内の空き家は236件、内訳は、Aランクが1

0件、Bランクが68件、Cランクが130件、Dランクが28件となっている。CランクとDランクを合わせると7割になり、課題がある空き家が多い状況であると答弁がありました。

また、委員より、空き家になる前の段階や、相続後に家財道具が残ったままの状態などについて相談できる窓口が必要ではないかという問いに、執行部より、現在、空き家に関する相談は総合政策課で受け付けている。相談内容を確認し、相続など専門的な内容については、関係部署や専門家につなぐ形で対応していると答弁がありました。

また、委員より、ボランティア活動へのポイント付与はデジタル化はどのように考えているのかという問いに、執行部より、ボランティア活動へのポイント付与は、アプリの活用などデジタル化の手法について、近隣市町村と情報共有を図りながら、大津町でも活用できないか検証していきたいと考えていきますと答弁がありました。意見として、制度の目的は、地域活動の促進であるため、制度の趣旨を踏まえた運用を行ってほしいと意見がありました。

また、委員より、乗合タクシーについて、予約が集中して満車となり、乗れなくなった場合、車両を増やすなどの対応は取れるのか。また、乗れない場合は次の便まで待ってもらうのかという問いに、執行部より、民間事業者のタクシーを利用するため、台数には上限がある。人口の多い地域までエリアを拡大するため、特定の時間に予約が集中して不足するケースも想定されます。事前に周知を行うとともに、状況を見ながら車両追加を検討するなど、走りながら柔軟に対応していきますと答弁がありました。

また、委員より、乗合タクシーの運行について、新たに時間指定配車料金を補助にする理由は何かという問いに、執行部より、令和6年から、熊本市を含む県内タクシー事業者が予約時間に合わせて配車を行う際に、時間指定配車料金を徴収する制度を導入していることが主なものであると答弁がありました。

また、委員より、まちなかバスについて、学校が早く終わる時間帯に満車で児童が乗れず、歩いて帰宅をせざるを得ないケースがあった。特定の時間帯だけでも車両を大型化できないかという問いに対し、執行部より、現在の運行ルートは道幅が狭く、大型バスが走行するには危険な箇所が複数あるため、物理的に困難であると答弁がありました。意見として、児童が安全に帰宅できるよう、教育委員会とも連携して対策を考えてほしいという意見がありました。

また、委員より、台湾からの企業進出や外国人住民の増加を踏まえ、姉妹都市、友好都市などの締結を検討する考えはないのかという問いに、執行部より、台湾との交流は、TSMC進出以前から小学校同士の姉妹校交流があり、実際に交流が続いている実績があります。今後も幅広い形で交流を検討していきたいと考えていると答弁がありました。

総務部財政課関連では、委員より、町有地の樹木管理について、何年に1回の管理としているのかという問いに、執行部より、以前は枝落とし等を行っていましたが、現在は幹が太くなり、高所作業車等を使用しなければ対応が難しい状況になっています。そのため、費用が高くなりますが、今回、伐採費を計上したところです。町内にも同様の箇所があるため、今後は計画的に管理をしていきたいと答弁がありました。

また、委員より、公用車の更新について、他の自治体ではEV車を購入している例もあるが、本町で導入を検討しているのか。また、災害時の電源として活用できる点も踏まえて、軽自動車のみの購入でいいのかという問いに、執行部より、現在、役場には電気自動車の充電施設が整っていないため、まずは運用環境の整備が大事だと考えています。今後、設備準備の状況や車両の更新のタイミングを踏まえながら、電気自動車の導入についても検討していきたいと答弁がありました。

総務部防災交通課関連では、委員より、防犯カメラの設置補助について、大津警察署管内で機種は決まっているのかという問いに、執行部より、機種は定めておらず、仕様書で200万画素以上の性能を満たすものとしていると答弁がありました。

また、委員より、その条件を満たすものであれば、安い機種を使用し、10件以上設置できないかという問いに、執行部より、昨年度から補助の制度改正が行われており、1台設置で35万、2台で45万、3台上で50万の補助限度額と設定しているため、希望する台数次第で10件以上対象にできるようになっていますと答弁がありました。

また、委員より、肥後大津駅周辺の防犯カメラのクラウドカメラへの入替えについては、現在、町が購入した防犯カメラをリースに入れ替えるのかという問いに、執行部より、現在、肥後大津駅周辺には5台設置されています。録画内容の確認については、現地での確認作業が必要であり、業務負担が大きいため、庁舎内でも確認できるよう設置されているものと入れ替える予定としていると答弁がありました。

また、委員より、日本災害医学会のBHELPという地域保健・福祉の災害対応標準化トレーニングコースがある。災害発生直後から災害対応の能力向上、被災者の生命・健康維持及び地域内での多職種連携の強化を目指しており、対象に防災業務に従事する行政職員とあるが、これを受講したほうがよいのではないのかという問いに、執行部より、避難所関係については、県の研修を受講しています。内部の深い部分や実践的な部分については、防災訓練や講習を受けながらスキルや知識の向上を図っていきますと答弁がありました。

また、委員より、地域防災力活動支援補助金を行政区や自主防災組織だけではなく、さらに小さいコミュニティに補助金を交付することはできないのかという問いに、執行部より、現在の要綱では、行政区及び自主防災組織と規定しています。組についても過去検討しましたが、規定できていないため、今後、地元からの意見等により、必要に応じて組等まで対象とした規定に修正をしていきますという答弁がありました。意見として、病院や保護している児童などがいる施設など、指定避難所に避難できないと想定される場合については、地区の避難所等にその施設も指定することを検討してほしいという意見がありました。

総務部人権推進課関連では、母子世帯は、年収が低い状況にあると思われるが、男女共同参画の立場からサポートはどう考えているのかという問いに、執行部より、女性の活躍支援セミナーということで女性を支援するための事業であり、今後も引き続き女性をサポートする事業を展開していきますと答弁がありました。

また、委員より、団体活動助成金について、なぜ部落解放同盟大津支部への助成金なのか。また、

成果はどうなっているのかという問いに、執行部より、部落解放同盟大津支部は、部落差別をはじめ、あらゆる差別解消のために以前から活動されているため、その活動に対する助成金になります。また、一つの例として、結婚差別がありますが、最近では地区外の方と結婚する方も増えています。これまでの啓発活動で理解が進んでいるのではないかと感じています。以前からの活動の継続が理解増進につながっているものと考えますという答弁がありました。また、この部落解放同盟大津支部に交付されております団体活動助成金については、昨年度要綱が制定をされております。

住民生活部住民課関連では、委員より、戸籍総合システム利用料が前年と比べて大きく増加している理由は何かという問いに、執行部より、戸籍システム使用料の増加は、標準化移行によるものです。令和7年度は11月に標準化移行したことにより、前年度比280万3,350円増となりました。令和8年度は、標準化後の年間費用が前年比398万6,400円の増加です。標準化により全国統一された仕様となり、ガバメントクラウドにデータが移動したことで、システム改修立会いが不要になるなどのメリットもあったため、今後も費用対効果を上げていきたいという答弁がありました。

また、委員より、マイナンバーカードの交付率が97.6%になっているが、未取得者がいることによって行政手続のオンライン化が進みにくい状況はあるのかという問いに、執行部より、交付率は高い水準にあり、今後はカードを活用した利便性向上を進めていくことが重要と考えています。住民課では、コンビニ交付を役場窓口で疑似体験できるらくらく窓口証明サービスを導入し、10月から2月末までに約263件の利用がありました。今後もマイナンバーカードの利便性を周知しながら、利用促進に取り組んでいきますと答弁がありました。

また、住民生活部環境保全課関連では、委員より、雨庭設置工事の構造について、地下水浸透を考えると、土壌を浸透層まで掘る必要があるのではないかとと思うが、構造などの詳細はという問いに、執行部より、雨庭については、熊本県立大学が研究を行っており、推奨されている構造で設置を行う予定です。施工方法については、50センチほど掘り下げ、土壌改良を行いながら埋め戻しをしていきますという答弁がありました。

また、意見として、航空機騒音測定について、可搬式の測定装置で航空機の騒音測定をした実績も過去にあったと記憶をしている。現在、住民は空港アクセス鉄道が通ることによって寝ることができないほどの騒音が出るのではないかと心配をされている。既に高架化されている県内の鉄道の地点騒音について、データを取り寄せ、測定を行うなど、指標として根拠データを把握してほしいという意見がありました。

また、委員より、ごみ分別アプリについては、多言語化も対応しているのかという問いに、執行部より、ごみ分別アプリについては、令和6年度より多言語化し、英語、ベトナム語、繁体字、簡体字の中国語で実施をしていますと答弁がありました。

意見として、家庭ごみやし尿の運搬費について薬剤や燃料代など事業者とも協議をしながら対応していただいているが、世界情勢の変化などにより、原油価格の高騰も起きるという話も聞こえてくる。その影響が様々な事業にも及び、先行的に補正の対応が必要になってくる可能性もあるため、

事業者とのヒアリングをしっかりと行っていただきたいという意見がありました。

また、委員より、ごみ袋の広告掲載料について、燃やすごみの種類や大きさを分けて広告を募集するなど、広告掲載料がより入ってくるような考え方はないかという問いに、執行部より、本年度から広告掲載を始めましたが、企業も費用対効果を見極めながらの応札だったと感じています。ごみ袋231万枚の作成を行っているため、外装への広告や複数社掲載できるような広告配置を検討し、企業へのヒアリングも行いながら対応を行っていきますと答弁がありました。

住民生活部税務課関連では、意見として、家屋評価業務委託について、大規模災害が起こった場合、民間の不動産鑑定士も被災地の応援を行ってしまうため、通常の家屋評価業務委託を受託できなくなる可能性がある。そのような場合について備えて、役場の中にも家屋評価の業務ができる人材を一定数確保しておかなければならないという点も踏まえて検討してほしいと意見がありました。討論はありませんでした。

採決の結果、議案第26号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本典光） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩します。13時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます

これから、各常任委員会審議記録に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

大村議員。

○6番（大村裕一郎議員） 文教厚生常任委員会所管分の議案第26号関連、令和8年度大津町一般会計予算について質疑いたします。

今回、文教厚生常任委員会のほうで、給食費に関して否決されたというところで、討論の内容も先ほど委員長のほうからありましたけれども、今回言われてた内容が、中学校の無償化もならないから小学校の無償化も否決という形でありましたけれども、これが、地方自治法第149条2号の町長の予算の編成権、提案権の侵害になるのではないかと思いますけれども、その点はどのように考えてらっしゃるか質疑いたします。

○議長（坂本典光） 山本委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 大村議員の質疑にお答えします。

確かに、予算編成権は町長に属する権限なので、議会においても予算の増額要求は特に慎重な取扱いが求められます。ただし、それは、議会が予算の増額修正案を可決するための話であって、今回は修正案を提出するわけではないので、それには当たりません。あくまで予算の編成において、

小学校と中学校が公平に取り扱われないと、政策的な判断に認識不足があるのではないかという疑義に基づくもので御理解ください。

○議 長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

岩下議員。

○1 番（岩下啓史議員） 皆さん、こんにちは。私からは、議案第18号、議案第26号、議案第27号、議案第31号の四つについて、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第18号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

この条例の改正は、令和8年4月1日から子ども誰でも通園制度を実施するに当たり、利用者が負担する費用を条例で定めるためのものです。しかし、その一方で、一時保育事業の利用者負担金は、1時間250円であったものが300円に引き上げられて、1日8時間で2,000円で利用できていたものがなくなり、実質8時間で2,400円に引き上がってしまいます。新しい制度が始まる一方で、一時保育事業の利用者負担金の増加に対して反対します。

次に、議案第26号、令和8年度大津町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

まず、冒頭で申し上げたいのは、小学校の給食費無償化、各小学校の改修事業や中学校の空調整備事業には賛成です。しかし、その一方で、賛成できないところもありますので反対いたします。自治体システム標準化についてです。

予算書68ページ、目7電子計算費、節11役務費、ガバメントクラウド利用料3,554万円と、節12委託料、ページ飛びまして69ページです。地方公共団体情報システム標準化・共通化対応業務委託に1,217万円、節13使用料及び賃借料の情報システム利用料6,206万3,000円の予算に反対します。これらは、地方自治体システム標準化のための予算です。

2021年5月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、国は自治体基幹業務20業務を対象に、国が策定した標準準拠システムに移行することを義務づけました。そして、標準準拠システムの利用は、原則として、国が調達するガバメントクラウドを利用することとしています。この利用料が3,554万円で、毎年かかってまいります。本町にとっても大きな負担となるかと思います。地方公共団体システム標準化・共通化対応業務委託の1,217万円は、ガバメントクラウドに移行するための委託費ですが、膨大な情報量になりますので、これまでの積み重ねもありまして、8年度中には終わるとされていますが、実際にかかる予算が今後どうなってくるのか分かりません。さらに、情報システム利用料6,206万3,000円は、ガバメントクラウドに移行しない業務も含まれていますが、標準化システムの利用料です。

最初、国としてこれらのシステムなどを導入することでコストを3割削減できるとうたってい

ましたが、結果的には、本町においてもコスト増もあり得ます。また、全国の県の自治会や町村会において、財政負担軽減を国に対して求めている状況です。このような状況でありますので、今後とも大きな財政負担もあり得るかと考えます。

以上の理由により反対いたします。

次に、議案第27号、令和8年度大津町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険は負担が高過ぎるので、反対いたします。また、令和8年度から新設されます子ども・子育て支援金という新たな町民負担に反対します。本来であれば、国が財政的な措置を行うべきところ、国民にさらなる負担を強いることは看過できません。

以上の理由により反対します。

次に、議案第31号、令和8年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

この予算は、造成工事のための予算であります。造成工事そのものに対して地下水涵養の点から反対します。さらに、今回の工業団地整備事業の設計は、地下水涵養という点で不十分でもありますので反対します。今回、新たに整備される歩車道境界部の管路型側溝の内部と調整池には、雨水浸透施設は設計されず、側溝に流れる雨水はそのまま河川に流れてしまい、涵養されない仕組みになっています。また、今後考えられる企業立地では、雨水浸透ますや雨庭を依頼するということにしているとのことですが、依頼するだけでなく、制度として義務化をするべきだと考えます。

以上の理由により反対いたします。

○議 長（坂本典光） ただいまの討論で賛成討論はありませんか。

豊瀬議員。

○14番（豊瀬和久議員） 皆様、こんにちは。14番議員、公明党の豊瀬和久です。私は、議案第26号、大津町一般会計予算につきまして賛成の立場から討論を行います。

まず、各委員会におきまして、様々な視点から慎重な審議が行われたことに対しまして敬意を表します。各委員会で指摘された課題については、今後の執行や改善の中でしっかりと反映をされていくことを期待したいと思います。

ただ、今回の一般会計予算には、子育て支援、福祉、教育、地域経済の活性化、防災対策など、町民生活を支える数多くの重要な施策が盛り込まれています。もちろん全ての事業が完全であるとは限りません。今後も議会としてチェック機能を果たしながら、必要な改善や見直しを求めていくことが重要であると思います。しかしながら、特定の課題を理由に予算全体を否決するということは、町民生活に影響を与えることにもなりかねません。

文教厚生委員会の反対討論にもありましたが、給食費無償化については、この後、決議とか意見書も提案されると思いますけれども、国の動向等を見定めながら、今後の議論の中で前に進めていくべき課題でもあり、町民生活や地域の発展を止めることなく前へ進めていくためにも、本予算を成立させることが今求められていると思います。

以上の理由から、一般会計予算に賛成をいたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂本典光） ほかに討論はありませんか。

佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） こんにちは。私、議案26号、一般会計の当初予算について反対の立場から討論をしたいと思います。

まず、今議会の前の全員協議会のことを思い出してください。議場の前に、廊下に机を並べて職員がずらっと並んで、議案の訂正シールを貼っていた場面がありました。もちろん一般会計だけではありませんが、訂正した箇所は何と17か所ありました。人間だから間違いはあります。でも多過ぎはしませんか。それも恐らくは何人もの職員が関わって、ダブルチェック、トリプルチェックがなされてあるはずの議案において、まずこの点を一つ指摘しておきます。

一般会計の話に移りますと、給食費の無償化については、先ほど話がありましたので、重ねませんけれども、これだけではなかったんですね。もう一つありますのが、運動公園のポンプユニットの改修工事です。予算書で言いますと216ページになります。令和7年9月定例会の常任委員会に提出された説明資料と大きな乖離がありました。そのときの説明では、ポンプの更新費用は1,800万円と言われてたんですね。ところが、今回実際に出てきた予算案では約4,300万、2.3倍の額が計上されております。そのとき9月に問題になったのは、ポンプを更新するのと水道水を使うのとどちらが合理的なんだ、経済的なんだということだったんですが、その際は水道水よりもポンプのほうが経済的ですと。しかし、ポンプの更新費用が4,300万、2.3倍になったことによって、その経済性の判断は変わったはずなんですね。それについての説明としてつらつら説明はあったんですけども、数字合わせというしかないような説明でした。つまり、施策において、ほかの手法と比較における経済的な合理性というものがきちんと説明されていないんですね。地方自治法第2条第14項には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされております。この最少の経費で最大の効果というのは町長も職員もよく口にされますが、今回はそれが十分に検討されていないということです。

もう一つが、合理的な積算によらない支出が計上されています。予算書で言いますと217ページ、体育館の空調使用に伴う光熱水費の補償費です。868万円です。この額は、算定上1年間に必要となる補償額であって、仮に試験運転などの期間を想定しても、7月から運用される空調に対する補償額としては過大なものとなっています。予算策定においては、試験運転期間があればそれを加えて、7月から3月に実際に必要と算定される額を計上することが正しいやり方です。地方財政法第3条の予算の編成においては、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により、その経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとなっています。この合理的な基準によらない、しかも極めて単純な処理が行われていないものだという事です。

結論としまして、以上のように本予算は、まずは教育基本法が定める教育の機会均等と保障の水

準が維持されていないこと。そして、地方自治法が求める最小の経費で最大の効果が実現されていないこと。そして、地方財政法が求める合理的な基準による経費の算定がなされていないという、少なくとも3点の箇所があります。

初めに述べましたように、今回の予算案には、当初から幾つもの修正がありました。こうした点も踏まえまして、執行部にはもっと本気を出していただきたいと激励の思いを込めて、この予算案に反対するものです。とはいっても、これは私の所属する委員会に付託された部分についての意見でありまして、予算全体を見渡したときに、ほかの委員長報告については、こういった箇所は指摘されないという点についても配慮は必要かと思います。議員各位の慎重な御判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（坂本典光） ただいまの件につきまして、賛成の討論はありませんか。

山本議員。

○13番（山本富二夫議員） 所管の委員会の件で反対討論、18、26、27号ということがありました。反対された議員は文教厚生常任委員会の議員であります。委員長報告については、質疑をしないということが望ましいという議員必携も載っております。委員会の中では、質疑の中でもいろんな意見が出まして、一応18号議案については、採決の結果、全員賛成で原案のとおりということで可決されております。26号はあれですけど、27号の部分についても、審議し、意見が出ましたので、その中で、29号議案についても委員会の中で賛成多数ということでなっておりますので、この議案については賛成の立場で意見を申し上げます。

○議 長（坂本典光） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第12号、大津町振興総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 多数賛成です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、大津町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、大津町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを

採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第１７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第１８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第１９号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号、大津町山林原野火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、辺地総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、町道の路線廃止についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第２４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、町道の路線認定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第２５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、令和８年度大津町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は各委員会審査報告書のとおりです。議案第２６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、令和８年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第２７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、令和８年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告

のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第２８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号、令和８年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第２９号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号、令和８年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第３０号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号、令和８年度大津町工業団地整備事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第３１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号、令和８年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和8年度大津町公共下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和8年度大津町農業集落排水事業会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 令和7年度・令和8年度議員派遣について

○議 長（坂本典光） 日程第3 令和7年度・令和8年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、タブレットに配付したとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、令和7年度・令和8年度議員派遣については、タブレットに配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（坂本典光） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長からタブレットにて配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があつております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 発委第1号 学校給食無償化の実施に関する決議について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（坂本典光） 日程第5 発委第1号、学校給食無償化の実施に関する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

発委第1号提出者、山本富二夫文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 発委第1号、大津町議会議長、坂本典光様、提出者、大津町議会文教厚生常任委員会委員長、山本富二夫。

学校給食無償化の実施に関する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大津町議会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するのみならず、憲法が定める義務教育無償の精神を具現化する重要な教育活動である。昨今の物価高騰による家計への影響が深刻化中、子育て世代に対する直接的な支援として、給食費の無償化に対する住民の期待は極めて高い。

しかしながら、国の方針に準じて、小学校のみを先行して無償化することは、同一の義務教育機関でありながら、中学生の保護者に対して継続的な負担を強いるものである。自治体内における行政サービスの不公平を著しく欠くものである。特に成長期にあり、給食負担が増大する中学生の子を持つ世帯において、支援から取り残されることによる不公平感は看過できない。

大津町が掲げる子育て支援施策の整合性を保ち、全ての児童生徒がひとしく教育の恩恵を享受できる環境を整備することは、本町の責務である。

よって、大津町議会は、町長及び教育委員会に対し、必要な措置を速やかに実行するよう強く求めるものである。

学校給食無償化の実施に関する決議（案）。

趣旨。町においては、令和8年度から小学校給食無償化が行われるが、義務教育の性質及び住民負担の公平性を鑑み、中学校においても区別なく速やかに実施することを求めるものである。

本文。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもののみならず、憲法が定める義務教育無償の精神を具現化する重要な教育活動である。昨今の物価高騰による家計への影響が深刻化する中、子育て世帯に対する直接的な支援として、給食費の無償化に対する住民の期待は極めて高い。

しかしながら、国の方針に準じて、小学校のみを先行して無償化することは、同一の義務教育機関でありながら、中学生の保護者に対して継続的な負担を強いるものであり、自治体内における行政サービスの公平性を著しく欠くものである。特に成長期にあり、給食負担が増大する中学校の子を持つ世代において、支援から取り残されることによる不公平感は看過できない。

大津町が掲げる教育支援政策の整合性を保ち、全ての児童生徒がひとしく教育の恩恵を享受できる環境を整備することは、本町の責務である。

よって、大津町議会は、町長及び教育委員会に対し、次の事項を速やかに実行するよう強く求める。

1、中学校における速やかな無償化の実施。無償化実施に当たっては、小学校は令和8年度当初から開始されることを鑑み、中学校においても速やかに実施すること。

2、給食費の公会計化までの措置。給食費無償化のための経費は多額であることから、公会計化までの間、監査や運営委員会組織の強化などにより、適切な管理を実現すること。

以上、決議する。

令和8年3月19日、大津町議会。

○議長（坂本典光） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田代議員。

○7番（田代元気議員） 発委第1号について質疑をいたします。この無償化にする決議に関しては、私も子を持つ親なので、負担が軽くなるのはいいのかなと思うんですけど、財源に関して一切書いてありませんけど、さきの一般質問においても、今日の委員長報告においても、中学校まで無償化すると9,000万ほどかかるということだったんですけど、財源について、この発委をされる委員会ではどのような協議を行ったのかを質疑いたします。

○議長（坂本典光） 山本委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 文教厚生常任委員会の中では、財源についての質疑等はありませんでした。中学校においても速やかに実行していくよう強く求めるという内容ですので、財源のことについてはありませんでした。

以上です。

○議 長（坂本典光） 田代議員。

○7番（田代元気議員） 再度質疑いたします。財源については特になかったということなんですけど、町のほうにこの決議を出すということで、財源について話してないのはちょっとあまりにも無責任などではないかなと思うんですけど、ただ無償化しろと、例えば、9,000万円負担が増えるわけですから、町の。その辺りについて本当に議論がなかったのか。前回もらったやつには何かちょっと書いてあったような気がするんですけど、9,000万について、何かのサービスを減らしてこっちに当てなくてはいけなくなりますので、その辺りについてちょっともう一度質疑いたします。

○議 長（坂本典光） しばらく休憩します。

午後1時51分 休憩

△

午後1時53分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 財源の考え方、意見として、これまでの町の説明では、多額の財源が必要であること。年間約2億から2億5,000万であった。老朽化した小中学校や給食センターの整備、改修を優先する。しかし、国が小学校の無償化に踏み切ったことで、2ないし2.5億円と言われていた必要財源は、中学校無償化分の7,000から8,000万円に圧縮される。これは言われていた部分です。現在は9,000万ぐらいかかるだろうということなんですけども、2億から2.2億では、こんなんでも7,000万から8,000万であれば検討の余地があるのではないかな。

国は、将来的な中学校の無償化についても言及しており、現状がアンバランスな状態であることを踏まえれば、そう遠くない将来に実現するものと考えます。

このような特別で短期的な財政需要に対応する財源としては、ふるさと納税が考えられる。近年のふるさと納税の納付額は、令和6年で7億4,000万ぐらいあります。委託額、削除額を除いた金額では、1,678万円ぐらい一応見込まれます。現状の町の財政運営の考え方では、ふるさと納税の使途は町の施策全般に広がっており、収入は一般財源に充当されているため、特定の使途が計画されているものではない。給食費無償化に充当できない理由はない。

以上です。

○議 長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

時松議員。

○8番（時松智弘議員） それでは、私のほうから発委第1号について質疑をいたします。

内容につきましては、昨年、私も12月に一般質問の中において、ふるさと納税を学校給食費無償化等に充てることができないかという質問をさせていただいております。そのときの回答はあまり前向きではなかったんですが、その点を踏まえて、今回お尋ねしたいことがあります。

まず、国が、今、学校給食費を実際支援をするという形になっております。小学校だけ。予算が通ればの話でございます。あとは、中学校の給食費負担というのがまだ進まないということで、国会で審議が引き続き続いておりますが、そもそもこの発委第1号に書いてあります学校給食費無償化というのは何かということであります。無償化という制度はまだありません。そのようにしているだけにすぎません。なぜかと申しますと、国は小学校の給食費の保護者の負担軽減のために上限5,200円までとして、その負担を担うということで予算の審議をされているわけですが、要はただにすると誰も言うておりません。我が町においては、5,000円未満の学校給食費になっております。熊本市も同様であると思います。ただ、八代市におきましては、その5,200円の範疇に収まりませんので、一部保護者負担を求めるということで話が進んでいるやに聞いております。すなわちは、国が設定しておりますのは、保護者への負担軽減でありまして、ただにすると誰も言うていないわけです。

そこで、この発委のところで出てきます中学校の無償化について、もしその9,000万円という財源をふるさと納税に求めるのは、それは構いません。構いませんが、今度は物価高騰等のあおりを受けたときに、もしその小学校の給食費が5,200円を超えてしまった場合については、逆に義務教育間の平準化ができなくなるような仕組みになってくるんですけれども、私はこの無償化という考え方と保護者への負担軽減というのは、ごっちゃにしてはいけないと思いますので、発委の内容につきまして、文教厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

○議長（坂本典光） 山本委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 時松議員が確かに言われるとおりに、給食費の無償化という部分では、保護者に全部求めるものではないし、また国に対しても、より以上の負担を求めるものではありません。しかし、今の時点においては、国として小学生に対しての給食の無償化をするということとなっておりますので、そのようにお答えしておきます。

○議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

村山議員。

○5番（村山龍一議員） 発委第1号について、文教厚生常任委員長に質疑いたします。私は、2番の給食費の公会計化までの措置ということでお聞きしたいと思います。

委員会の中でも、公会計については、令和8年度に向けて基礎的な準備を始めるという答弁がなされました。ただ今回、あえてここに給食費の公会計までの措置を入れた理由についてお伺いしたいと思います。完全無償化ための経費が多額であることから、公会計までの間、監査や運営委員会の組織強化などに適切な管理を実現する。当然、適切な管理は当然のことだと思いますので、なぜこの文面を入れたかということで質疑いたします。

○議長（坂本典光） 山本委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 村山議員の質疑にお答えします。

2番目の公会計までの措置ということは、中学校においても、速やかに給食の無償化をするためには、公会計化を速やかに実施することにより、その経費的な部分について速やかな移行ができる

のではないかという部分で公会計化の部分にしたものであります。

以上です。

○議 長（坂本典光） しばらく休憩します。１４時１０分から再開いたします。

午後２時００分 休憩

△

午後２時１０分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本委員長。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 村山議員の給食費の公会計化という部分での質疑だったと思います。

今は、給食費は公会計化しております。公会計化は公金として管理できるものであります。

○議 長（坂本典光） しばらく休憩します。

午後２時１１分 休憩

△

午後２時１２分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○文教厚生常任委員長（山本富二夫） 今は準公会計化しています。公会計化は、公金として管理できます。すぐにできないのであれば、給食センター運営委員会は、保護者や教員で専門性はないことから、監査や組織の強化が必要と考えられます。

以上です。

○議 長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発委第１号、学校給食無償化の実施に関する決議についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。発委第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第1号 中学校給食費の早期無償化等の保護者負担軽減を求める意見書の提出について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（坂本典光） 日程第6 発議第1号、中学校給食費の早期無償化等の保護者負担軽減を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号提出者、時松智弘議員。

○8番（時松智弘議員） 皆さん、こんにちは。久しぶりの発議になりますので、文言と間違いがありましたら御容赦ください。

発議第1号、令和8年3月17日、大津町議会議長、坂本典光様、提出者、大津町議会議員、時松智弘。

中学校給食費の早期無償化等の保護者負担軽減を求める意見書の提出について。

上記議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由につきましては、机上に配付のと通りの案文になりますが、細部につきまして御説明を申し上げます。

私が発議者となり、山本富二夫議員、大塚益雄議員、西川秀貢議員、田代元気議員、大村裕一郎議員、村山龍一議員、大塚勝二議員、清原さおり議員、中山直之議員とともに提出をいたしました、中学校給食の早期無償化等の保護者負担軽減を要望する意見書（案）について申し上げます。

学校給食は、全ての子供たちにとってかけがえのない健やかな成長と学びを支えるための重要な社会的インフラであります。その学校給食無償化等を含めた保護者負担の抜本的な軽減の要望は全国日々高まっております。

公立小学校の児童を対象に、保護者が負担してきた給食費を国の支援によって軽減し、子育て世帯の経済的負担を和らげることを目的とした制度の構築を今国会において予算審議が進んでおり、本町においても期待が高まっております。あわせて、自治体間で生じてきた給食費負担の差を是正し、どこに住んでいても一定の教育環境を確保され、自治体の財政や給食の質、地産地消の推進にも配慮する豊かな食育が実現に近づくと思料します。

しかしながら、今回、国の令和8年度当初予算では、中学校段階での無償化等の保護者負担の抜本的な軽減には明確な期限が設けられておらず、できる限り速やかとする表現にとどまっております。子供たちの豊かな食育の維持・増進の考え方から、小学校、中学校を問わず、義務教育間の支援が必要とされるべきです。全国の小学校、中学校において、地方と都市部との間で教育の機会に格差が生じないよう、国による全国平準の支援が必要です。

よって、大津町議会は中学校給食費についても、令和8年度中に無償化等、保護者負担軽減を実

施すること。給食費の保護者負担軽減について、制度的な裏づけを持った恒久的措置とすること。豊かな食育のために、給食の質の保障と地産地消推進の実現を図ること。以上３点について議決をし、国に対し、以下の事項について速やかな対応を強く求め、関係行政庁に提出したいと考えます。

机上に配付されております意見書（案）について、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いいたします。提案説明とさせていただきます。

令和８年３月１９日、宛て、衆議院議長、森英介様。参議院議長、関口昌一様。内閣総理大臣、高市早苗様。総務大臣、林芳正様。財務大臣、片山さつき様。文部科学大臣、松本洋平様。菊池郡大津町議会。よろしくお願いいたします。

○議 長（坂本典光） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第１号、中学校給食費の早期無償化等の保護者負担軽減を求める意見書の提出についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

**日程第７ 議案第３５号 あけぼの団地上水道改修工事（２期工事・機械設備）請負契約の締結について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決**

○議 長（坂本典光） 日程第７ 議案第３５号、あけぼの団地上水道改修工事（２期工事・機械設備）請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

議案第３５号は、大津町議会会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） こんにちは。本定例会に追加提案しました案件の説明の前に一言お礼を申し上げます。

本定例会に提案しました全ての案件について御議決をいただき誠にありがとうございました。

今後とも議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、あけぼの団地上水道改修工事（2期工事・機械設備）請負契約の締結についてですが、令和8年2月19日に条件付一般競争入札を実施しました結果、協成・木村建設工事共同企業体、代表者、熊本県熊本市東区御領6丁目4番52号、協成設備工業株式会社、代表取締役、高村洋行様と1億7,017万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。

議案第35号は、予定価格5,000万円以上の工事請負契約ですので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆様、こんにちは。議案第35号、あけぼの団地上水道改修工事（2期工事・機械設備）請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

今回の契約案件の工事概要につきましては、後ほど都市整備部長から説明いたしますので、私からは、入札関係について御説明いたします。

本工事は、当初、令和7年8月22日に入札を予定し、7月22日に条件付一般競争入札の公告を行いました。競争参加資格確認申請書の提出がなく、入札が成立しませんでした。このため、公告における参加資格条件の見直しを行っております。

当初公告では、建設工事の種類を1期工事と同様に水道施設工事として整理しておりましたが、本工事は、敷地内の受水槽や給水ポンプ、給水配管の更新が主な内容であることから、建設業法における工事区分の取扱いを改めて確認した結果、建設業法上は、管工事として整理できる内容であると判断いたしました。このため、再公告では、建設工事の種類を管工事としたものです。これに伴い、施工実績要件及び配置技術者資格についても、管工事の要件に基づく内容に見直しております。

また、当初広告では、申請者または入札参加者が1者であった場合は、入札を中止する取扱いとしておりましたが、再公告では、1者であっても入札を実施する取扱いに変更しております。これ

は、設備工事分野における技術者確認の難しさや、当初公告で応札がなかった状況を踏まえ、改修の遅延を防ぐ観点で見直したものです。

あわせまして、適正な工期を確保するため、当初公告で、令和8年2月20日までとしていた工期を、再公告では、令和8年9月30日までに変更しております。

以上の見直しを行った上で、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づき、令和8年1月19日に条件付一般競争入札の公告を再度行い、入札参加資格を確認の上、2月19日に入札を実施しました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

建設工事の種類は、管工事一式であり、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、構成員2者による特定建設工事共同企業体への発注工事としております。代表構成員は、熊本県格付、管A、構成員には、管工事における総合評定値600点以上を要件としております。

営業所の所在地は、代表構成員が熊本県内に主たる営業所を有し、構成員2が大津町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員が、平成22年度以降、元請として日本国内において完成した管工事で、請負金額が1億円以上の施工実績を有することを条件としております。また、配置予定技術者につきましては、記載しています全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

2ページをお願いいたします。

入札結果について御説明いたします。入札参加者は1者であり、入札金額、入札資格、予定価格等につきましては、記載のとおりです。入札の結果、協成・木村建設工事共同企業体、代表者、熊本県熊本市東区御領6丁目4番52号、協成設備工業株式会社、代表取締役、高村洋行様が1億4,700万円で落札され、契約金額は1億7,017万円となっております。

工期は、議会議決承認を得て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和8年9月30日までとしております。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議 長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 皆様、こんにちは。私のほうからは、議案第35号、あけぼの団地上水道改修工事（2期工事・機械設備）請負契約の締結について、工事の概要を御説明させていただきます。

説明資料集の3ページをお願いいたします。

今回の工事につきましては、老朽化したあけぼの団地の給水設備の改修を行うものでございます。既存の給水塔及び給水管は、昭和55年の建設から45年が経過しており、配管設備のほか、メンテナンス用階段などの附帯設備についても、老朽化が著しい状況となっております。これまでも老朽化に伴う漏水が発生しているほか、熊本地震の際には、地中に埋設されました給水管の破損も確認されたような状況です。このような状況を踏まえ、地震などの自然災害への備えと、安全で安定

した給水体制を確保するため、老朽化した給水設備の改修を進めているところでございます。昨年度実施いたしました1期工事では、既設の給水塔から新設する受水槽までの給水管及び新設する受水槽から各住棟への給水管の配管工事を完了しております。今回の2期工事では、あけぼの団地の西側公園内に受水槽を設置いたします。

説明資料集の4ページをお願いいたします。

今回、新設する受水槽は、容量150立方メートルのステンレス製で、耐久性に優れたものとなっています。給水方法は、受水槽から5系統に分岐し、各住棟へ給水する方式でございます。本工事によりまして、昨年度整備した配管と各住棟を接続し、工事完了後は新しい受水槽による給水運営と切替えを行います。

工事の概要についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本典光） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 質疑をいたします。12月の定例会の補正予算ですかね、あけぼの団地の上水道の改修事業ということで、2億3,817万9,000円が繰り越されています。これが多分予算になってると思うんですけども、それに対して、実際の契約額が1億7,000万ちょっとぐらい。結構差があるんですよ。何かほかにまだ工事があるのか。それとも、入札の執行残になるのか。その辺についての説明をお願いします。

○議長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

新設する受水槽に関連しまして、これ以外で基礎や外構工事を行う建設工事、キュービクル設置及び配線工事を行う電気工事等、別途発注する予定でございます。また、各棟への水道設備の切替え完了後、既存の給水塔の解体工事のほうも行うというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本典光） 佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 別途発注する分についての入札等のスケジュールはどうなっているんでしょうかということ。もし、もう既にやってしまってるんだとすれば、前回もちょっとそういう話をしましたけれども、いわゆる一体的な目的のためになされる工事であれば、やはり一体的に説明すべきではないかということについて質疑をしたいと思います。

○議長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 先ほど説明させていただきました発注時期といたしましては、基本的に今月でございます。ただ、給水塔の解体につきましては、今現在まだ利用しておりますので、接続が完了後に解体ということになりますので、来年度に発注予定ではございますけれども、それ以外については今月ということでございます。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 一体的に説明していただく必要があるのではないかということについてお答えをいただいております。

○議 長（坂本典光） 高橋部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 申し訳ございませんでした。一体的な工事ではないかということでございますが、関連する工事でございますので、その辺について説明が漏れていたことについては申し訳ございませんでした。今後、先ほど説明させていただいたように、関連する基礎や外構工事、キュービクル、そういったものもございまして、今後につきましては、そういったものも含めて分かりやすく説明に努めさせていただきたいと思います。

○議 長（坂本典光） ほかにありませんか。

大塚議員。

○4番（大塚勝二議員） 何点かちょっと質問させていただきたいんですけども、あけぼの団地に関しては、高架水槽のほうに受水槽から持ってきて、揚水ポンプで高架水槽に上げて、それから給水してると思うんですけども、それになってるのかどうか確認が1点と、あとは、今回、受水槽の位置を考えた場合に、7号棟から考えたかなり高低差があるような場所に設置ということで、いざというときの給水的なところ今までよりも、今までは高いところにあったものですから、ある程度の高いところから下に給水するというので、あまり問題はなかったかと思うんですけども、そういうところで、いざというときに給水的にちょっと弊害があるんじゃないかというところがあるかと思うんですけども、その辺りは業者のほうに確認されたのかというのを2点お伺いしたいと思います。

○議 長（坂本典光） 高橋部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 大塚議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。2点あったかと思うんですけども、高架式ではないかというようなことでございますけれども、今回新しく受水槽のほうを設置させていただいて、そこから、先ほど説明させていただきましたとおり、5系統に分けてポンプで送るというような形になりますので、それで各住棟への給水をするというような工事になります。また、いざというときということではあったかと思っておりますけれども、1系統に当たり2台のポンプを設置しまして、異常があった場合には、残りのポンプで稼働して送るというようなこともあります。全体的な停電等になった場合には、直接各住棟へは無理でございますけれども、取水することもできるというような、今回、整備をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 大塚議員。

○4番（大塚勝二議員） 丁寧な説明をありがとうございました。多分、今までの容量よりもかなりやっぱりちょっとポンプに関してはちょっと容量が大きいやつを設置せんといかんとかなと。かなり高低差が出るんじゃないかというのを懸念しているところです。それと、将来的なところで、昭

和園の公園のほうにこども園とかを建設予定ということで、高架水槽が、逆に、今度、受水新設後に解体という、それがあつたほうが逆にこっちのほうに、こども園のほうに給水するのが便利じゃないかなというのはちょっと考えてるんですけども、こども園に関しては、また新たに新設して受水槽を設けるといふうなところで考えておってよろしいでしょうか。2点。要するに受水槽があつて、新しく、今のこの壊す予定のやつを新しくして、仮にこども園のほうに受水槽がなければ、そっちのほうに給水したほうが安全じゃないかなというのはちょっと思ってるんですけども、その辺りどうかなと思ひまして。

○議 長（坂本典光） 大塚議員。

○4番（大塚勝二議員） 令和10年にできるこども園に関しましては避難所も兼ねているということで、いざというときに、給水、水の管理とかもしていかなくちやいけないと思つているものですから、その辺りはどうかなと思つて。高いところにあるものですから、これを新しく仮にして、それから給水をしていったほうが、こども園を建設したときには、安全面に関してはいいんじゃないかなと思つたものですから。

○議 長（坂本典光） 高橋部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 今回、解体予定の現在使つている給水塔、こちらについて再利用するような計画はないかというような趣旨であつたかと思ひます。

まず、今現在の給水塔につきまして、設置後45年を経過しているというように、度々漏水もしているような、老朽化しているような状況でございます。あわせまして、旧耐震基準で整備したものでございますので、そういった新しい耐震基準等を満たしていない部分ではございますので、そういったものについて再利用ができるかというのは、別途ちょっと調査が必要になってくるかと思ひますので、今後、子育て支援課のほうとは、その辺も含めた上でも検討はしていきたいと思ひますけれども、再利用というのはなかなか難しい部分もあるかと思ひます。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） ほかにありませんか。

村山議員。

○5番（村山龍一議員） 私のほうから幾つか質疑させていただきます。

説明資料の2ページを御覧いただいてよろしいですか。

入札のそもそもの考え方ということでお伺ひしたいと思います。今回、1者入札ということで、当初は1者入札では中止ということだったんですが、今回、1者入札でも可ということで入札がされております。入札金額を見ますと、1億5,470万。予定価格だと1億5,477万2,000円。7万2,000円の減額で入札額ということで、普通だったら入札するともう少し安くなるという考え方なんですけど、入札なのかなと思ひながら7万2,000円しか安くなってない。高止まりと。それと、先ほど部長から説明ありました、1回目の入札は誰も参加者がいないということで、どちらかというと入札よりも工事業者の確保がいかに必要かということで、そんなふうな感じの入札になっていると思ひます。そもそもの1者でも競争原理が働いているのかということと、

実際、高止まりじゃないと落札はしないのか。それと、入札のそもそもの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議 長（坂本典光） 木村部長。

○総務部長（木村欣也） 村山議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、入札についての考え方ということですけど、今回、2回目の公告で1者入札となっていましたけど、この1者での応札が入札が無効となるものではまずはありません。地方自治体の入札自体は、地方自治法施行令や本町の入札手続要領に基づき、適正な公告、参加資格確認、予定価格の設定など、競争性を確保するための手続を経て実施しております。その上で、参加者が結果として1者であった場合でも、公告内容が適正であること、二つ目に、参加資格要件が合理的であること、三つ目に、予定価格の範囲内で適正な価格が提示されていることが満たされていれば、競争性は確保されていると判断され、まず、入札については有効とされております。また、国や県を含む公共事業の実務においても1者入札は珍しいことではなく、適正な手続を経ていれば、契約締結は可能とされております。

本件につきましても適正な手続を取っておりましたので、まずもって入札は適正だったと考えているところです。

また、高止まりだったということで競争性が欠けてたんじゃないかという御意見かと思います。入札の競争性につきましては、参加者数ではなく、公告や参加資格要件、予定価格の設定など適正に行われているかが判断の基準となっておりますので、客観的な積算基準に基づき算出して、本町の場合、事前公表しておりますけど、事前公表により、特定の業者が有利になる余地はないところです。

また、本工事は専門性が高く、地域内の該当事業者が限られるため、1者応札は、市場の構造上、不自然ではないと考えております。さらに、本工事は、受水槽や給水ポンプなど設備機器の占める割合が高い工事であり、機器価格や施工数量が比較的明確であることから、結果として、予定価格に近い水準となったと考えているところです。落札率が高かったのは、予定価格と市場価格が一致していたためであり、競争性がなかったわけではないと判断しているところです。

○議 長（坂本典光） 村山議員。

○5番（村山龍一議員） 再度質疑いたします。先ほど説明あったとおり、当初は水道施設工事で積算した後、その後、管工事で積算したら落札があったということで、最初から管工事でやっていれば、もう少し早く契約もできたということだと思うし、単価についても、もっと安く契約できたんじゃないかなということで、今後こういったことでもう少し事前に情報を仕入れて、こういった工事であれば早く落札できるとか、応札してもらえとかいう考えをしていただきたいと思いますので、その辺について今後の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（坂本典光） 木村部長。

○総務部長（木村欣也） 今回の工事につきましては、2期工事ということで、1期工事を事前に出してありまして、全体として一つの設計を水道工事としてやっておりました。今回は2期工事とい

うことで、そのまま水道工事の更新で公告をやったんですけど、応募がなかったということで、同じ業者でやってもなかなか次の応札が見込めない可能性もあることから、業者変更ができないかということで、工事区分のところを確認しましたところ、今回の工事内容が、家屋その他施設の敷地内の配管工事及び上水道上の配水設備を設置する工事で管工事に該当すると、管工事が適切であるということでしたので、2回目、再度の公告のときは工種を切り替えさせていただきました。

また、当初からしっかりその辺を調査しておく、速やかな入札と工事発注ができるのではないかとということにつきましては、今後は工事全体を見ながら適切な判断ができるよう、しっかり研究して、発注体制に臨んでいきたいと考えております。

○議 長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成する議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第35号、あけぼの団地上水道改修工事（2期工事・機械設備）請負契約の締結についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字、取消し、訂正などの整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和8年第2回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月19日

大津町議会議長 坂 本 典 光

大津町議会議員 大 村 裕一郎

大津町議会議員 田 代 元 気

